

2012年4月版

まもりすまい保険 現場検査マニュアル

平成24年4月



目 次

第1章 現場検査の共通事項

第1節 現場検査の目的・心得等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1

- 1. 1. 1 現場検査の目的
- 1. 1. 2 現場検査員
- 1. 1. 3 現場検査員の心得
- 1. 1. 4 現場検査に係る法的責任等
 - (1) 契約に基づく責任（契約不履行責任）
 - (2) 不法行為に対する責任（不法行為責任）
 - (3) 現場検査員の種別による現場検査の対象建築物の範囲
- 1. 1. 5 個人情報への取扱い
- 1. 1. 6 現場検査チェックシートの取扱い

第2節 現場検査前の実務・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-4

- 1. 2. 1 現場検査の流れ
- 1. 2. 2 現場検査の回数、時期
- 1. 2. 3 保険契約申込と受理証の発行
- 1. 2. 4 現場検査の依頼
- 1. 2. 5 現場検査の準備
 - (1) 書類の事前確認
 - (2) 現場検査に持参する用具等の準備
- 1. 2. 6 現場検査の日程調整・連絡等

第3節 現場検査時の実務・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-11

- 1. 3. 1 現場検査の要点
- 1. 3. 2 現場検査時の心得
- 1. 3. 3 現場検査の手順
- 1. 3. 4 現場検査チェックシートの記入方法
 - (1) 現場検査チェックシートの種類
 - (2) 現場検査の主なチェック部位及び使用する現場検査チェックシート
 - (3) 現場検査チェックシートの現場情報等の記入
 - (4) 施工内容、判定等の記入
 - (5) 検査結果の記入
- 1. 3. 5 設計施工基準により難しい仕様の取扱い
(設計施工基準第3条に係る確認)

- 1. 3. 6 現場施工状況写真の撮影方法等
 - (1) 現場施工状況写真の撮影方法
 - (2) 現場施工状況写真の撮影枚数
 - (3) バインダーへの記入方法
 - (4) 写真撮影で不具合が生じた場合

第4節 現場検査後の実務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-20

- 1. 4. 1 指摘内容の処理
 - (1) 是正報告の目安
 - (2) 是正確認
- 1. 4. 2 機構と協議すべき事項
- 1. 4. 3 現場検査結果報告
 - (1) まもりすネットへの入力及び最終確認
 - (2) 現場検査の結果報告

第5節 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-22

- 1. 5. 1 現場検査の特殊な取扱い
 - (1) 建設住宅性能評価付の住宅
 - (2) 特定団体に係る住宅
 - (3) 特定住宅で、建設住宅性能評価付の住宅
 - (4) 混構造の住宅
 - (5) 特殊工法等の住宅
 - (6) 離島の住宅
 - (7) 大規模な住宅の現場検査員数
 - (8) 防水オプション検査
- 1. 5. 2 各帳票類について
 - (1) 設計施工基準第3条に係る確認について（3条確認書）
 - (2) 現地調査チェックシート
 - (3) 基礎設計のためのチェックシート
 - (4) 現場検査依頼書・報告書
 - (5) 現場検査希望日変更申出書（任意書式）
 - (6) 現場検査チェックシート
 - (7) 指摘内容通知書

第2章 木造軸組工法 現場検査要領

- 2. 1 現場検査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- 2. 2 現場検査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2
- 2. 3 現場検査チェックシート記入例・・・・・・・・ 2-27
- 2. 4 指摘内容通知書記入例・・・・・・・・・・・・ 2-30

第3章 枠組壁工法 現場検査要領

- 3. 1 現場検査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- 3. 2 現場検査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2
- 3. 3 現場検査チェックシート記入例・・・・・・・・ 3-32

第4章 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 ・補強コンクリートブロック造 現場検査要領

- 4. 1 現場検査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- 4. 2 現場検査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3
- 4. 3 現場検査チェックシート記入例・・・・・・・・ 4-25

第5章 鉄骨造 現場検査要領

- 5. 1 現場検査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
- 5. 2 現場検査要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-3
- 5. 3 現場検査チェックシート記入例・・・・・・・・ 5-20

参考

- 現場検査チェックシート（特定住宅版）・・・・・・・・ 参考-1
- 住宅用太陽電池モジュール設置工事編・・・・・・・・ 参考-6
- 現場施工状況写真の撮影箇所・要領・・・・・・・・ 参考-11
- 現場施工状況写真 事例・・・・・・・・・・・・・・・・ 参考-17
- 建設住宅性能評価に係る「検査報告書」・・・・・・・・ 参考-20
- 防水オプション検査チェックシート・・・・・・・・・・ 参考-21

第1章
現場検査の共通事項

第1章 現場検査の共通事項

本マニュアルは、住宅保証機構株式会社（以下、「機構」という。）に登録している現場検査員が、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下、「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づく「まもりすまい保険」（以下、「保険」という。）の契約を締結しようとする新築住宅等の現場検査を行う場合の具体的な検査方法を定める。

第1節 現場検査の目的・心得等

1. 1. 1 現場検査の目的

現場検査は、新築住宅を供給する建設業者及び宅地建物取引業者（以下「届出事業者」という。）の当該住宅の施工状況等を現地において確認すること（「構造耐力上主要な部分」及び「雨水の浸入を防止する部分」について、機構が定める設計施工基準への適合性を確認すること）により、機構が保険の引受けを行うのに適格な住宅であることを確認するために行う。また併せて、損害発生リスクを低減させ、保険制度の安定的な運営に寄与することも目的としている。

現場検査は、原則として目視・計測、書類確認（自主管理書類等）により行う。それらで確認できない場合、現場検査立会者等（施工管理者又は現場の施工状況を十分に把握している立会者、以下、「現場検査立会者」という。）からの聴取により確認する。なお最終回現場検査時の検査項目については、未施工であっても書類又は聴取により確認する。

1. 1. 2 現場検査員

現場検査員とは、機構又は機構がその業務を委託した機関（以下「事務機関」という。）の役員又は職員等で、機構が定めた現場検査員規則に基づき登録している者（以下「現場検査員」という。）である。現場検査は、現場検査員が行わなければならない。その際、現場検査員は、機構が定める現場検査規則に従って業務を誠実に実行しなければならない。

1. 1. 3 現場検査員の心得

- (1) 現場検査員は、設計・施工に関わらない第三者として公正な検査を行うことに努め、届出事業者との癒着やそれと疑われるような行動をしてはならない。
- (2) 現場までの移動については、必ず自らの交通手段で行うこと。送迎（最寄の駅からの送迎を含む。）の依頼はもちろん、相手からの申出も受けてはならない。
- (3) 現場検査は、必ず現場検査員本人が現場に出向き実施しなければならない。
- (4) 現場検査員は、現場検査立会者が不快感を抱くような言動や立ち振る舞いをしてはならない。
- (5) 現場検査員は、現場検査内容について誤解を招くような発言をしてはならない。あくまで、保険の設計施工基準への適合性を確認するものである。したがって設計施工基準以外の指摘はしてはならない。
- (6) 現場検査員は、本マニュアルによる他、機構が別に定める現場検査規則、現場検査員規則等の関係規程について理解を深めるよう努めなければならない。
- (7) 日頃より健康管理に留意しなければならない。

1. 1. 4 現場検査に係る法的責任等

(1) 契約に基づく責任（契約不履行責任）

契約の内容に反する行為に対して問われる責任を契約不履行責任という。

契約上の責任は、業務委託契約書に明記されている義務（守秘義務・個人情報保護義務、法令遵守義務等）のほか、現場検査業務の委託契約内容をなしている機構の諸規程（本マニュアルや現場検査規則等）に違反した場合にも問われる。

例えば現場に行かなかった、定められている内容を検査しなかった、又は、必要な報告が遅れたなど、現場検査員に契約不履行について帰責事由（故意又は過失とほぼ同じ）があり、その結果、機構に損害が生じた場合には契約の相手方となる事務機関又は現場検査員は賠償責任が問われる。

(2) 不法行為に対する責任（不法行為責任）

損害を故意に発生させた場合又は損害の発生を予見し回避すべき注意義務を怠ったため損害を発生させた場合に、契約の有無に限らず問われる責任を、不法行為責任という。

不法行為責任の成立には、故意・過失（注意義務違反）が必要であるから、責任が生じるのは、工事が定められている内容のとおりに行われていないことを故意に見逃したり、専門家として当然気付くべき事項を見過ごしたりした場合等である。そのような場合で、その見落とし部分の瑕疵によって、保険金の支払いが生じた場合等に問題となることになる。また、不法行為責任は契約の有無と関係ないことから住宅の所有者から責任を追及される可能性がある。

(3) 現場検査員の種別による現場検査の対象建築物の範囲

建築士法では、住宅（戸建・共同）を新築する場合において、一級建築士・二級建築士・木造建築士のそれぞれについて、設計又は工事監理をすることができる業務範囲を表 1.1.1 のように定めている。

機構の「まもりすまい保険」をはじめとする現場検査の対象建築物の範囲については、現場検査員規則により、表 1.1.1 の一級建築士を第一種現場検査員、二級建築士を第二種現場検査員、木造建築士を第三種現場検査員とそれぞれ読み替えることにより、建築士法上の業務範囲と同様の定めをしている。第二種・第三種現場検査員は、申込住宅の構造及び階数等により現場検査を行うことができない場合があることに注意する。なお、この定めは、リフォーム保険等においても同様に適用される。

表 1.1.1 建築士法上の建築士の業務範囲（設計又は工事監理／戸建住宅又は共同住宅の場合）

構造	高さ又は階数		延面積 (㎡)				
			30 以下	30 超 100 以下	100 超 300 以下	300 超 1000 以下	1000 超
木造	高さ 13m 以下 かつ 軒高 9m 以下	階数 1	誰でもよい ※ [三種以上]		一級・二級・ 木造建築士 [三種以上]		
		階数 2					
階数 3 以上		一級建築士、二級建築士 [二種以上]					
	高さ 13m 超 又は 軒高 9m 超		一級建築士 [一種のみ]				
RC 造 SRC 造 S 造 CB 造	高さ 13m 以下 かつ 軒高 9m 以下	階数 2 以下	誰でも よい[三種 以上]	一級建築士、二級建築士 [二種以上]		一級建築士 [一種のみ]	
		階数 3 以上					
	高さ 13m 超 又は 軒高 9m 超						

※表中の「誰でもよい」の範囲の申込住宅に対しては、第一種・第二種・第三種現場検査員いずれも現場検査を実施できる。

1. 1. 5 個人情報の取扱い

保険の利用に際して、届出事業者は、住宅取得者等の氏名、住所などが記入された申込書類及び住宅の設計図等を機構に提出する。また、機構は、現場検査等を通じて、直接に住宅取得者等の個人情報を取得する。

このため機構は、これらの個人情報については、個人情報保護に関する法令を始め、個人情報保護に関連する法令を遵守し、また、個人情報管理規程等を定め適切な取扱いを行うこととしている。

現場検査を行う現場検査員についても、委託契約条項において、個人情報保護法及び個人情報管理規程等に従い、適切な情報管理を行わなければならない。（機構ホームページの「個人情報の取扱いについて」を参照のこと。）

現場検査員は、個人情報の漏洩、改ざん及び不正アクセスを防止するために、まもりすネットの電子認証情報（CA 証明書及びクライアント証明書）、ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

現場検査員は、電子認証情報（CA 証明書及びクライアント証明書）や入出力作業で使用している PC を紛失した場合、直ちに所属している事務機関及び機構に報告しなければならない。

1. 1. 6 現場検査チェックシートの取扱い

現場検査チェックシートは、原則として、未記入用紙、現場検査結果を記入した用紙にかかわらず外部（届出事業者も含む）へ出すことは、禁じる。

第2節 現場検査前の実務

1. 2. 1 現場検査の流れ

現場検査の流れを図 1.2.1 に示す。(階数3以下の場合)

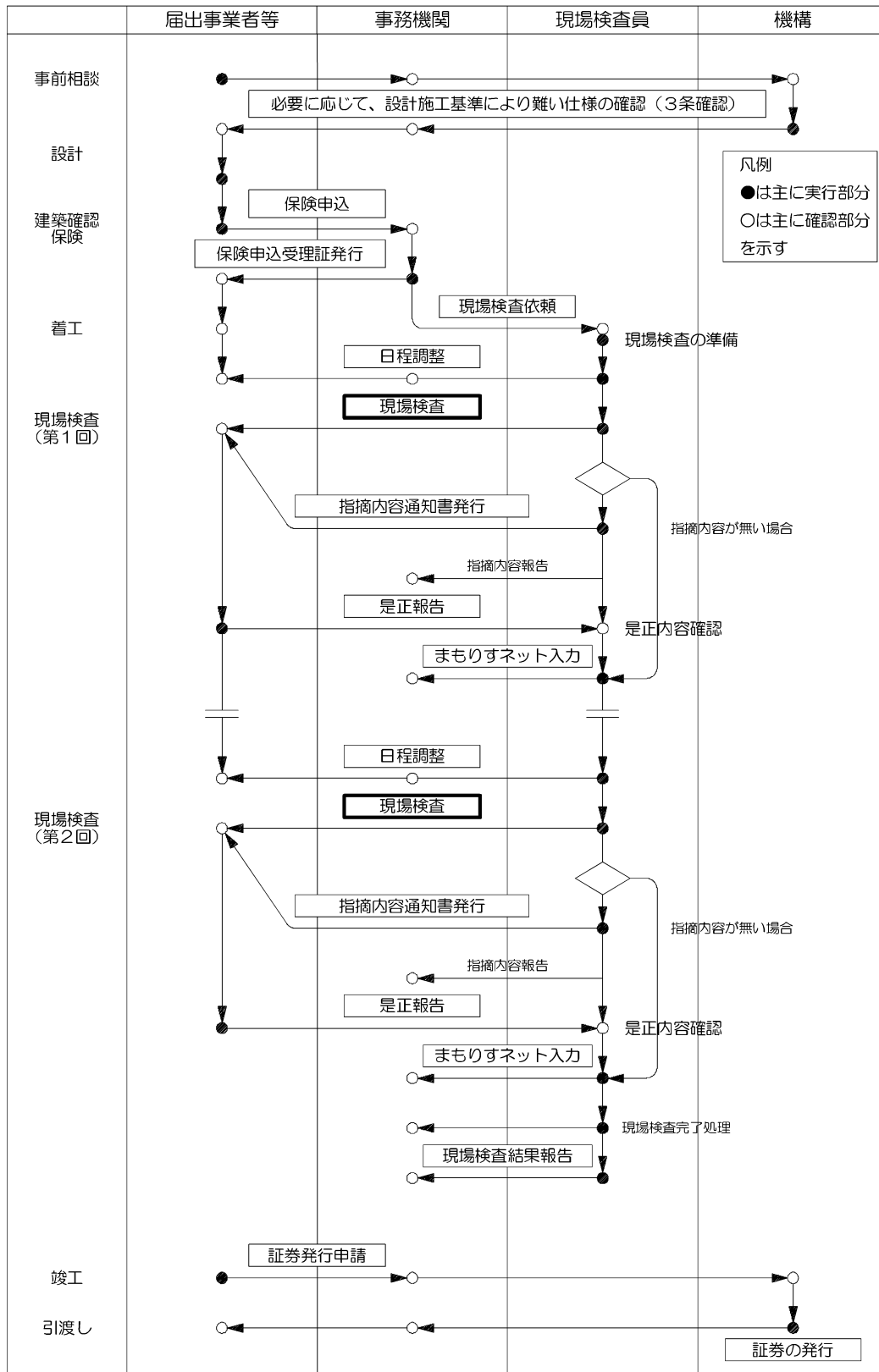


図 1.2.1 現場検査の流れ (階数3 以下の場合)

1. 2. 2 現場検査の回数、時期

建物階数、建物構造により現場検査の回数と時期が異なる。表 1.2.1 により現場検査を実施する。各回に写真撮影を行う。

表 1.2.1 現場検査の回数、検査時期

建物階数 (地階を含む)	検査回数	構造	現場検査時期
3階以下 (2回の検査)	1回目 検査時間の目安 30~40分(*1)	木造	基礎配筋工事完了時
		RC・SRC・CB造(*2)	
		S造	
	2回目(最終回) (*3) 検査時間の目安 40~50分(*1)	木造	屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時までの間 ^注
		RC・SRC・CB造	屋根版配筋工事完了時
		S造	屋根工事完了時から鉄骨耐火被覆直前の工事完了時までの間(耐火被覆がない場合は外壁の断熱直前の工事完了時)
4階以上 (3回以上の検査)	1回目	木造	基礎配筋工事完了時
		RC・SRC・CB造	
		S造	
	2回目(中間回) (*3)(*4)	木造	躯体工事完了時から屋根防水工事直前の工事完了時までの間 ^注
		RC・SRC・CB造	中間階床配筋工事完了時
		S造	中間階床躯体工事完了時(*6)
	3回目(最終回)	木造	屋根防水工事完了時
		RC・SRC・CB造	
		S造	

*1 検査時間の目安：木造一戸建2階の住宅の場合を目安として示している。

*2 CB造とは補強コンクリートブロック造のことで「現場検査チェックシート」はRC・SRC造と共通となっている。

*3 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る中間検査が行われる場合にあっては、その直近に行う現場検査を当該特定工程(*5)の検査の時期に同時に行うことができる。

*4 最下階から数えて2階及び3に7の自然数倍を加えた階の床躯体工事完了時。地階が無い場合の2回目の検査は2階の床躯体工事完了時(地下1階がある場合の2回目は1階床躯体工事完了時)。3回目以降は10階、17階、24階、31階(地下1階がある場合の3回目以降は9階、16階、23階、30階)・・・と、7階毎に検査を行う。

*5 直近に行う特定工程：直近とは上下2フロアまでとする。

- *6 中間階床躯体工事完了時とは、該当する各中間階の床コンクリート打設後又はPC版、ALC版等の床版設置工事完了時、(かつ、耐火被覆工事等で鉄骨部分を覆う工事の直前)とする。
- ④ 検査時期については、原則躯体の施工状況が確認できる時期とするが、可能な限り外壁の防水下地等防水の施工状況も合わせて確認できる時期に調整することが望ましい。

1. 2. 3 保険契約申込と受理証の発行

(1) 保険契約申込に必要な書類

保険契約申込は、届出事業者から、必要図書等を添付した申込書により事務機関に対し行われる。保険契約申込に必要な書類は、表 1.2.2 に示すとおりである。

(2) 保険申込みの受付

事務機関は保険契約の申込受付にあたり、書類の記入内容について点検、確認のうえ必要項目の入力を行う。

(3) 「保険契約申込受理証」の発行時の申込者への連絡事項

事務機関は「保険契約申込受理証」を申込者に発行する。その際申込者に対し次の事項を伝える。

- ① 現場検査の工程に達する前に、事務機関又は現場検査員と検査の日程を調整しなければならないこと。
- ② 現場検査には、当該住宅に係る現場検査立会者の立会が必要であること。
- ③ 現場検査時には、工事の施工状況を記録し、報告するための「自主管理書類(任意書式)」や使用部材等の性能を示す試験結果報告書等の書類の提示を求める場合があること。

表1.2.2 保険契約申込に必要な書類等

NO.	書類名	注意事項
1	保険契約申込書	
2	建築基準法の規定による確認申請書(第一面・第二面・第三面)の写し	確認検査機関等の押印のあるものの写しを提出すること。 建築確認が不要な場合は、「建築工事届」の写しを提出すること。
3	表1.2.3に示す設計図書一式	
4	表1.2.4に示す地盤調査に関する書類等	
5	建設住宅性能評価引受書の写し	建設住宅性能評価住宅の保険料割引を受ける場合のみ。
6	設計施工基準第3条に係る確認についての写し(3条確認書)	設計施工基準により難しい仕様の場合で確認書が発行されている場合のみ。
7	請負契約書の写し	注文住宅の場合に提出すること。

表 1.2.3 設計図書一式

建築物	建築設計図書
<p>イ. 建築確認の特例を受けられる建築基準法第6条第1項第4号に規定される建築物又は、建築確認を必要としない建築物</p>	<p>①付近見取図 ②配置図 ③平面図（各階） ④立面図又はこれに代わる図面等（2面以上） ⑤基礎の状況に関する次のいずれかの資料 i) 基礎伏図及び矩計図（矩計図は断面図でも差し支えない。） ii) 基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料（平面図及び立面図等へ記載したものでも差し支えない。） ⑥2階の状況に関する次のいずれかの資料 i) 2階床伏図 ii) 2階の床の火打ち梁の位置がわかる資料（平面図へ記載したものでも差し支えない。） ⑦防水措置の状況に関する次のいずれかの資料 i) 矩計図又は断面図 ii) 外壁、屋根、バルコニーの防水措置の状況がわかる資料（平面図及び立面図等へ記載したものでも差し支えない。） ※図面の参考例は、国土交通省ホームページにあります。 「国土交通省の政策」をクイックリンク→「住宅・建築」→「住宅行政」→「主な施策」→「住宅瑕疵担保履行法」→クイックリンク{目的別ページ検索}→「住宅瑕疵担保責任保険制度の運用に関するお知らせ」→「住宅瑕疵担保責任保険申込時に必要となる設計図書に関する考え方」 ※建築基準法第68条の10に基づく「型式住宅適合証明書（構造部の認定を受けたものに限る。）」の写しを添付する場合は上記⑥2階の状況に関する資料の添付を要しない。</p>
<p>ロ. イに掲げる住宅以外の一戸建て住宅</p>	<p>①付近見取図 ②配置図 ③平面図（各階） ④立面図（2面以上） ⑤基礎伏図 ⑥2階床伏図（3階建ての場合は3階床伏図を含む。） ⑦矩計図又は断面図 ※建築基準法第68条の10に基づく「型式住宅適合証明書（構造部の認定を受けたものに限る。）」の写しを添付する場合は上記⑥2階床伏図（3階の場合は3階床伏図を含む。）の添付を要しない。</p>
<p>ハ. イに掲げる住宅以外の共同住宅等</p>	<p>①付近見取図 ②配置図 ③平面図（各階） ④立面図（2面以上） ⑤断面図 ⑥面積表 ⑦構造図 ⑧防水措置の仕様がわかる資料 ※建築基準法第68条の10に基づく「型式住宅適合証明書（構造部の認定を受けたものに限る。）」の写しを添付する場合は上記「⑦構造図」の添付を要しない。</p>

表 1.2.4 地盤調査・地盤補強に関する書類等

建築物	書類名	備考
木造 (木造軸組工法、 枠組壁工法) *ログハウス、ス チールハウスの場 合も、木造として 扱う。	① 地盤調査結果(報告書)のうち、計測点配置図と地盤調査データとする。(写)	地盤調査が行われた場合。事業者の意向で地盤調査報告書全ページを提出された場合は、書類一式を受領すること。
	② 地盤調査結果の考察 提出書類 ・地盤調査報告書に記載の考察(地盤調査報告書と兼用可) ・設計者、施工者等が作成した考察 ・地盤保証事業者が作成した考察 ・「基礎設計のためのチェックシート」(機構様式)	地盤調査が行われた場合。
	③ 「現地調査チェックシート」(機構様式)	地盤調査が不要と判断された場合。 (一戸建て住宅において、同チェックシートにより、すべてのチェック項目がA判定の場合。)
	④ 地盤補強工事施工報告書の原本	地盤保証制度を利用する場合。 (地盤保証制度を利用しない場合は、必要に応じて現場検査時に提示を受ける)
RC造、 S造、 CB造	① 地盤調査結果(標準貫入試験結果(ボーリング調査結果))のうち、計測点配置図と地盤調査データとする。(写し)	必須。事業者の意向で地盤調査報告書全ページを提出された場合は、書類一式を受領すること。
	② 地盤補強・基礎杭の仕様が判る資料 提出書類 ・構造標準図 ・基礎伏図、杭伏図 ・地盤調査報告書に記載の考察	必須。

*立面的に混構造の場合は、下部構造の構造に準じて、地盤調査・地盤補強に関する書類等を提出する。

1. 2. 4 現場検査の依頼

事務機関は届出事業者より保険契約申込を受付けた後、現場検査を行う現場検査員を選定し、現場検査依頼する時に表 1.2.5 に示す「現場検査に必要な書類等」を添えて担当する現場検査員に渡す。この際、事務機関の担当者は管理台帳等で現場検査の進捗状況等を一元的に管理する。

表1.2.5 現場検査に必要な書類等

	NO.	書類名	注意事項
事務機関より渡される資料	1	現場検査依頼書・報告書	まもりすネットより出力される。
	2	現場検査チェックシート	
	3	バインダー用紙	
	4	指摘内容通知書	複写式用紙
保険申込時に届出事業者から提出された資料	5	保険契約申込書	
	6	建築基準法の規定による確認申請書(第一面・第二面・第三面)の写し	確認検査機関等の押印のあるものの写しを提出すること。 建築確認が不要な場合は、「建築工事届」の写しを提出すること。
	7	表1.2.3に示す設計図書一式	書類が整っていることを確認する。
	8	表1.2.4に示す地盤調査に関する書類等	
	9	建設住宅性能評価引受書の写し	建設住宅性能評価住宅の保険料割引を受ける場合のみ。
	10	設計施工基準第3条に係る確認についての写し(3条確認書)	設計施工基準により難しい仕様の場合で確認書が発行されている場合のみ。

1. 2. 5 現場検査の準備

(1) 書類の事前確認

事務機関等から現場検査依頼を受け必要な書類を受領した現場検査員は、当該書類により現場検査対象となる申込住宅の概要等について把握すると共に、現場検査に赴く前に、設計施工基準に適合しているかを確認する。基準に適合していない箇所がある場合は是正又は3条確認を申請するように届出事業者へ伝える。不明な点がある場合は、届出事業者に確認する。なお、基準に不適合の箇所の是正が困難な場合は、事務機関等を通じて機構と協議する。また、不足書類がある場合は、事務機関へ連絡し提出を受ける。

(2) 現場検査に持参する用具等の準備

現場検査に赴くにあたって表 1.2.6 の書類・用具等を整えておくこと。

表 1.2.6 現場に持参する書類・用具等

- | |
|----------------------------|
| ①現場検査員証 |
| ②表 1.2.5に記載された書類 |
| ③設計施工基準・同解説 |
| ④現場検査マニュアル |
| ⑤コンベックス（メジャー） |
| ⑥デジタルカメラ |
| ⑦ヘルメット |
| ⑧筆記用具 |
| ⑨バインダー（機構支給品） |
| ⑩バインダー用用紙（任意；まもりすネットより出力可） |
| ⑪上履き |

1. 2. 6 現場検査の日程調整・連絡等

- (1) 現場検査の実施日は、届出事業者の都合を優先し、現場検査員自らの都合で決定しない。
- (2) 現場検査が確実に実施できるように、保険契約申込書に記載されている現場検査希望日又は現場検査希望日変更申出書等（任意書式）をもとに、現場検査員自ら現場検査予定表等を作成し、原則現場検査予定日の7日前から3日前までに現場検査員（又は事務機関）から現場検査立会者に連絡を取り、現場検査実施日時について調整・確認を行う。さらに、現場検査日前日までには必ず確認の連絡をとる（FAX等も可とする）。その際に、保険の現場検査であることを現場検査立会者に伝え、他の法令による検査と混同しないように説明すること。
- (3) 現場検査員が、現場検査日時を調整した場合は、事務機関に報告すること。事務機関は、各物件の現場検査日時を一元的に管理すること。
- (4) 高層住宅については、中間階の工程が大きく変動することがあるので、現場検査時に現場検査立会者と次回以降の現場検査予定日を入念に調整すること。
- (5) 現場検査立会者と連絡が取れない場合は、必ず所属する事務機関等と協議し、日程調整等を絶対に放置してはならない。

第3節 現場検査時の実務

1. 3. 1 現場検査の要点

現場検査員は、施工済み部分の施工状況を、直接目視又は計測により確認するが、目視等により確認ができない部分については、自主管理書類等、現場検査立会者への聴取等により確認する。

また、未施工部分については設計施工基準への適合性について書類又は聴取により必ず確認する。

なお、設計図書に表記されていない箇所の施工方法や、特に事故が発生しやすい箇所等（表1.3.1）については必要に応じて聴取等により確認する。

表 1.3.1 発生しやすい事故の例

- ①不同沈下
- ②バルコニー笠木・手摺取付部の防水不良
- ③外壁通気層の防水不良
- ④屋根（天窓、煙突、ドーマー等）の防水不良
- ⑤下屋と外壁取合部の防水不良
- ⑥開口部廻りの防水不良等

1. 3. 2 現場検査時の心得

（1）検査現場への移動

検査現場へ車で移動時には、交通安全に努めると共に、余裕を持って現地到着できるよう努める。また交通渋滞など交通事情等でやむを得ず現場検査開始時間に遅れそうな場合は、必ず現場検査立会者に連絡をいれること。

（2）現場検査時の安全確保

現場検査時には、ヘルメットを必ず着用し安全確保に十分配慮する。

（3）検査時間の目安

一戸建て木造住宅2階建ての場合の標準検査時間は、第1回の現場検査では30～40分、第2回の現場検査では40～50分を目安とする。建物の規模により時間は異なるが、あまりにも短い検査、また逆に必要以上の検査の結果により時間を要した場合は、「検査員によって検査時間が異なる」と事業者から「検査のばらつき」の指摘を受けることもあるので、検査時間に注意が必要である。

1. 3. 3 現場検査の手順

現場検査員は、以下の手順で現場検査を行う。

- (1) 現場検査立会者に対し、挨拶をして保険の現場検査を行う旨を告げると共に必ず現場検査員証を提示し、身分を明らかにする。
- (2) 現場検査立会者（又はこれに代わる現場担当者）に立会いを求め、氏名を現場検査チェックシートに記入する。
- (3) 第1回と第2回の現場検査員が変わる場合は、第2回現場検査に先立ち、提出書類や第1回現場検査チェックシート等について、第2回の現場検査員が再確認する。また、不明な点がある場合には、第1回現場検査員に連絡するとともに事務機関（総括現場検査員）と調整し適正に処理をする。
- (4) 現場検査要領（本マニュアル2章以降）に基づき現場検査を行い、その結果を「現場検査チェックシート」に記入する。（詳しくは「1.3.4 現場検査チェックシートの記入方法」及び各工法の検査要領を参照。）
- (5) 指摘内容がない場合は、現場検査立会者に「現場検査は合格である。」及び「保険証券発行申請等の手続きを進めることができる」の旨を口頭で伝える。
- (6) 指摘内容がある場合には、必ず現場検査立会者に指摘内容と指摘根拠を明確に伝える。
 - ①「指摘内容通知書」の発行
「指摘内容通知書」（複写式）にその内容を記入の上、現場検査立会者に渡し、是正がなされない限り現場検査は合格とならないことを伝える。
 - ②指摘部位の写真撮影
指摘部位にバインダーを添える等して写真を撮影する。
 - ③指摘内容の是正
是正方針の確認期間は現場検査日より7日間程度とし指摘時に是正の完了期日を概ね確定させることとする。ただし、是正が著しく困難と思われる場合（地盤に問題がある場合等）事務機関等（総括現場検査員）を通じて機構と協議する。
指摘内容によっては、是正を行わなくても「個別3条確認手続き」により「3条確認書」が発行されることで是正確認とすることができる。ただし、「3条確認書」の発行前に工事を進める必要がある場合は、最終的に保険証券発行できない可能性がある旨、届出事業者へ十分説明すること。
 - ④現場検査時に不足している書類等がある場合は、「指摘内容通知書」に書類名を記載し、後日、提出・提示により確認する。

- (7) 是正結果の確認は、原則として是正状況を記録した写真及び関係書類の提出を受けて確認する（内容に応じて現場での確認を行う）。是正を確認した場合は、指摘内容通知書の是正内容欄に是正方法と是正確認年月日を記入する。是正が適切なら、「現場検査は合格である。」の旨を口頭で届出事業者に伝える。なお、是正状況を記入した「指摘内容通知書」は「現場検査チェックシート」と共に現場検査依頼書・報告書にセットし、事務機関に提出する。（「1.4.1 指摘内容の処理」参照）
- (8) 設計図書と施工の状況が異なる場合は、現場の手直しを求めるか、確認検査機関等へ計画変更の手続きを行っているかどうかを確認し、変更図面の提出を求める。また、建築確認の変更に影響しない事項については、設計図書の差し替えを求める。ただし、軽微なものについては、現場検査立会者が朱書きにて訂正した内容で確認することができる。
- (9) 現場検査完了時「現場検査チェックシート」に記入漏れや誤記入がないことを確認する。

1. 3. 4 現場検査チェックシートの記入方法

(1) 現場検査チェックシートの種類

現場検査チェックシートは、木造軸組工法、枠組壁工法、RC・SRC・CB造及びS造の4つの工法のそれぞれについて、表1.3.2のとおり現場検査に使用する様式を定めている。

表1.3.2 現場検査チェックシートの種類

構造	構造別 現場検査チェックシート名			
木造軸組工法	第1回検査（基礎）木造軸組工法用	第2回検査（構造）木造軸組工法用	第（2・3）回検査（防水）木造軸組工法用（最終回）	
枠組壁工法	第1回検査（基礎）枠組壁工法用	第2回検査（構造）枠組壁工法用	第（2・3）回検査（防水）枠組壁工法用（最終回）	
RC・SRC・CB造	第1回検査（基礎）RC・SRC・CB造用	（第2・中間）回検査（構造）RC・SRC・CB造用	最終回検査（防水）RC・SRC・CB造用	（補充版）SRC造用
S造	第1回検査（基礎）S造用	（第2・中間）回検査（構造）S造用	最終回検査（防水）S造用	

なお、スチールハウスについては、枠組壁工法の様式を、ログハウスについては木造軸組工法の様式を使う。混構造の場合は、第5節その他「1. 5. 1 現場検査の特殊な取扱い（4）混構造の住宅の場合」を参照とする。現場検査員は、定められた様式に従い、記入漏れや誤記入のないように、以下の内容に従い記入する。

(2) 現場検査の主なチェック部位及び使用する現場検査チェックシート

建物階数、構造により現場検査の部位及び使用する現場チェックシートが異なる。

表 1.3.3 により現場検査を実施する。

表 1.3.3-① 現場検査の主なチェック部位及び使用する現場検査チェックシート

階数が3以下（地階を含む）の場合

建物階数（地階を含む）	検査回	構造工法	検査部位		使用する現場検査チェックシート
3階以下（2回の検査）	1回目	木造軸組	1. 地盤 2. 地業 3. 基礎		・第1回検査（基礎） 木造軸組工法用
		枠組壁	1. 地盤 2. 地業 3. 基礎		・第1回検査（基礎） 枠組壁工法用
		RC・SRC ・CB造	1. 地盤 2. 杭・地業 3. 鉄筋 4. コンクリート 5. 基礎	（6. 7. はSRC造の場合） 6. 鋼材 7. 鉄骨の柱脚部	・第1回検査（基礎） RC・SRC・CB造用 ・（補充版）SRC造用
		S造	1. 地盤 2. 杭・地業 3. 鉄筋 4. コンクリート 5. 基礎	6. 鋼材 7. 柱脚部	・第1回検査（基礎） S造用
	2回目	木造軸組	4. 土台 5. 柱 6. 耐力壁 7. 横架材 8. 床組 9. 小屋組	10. 屋根防水 11. バルコニー・陸屋根防水 12. 外壁防水 13. その他	・第2回検査（構造） 木造軸組工法用 ・第（2・3）回検査（防水） 木造軸組工法用（最終回）
		枠組壁	4. 材料 5. 土台 6. 床版 7. 壁等 8. 横架材 9. 小屋組	10. 屋根防水 11. バルコニー・陸屋根防水 12. 外壁防水 13. その他	・第2回検査（構造） 枠組壁工法用 ・第（2・3）回検査（防水） 枠組壁工法用（最終回）
		RC・SRC ・CB造	（6. 7. 8. はSRC造の場合） 6. 鋼材 7. 鉄骨の柱脚部 8. 鉄骨の施工 9. 柱 10. 梁	11. 壁 12. 床版 13. 屋根防水 14. 外壁 15. シーリング 16. その他	・（第2・中間）回検査（構造）RC・SRC・CB造用 ・（補充版）SRC造用 ・最終回検査（防水）RC・SRC・CB造用
		S造	7. 柱脚部 8. 鉄骨の施工	9. 屋根防水 10. 外壁防水 11. その他	・（第2・中間）回検査（構造）S造用 ・最終回検査（防水）S造用

表 1.3.3-② 現場検査の主なチェック部位及び使用する現場検査チェックシート

階数が4以上（地階を含む）の場合

建物階数（地階を含む）	検査回	構造工法	検査部位		使用する現場検査チェックシート
4階以上（3回以上の検査）	1回目	木造軸組	1. 地盤 2. 地業 3. 基礎		・第1回検査（基礎） 木造軸組工法用
		枠組壁	1. 地盤 2. 地業 3. 基礎		・第1回検査（基礎） 枠組壁工法用
		RC・SRC・CB造	1. 地盤 2. 杭・地業 3. 鉄筋 4. コンクリート 5. 基礎	（6. 7. はSRC造の場合） 6. 鋼材 7. 鉄骨の柱脚部	・第1回検査（基礎） RC・SRC・CB造用 ・（補充版）SRC造用
		S造	1. 地盤 2. 杭・地業 3. 鉄筋 4. コンクリート 5. 基礎	6. 鋼材 7. 柱脚部	・第1回検査（基礎） S造用
	2回目（中間回）	木造軸組	4. 土台 5. 柱 6. 耐力壁	7. 横架材 8. 床組 9. 小屋組	・第2回検査（構造） 木造軸組工法用
		枠組壁	4. 材料 5. 土台 6. 床版	7. 壁等 8. 横架材 9. 小屋組	・第2回検査（構造） 枠組壁工法用
		RC・SRC・CB造	（6. 7. 8. はSRC造の場合） 6. 鋼材 7. 鉄骨の柱脚部 8. 鉄骨の施工	9. 柱 10. 梁 11. 壁 12. 床版	・（第2・中間）回検査（構造） RC・SRC・CB造用 ・（補充版）SRC造用
		S造	7. 柱脚部 8. 鉄骨の施工		・（第2・中間）回検査（構造） S造用
	最終回	木造軸組	10. 屋根防水 11. バルコニー・陸屋根防水	12. 外壁防水 13. その他	・第（2・3）回検査（防水） 木造軸組工法用（最終回）
		枠組壁	10. 屋根防水 11. バルコニー・陸屋根防水	12. 外壁防水 13. その他	・第（2・3）回検査（防水） 枠組壁工法用（最終回）
		RC・SRC・CB造	13. 屋根防水 14. 外壁 15. シーリング	16. その他	・最終回検査（防水） RC・SRC・CB造用
		S造	9. 屋根防水 10. 外壁防水	11. その他	・最終回検査（防水） S造用

(3) 現場検査チェックシートの現場情報等の記入

現場検査に先立ち、各回で使用する「現場検査チェックシート」の1枚目上段に、下記

①、②の現場情報等が記入されていることを事前に確認し、③～⑤の事項を記入する。

- ① 「邸名及び申込受付番号」(分譲住宅の場合、邸名は無記入)
- ② 「事業者届出番号」・「届出事業者名」、「現場検査員番号」・「現場検査員氏名」
- ③ 「現場検査日時」(現場検査を実施した年月日、開始(入場)時刻・終了(退場)時刻等)
- ④ 「現場検査立会者」(当日、実際に現場検査に立会う現場担当者等)の「氏名(口頭確認)」
- ⑤ 建設住宅性能評価の有無

(4) 施工内容、判定等の記入

現場検査チェックシートの、「検査項目」欄、「該当項目」欄、「施工内容等の記録」欄、「判定」欄、「確認方法」欄のそれぞれに次の要領で記入する。

① 「検査項目」欄に掲げた項目のうち、検査の必須事項となるものは「該当項目」欄において網掛け で表示している。必須事項以外においては、該当する項目がある場合は「該当項目」欄の口(以下「チェックボックス」という。)に「レ」を記入する。検査項目の「該当項目」欄にレ点を記入しなかった項目は、「判定」欄に「/ (斜線)」を記入する。

② 「施工内容等の記録」欄は以下により記入を行う。なお、現場検査時に未施工の項目については書類又は聴取等により確認し、その内容を記入する。

- ・〈材料・工法〉等に関する項目については、その内容を選択する(チェックボックスに「レ」を記入する。)か、又は具体的内容を記述する。
- ・〈施工寸法〉等に関する項目については、計測等を行った結果に従い、寸法を記入する。
なお、記入欄の右の数値は設計施工基準で定める値を示している。

③ 「判定」欄は、現場検査の結果、基準等に適合している場合、「○」を記入する。なお現場検査の結果、基準等に不適合の場合、「×」を記入する。なお、現場検査時に未施工の場合、「判定」欄内に「未」を記入する。

④ 「確認方法」欄の記入は、以下により行う。

- ・目視又は計測(以下「目視等」という。)により判定を行った場合、「目視計測」欄に「レ」を記入する。
- ・目視等が困難で書類又は聴取により確認を行った場合、該当する欄に「レ」を記入する。
- ・目視等に加え、補助的に書類又は聴取して確認を行った場合も、該当する欄に「レ」を記入する。

(5) 検査結果の記入

各回の現場検査チェックシートの下段にある「結果」欄に、各検査項目の指摘内容をまとめた結果を次の要領で記入する。

- ・各検査項目の「判定」欄に一つも「×」がない場合、「口指摘内容はありません」のチェックボックスに「レ」を記入する。

- ・各検査項目の「判定」欄に一つでも「×」がある場合、「指摘内容通知書を確認する」のチェックボックスに「」を記入する。なお、指摘内容等については、「指摘内容通知書」に記載の上、現場検査立会者等に手渡す。
- ・備考欄は、「3条確認の有無」及び現場検査状況や施工内容等に関する特記事項の記録欄として用いる。

以上の内容を記入例の一部で示す。

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法			
				目視計測	書類	聴取	
1 地盤	1.1 地盤調査の要否	・判定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査実施 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシートにより調査不要(戸建木造2階建て以下に限る)	○		レ		
	1.2 地盤調査の内容	・調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査 <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験 <input type="checkbox"/> その他() ・測定箇所 (4 箇所) ≥ 4 箇所 3箇所以下の場合(判定の根拠:)	○		レ		
2 地業	2.1 地業	・種別 <input checked="" type="checkbox"/> 砕石地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業 <input type="checkbox"/> その他()	○	レ			
	2.2 地盤補強	・工法の選択根拠 考察 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他() ・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 <input checked="" type="checkbox"/> 表層改良工法 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> その他()	○		レ		
3 基礎	3.1 基礎の構造	・形式 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input checked="" type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 免震基礎 <input type="checkbox"/> その他()	○	レ	レ		
		・形式の選択根拠 考察 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 基礎設計のためのチェックシート(木造2階建て以下に限る)	○		レ		
		・根入れ深さ 布基礎 (mm) ≥ 240mm べた基礎 (250 mm) ≥ 120mm	○	レ	レ		
	3.2 底盤	布基礎 <input type="checkbox"/>	・幅・厚さ寸法 ベース幅 (mm) 厚さ (mm) ≥ 150mm ・配筋方法 ベース筋 径(D) ≥ D10、間隔(mm) ≤ 300mm ・底盤かぶり厚さ	/			
		べた基礎 <input checked="" type="checkbox"/>	・厚さ寸法 厚さ (150 mm) ≥ 120mm ・配筋方法 根拠 <input checked="" type="checkbox"/> べた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 工学的判断 配筋 <input checked="" type="checkbox"/> シングル配筋 <input type="checkbox"/> ダブル配筋 鉄筋 径(D 13) ≥ D10、間隔(150 mm) ≤ 300mm ・底盤かぶり厚さ	○	レ	レ	
	3.4 立上り部分		・厚さ寸法 厚さ (150 mm) ≥ 120mm	○	レ	レ	
		・配筋方法 主筋 径(D 13) ≥ D13 縦筋 径(D 10) ≥ D10、間隔(250 mm) ≤ 300mm	○	レ	レ		
		・鉄筋の継手 <input checked="" type="checkbox"/> 重ね継手(重ね長さ: 600 mm) <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> その他()	○	レ			
	・床下換気措置 <input type="checkbox"/> 換気口 <input checked="" type="checkbox"/> ねこ土台(基礎パッキン) <input type="checkbox"/> 基礎断熱工法による省略 <input type="checkbox"/> その他()	未		レ	レ		
結果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する						
備考	3条確認 [<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容: 検査項目 11.1						

凡例 該当項目欄[]は必須、有は:判定欄[適合:○、不適合:×、未施工部分:「未」と記入、該当なし:「/」(斜線)を記入]
確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。

- ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
- ・3.3基礎高さは、第2回検査項目

1. 3. 5 設計施工基準により難しい仕様の取扱い（設計施工基準第3条に係る確認）

機構では、設計施工基準により難しい仕様については、設計施工基準による仕様と同等以上の性能を有することを確認した上で、「設計施工基準第3条に係る確認について」（以下、「3条確認書」という。）を発行している。従って、「3条確認書」が発行された住宅の場合は「3条確認書」の記載内容及びその添付資料に基づき、現場検査を行う必要がある。また、現場検査時に記入する現場検査チェックシートには以下の参考に基づき記入する。

（参考）

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定欄	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
3基礎 3.3 基礎高さ		・高さ（地盤面から 250mm ） \geq 300mm（特定団体は400mm以上）	○	◀	◀	
結 果		<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				
備 考		3条確認（ <input checked="" type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無） 内容： 第6条 基礎の高さ				

・3.3基礎高さは、第2回検査項目

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

1. 3. 6 現場施工状況写真の撮影方法等

現場施工状況の写真撮影は、保険の契約を締結しようとする新築住宅の施工の状況について写真を撮影し、現場検査時の現況を記録することを目的としており、現場検査チェックシート等と同様に管理及び保管する。現場検査員は現場検査の際、重要な箇所について、現場検査員自らが次の要領で写真撮影を行う。指摘内容がある場合は、指摘部位の写真撮影を行う。

（1）現場施工状況写真の撮影方法

現場検査時における写真は、現場検査実施箇所のうち重要な箇所について、撮影部位、その形状又は寸法等を明らかにして、その施工の状況がわかるように撮影する。

撮影箇所・要領は、「現場施工状況写真の撮影箇所・要領」（参考資料を参照）を基本的に現場検査員の判断で決定する。

ただし、現場の「全景（検査回毎に外観）」は必ず撮影する。その際、外観は、各回同じ方向から撮影することが望ましい。第2回目以降の現場検査時の「全景」は足場や養生シートによって住宅部分が隠れてしまっても可とする。撮影の際は必要事項を記入したバインダーを可能な限り写し込む。バインダーの使用が困難な場合は、工事看板等現場が特定できるものを写し込むことが望ましい。

（2）現場施工状況写真の撮影枚数

現場施工状況写真の枚数は、表 1.3.5 に示すとおりである。（原則、各検査毎に3枚以上撮影する）

建設住宅性能評価住宅の場合は、防水に関する検査（木造の住宅については基礎立ち上がり寸法の確認）を実施することになっている。したがって現場施工状況写真は最終回の現場検査時に撮影する。また、撮影する部位は①全景、②屋根又はバルコニー、③外壁等とし現場検査員の判断により①全景以外は主要と思われる部位とする。

表 1.3.5 現場施工状況写真の枚数

階数等	第1回 検査時	中間回 検査時	最終回 検査時
3階以下	「全景」を含め3枚以上		「全景」を含め3枚以上
4階以上	「全景」を含め3枚以上	「全景」を含め3枚以上	「全景」を含め3枚以上
建設住宅性能評価住宅			「全景」を含め3枚以上

*指摘を行った場合の写真は、登録する施工状況写真には含めない。

(3) バインダーへの記入方法

写真撮影の際は「バインダー用用紙」をバインダーにクリップなどを用いて、バインダー左面に留め付ける。その際、バインダー左・下の目盛りを隠さないように注意する。「撮影箇所」欄には「現場施工状況写真の撮影箇所・要領」（参考資料を参照）を参考に「撮影箇所」及び必要に応じて「コメント」を記入する。

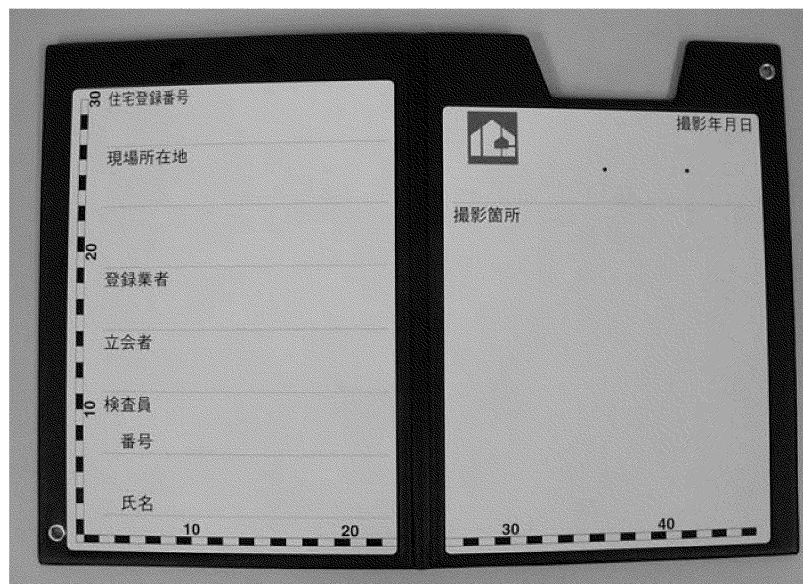
（明らかに写真をみて施工状況がわかる場合は「コメント」を省略することが出来る。）

バインダーの記載項目

「バインダー用用紙」を使用しない場合は、手書きにて下記3項目を最低限記載する。

住宅登録番号
検査員番号
撮影年月日

また、検査員又は現場検査立会い者の変更により、バインダー用用紙に印刷されてる氏名・検査員番号と異なっている場合は、手書きで訂正を行うこと。



(4) 写真撮影に不具合が生じた場合

悪天候やデジカメの故障など、やむを得ない状況で写真が撮れない場合は、その事由を現場検査チェックシートの備考欄に記入する。

第4節 現場検査後の実務

1. 4. 1 指摘内容の処理

(1) 是正報告の目安

指摘内容の是正方針の確認期間は現場検査日より7日間程度とし、指摘時に是正の完了期日を概ね確定させることとする。

(2) 是正確認

是正結果の確認は原則として是正状況を記録した写真及び関係書類の提出を受けて確認する(内容に応じて現場での確認を行う)。是正を確認した場合は、「指摘内容通知書」の是正内容欄に是正方法と是正確認年月日を記入する。是正が適切ならば、現場検査は合格の旨を口頭で届出事業者に伝える。

指摘内容によっては、是正を行わなくても「個別3条確認手続き」により「3条確認書」が発行されることで是正確認とすることができる。ただし、「3条確認書」の発行前に工事を進める必要がある場合は、最終的に保険証券発行できない可能性がある旨、届出事業者へ十分説明すること。

1. 4. 2 機構と協議すべき事項

指摘内容通知書を発行し、期間内(原則7日間程度)に是正されない場合、是正方針が示されない場合、又は構造上極めて重要な是正が必要な場合は、事務機関(総括現場検査員等)を経由し機構と協議を行う。

1. 4. 3 現場検査結果報告

(1) まもりすネットへの入力及び最終確認

現場検査が完了したら、まもりすネットにアクセスして(具体的なシステムの操作方法については、「まもりすネット操作マニュアル」参照のこと)、現場検査の結果及び写真を入力する。

その際、手書きの現場検査チェックシートに記入漏れや誤記がないかをまもりすネット入力時に再確認する。また、鉛筆書き等簡単に修正できる筆記具で記入したものは、ボールペン等にて清書する。なお、誤記等があり、修正を行った場合は修正を行った旨を「備考」欄に記入する。

現場検査の結果および写真の入力が完了したら、入力内容に誤りがないことを確認して、「現場検査完了処理」を行う。

現場検査完了処理を実施すると、現場検査員側で現場検査結果及び写真の登録・変更ができなくなる。事務機関側では入力・変更が可能なので、万が一誤って完了処理を行った際は、事務機関に連絡する。

(2) 現場検査の結果報告

現場検査員は、現場検査の結果の報告として、表1.4.1に示す書類を事務機関等に提出する。

表1.4.1 現場検査結果報告として事務機関等への提出書類

	NO.	書類名	注意事項
現場検査結果に関する書類	1	現場検査依頼書・報告書	捺印は不要。提出時は、本書類をおもてにする。
	2	現場検査チェックシート	現場検査時に記入した手書きのもの。現場検査チェックシートは現場検査時に記入した手書きのものを正本とする。
	3	指摘内容通知書	通知を行った場合。
	4	是正確認を行った書類	是正を行った場合。
	5	建設住宅性能評価検査報告書の写し	建設住宅性能評価住宅の保険料割引を受ける場合。
保険申込時に届出事業者から提出された資料	6	保険契約申込書	
	7	建築基準法の規定による確認申請書(第一面・第二面・第三面)の写し	確認検査機関等の押印のあるものの写しを提出すること。 建築確認が不要な場合は、「建築工事届」の写しを提出すること。
	8	表1.2.3に示す設計図書一式	
	9	表1.2.4に示す地盤調査に関する書類等	
	10	建設住宅性能評価引受書の写し	建設住宅性能評価住宅の保険料割引を受ける場合。
	11	設計施工基準第3条に係る確認についての写し(「3条確認書」)	3条確認書が発行がされている場合。

第5節 その他

1. 5. 1 現場検査の特殊な取扱い

(1) 建設住宅性能評価付の住宅

建設住宅性能評価住宅付の場合、一定の品質管理が見込まれるため、現場検査回数は建物階数にかかわらず原則として保険の最終回検査のみとする。

① 現場検査の時期・項目

表 1.5.1 建設住宅性能評価を受けた住宅の現場検査の時期・項目

住宅区分	現場検査の時期	現場検査の項目		
		木造	RC・SRC・CB造	S造
3階以下の住宅	躯体工事完了相当時 (建設評価の現場検査時期でいう「下地張りの直前の工事の完了時」又は「竣工時」に実施することもできる)	1 地盤(*1)	1 地盤(*1)	1 地盤(*1)
		2 地業(*1)	2 地業(*1)	2 地業(*1)
		3.3 基礎高さ(*2)	13 屋根防水	9 屋根防水
		10 屋根防水	14 外壁(CB造のみ)	10 外壁防水
		11 パルコニー・陸屋根防水	15 シーリング	
4階以上の住宅	屋根防水工事完了相当時 (建設評価の現場検査時期でいう「下地張りの直前の工事の完了時(ただし、屋根防水工事が完了している場合のみ)」又は「竣工時」に実施することもできる)	1 地盤(*1)	1 地盤(*1)	1 地盤(*1)
		2 地業(*1)	2 地業(*1)	2 地業(*1)
		3.3 基礎高さ(*2)	13 屋根防水	9 屋根防水
		10 屋根防水	14 外壁(CB造のみ)	10 外壁防水
		11 パルコニー・陸屋根防水	15 シーリング	
		12 外壁		

注 項目の数値は、現場検査チェックシートの検査項目の番号を示す。

*1 建設住宅性能評価書取得済の場合のみ。

*2 まもりすネットから出力される現場検査チェックシートは最終回の3枚目のみで、基礎高さの記入欄がない。そのため基礎高さの計測結果は、備考欄に記入すること。

② 現場検査の実施

表1. 5. 1の検査項目について、現場検査時に目視・計測・自主管理書類等により基礎、屋根防水、外壁、シーリング等の施工状況を現場検査チェックシートに基づき確認する。

③ 現場検査時に受領する書類

現場検査員は、現場検査時に「基礎配筋完了時」及び「躯体工事完了時」における建設住宅性能評価に係る「検査報告書(写し)」(巻末の「参考」に掲載)を受領し、現場検査チェックシートと併せて事務機関へ提出する。

(2) 特定団体に係る住宅

機構が認定した特定団体（＊）の住宅（以下「特定住宅」という。）については第1回の現場検査を、特定団体に登録された検査員（以下「団体検査員」という。）が行うことができる。従って、第2回目の現場検査を現場検査員が行うこととなる。

現場検査員は、第2回現場検査時に現場検査立会者から「現場検査チェックシートの手書き正本」を受け取る。また、現場検査時に不足している書類等がある場合は、「指摘内容通知書」に書類名を記載し、後日、提出・提示により確認する。

現場検査員は、「団体検査員」が作成した「現場検査チェックシート（第1回検査（基礎）/特定住宅版）」の現場検査内容や記載に問題があると判断した場合には、現場検査立会者を通じて、直接当該「団体検査員」に内容の確認を依頼する。繰り返しの依頼にもかかわらず検査内容等が是正されない場合は、事務機関（総括現場検査員等）にその旨を報告し、事務機関（総括現場検査員等）は機構に報告する。

- ＊ 特定団体とは、品質の高い住宅を一定戸数供給し、それらの基礎工事の現場検査を団体検査員が自ら行うことができ、かつ、保険取次店として事務処理体制を有する団体として機構が認め、保険募集業務を委託する団体。

(3) 特定住宅で、建設住宅性能評価付の住宅

特定住宅で、建設住宅性能評価付の住宅の検査については、団体検査員による検査がないため、「基礎配筋完了時」及び「躯体工事完了時」における建設住宅性能評価に係る「検査報告書（写し）」（巻末の「参考」に掲載）を現場検査立会者から受領し、「1.5.1 現場検査の特殊な取扱い」の(1)建設住宅性能評価住宅の場合と同様の検査を行う。

(4) 混構造の住宅

混構造の住宅の現場検査回数及び時期についても、通常の構造の住宅と同様となる。また、現場検査時に使用する現場検査チェックシートは、現場検査の対象となるそれぞれの構造の現場検査チェックシートにより実施する。

① 3階以下の混構造の建物の検査時期と使用する現場検査チェックシートの種類

<検査時期>

1回目の検査は何れも基礎の配筋工事完了時。

2回目の検査は何れの混構造で有っても、最上階の構造による検査時期に行う。

木造：屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時までの間。

S造：屋根工事完了時から鉄骨耐火被覆直前の工事完了時までの間。

<使用する現場検査チェックシート>

- ・「現場検査チェックシート」は、それぞれの対象となるそれぞれの構造の現場検査チェックシートにて行う。

	最上階	木造	S造	木造	S造	木造
		木造	S造	RC造	RC造	S造
	最下階	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造
1回目のチェックシート→		RC造用	RC造用	RC造用	RC造用	RC造用
2回目のチェックシート→		木造用	S造用	木造用	S造用	木造用

② 4階以上の混構造の建物の検査時期と使用する現場検査チェックシートの種類

<検査時期>

- ・ 1回目の検査は何れも基礎の配筋工事完了時。
- ・ 2回目の検査は下図の点線部を対象として構造別に以下の通りとする。
木造：躯体工事完了時から屋根防水工事直前の工事完了時までの間。
RC・SRC造：中間階床配筋工事完了時。
S造：床躯体工事完了時。（耐火被覆工事の前）
- ・ 3回目の検査は最上部の構造に合わせた屋根工事完了時期に行う。

<使用する現場検査チェックシート>

- ・ 「現場検査チェックシート」は、それぞれの対象となるそれぞれの構造の現場検査チェックシートにて行う。

	最上階	木造	S造	木造	S造	木造	S造	木造
	中間階	木造	S造	木造	S造	RC造	RC造	S造
		木造	S造	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造
	最下階	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造	RC造
1回目のチェックシート→		RC造用	RC造用	RC造用	RC造用	RC造用	RC造用	RC造用
2回目のチェックシート→		木造用	S造用	木造用	S造用	RC造用	RC造用	RC造用
3回目のチェックシート→		木造用	S造用	木造用	S造用	木造用	S造用	木造用

③ 平面的に混構造の場合

平面的に混構造の場合は、規模の大きい構造の「現場検査チェックシート」を使用して現場検査を行う。

(5) 特殊工法等の住宅

特殊な建築材料、工法等を用いた住宅、又は製造者認定を受けた住宅等の通常の現場検査では適切かつ合理的な現場検査ができない場合は、事務機関は機構と協議の上、現場検査の対象部位又は現場検査時期等の変更を行う。

(6) 離島の住宅

離島については(原則として、一戸建住宅に限る。)、現場検査の回数を減することができる。ただし、1回以上は「表 1.2.1 現場検査の回数、検査時期、及び現場検査チェックシートの種類」に定められている時期に現場検査を実施するものとする。また、当該減じた現場検査については、現場写真、自主管理書類等の内容を確認することで替える。なお、離島とは離島振興法及び沖縄振興法等により指定されている島嶼部等をいう。ただし本島と架橋等で接続されている島は除く。

(7) 大規模な住宅の現場検査員数

通常1回の現場検査は現場検査員1名で行うが、延床面積が2,000㎡以上の大規模な住宅については原則2名で行うこととしているので注意すること。

(8) 防水オプション検査

①対象となる住宅

3階建て以下の住宅(戸建及び共同住宅等)のうち、保険契約申込者より希望のあった住宅については、通常の2回の現場検査に加えて防水オプション検査を実施する。

②検査項目および検査時期

防水オプション検査は、2回目の現場検査時に未施工であるため書類で確認することが多い防水に係る箇所を検査対象とする。

各検査項目の施工状況は、原則として目視又は計測により確認する。具体的な検査方法は、本マニュアル2～5章の現場検査要領を参照すること。

表 1. 5. 2 防水オプション検査の検査項目と検査時期

建物構造	検査項目(*)	検査時期
木造(木造軸組工法、 枠組壁工法)	1 1 バルコニー・陸屋根防水	・外壁の防水紙の施工完了時から外装材 施工完了時までの間
	1 2 外壁防水	
RC造・SRC造・CB 造	1 3 屋根防水	・屋根防水工事完了時
	1 4 外壁(CB造のみ)	
	1 5 シーリング	
S造	9 屋根防水	・屋根防水工事完了時
	1 0 外壁防水	・外壁の防水紙の施工完了時から外装材 施工完了時までの間

* 検査項目列の数字は、「現場検査要領」及び「防水オプション検査チェックシート」の検査項目の番号を示す。

③防水オプション検査チェックシート

防水オプション検査では、各構造別に定められた「防水オプション検査チェックシート」を使用する(巻末参照)。

④指摘内容通知書の発行、是正の有無による保険加入の扱い

防水オプション検査を実施した結果、指摘事項がない場合は、防水オプション検査の立会者に「防水オプション検査は合格である」の旨を口頭で伝える。

指摘事項がある場合は、その内容を「指摘内容通知書」に記入し、防水オプション検査の立会者へ指摘内容と指摘根拠を明確に伝えた上で、「指摘内容通知書」を手渡し、是正を求める。また指摘部位の写真を撮影する。是正確認方法は、通常の現場検査と同様とする。

なお、防水オプション検査は保険引受に係る検査ではないため、指摘事項の是正が行われなくても通常の 2 回目までの現場検査が合格であれば、保険の加入は可能となる。ただし、この場合は、指摘事項に起因する事故を免責と取扱うこととして保険を引受けることになるため、極力、指摘事項の是正を行うよう促す。

⑤施工状況写真の撮影方法等

現場施工状況写真の撮影方法、写真撮影枚数（3 枚）、バインダーへの記載事項等は、1. 3. 6「現場施工状況写真の撮影方法等」に準じて行う。

⑥現場検査結果報告

まもりすネットへの入力及び事務機関への検査結果の報告については、1. 4. 3「現場検査結果報告」に準じて行う。

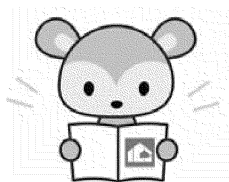
1. 5. 2 各帳票類について

(1) 「設計施工基準第3条に係る確認について」(3条確認書)

設計施工基準により難い(適合しない)仕様を有する住宅について、保険契約申込時に機構が、設計施工基準によるものと同等以上の性能を有することを確認した場合に発行される書類である。確認書が発行された住宅の場合は、「3条確認書」の記載内容及び添付資料に基づき、現場検査を行う必要がある。なお、「3条確認書」は、工法・材料などを対象とした「包括3条確認書」と、個別物件ごとを対象とした「個別3条確認書」の2種類ある。

「包括3条確認書」の例

住保機確認第〇〇-〇〇〇号
平成〇年〇月〇日



設計施工基準第3条に係る確認について

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 殿

住宅瑕疵担保責任保険法人
住宅保証機構株式会社
代表取締役社長 村生 洋治

平成〇年〇月〇日付けでいただきました「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に係る申出につきましては、設計施工基準第3条に基づき、下記のとおり取扱いができることを確認しましたので通知いたします。

つきましては、保険契約申込み手続き等に遺漏がないようお願い申し上げます。

記

1. 工法または建築材料の名称
2. 工法または建築材料の概要及び条件
3. 適用地域
4. 適用範囲・部位
5. 当該工法または建築材料を用いた場合に適用を除外する条項
6. 保険契約申込み手続きのための要件
保険契約申込みの際に本書の写しを提出してください。
7. 適用日
平成21年7月1日以降に保険契約申込みを受付けた住宅から適用します。ただし、本書発行後であっても保険契約上、引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行う場合があります。

(「個別3条確認書」の例)

設計施工基準第3条に係る確認について〈個別〉
(3条確認書)

宛先 ○○○住宅センター

○○ 様

FAX:

TEL:

担当: 住宅保証機構(株) 技術部 技術管理課 ○○

TEL 03-6435-4684 FAX 03-3454-2550

下記物件につきましては、設計施工基準第3条にかかる確認により、保険申込申請を受付けられるものと判断いたしました。つきましては、手続き(受付、現場検査等)を進めてください。なお、本書は保険申込書類と一緒に管理してください。

対象物件概要

機構整理番号	○○○○○○○	受付機関	○○○住宅センター
保険契約申込者	○○工務店	担当者	○○
申込受付番号			
住宅取得者(予定)	○○邸		
現場所在地	○○県	○○市○○○町	
適用除外条項	第○条○項○号		

○○○○について確認し、了承いたします。

以上

通知日:

(2)「現地調査チェックシート」

2階建以下の一戸建木造住宅を建築する場合、地盤の調査が必要か否かを届出事業者が判断するための書類である。

「現地調査チェックシート」の判定の結果、一項目でも「B」が選択された場合は、計測が必要な地盤に該当するので、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる地盤調査をしなければならない。

保険契約申込時に、全て「A」判定だった場合は地盤調査報告書に替えて提出してもらうことになる（地盤調査を行った場合、提出は不要）。現場検査においては、全てが本当に「A」判定で良いか、安易に「A」にしていないか留意する。

「現地調査チェックシート」は、複写式の様式となっており、1枚目は届出事業者控え用で2枚目が提出用である。なお、「現地調査チェックシート」は一戸建木造住宅（2階建）程度の荷重を想定して作成しており、木造3階建以上の住宅やRC造及びS造の場合は使用できない。

「現地調査チェックシート」の判定方法については、以下のとおりとする。

- ①『周辺状況』－『川・池・水路等（小規模な排水溝を除く）』
⇒「川・池・水路等」とは、川、池、水路に加え、海、湖、沼、遊水地、水田、用水路、ク
リック等を含みます。「小規模な排水溝」とは、側溝程度の溝を指す。
- ②『敷地状況』－『山・丘陵地・傾斜地の造成地』－『一団の造成戸数』
⇒「一団の造成戸数」は、複数戸が連なった新規造成戸数を指します。団地一体（数戸～数
十個）がまとめて不同沈下を起こす事例が少なからず起きていることから、5戸以上の新
規造成においてはB判定となる。
- ③『敷地状況』－『山・丘陵地・傾斜地の造成地』－『造成年数』
⇒「造成年数」とは、宅地以外の用途から宅地として造成されてからの年数を指す。したが
って、当該敷地の形状等に大きな変更がなく、新たに盛土等を行わない建替時においては、
当該敷地の当初の造成時からの年数で構わない。
- ④『敷地状況』－『山・丘陵地・傾斜地の造成地』－『擁壁』
⇒「擁壁」とは、当該敷地を構成する（支える）擁壁を指し、隣地の地盤面が高い場合にお
ける隣地を構成する（支える）擁壁は含まない。
- ⑤『敷地状況』－『平坦地の整地』－『整地年数』
⇒「整地年数」とは、宅地以外の用途から宅地として整地されてからの年数を指します。し
たがって当該敷地の形状等に大きな変更がなく、新たに盛土等を行わない建替時におい
ては、当該敷地の当初の造成時からの年数で構わない。

なお、詳細な使用方法については、別途、配布されている「現地調査チェックシート使用
マニュアル」を参照とする。

現地調査チェックシート

※戸建木造住宅2階建て以下に使用することができます。

現地調査実施日	年 月 日	チェックシート作成日	年 月 日	
住宅取得者 (予定)		申込受付番号		
届出事業者名		事業者届出番号		
		担当者		
現場所在地				
項目		A	B	
周辺の概況		市街地・畑地・山・丘陵地	水田・沼地跡・谷地	
周辺状況 <small>(建設地を中心に半径50m程度以内の目視調査を行う)</small>	周辺道路	異常なし	舗装に亀裂、陥没、波打	
	近隣建物	異常なし	基礎・外壁に亀裂、不同沈下等	
	近隣工作物	異常なし	擁壁・ブロック塀等に亀裂、段差、はらみ出し	
	川・池・水路等 <small>(小規模な排水溝を除く)</small>	調査範囲なし	調査範囲にあり	
	建設地の既存建物	異常なし	不同沈下	
敷地状況	山・丘陵地 傾斜地の 造成地 <input type="checkbox"/> 該当なし	一団の造成戸数	新規造成5戸未満	新規造成5戸以上
		切土・盛土	切土部	切盛部・盛土部・不明
		造成年数	造成後10年以上	造成後10年未満・不明
		擁壁	擁壁高さ	擁壁高さ1m未満
	建物との離れ		擁壁高さの1.5倍以上	擁壁高さの1.5倍未満
	平坦地の 整地 <input type="checkbox"/> 該当なし	整地年数	5年以上	5年未満・不明
		客土の厚さ	客土50cm未満	客土50cm以上
		軟弱さ	右記B項目以外の場合 <small>(表層部は概ね良好な地盤)</small>	鉄筋が容易に差し込める スコップで容易に掘れる 車等による振動を体感する
	ビル・工場等の大規模な 既存建物の解体		なし	あり・不明
	判定		一項目でもBが選択された場合、地盤調査を行う	

(3) 「基礎設計のためのチェックシート」

届出事業者が、2階建以下の木造住宅（共同住宅も使用可）を建築する際に、SWS 試験による地盤調査の計測結果等に基づいて基礎形式の選択及び地盤補強の要否を判定する際に使用する書類である。このため3階建木造住宅、RC・SRC・CB造及びS造の場合は同シートは使用できない。また、地盤調査結果の考察どおりに基礎形式及び地盤補強等を選択している場合は作成の必要はない。

このシートでは一次判定と二次判定がある。一次判定に該当する項目がなければ二次判定に進み、計測結果がイからハのいずれかの内容に合致するかを確認し、それぞれに対応する基礎形式を選択する必要がある。一次判定の項目に該当する場合は、地盤調査の考察に従うこととしており、施工者や設計者、当該敷地の地盤調査を行っていない地盤調査会社等による「考察」でも可としている。この場合、現場検査員は、この考察が妥当であるかについて判定する。

届出事業者が「基礎設計のためのチェックシート」にしたがって基礎形式を決定している場合は、保険申込時に地盤調査報告書（写し）と共に提出してもらうことになる。なお、複写式となっており1枚目は届出事業者控え用で、2枚目が提出用である。

なお、詳細な使用方法については、別途、配布されている「基礎設計のためのチェックシート使用マニュアル」を参照とする。

基礎設計のためのチェックシート

(スウェーデン式サウンディング試験実施用) ※木造2階建以下のみ使用できます。

地盤調査実施日	年 月 日	チェックシート作成日	年 月 日
住宅取得者 (予定)		申込受付番号	
届出事業者名		事業者届出番号	
		担当者	
現場所在地			
地盤調査会社名	号	電話番号	担当者名 ()
一次判定			
1～4に該当する項目を☐チェックする			
1	高さ1m以上の擁壁あり (擁壁と建物離れが擁壁高さの1.5倍未満)		☐
2	傾斜地の造成で切盛造成・盛土造成・不明		☐
3	経過年数10年未満の50cm以上の盛土 (経過年数の時期が不明のものを含む)		☐
4	解体残物等異物混入の敷地		☐
1～4のうち一項目でも該当する場合 →		地盤調査の考察に従ってください	
全ての項目に該当しない場合 →		二次判定	
二次判定			
イ～ハに該当する項目を☐チェックする			
地盤調査の計測結果		対応する基礎形式等	
イ	計測点全てで自沈層が全くない	☐	布基礎 べた基礎
☐	計測点全てが「0.75kN ゆっくり自沈」以上の場合で、各計測点のデータがほぼ同一	☐	べた基礎
ハ	上記イ、ロに該当しない調査結果の場合	☐	地盤調査の考察に従ってください

(4)「現場検査依頼書・報告書」

事務機関等は保険申込を受け付けた後、事務機関等が現場検査員に検査を依頼する際、検査に必要な書類一式に添えて現場検査員へ渡される書類である。現場検査員は、添付書類のチェック欄に記載されている書類等が整っているか確認し、不足がある場合は事務機関等へ連絡し現場検査時までには受け取る必要がある。

現場検査依頼書

第 回現場検査

検査員番号		
現場検査員名		

以下の申込住宅に係る現場検査を依頼します。

申込受付日	平成 年 月 日
現場検査予定日	平成 年 月 日

申込受付番号												
事務機関												
保険契約申込者 (届出事業者名)												
現場所在地												
住宅取得者名												
住戸型式			階数	地上 階 (地下 階)								
検査回数			延床面積			工 法						
各検査回の 工 法	1回目		2回目		3回目		4回目					
建設住宅 性能評価有無						地盤保証制度 の利用有無						
現場検査立会者	会社名			氏名			連絡先					

添付書類 <small>※事務機関にて必要に応じて使用ください。</small>	設計図書一式	設計内容確認シート	地盤調査報告書	地盤補強工事完了報告書	基準第3条に係る確認書
連絡事項					

現場検査報告書

以下のとおり、現場検査を実施したことを報告します。

現場検査実施日	平成 年 月 日	判定	合格 不合格
---------	----------	----	--------

添付書類 <small>※現場検査員にて必要に応じて使用ください。</small>	設計図書一式	設計内容確認シート	地盤調査報告書	地盤補強工事完了報告書	基準第3条に係る確認書
	現場検査チェックシート				
連絡事項					

(5) 現場検査希望日変更申出書（任意書式）

保険契約申込時に記入した現場検査予定日について、事業者が日程の変更を希望する場合は、予定日の7日までに「現場検査希望日変更申出書」（書式は任意）により、事務機関へFAX等で連絡するとき使用する書類である。

(参考)

送信先：〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

まもりすまい保険

現場検査希望日変更申出書

※ 現場検査の変更のお申出は7日前までをお願いいたします

〇〇〇建築住宅センター

現場検査員

住宅登録番号	

邸名	_____
申込事業者名	施工事業社名
現場立会者名	連絡先

基礎配筋工事完了検査 保険申込書の予定日：平成 年 月 日

変更希望検査日時

月 日 () 午前・午後 時頃希望

 中間・躯体工事完了検査 保険申込書の予定日：平成 年 月 日

変更希望検査日時

月 日 () 午前・午後 時頃希望

〇〇〇建築住宅センター

(6) 現場検査チェックシート

「現場検査チェックシート」は、木造軸組工法、枠組壁工法、RC造・SRC造・CB造及びS造の4つの工法のそれぞれについて、現場検査に使用する様式を定めている。なお、スチールハウスについては、枠組壁工法の様式を、ログハウスについては木造軸組工法の様式を使う。

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）木造軸組工法用

印

申込受付番号							
現場検査立会者名							
現場検査日時	年 月 日						
	時 分 ~		時 分				
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無						

事業者届出番号																				
届出事業者名																				
現場検査員番号																				
現場検査員名																				

検査項目		該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法			
					目視計測	書類	聴取	
1 地盤	1.1 地盤調査の要否		・判定方法 <input type="checkbox"/> 地盤調査実施 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシートにより調査不要 (戸建木造2階建て以下に限る)					
	1.2 地盤調査の内容	<input type="checkbox"/>	・調査方法 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査 <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験 <input type="checkbox"/> その他 ()					
			・測定箇所 (箇所) ≥ 4箇所 3箇所以下の場合(判定の根拠:)					
2 地業	2.1 地業		・種別 <input type="checkbox"/> 砕石地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業 <input type="checkbox"/> その他 ()					
	2.2 地盤補強	<input type="checkbox"/>	・工法の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他 ()					
		<input type="checkbox"/>	・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 <input type="checkbox"/> 表層改良工法 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭工法 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭工法 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> その他 ()					
3 基礎	3.1 基礎の構造		・形式 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 免震基礎 <input type="checkbox"/> その他 ()					
			・形式の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 基礎設計のためのチェックシート(木造2階建て以下に限る)					
			・根入れ深さ 布基礎 (mm) ≥ 240mm べた基礎 (mm) ≥ 120mm					
	3.2 底盤	布基礎	<input type="checkbox"/>	・幅・厚さ寸法 ベース幅 (mm) 厚さ (mm) ≥ 150mm ・配筋方法 ベース筋 径(D) ≥ D10、間隔 (mm) ≤ 300mm ・底盤かぶり厚さ				
		べた基礎	<input type="checkbox"/>	・厚さ寸法 厚さ (mm) ≥ 120mm ・配筋方法 根拠 <input type="checkbox"/> べた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 工学的判断 配筋 <input type="checkbox"/> シングル配筋 <input type="checkbox"/> ダブル配筋 鉄筋径(D) ≥ D10、間隔 (mm) ≤ 300mm ・底盤かぶり厚さ				
	3.4 立上り部分			・厚さ寸法 厚さ (mm) ≥ 120mm				
				・配筋方法 主筋 径(D) ≥ D13 縦筋 径(D) ≥ D10、間隔 (mm) ≤ 300mm				
				・鉄筋の継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手(重ね長さ: mm) <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> その他 ()				
			・床下換気措置 <input type="checkbox"/> 換気 <input type="checkbox"/> ねこ土台(基礎バックン) <input type="checkbox"/> 基礎断熱工法による省略 <input type="checkbox"/> その他 ()					
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ		<input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

備考	3条確認[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：
----	---

〔 凡例 該当項目欄[]は必須、有は：判定欄[適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「シ」を記入。 〕

- ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
- ・3.3基礎高さは、第2回検査項目

現場検査チェックシート第2回検査（構造）木造軸組工法用

〒

申込受付番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者 届出番号											
届出事業者名											
現場検査 員番号											
現場検査 員名											

現場検査立会者名			
現場検査日時	年	月	日
	時	分	分
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無		

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法			
				目視 計測	書類	聴取	
3基礎 3.3 基礎高さ	<input checked="" type="checkbox"/>	・高さ (地盤面から mm) ≥ 300mm (特定住宅は、400mm以上)					
4土台 4.1 土台の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	・設置方法 <input type="checkbox"/> 柱の下部に設置 <input type="checkbox"/> 柱を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> その他 ()					
		・緊結方法 <input type="checkbox"/> アンカーボルト <input type="checkbox"/> その他 ()					
4.2 基礎への緊結	<input checked="" type="checkbox"/>	・アンカーボルト等の設置状況					
5柱 5.1 小径	<input checked="" type="checkbox"/>	・1階柱径 ①すみ柱 (mm) ②柱 (mm) ③柱 (mm)					
		5.2 欠き込み	・欠き込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(補強方法:)				
		5.3 すみ柱	・すみ柱の形状 <input type="checkbox"/> 通し柱 <input type="checkbox"/> 管柱(補強方法:)				
		5.4 柱脚・柱頭の接合方法	・選択根拠 <input type="checkbox"/> 告示の仕様規定 <input type="checkbox"/> N値計算 <input type="checkbox"/> 構造計算 ・金物等の設置状況(金物の種類・留め付け方法・締め付け状態等)				
6耐力壁 6.1 壁量・壁配置	<input checked="" type="checkbox"/>	・壁量、壁配置の状況					
		6.2 筋かい耐力壁	・筋かいの欠き込み <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(補強方法:) ・端部金物の設置状況(金物の種類、留め付け方法)				
		6.3 面材耐力壁	・面材の種類 <input type="checkbox"/> 構造用合板(mm) <input type="checkbox"/> せっこうボード(mm) と厚さ <input type="checkbox"/> その他(, mm) ・釘打ち間隔 外周部(mm)				
7横架材 7.1 欠き込み	<input checked="" type="checkbox"/>	・中央下端部の欠き込み					
8床組 8.1 火打ちばり	<input checked="" type="checkbox"/>	・種類 <input type="checkbox"/> 木製 <input type="checkbox"/> 鋼製 <input type="checkbox"/> その他 ()					
		・設置位置 <input type="checkbox"/> 隅角部 <input type="checkbox"/> 吹抜け部 <input type="checkbox"/> その他 ()					
8.2 面材床	<input checked="" type="checkbox"/>	・面材の種類 <input type="checkbox"/> 構造用合板(mm) , mm) と厚さ <input type="checkbox"/> その他(mm) ・釘打ち間隔 外周部(mm)					
9小屋組 9.1 振れ止め等	<input checked="" type="checkbox"/>	・振れ止め等の設置状況					
		9.2 たる木	・軒先の接合方法 <input type="checkbox"/> ひねり金物 <input type="checkbox"/> くら金物 <input type="checkbox"/> 釘 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		9.3 火打ちばり	・種類 <input type="checkbox"/> 木製 <input type="checkbox"/> 鋼製 <input type="checkbox"/> その他 ()				
		9.4 面材張り	・面材の種類 <input type="checkbox"/> 構造用合板(mm) , mm) と厚さ <input type="checkbox"/> その他(mm)				
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備 考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:
-----	--

凡例 該当目録 [] は必須、有は [] : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート第(2・3)回検査(防水)木造軸組工法用(最終回)

注：3階建以下の住宅の場合は第2回検査チェックシートと併せて検査を行う。

郵便番号										申込受付番号					
事業者届出番号										現場検査立会者名					
届出事業者名										年 月 日					
現場検査員番号										時 分 ~ 時 分					
現場検査員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input type="checkbox"/> 無					

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
10 屋根防水	10.1 屋根形状	・勾配・種類 ①(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルート <input type="checkbox"/> その他 ()] ②(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルート <input type="checkbox"/> その他 ()]				
	10.2 下ふき材	・種類 <input type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940(22kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他 ()				
		・重ね幅 上下 (mm) ≥ 100mm 左右 (mm) ≥ 200mm 谷部 (mm) ≥ 250mm 棟部 (mm) ≥ 250mm <input type="checkbox"/> ふき材製造者の基準による(製造者名:)				
10.3 天窓	<input type="checkbox"/> 壁面立上げ部 巻き返し長さ (mm) ≥ 250mm 雨押え上端からの距離 (mm) ≥ 50mm					
11 バルコニー・陸屋根防水	11.1 防水工法	・防水材の種類 <input type="checkbox"/> FRP防水(1層の場合は防水材製造者が指定する施工基準による) <input type="checkbox"/> 塩ビシート防水 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	11.2 バルコニー床	・勾配 (/) ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)				
	11.3 陸屋根	・勾配 (/) ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)				
	11.4 壁取合い部	・防水立上り高さ 開口部下 (mm) ≥ 120mm 開口部以外 (mm) ≥ 250mm				
	11.5 手すり壁・ハラベット	・防水紙の種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430(20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他 () ・上端部及び笠木等の防水措置の状況				
12 外壁	12.1 乾式仕上げ	・種類 <input type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input type="checkbox"/> 金属系サイディング <input type="checkbox"/> ALCパネル(防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板(厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ ()				
	12.2 湿式仕上げ	・下地 <input type="checkbox"/> ラス(平ラス除く) <input type="checkbox"/> 下地専用ボード				
		・種類 <input type="checkbox"/> 普通モルタル(防水上有効な仕上げ、ひび割れ防止措置必要) <input type="checkbox"/> 既調合軽量セメントモルタル(JASS15M-102に基づく調合・施工による)				
	12.3 通気構法	・通気措置 <input type="checkbox"/> 通気胴縁(厚 mm×幅 mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金具 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	12.4 防水紙	・種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430(20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他 () ・重ね幅 縦(上下) (mm) ≥ 90mm 横(左右) (mm) ≥ 90mm (窯業系・金属系サイディングは150mm以上)				
12.5 開口部廻り	・防水テープの施工状況 <input type="checkbox"/> シーリング材の種類 <input type="checkbox"/> JIS耐久性区分8020の品質を有するもの <input type="checkbox"/> その他 ()					
13 その他	13.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)	・設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(屋根材に応じた支持金物、防水措置) <input type="checkbox"/> その他 ()				
結果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

備考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:
----	--

凡例 該当目欄 [は必須、有は] : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）枠組壁工法用

郵

申込受付番号

事業者届出番号
届出事業者名
現場検査員番号
現場検査員名

現場検査立会者名
現場検査日時
建設住宅性能評価

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査の要否	・判定方法 <input type="checkbox"/> 地盤調査実施 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシートにより調査不要（戸建木造2階建て以下に限る）				
	1.2 地盤調査の内容	・調査方法 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査 <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・測定箇所（ 箇所） ≥ 4 箇所 3箇所以下の場合（判定の根拠： ）				
2 地業	2.1 地業	・種別 <input type="checkbox"/> 砕石地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	2.2 地盤補強	・工法の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 <input type="checkbox"/> 表層改良工法 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
3 基礎	3.1 基礎の構造	・形式 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 免震基礎 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		・形式の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 基礎設計のためのチェックシート（木造2階建て以下に限る）				
	3.2 底盤	・根入れ深さ 布基礎（ mm） ≥ 240 mm べた基礎（ mm） ≥ 120 mm				
		布基礎	・幅・厚さ寸法 ベース幅（ mm） 厚さ（ mm） ≥ 150 mm			
			・配筋方法 ベース筋 径（D） $\geq D10$ 、間隔（ mm） ≤ 300 mm ・底盤かぶり厚さ			
べた基礎	・厚さ寸法 厚さ（ mm） ≥ 120 mm					
	・配筋方法 根拠 <input type="checkbox"/> べた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 工学的判断 配筋 <input type="checkbox"/> シングル配筋 <input type="checkbox"/> ダブル配筋 鉄筋径（D） $\geq D10$ 、間隔（ mm） ≤ 300 mm ・底盤かぶり厚さ					
3.4 立上り部分	・厚さ寸法 厚さ（ mm） ≥ 120 mm					
	・配筋方法 主筋 径（D） $\geq D13$ 縦筋 径（D） $\geq D10$ 、間隔（ mm） ≤ 300 mm					
	・鉄筋の継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手（重ね長さ： mm） <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	・床下換気措置 <input type="checkbox"/> 換気口 <input type="checkbox"/> ねこ土台（基礎パッキン） <input type="checkbox"/> 基礎断熱工法による省略 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
結果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考 3条確認 [有 無] 内容：

凡例 該当項目欄 [は必須、有は○]：判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
 ・3.3基礎高さは、第2回検査項目

現場検査チェックシート第2回検査（構造）枠組壁工法用

郵便

事業者 届出番号																				
届出事業者名																				
現場検査 員番号																				
現場検査 員名																				

申込受付番号																				
現場検査立会者名																				
現場検査日時	年 月 日																			
	時 分 ~ 時 分																			
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input type="checkbox"/> 無																			

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視 計測	書類	聴取
3 基礎	3.3	基礎高さ				
4 材料	4.1	枠組材				
	4.2	面材	・断面寸法 土台 (mm) × (mm) 床根太 (mm) × (mm)			
			・床材の種類、厚さ <input type="checkbox"/> 構造用合板 <input type="checkbox"/> パーティクルボード <input type="checkbox"/> 構造用パネル <input type="checkbox"/> その他 () 厚さ (mm)			
			・壁材の種類、厚さ <input type="checkbox"/> 構造用合板 <input type="checkbox"/> パーティクルボード <input type="checkbox"/> 構造用パネル <input type="checkbox"/> その他 () 厚さ (mm)			
5 土台	5.1	土台の設置				
	5.2	アンカーボルト				
6 床版	6.1	床根太の設置	・設置方法 耐力壁の下部に設置 (地階ありで耐力壁の下部に非設置の場合の床根太等の補強)			
			・配置状況 配置 (隅角部、土台継手付近に設置) 間隔 ≤ 2m			
	6.2	床根太・床材の緊結	・支点間距離、転び止めの設置 支点間距離 ≤ 8m			
			・間隔 間隔 ≤ 650mm 構造計算による場合 (mm)			
7 壁等	7.1	耐力壁の量・配置	<input type="checkbox"/> 開口部の補強			
			・床根太と土台 釘の種類と本数 <input type="checkbox"/> CN75×2本 <input type="checkbox"/> CN65×3本 <input type="checkbox"/> BN75×3本 <input type="checkbox"/> BN65×4本			
			・端根太(側根太)と土台 釘の種類と間隔 <input type="checkbox"/> CN75 (500mm以下) <input type="checkbox"/> BN75 (360mm以下) ※3階建の1階は、上記間隔の1/2以下			
			・床材と床枠組材 外周部の釘の間隔 <input type="checkbox"/> CN50 (150mm以下) <input type="checkbox"/> BN50 (100mm以下) <input type="checkbox"/> その他 (釘種類 、間隔 mm以下)			
7.2	耐力壁の構造	・壁量、壁配置の状況				
		・耐力壁線間距離 距離 ≤ 12m				
		・耐力壁線に囲われた部分の面積 <input type="checkbox"/> 40㎡以下 <input type="checkbox"/> 40㎡超60㎡以下 (補強措置有り) <input type="checkbox"/> 60㎡超72㎡以下 長辺/短辺 ≤ 2 (補強措置有り)				
		・外壁交さ部の耐力壁の配置状況				
7.3	開口部の構造	・たて枠の間隔				
		・隅角部・交さ部のたて枠補強 たて枠相互を緊結 たて枠と床枠組を緊結 (外壁隅角部、開口部両端)				
		・耐力壁線上の開口部幅 <input type="checkbox"/> 幅 ≤ 4m <input type="checkbox"/> 幅の合計/耐力壁線長さ ≤ 3/4				
		<input type="checkbox"/> まぐさの設置 <input type="checkbox"/> まぐさ受け <input type="checkbox"/> まぐさ受け金物				
8 構 架 材	8.1	床根太等の欠き込み等	・壁の各部材相互の緊結 壁下枠と床枠組材の釘間隔 <input type="checkbox"/> CN90 (500mm以下) <input type="checkbox"/> BN90 (340mm以下) ※3階建の1階は、上記間隔の1/2以下			
			・壁材と壁枠組材の緊結 釘等の種類 () 釘等の間隔 (外周部 mm、中間部 mm)			
9 小 屋 組	9.1	たる木等	・欠き込み、穴あけ 中央部付近の欠き込み <input type="checkbox"/> なし その他欠き込み・穴あけ <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(許容範囲)			
			・たる木の間隔 間隔 ≤ 650mm			
	9.2	小屋組の緊結	・たる木つなぎ、振れ止めの設置状況			
			・たる木と頭つなぎ等の緊結			
9.3	開口部の構造	・開口部幅 <input type="checkbox"/> 1箇所あたりの開口部幅が2m超3m以下の場合の補強措置 <input type="checkbox"/> 開口部幅の合計/当該表面の下端幅、当該屋根面の幅 ≤ 1/2				
		<input type="checkbox"/> まぐさの設置 <input type="checkbox"/> まぐさ受け <input type="checkbox"/> まぐさ受け金物				
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				
備 考		3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：				

凡例 該当目欄[]は必須、有は○：判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート第(2・3)回検査(防水)枠組壁工法用(最終回)

注: 3階建以下の住宅の場合は第2回検査チェックシートと併せて検査を行う。

郵										申込受付番号					
事業者届出番号										現場検査立会者名					
届出事業者名										年 月 日					
現場検査員番号										時 分 ~ 時 分					
現場検査員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input type="checkbox"/> 無					

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
10 屋根防水	10.1 屋根形状	・勾配・種類 ①(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルルト <input type="checkbox"/> その他 ()] ②(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルルト <input type="checkbox"/> その他 ()]				
	10.2 下ふき材	・種類 <input type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940 (22kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他 ()				
		・重ね幅 上下 (mm) ≥ 100mm 左右 (mm) ≥ 200mm 谷部 (mm) ≥ 250mm 棟部 (mm) ≥ 250mm <input type="checkbox"/> ふき材製造者の基準による (製造者名:)				
	<input type="checkbox"/> 壁面立上げ部 巻き返し長さ (mm) ≥ 250mm 雨押え上端からの距離 (mm) ≥ 50mm					
10.3 天窓	<input type="checkbox"/>	・防水方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法				
11 バルコニー・陸屋根防水	11.1 防水工法	・防水材の種類 <input type="checkbox"/> FRP防水 (1層の場合は防水材製造者が指定する施工基準による) <input type="checkbox"/> 塩ビシート防水 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	11.2 バルコニー床	・勾配 (/) ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による (製造者名:)				
	11.3 陸屋根	・勾配 (/) ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による (製造者名:)				
	11.4 壁取合い部	・防水立上り高さ 開口部下 (mm) ≥ 120mm 開口部以外 (mm) ≥ 250mm				
	11.5 手すり壁・パラペット	・防水紙の種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430 (20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他 () ・上端部及び柱木等の防水措置の状況				
12 外壁	12.1 乾式仕上げ	・種類 <input type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input type="checkbox"/> 金属系サイディング <input type="checkbox"/> ALCパネル (防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板 (厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ ()				
	12.2 湿式仕上げ	・下地 <input type="checkbox"/> ラス (平ラス除く) <input type="checkbox"/> 下地専用ボード				
		・種類 <input type="checkbox"/> 普通モルタル (防水上有効な仕上げ、ひび割れ防止措置必要) <input type="checkbox"/> 既調合軽量セメントモルタル (JASS15M-102に基づく調合・施工による)				
	12.3 通気構法	・通気措置 <input type="checkbox"/> 通気胴縁 (厚 mm×幅 mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金具 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	12.4 防水紙	・種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430 (20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他 () ・重ね幅 縦(上下) (mm) ≥ 90mm 横(左右) (mm) ≥ 90mm (窯業系・金属系サイディングは150mm以上)				
12.5 開口部廻り	・防水テープの施工状況 <input type="checkbox"/> シーリング材の種類 <input type="checkbox"/> JIS耐久性区分8020の品質を有するもの <input type="checkbox"/> その他 ()					
13 その他	13.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	・設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法 (屋根材に応じた支持金物、防水措置) <input type="checkbox"/> その他 ()				
結果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

備考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:
----	--

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は [] : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号をOで囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート第1回検査（基礎） RC・SRC*・CB 造用

*SRC造の場合SRC造<補充版>と併用

郵										申込受付番号				
事業者届出番号										現場検査立会者名				
届出事業者名										年 月 日				
現場検査員番号										時 分 ~ 時 分				
現場検査員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無				

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査	・調査方法 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験（ボーリング調査） <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査法（物理探査法） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		・測定箇所（ 箇所） 3箇所以下の場合（判定根拠： ）				
2 杭・地業	2.1 基礎	・形式の選定 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第6条による				
	2.2 杭基礎	<input type="checkbox"/> ・工法 <input type="checkbox"/> 場所打ち杭 <input type="checkbox"/> 既製コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 鋼管杭 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		<input type="checkbox"/> ・杭の規格・寸法 径（ mm） 鋼管杭肉厚（ mm） 長さ（ m） 本数（ 本）				
	2.3 地盤補強	<input type="checkbox"/> ・杭の施工精度の確認 杭の芯ズレ量（最大： mm） <input type="checkbox"/> 構造計算の許容誤差範囲 <input type="checkbox"/> 補強工事実施				
3 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	・規格品 J I S規格品（JIS G 3112）又は大臣認定品				
	4.1 材料の品質	・規格品 J I S規格品（JIS A 5308）又は大臣認定品				
4 コンクリート	4.2 調合計画	・配合計画書 基礎（調合管理強度： N/mm ² 、スランプ： cm） 上部躯体（調合管理強度： N/mm ² 、スランプ： cm）				
	5.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 土に接する部分（ cm） ≥6cm				
5 基礎	5.2 配筋方法	・基礎ばり主筋の径・本数等（図面との整合性等）				
		<input type="checkbox"/> ・基礎スラブ（耐圧盤）鉄筋径及び間隔（図面との整合性等）				
	5.3 主筋の継手	・継手の種類 <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他				
		・継手の位置（図面との整合性等）				
	5.4 基礎梁の開口補強	<input type="checkbox"/> ・補強鉄筋の径・本数等（図面との整合性等）				
5.5 免震装置	<input type="checkbox"/> ・種別 <input type="checkbox"/> 積層ゴム <input type="checkbox"/> その他（ ）					
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

備 考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：
-----	--

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は []；判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄： 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート（第2・中間）回検査（構造） RC・SRC*・CB造用

*SRC造の場合SRC造<補充版>と併用

郵										申込受付番号				
事業者届出番号										現場検査立会者名				
届出事業者名										年 月 日				
現場検査員番号										時 分 ~ 時 分				
現場検査員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無				
検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法										
				目視計測	書類	聴取								
4 コンクリート	4.3 打上りの状態	・打込み欠陥 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり〔 <input type="checkbox"/> ジャンカ <input type="checkbox"/> 打継欠陥 <input type="checkbox"/> その他()〕												
	4.4 圧縮強度	・試験報告書 基礎 (圧縮強度 N/mm ² 、材令 日) ・配合計画書 当該の躯体 (調合管理強度 N/mm ² 、スランブ cm)												
9 柱	9.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ (cm) ≥ 3cm												
	9.2 配筋方法	・主筋の径・本数、帯筋の間隔等(図面との整合性等)												
	9.3 主筋の継手	・継手の種類 <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他												
・継手の位置 (図面との整合性等)														
10 梁(壁梁・臥梁)	10.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ (cm) ≥ 3cm												
	10.2 配筋方法	・梁主筋の径・本数、あばら筋の間隔等(図面との整合性等)												
	10.3 鉄筋の定着	・主筋の定着長さの確認												
	10.4 主筋の継手	・継手の種類 <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他												
		・継手の位置 (図面との整合性等)												
10.5 梁・壁梁の開口補強	・補強鉄筋の径・本数等(図面との整合性等)													
11 壁	11.1 耐力壁の厚さ	<input type="checkbox"/> 耐力壁厚さ 120mm以上(CB造は150mm以上)												
	11.2 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 耐力壁 (cm) ≥ 3cm 非耐力壁 (cm) ≥ 2cm												
	11.3 配筋方法	・壁筋の径・本数、間隔等(図面との整合性等)												
	11.4 配筋補強	・開口部周囲の補強												
<input type="checkbox"/> 壁式構造の隅角部、端部の補強														
12 床版	12.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ (cm) ≥ 2cm												
	12.2 配筋方法	・床板鉄筋の径・本数、間隔等(図面との整合性等)												
		<input type="checkbox"/> 片持ちスラブの配筋状況 <input type="checkbox"/> プレキャスト版相互の緊結状況(図面との整合性等)												
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する												
備 考		3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:												

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は [] : 判定欄 [適合 : O、不適合 : X、未施工部分 : 「未」と記入、該当なし : 「/」(斜線)を記入]
確認方法欄 : 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号をOで囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート最終回検査（防水） RC・SRC*・CB 造用

注：3階建以下の住宅の場合は第2回検査チェックシートと併せて検査を行う。

郵										申込受付番号					
事業者 届出番号										現場検査立会者名					
届出事業者名										年 月 日					
現場検査 員番号										時 分 ~ 時 分					
現場検査 員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input type="checkbox"/> 無					

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視 計測	書類	聴取
13 屋根防水	13.1 陸屋根・ルーフバルコニー	<input type="checkbox"/> ・防水工法の種類 □アスファルト防水 □改質アスファルトシート防水 □シート防水 □塗膜防水 □その他()				
		<input type="checkbox"/> ・勾配 □1/50以上 □1/100以上(保護コンクリート等又は包括3条確認がある場合) □その他(/)				
		<input type="checkbox"/> ・パラペット 上端部の防水 □金属製笠木 □防水材料(種類:) □その他()				
		<input type="checkbox"/> ・壁面立上げ部の防水納まり状況 □押さえ金物 □シール状況				
		<input type="checkbox"/> ・屋根面の防水仕上げの状況(庇、バルコニーの下部が一部でも室内になるもの含む)				
13.2 勾配屋根	13.2 勾配屋根	<input type="checkbox"/> ・勾配・種類 ①(/) 屋根ふき材 [□粘土瓦 □セト瓦 □金属板 □スレート □その他()] ②(/) 屋根ふき材 [□粘土瓦 □セト瓦 □金属板 □スレート □その他()]				
		<input type="checkbox"/> ・下ふき材の種類 □アスファルトルーフィング940 □その他()				
		<input type="checkbox"/> ・下ふき材の重ね幅 上下(mm) ≥ 100mm 左右(mm) ≥ 200mm 谷部(mm) ≥ 250mm 棟部(mm) ≥ 250mm □ふき材製造者の基準による(製造者名:)				
		<input type="checkbox"/> ・壁面立上げ部の下ふき 巻き返し長さ(mm) ≥ 250mm				
13.3 排水ドレイン	<input type="checkbox"/> ・設置数、設置位置、排水管の室内貫通配管(□あり、□なし)					
13.4 各部の雨水 浸入防止措置	13.4 各部の雨水 浸入防止措置	<input type="checkbox"/> ・配管等貫通部				
		<input type="checkbox"/> ・天窓の周囲 □製造所の指定する施工方法 □その他() □シーリング処理				
14 外壁	14.1 C B造の外壁	<input type="checkbox"/> ・防水上有効な仕上げ				
15 シーリング	15.1 シーリング材	<input type="checkbox"/> ・シーリング材の品質 J I S 耐久性区分8020の品質を有するもの				
	15.2 各部の雨水 浸入防止措置	<input type="checkbox"/> ・外壁コンクリート打継ぎ目地				
		<input type="checkbox"/> ・耐震スリット目地				
		<input type="checkbox"/> ・外壁開口部周囲、貫通配管部 □その他雨水浸入のおそれのある部分 □ひび割れ誘発目地 □庇上面入隅 □その他()				
16 その他	16.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	<input type="checkbox"/> ・設置方法 □製造所が指定する施工方法(防水性能を確保した基礎、架台) □その他()				
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				
備 考		3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:				

凡例 該当項目欄[]は必須、有は : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入] 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号をOで囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート（補充版） SRC造用

郵

申込受付番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者届出番号								-		
届出事業者名										
現場検査員番号										
現場検査員名										

現場検査立会者名										
現場検査日時	年 月 日									
	時 分 ~					時 分				
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済） <input type="checkbox"/> 無									

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
6 鋼材	6.1 鋼材等の品質	・規格品 JIS規格品又は大臣認定品				
	6.2 鉄骨の製作・品質管理	・製作・品質管理 工場製作要領書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> その他（ ） 溶接技能者 <input type="checkbox"/> 有資格者 <input type="checkbox"/> その他（ ）	/			
7 柱脚部	7.1 柱脚部の形式	・形式（図面との整合性等）				
	7.2 アンカーボルト	・設置状況（基礎への定着及び設置位置）				
	7.3 非埋込み柱脚	・柱主筋の基礎への定着・柱型の寸法（図面との整合性）				
	7.4 埋込み柱脚	・埋込み部分の寸法・かぶり（図面との整合性）				
8 鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質	・品質検査 <input type="checkbox"/> 工事施工者の受入れ検査 <input type="checkbox"/> 鉄骨業者の社内検査				
		・溶接部の検査 <input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> その他（ ） （第三者検査 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし）				
	8.2 建入れ精度	・建入れ検査の実施	/			
8.3 高力ボルト接合	<input type="checkbox"/>	・摩擦面の錆びの発生状態				
	<input type="checkbox"/>	・締付け状態				
結果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：
----	--

凡例 該当項目欄 [は必須、有は]：判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の振り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。判定欄に斜線を記入済み項目：確認は実施する。

・ 3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート第1回検査（基礎） S造用

邸										申込受付番号				
事業者 届出番号										現場検査立会者名				
届出事業者名										年 月 日				
現場検査 員番号										時 分 ~ 時 分				
現場検査 員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無				
検査項目	該当項目	施工内容等の記録								判定	確認方法			
											目視 計測	書類	聴取	
1 地盤	1.1 地盤調査	・調査方法 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験(ボーリング調査) <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査法(物理探査法) <input type="checkbox"/> その他() ・測定箇所 (箇所) 3箇所以下の場合(判定根拠:)												
	2.1 基礎	・形式の選定 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第6条による <input type="checkbox"/> 工法 <input type="checkbox"/> 場所打ち杭 <input type="checkbox"/> 既製コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 鋼管杭 <input type="checkbox"/> その他()												
2 杭・地業	2.2 杭基礎	・杭の規格寸法 径(mm) 鋼管杭肉厚(mm) 長さ(m) 本数(本)												
		・杭の施工精度の確認 杭の芯ズレ量(最大: mm) <input type="checkbox"/> 構造計算の許容誤差範囲 <input type="checkbox"/> 補強工事実施												
	2.3 地盤補強	・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 長さ(m) 本数(本) <input type="checkbox"/> 表層改良工法 改良深さ(m) <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 長さ(m) 本数(本) <input type="checkbox"/> その他()												
3 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	・規格品 JIS規格品(JIS G 3112)又は大臣認定品												
4 コンクリート	4.1 材料の品質	・規格品 JIS規格品(JIS A 5308)又は大臣認定品												
	4.2 調合計画	・配合計画書 基礎(調合管理強度: N/mm ² 、スランプ: cm)												
5 基礎	5.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 土に接する部分(cm) ≥ 6cm												
	5.2 配筋方法	・基礎ばり主筋の径・本数等(図面との整合性等)												
		<input type="checkbox"/> 基礎スラブ(耐圧盤)の鉄筋径及び間隔(図面との整合性等)												
	5.3 主筋の継手	・継手の種類 <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他												
		・継手の位置 (図面との整合性) ・継手の品質検査 <input type="checkbox"/> 外観試験 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> 引張試験 <input type="checkbox"/> 重ね継手の長さ <input type="checkbox"/> その他()												
5.4 基礎梁の開口補強	<input type="checkbox"/> 補強鉄筋の径・本数等(図面との整合性等)													
5.5 免震装置	<input type="checkbox"/> 種別 <input type="checkbox"/> 積層ゴム <input type="checkbox"/> その他()													
6 鋼材	6.1 鋼材等の品質	・規格品 JIS規格品又は大臣認定品												
	6.2 鉄骨の製作・品質管理	・製作・品質 工場製作要領書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> その他() 管理体制 溶接技能者 <input type="checkbox"/> 有資格者 <input type="checkbox"/> その他()												
7 柱脚部	7.1 柱脚部の形式	・形式 <input type="checkbox"/> 露出形式 <input type="checkbox"/> 根巻き形式 <input type="checkbox"/> 埋込み形式												
	7.2 露出柱脚	<input type="checkbox"/> アンカーボルトの状況(基礎への定着及び設置位置)												
	7.3 根巻き柱脚	<input type="checkbox"/> 根巻き部分の高さ、根巻き主筋の基礎への定着												
	7.4 埋込み柱脚	<input type="checkbox"/> 埋込み部分の寸法・かぶり(埋込み深さ及び鉄骨かぶり厚さ)												
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する												
備 考		3条確認[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:												

凡例 該当項目欄[は必須、有は]:判定欄[適合:○、不適合:×、未施工部分:「未」と記入、該当なし:「/」(斜線)を記入] 確認方法欄: 確認の抛り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート（第2・中間）回検査（構造） S造用

郵

申込受付番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者届出番号								-		
届出事業者名										
現場検査員番号										
現場検査員名										

現場検査立会者名										
現場検査日時	年 月 日									
	時 分 ~ 時 分									
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無									

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
4 コンクリー	4.3 基礎打上の状態	・打込み欠陥 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり〔 <input type="checkbox"/> ジャンカ <input type="checkbox"/> 打継欠陥 <input type="checkbox"/> その他()〕				
	4.4 圧縮強度	・試験報告書 基礎(圧縮強度 N/mm ² 、材令 日)				
8 鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質	・品質検査 <input type="checkbox"/> 工事施工者の受入れ検査 <input type="checkbox"/> 鉄骨業者の社内検査				
		・溶接部の検査 <input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> その他() (第三者検査 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)				
	8.2 防錆塗装	<input type="checkbox"/> ・塗装面の状態				
	8.3 建入れ精度	<input type="checkbox"/> ・建入れ検査の実施				
	8.4 高力ボルト接合	<input type="checkbox"/> ・摩擦面の錆びの発生状態				
<input type="checkbox"/> ・締付け状態						
8.5 筋かい	<input type="checkbox"/> ・構成部材及び接合状況					
結果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考	3条確認〔 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無〕内容：
----	---

凡例 該当項目欄[■]は必須、有は☑：判定欄〔適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入〕
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート最終回検査（防水） S造用

注：3階建以下の住宅の場合は第2回検査チェックシートと併せて検査を行う。

郵										申込受付番号			
事業者届出番号										現場検査立会者名			
届出事業者名										年月日			
現場検査員番号										時分～時分			
現場検査員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無			

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
9 屋根防水	9.1 陸屋根・ルーフトバルコニー	<input type="checkbox"/> 防水工法の種類 <input type="checkbox"/> アスファルト防水 <input type="checkbox"/> 改質アスファルトシート防水 <input type="checkbox"/> シート防水 <input type="checkbox"/> 塗膜防水 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 勾配 <input type="checkbox"/> 1/50以上 <input type="checkbox"/> 1/100以上(保護コンクリート等又は包括3条確認がある場合) <input type="checkbox"/> その他(/)				
		<input type="checkbox"/> パラペット 上端部の防水 <input type="checkbox"/> 金属製笠木 <input type="checkbox"/> 防水材料(種類:) <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 壁面立上げ部の防水納まり状況 <input type="checkbox"/> 押さえ金物 <input type="checkbox"/> シール状況				
		<input type="checkbox"/> 屋根面の防水仕上げの状況 (庇、バルコニーの下部が一部でも室内になるもの含む)				
	9.2 勾配屋根	<input type="checkbox"/> 勾配・種類 ①(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルーフト <input type="checkbox"/> その他()] ②(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルーフト <input type="checkbox"/> その他()]				
		<input type="checkbox"/> 下ぶき材の種類 <input type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 下ぶき材の重ね幅 上下(mm) ≥100mm 左右(mm) ≥200mm 谷部(mm) ≥250mm 棟部(mm) ≥250mm <input type="checkbox"/> ふき材製造者の基準による(製造者名:)				
		<input type="checkbox"/> 壁面立上げ部の下ぶき 巻き返し長さ(mm) ≥250mm				
	9.3 排水ドレイン	<input type="checkbox"/> 設置数、設置位置 ・排水管の室内貫通配管(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)				
9.4 各部の雨水浸入防止措置	<input type="checkbox"/> 配管等貫通部					
	<input type="checkbox"/> 手すり脚部					
	<input type="checkbox"/> 天窓の周囲 <input type="checkbox"/> 製造所の指定する施工方法 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> シーリング処理					
10 外壁防水	10.1 乾式仕上げ	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input type="checkbox"/> 金属系サイディング <input type="checkbox"/> ALCパネル(防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板(厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ()				
		<input type="checkbox"/> 通気構法 <input type="checkbox"/> 通気胴縁(厚 mm×幅 mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金物 <input type="checkbox"/> その他()				
	10.2 防水紙	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 重ね幅 縦(上下) (mm) ≥90mm 横(左右) (mm) ≥90mm(窯業系・金属系サイディングは150mm以上)				
	10.3 シーリング材	<input type="checkbox"/> シーリング材の品質 JIS耐久性区分8020の品質を有するもの				
	10.4 開口部廻り	<input type="checkbox"/> シーリングの施工				
	10.5 各部の雨水浸入防止措置	<input type="checkbox"/> 防水テープの施工状況				
<input type="checkbox"/> 貫通配管等 ・その他雨水浸入のおそれのある部分 <input type="checkbox"/> 底面の入隅 <input type="checkbox"/> 取付金物等の埋込周囲 <input type="checkbox"/> その他()						
11 その他	11.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)	<input type="checkbox"/> 設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(防水性能を確保した基礎、架台) <input type="checkbox"/> その他()				
結果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				
備考		3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:				

凡例 該当項目欄[は必須、有は]:判定欄[適合:○、不適合:×、未施工部分:「未」と記入、該当なし:「/」(斜線)を記入]
確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

(7)「指摘内容通知書」

現場検査時に指摘内容があった場合、その内容を記入し、現場検査立会者に通知するために用いるものである。

<使用方法>

- ・指摘内容を記入した後に、2枚複写のうち、「届出事業者通知用」を現場検査立会者に渡し、「事務機関報告用」を現場検査員が保管する。なお、指摘部位は必ず写真撮影し、プリントアウトした後に1枚目に添えて是正確認時に活用する。
- ・指摘内容の是正確認は、原則として是正状況を記録した写真及び関係書類の提出を受けて確認する(内容に応じて現場での確認を行う)。是正確認が全て完了したら現場検査員保管の「指摘内容通知書」の是正内容欄に是正方法、是正確認年月日、「全ての是正終了」のチェックボックスにチェックを入れ最終確認日を記入し、「現場検査チェックシート」(手書きのもの)等と共に事務機関等へ提出する。

指摘内容通知書

(全ての保険の現場検査共通)

申込受付番号									
届出事業者 (登録事業者)									
現場検査立会者									
住宅取得者(予定) (リフォーム発注者)									

現場検査実施日	年	月	日
---------	---	---	---

現場検査員番号							
現場検査員名							

届出事業者様

現場検査の結果、以下のような指摘内容がありましたので、是正を行ってください。

本日は是正完了日が確定しない場合は、7日以内に完了予定日を現場検査員に連絡してください。

是正の結果は、是正前、是正後の写真等を添えて現場検査員まで報告してください。

なお、是正が完了しない場合は、現場検査は合格とならず、保険証券は発行できない場合があります。

NO.	検査項目 番号	指摘内容		是正内容 (要資料添付)	是正 完了日	現場検査員 確認日
		準拠基準	現場検査時の状況			
備 考						

<input type="checkbox"/> 全ての是正完了

是正完了予定日	年	月	日
是正完了確認日	年	月	日

(届出事業者通知用)
5010011204K

第2章

木造軸組工法

現場検査要領

2章 木造軸組工法現場検査要領

2.1 現場検査項目

木造軸組工法による住宅の現場検査は、それぞれの検査回ごとに、次表に掲げる項目を対象に行う。検査方法は工事の進捗状況に応じて施工された部分を目視・計測、書類確認等で行い、未施工部分は書類又は聴取で確認する。

表 2.1.1 現場検査項目（木造軸組工法）

		第 1 回 検査の項目 基礎配筋工事完了時 団体検査員検査項目		第 2 回 検査の項目 ○3 階建以下の住宅 屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時までの間 ○4 階建以上の住宅 躯体工事完了時から屋根防水工事直前の工事完了時までの間		第 3 回 検査の項目 ○4 階建以上の住宅 屋根防水工事完了時	
A. 地盤・基礎に関する項目	1.地盤	1.1 地盤調査の要否					
		1.2 地盤調査の内容					
	2.地業	2.1 地業					
		2.2 地盤補強					
3.基礎	3.1 基礎の構造	3.2 底盤	3.基礎				
			3.3 基礎高さ				
	3.4 立上り部分						
B. 上部躯体に関する項目	4. 土台	4.1 土台の設置					
		4.2 基礎への緊結					
	5. 柱	5.1 小径					
		5.2 欠き込み					
		5.3 すみ柱					
		5.4 柱脚・柱頭の接合方法					
	6. 耐力壁	6.1 壁量・壁配置					
6.2 筋かい耐力壁							
6.3 面材耐力壁							
7. 横架材	7.1 欠き込み						
8. 床組	8.1 火打ちばり						
	8.2 面材床						
9. 小屋組	9.1 振れ止め等						
	9.2 たる木						
	9.3 火打ちばり						
	9.4 面材張り						
C. 防水に関する項目	10. 屋根防水	10.1 屋根形状					
		10.2 下ぶき材					
		10.3 天窓					
	11. バルコニー・陸屋根防水	11.1 防水工法					
		11.2 バルコニー床					
		11.3 陸屋根防水					
		11.4 壁取合い部					
		11.5 手すり壁・パラペット					
	12. 外壁防水	12.1 乾式仕上げ					
12.2 湿式仕上げ							
	12.3 通気構法						
	12.4 防水下地材						
	12.5 開口部廻り						
13. その他	13.1 太陽電池モジュール（太陽光パネル）						

※1

中間回現場検査
対象項目
4 階建以上の住宅

※1  網掛け部は4階建以上の住宅の2回目（中間回）の現場検査対象項目

2. 2 現場検査要領

木造軸組工法による住宅の現場検査要領を以下に掲げる。

(1) 現場検査要領の位置づけ

現場検査要領は、現場検査の手順や方法について具体的に説明したものである。現場検査員は、現場検査要領に従い施工内容等を確認し「現場検査チェックシート」に指定されている事項を記入する。

現場検査要領に記載されていない確認内容・検査方法については「まもりすまい保険 設計施工基準」を参照すること。

(2) 現場検査要領の記載内容等

① 表の各欄

- ・「現場検査項目」：対象の検査項目（大項目と中項目）を示す。
- ・「区分」：「指摘事項」又は「推奨事項」の分類を示す。
- ・「確認項目」：確認対象の具体的項目を示す。
- ・「時期」：現場検査の時期を示す。
凡例 「1」：第1回検査、
「2」：第2回検査（4階建以上の場合は第3回検査の場合を含む）
- ・「検査方法」：検査方法の目視、計測又は書類確認の区別を示す。
- ・「準拠基準」：適否の判定の根拠となる基準等の該当条文を示す。
凡例 「機6条-1」：まもりすまい保険設計施工基準 第6条 1項
「令42条1項」：建築基準法施行令 第42条第1項
「H12告1347」：平成12年建設省告示第1347号

現場検査要領の例

2	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地業	2.1 地業	指摘	種別	1	目視 書類	機5条-3
	2.2 地盤補強	指摘 推奨	工法の選択根拠 工法	1	書類	機5条-1 -2

② 「確認内容・検査方法」欄

- ・現場検査項目及び確認項目ごとに、確認する内容と具体的な検査方法等について説明している。
- ・●は「指摘事項」を表す。
- ・推奨 は「推奨事項」を表す。
推奨事項とは、住宅の品質向上のために薦める事項であり、届出事業者が主旨を十分に理解した上で自主的に行う項目であるために、適合、不適合の判断の対象とはしない。
- ・説明文中の「記入(する)」とは、「現場検査チェックシート」の「施工内容等の記録」欄に記入（チェックボックスに「レ」も含む）することである。

③ 現場検査要領の「備考」欄

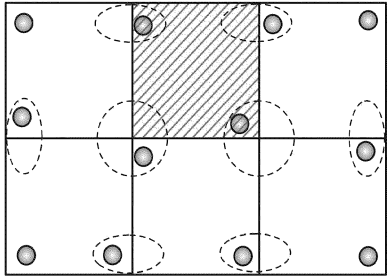
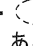
- ・用語の解説、関連する基準などの参考となる技術情報を記している。

(3) 「参考図」について

この現場検査要領には、「参考図」を掲載している。これは、現場検査をする上で参考となるように掲載したものであり、直接指摘事項とはならない内容（遵守事項でない内容）も含まれているので取り扱いに注意する。

現場検査要領

1	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地盤	1.1 地盤調査の要否	指摘	判定方法	1	目視 書類	機4条-1
	1.2 地盤調査の内容	指摘	調査方法	1	書類	機4条-2
		指摘	測定箇所	1	書類	機4条-2

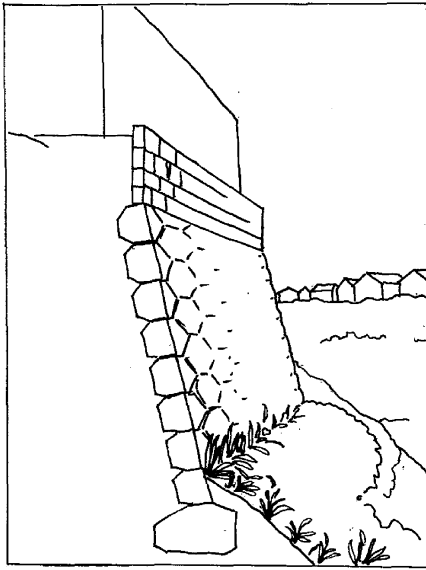
項目	確認内容・検査方法
1.1 地盤調査の要否	<p>〈判定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地盤調査が実施されていることを書類で確認し、記入する。 ● 地盤調査が実施されていない場合、提出された「現地調査チェックシート」が全てA項目となっていることを確認し、記入する。 3階建て以上の住宅及び共同住宅の場合は、必ず地盤調査が行われていることを確認する（「現地調査チェックシート」は使用できない）。 ● 「現地調査チェックシート」でBが一項目以上あるにも関わらず地盤調査を実施していない場合は指摘する。 ● 「現地調査チェックシート」でBが一項目もない場合は、<u>すべてA項目とした判定が適切かどうかを確認する。</u> ※「現地調査チェックシート」と「地盤調査報告書」が両方提出されている場合は、「地盤調査報告書」を優先する。 ※ <u>不適合とする場合は、事前に所属機関の総括現場検査員を通じて機構と協議する。</u> (以下、不合格とする場合は同様とする。)
1.2 地盤調査の内容	<p>地盤調査を実施している場合、<u>地盤調査報告書</u>により以下の内容を確認する。</p> <p>〈調査方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査方法が適正（地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる方法）かどうかを確認し、記入する。 <p>〈測定箇所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 測定箇所が適正かどうかを確認し、箇所数を記入する。敷地内の計測点が3箇所以下である場合（*1）は、均質な地盤であると判定した根拠を書類又は聴取で確認し、記入する。
備考	<p>（*1）敷地内で3箇所以下とすることができる計測点のとり方の例（宅地分譲のケース）</p>  <p>●：計測点</p> <p>（注）・敷地間で大きな高低差がなく、均質な地盤であることが前提です。 ・ の範囲内には少なくとも1点以上計測点がある必要があります。</p>

現場検査要領

2	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地業	2.1 地業	指摘	種別	1	目視 書類	機5条-3
	2.2 地盤補強	指摘 推奨	工法の選択根拠 工法	1	書類	機5条-1 -2

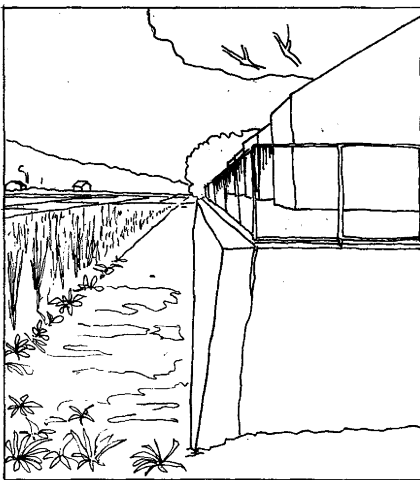
項目	確認内容・検査方法
2.1 地業	<p>〈種別〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地業が実施されていることを、目視又は自主管理書類等により確認し、その種別を記入する。なお、表層改良や柱状改良などの地盤補強が行われ、かつ、その補強体（改良体）に基礎が直接載る場合は省略することができる。ただし、改良体の間の地盤は適切な地業を行う。
2.2 地盤補強	<p>〈工法の選択根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地盤補強工法の選択根拠について、地盤調査会社、設計者及び施工者、地盤補強施工会社等による考察であることを確認し、記入する。なお、考察は地盤調査結果を工学的に分析することが必要であり、考察として認められない場合があるので注意すること。 <p>〈工法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地盤補強を行っている場合は、地盤補強工事報告書等により工法を確認し、記入する。その際、地盤調査結果に基づいて地盤補強工法が適切に選択されているか、小口径杭工法（鋼管・木杭等）、柱状改良の場合はその補強体、改良体の径、長さ及び配置が適切かどうか、表層改良の場合は、その改良体厚さが適切かどうかを確認する。また、以下のような場合には特に注意（地盤補強工法の選択根拠など）して判定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・水田や沼地等の軟弱地盤の上に盛土造成した場合（例：次ページ参照） ・擁壁の上にブロックを積んでいる場合 ・傾斜地における切盛造成地（擁壁が高いほど注意が必要） ・クリーク（灌漑用水路など）周辺の敷地 ・浄化槽や大きな木の根などを掘り返した跡地 ・建て替えてであっても建物が従前の配置と異なる場合や階数（荷重）が増える場合 ・谷地等を埋め立ててテニスコートや駐車場として利用していた造成地（産廃などが埋め立てられている場合がある。） <p>※ 以下のような間違っただけの地盤補強が行われていた場合は指摘する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面地の軟弱地盤における安易な表層改良：表層改良体下部の不均一な軟弱層が圧密沈下を起し、表層改良体自体不同沈下してしまう。改良体下部に軟弱層（特に強度にバラツキがあるものや傾斜しているもの）がないこと、転圧不足部分がないことの確認が必要である。 ・摩擦力を過大に評価した柱状改良：改良体の先端を支持地盤まで達することなく軟弱層でとめた場合に、改良体の周面摩擦力が計算通りに発揮されずに改良体自体沈下してしまうケースがある。改良体先端を軟弱層で留める場合には「土質が把握できる調査、試験等」により、改良体の「先端支持力」と改良体周面の「摩擦力」を計算する必要がある。 <p>推奨 地盤補強を行っているにも関わらず、地盤補強工事報告書が作成されていない場合は、作成するように説明する。</p> <p>推奨 必要に応じて「地盤情報サービス（*1）」で、建設予定地の地盤データを閲覧することができることを紹介する。</p>
備考	<p>（*1）地盤情報サービスについて</p> <p>地盤情報サービスとは、届出事業者に建設予定地周辺の地盤状況を把握していただくもので、建設予定地付近の地盤データ等を閲覧することができる。</p> <p>（住宅保証機構ホームページの中の届出事業者様専用ページの地盤情報サービス：地盤情報サービス会員限定）</p> <p>※所属機関や届出事業者ごとに配布しているID・パスワードが必要になる。</p>

注意が必要な敷地・地盤の例



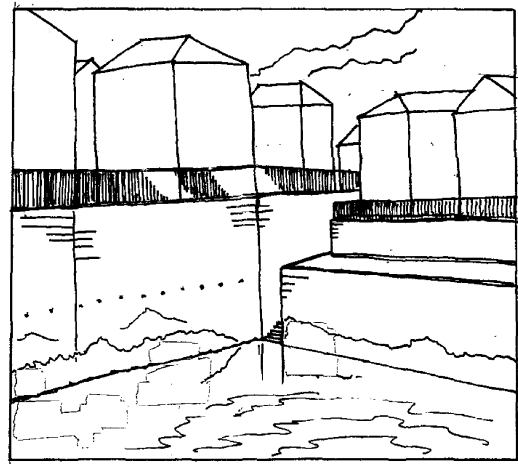
②ブロック積みの擁壁

擁壁の上にブロックを積んだもの、特に石積みや間知ブロックの場合は注意が必要。



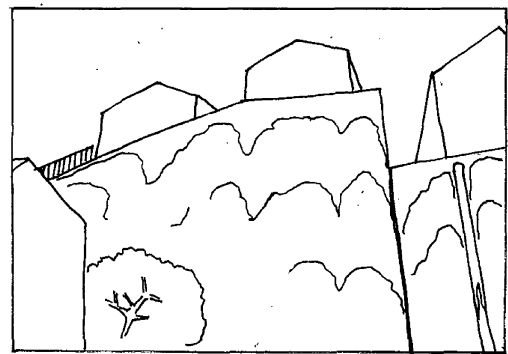
④水田を盛土造成した敷地

造成宅地全体が不同沈下を起こすおそれがある。また、隣接地で盛土造成を行うとヒービング現象による不同沈下が生じるおそれもある。



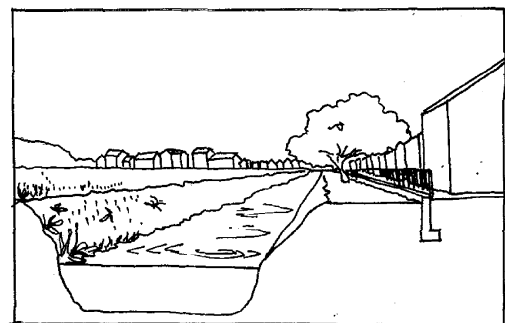
①沼地周辺の埋め立て敷地

不同沈下の発生確率が非常に高く、長期にわたって沈下が続く傾向がある。



③高い擁壁

擁壁内の埋め戻し土の補強・転圧不足により不同沈下が生じやすい。



⑤クreek周辺の敷地

クreekの脇の造成地、あるいはクreekを埋め立てた造成地は軟弱層の見極めが必要。

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	3.1 基礎の構造	指摘	形式	1	目視	機6条-1
		指摘	形式の選択根拠	1	書類	機6条-1
		指摘	根入れ深さ	1	目視 計測 書類	H12告1347

項目	確認内容・検査方法
3.1 基礎の 構造	<p>〈形式〉</p> <p>● 基礎の形式（布基礎、べた基礎、免震基礎、その他）を、目視等により確認し記入する。</p> <p>参考図：布基礎配筋例 参考図：べた基礎配筋例 (注) 布基礎の寸法は告示1347号による</p>
	<p>〈形式の選択根拠〉</p> <p>● 基礎の形式の選択根拠が次のいずれかであることを書類等により確認し記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地盤調査報告書に記載された地盤調査会社の考察に基づく基礎形式。 地盤調査報告書の地盤データから、設計者、施工者又は地盤補強施工会社等が作成した考察に基づく基礎形式。 「基礎設計のためのチェックシート」(*1)で選択された基礎形式（木造2階建以下の住宅に限る）。 <p>※地盤調査の考察と「基礎設計のためのチェックシート」の判断が異なる場合は、判断根拠を確認の上、保険事故のおそれがない基礎形式であることを確認する。</p> <p>● 現地調査チェックシートを利用し地盤調査を省略した場合については、特記なき限り基礎形式の選択は設計者とし、記入する。（布基礎とした場合、平成12年告示1347号では地盤の長期許容応力度は30kN/m²以上と規定されている）</p>
	<p>〈根入れ深さ〉</p> <p>● 基礎の底部全体を目視した上、根入れ深さが告示1347号(*2)に適合していることを目視又は計測により確認し、その寸法を記入する。</p> <p>● 寒冷地等において、その地域の凍結深度が明らかになっている場合は、基礎形式に関わらず根入れ深さが凍結深度以上であることを確認する。ただし、スカート断熱工法等により有効な措置が講じられている場合はこの限りでない。</p>
備考	<p>(*1) 「基礎設計のためのチェックシート」はスウェーデン式サウンディング試験（SWS試験）による計測以外は使用することができない。</p> <p>(*2) 平成12年告示1347号では、根入れ深さは基礎の底部と雨水等の影響を受けるおそれのない密実で良好な地盤に達したものとした場合を除き、べた基礎では12cm以上、布基礎では24cm以上とし、かつ凍結深度よりも深いものとする。その他凍上を防止するための有効な措置を講ずることと規定されている。</p>

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準	
基礎	3.2 底盤	布基礎	指摘	幅・厚さ寸法	1	目視 計測 書類	H12告1347
			指摘	配筋方法	1	目視 計測 書類	H12告1347
		べた基礎	指摘	厚さ寸法	1	目視 計測 書類	H12告1347
			指摘	配筋方法	1	目視 計測 書類	機6条-2

項目	確認内容・検査方法																					
3.2	<p>《布基礎》 布基礎を採用している場合、以下の内容を確認する。</p> <p>〈幅・厚さ寸法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 布基礎の底盤部全体を目視し、底盤の幅及び厚さが告示1347号（*1,2）に適合していることを、目視及び計測等により確認し、その寸法を記入する。なお、寸法は鉄筋位置・型枠等からの計測で確認する。 また、基礎配筋の種類（現場配筋、組立鉄筋又は既製品）を確認し、既製品の基礎を採用している場合は、製造者の仕様どおり施工されていることを確認する。 <p>〈配筋方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 布基礎底盤部の配筋方法について、全体を目視して告示1347号（*3）に適合する配置及び緊結方法であることを確認し、鉄筋（補強筋）の径及び設置間隔を1箇所以上計測し、各寸法を記入する。また、土に接する部分の鉄筋かぶり厚さ（目安6cm）を確認する。 																					
底盤	<p>《べた基礎》 べた基礎を採用している場合、以下の内容を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● べた基礎設計の根拠が、2012年版設計施工基準第6条第2項により、「構造計算」「べた基礎配筋表」又は「設計者の工学的判断」であることを確認し、「配筋方法」欄に記入する。 <p>〈厚さ寸法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● べた基礎の底盤部全体を目視し、底盤厚さが基礎設計の根拠に適合していることを、計測及び目視等により確認し、その寸法等を記入する。なお、寸法は鉄筋位置・型枠等からの計測で確認する。 <p>〈配筋方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● べた基礎の配筋方法について、全体を目視して基礎設計の根拠のとおり配筋されていることを確認し、鉄筋の径及び設置間隔を1箇所以上計測し、各寸法を記入する。 また、明らかに不適切な配筋の場合は、ヒアリング又は構造計算書等の提示により、判断根拠を確認する。また、土に接する部分の鉄筋かぶり厚さ（目安6cm）を確認する。 																					
備考	<p>(*1) 底盤の厚さはべた基礎では15cm以上（平成12年告示1347号では「12cm以上」と規定されているが、かぶり厚さ（土に接する部分$\geq 60\text{mm}$）等を考慮して、「15cm以上」とするように推奨事項としている。）布基礎では15cm以上とする。</p> <p>(*2) 平成12年告示1347号では、布基礎の底盤の幅は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度及び建築物の種類に応じて、次の表に定める数値以上の数値とすること（ただし、基礎ぐいを用いた構造とする場合にあっては、この限りでない）と規定されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m^2)</th> <th colspan="3">建築物の種類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物</th> <th rowspan="2">その他の建築物</th> </tr> <tr> <th>平屋建て</th> <th>2階建て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30以上50未満の場合</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>50以上70未満の場合</td> <td>24</td> <td>36</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>70以上の場合</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*3) 平成12年告示1347号では、布基礎の底盤部鉄筋の配置・緊結について、(*2)の表により、底盤の幅が24cmを超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結することと規定されている。</p>	地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m^2)	建築物の種類			木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物		その他の建築物	平屋建て	2階建て	30以上50未満の場合	30	45	60	50以上70未満の場合	24	36	45	70以上の場合	18	24	30
地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m^2)	建築物の種類																					
	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物		その他の建築物																			
	平屋建て	2階建て																				
30以上50未満の場合	30	45	60																			
50以上70未満の場合	24	36	45																			
70以上の場合	18	24	30																			

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	3.3 基礎高さ	指摘	高さ	2	目視 計測	H12告1347 機6条-3
	3.4 立上り部分	指摘	厚さ寸法	1	目視 計測 書類	H12告1347
		指摘	配筋方法	1	目視 計測 書類	H12告1347 機6条-2
		指摘	鉄筋の継手	1	目視 計測	令73条2項

項目	確認内容・検査方法
3.3 基礎高さ	<p>〈高さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外周部の基礎全体を目視し、基礎天端の高さが均一であることを確認する。また、数箇所の高さを計測し、<u>地上部分で300mm以上（特定住宅は400mm以上）あることを確認し、そのうちの最小寸法を記入する。</u> 基礎高さについては、コンクリートの打設前に高さをチェックするよう現場立会者に説明し、<u>2回目の検査時に計測を行い記入する。</u> <p>（注）免震工法の「基礎の高さ」は地上部分の土台下端までの高さを指す。</p>
3.4 立上り部分	<p>〈厚さ寸法〉 〈配筋方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立上り部分の型枠が組まれている場合、全体を目視した上、立上り部分の厚さ、上下の主筋の径及び立上り部分の縦筋（補強筋）の径、設置間隔をそれぞれ1箇所以上計測し、<u>告示1347号（*1）に適合していることを確認し、各寸法を記入する。</u>また、主筋と縦筋とが緊結されていることを確認する。 なお、立上り部分の型枠が組まれていない場合は、立上り部分の厚さを確保するよう現場検査立会者に説明し、設計図書等で確認した「厚さ」を記入する。この場合、2回目の検査時に「厚さ」を1箇所以上計測し、その寸法を確認する。 <p>〈鉄筋の継手〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立上り部分の主筋が重ね継手の場合、継手長さが確保されていることを目視又は計測により確認し、その長さを記入する。
備考	<p>（*1）平成12年告示1347号では、立上り部分の厚さ・主筋の径・縦筋（補強筋）の径・設置間隔について、次のように規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 立上り部分の厚さは12cm以上とすること。 ② 立上り部分の主筋として径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。 ③ 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で縦に配置したものとすること。

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	3.4 立上り部分 (つづき)	指摘	床下換気措置	1	目視 計測	令22条

項目	確認内容・検査方法
3.4 立上り部分 (つづき)	<p>〈床下換気措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床下換気措置の方法を確認し、記入する。また、基礎断熱工法等により、換気口が省略される場合も記入する。 <p>換気口を設置している場合、立上り部分全体を目視した上、計測又は目視により、換気口が適切な大きさ及び位置に設けられていることを確認する(*1)。</p> <p>目視等が不可能な場合には、コンクリートの打設前に換気口の大きさ及び位置をチェックするよう現場立会者等に説明し、第2回検査時に目視及び計測により確認する。</p> <p>ねこ土台(基礎パッキン)による場合は1回目検査は「未施工」で判定する。</p> <p>また、換気口及びねこ土台以外の措置による場合は、その方法を記入する。</p>
備考	<p>(*1) 耐久性の観点から、現場検査事項としているが、建築基準法施行令第22条では、床下をコンクリート等で覆う場合は、壁の長さ5m以下ごとに面積300c㎡以上の換気口を設けなくてもよいと解釈される。</p>

現場検査要領

4	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準	
土台	4.1 土台の設置	指摘	推奨	設置方法	2	目視	令42条1項
	4.2 基礎への緊結	指摘		緊結方法	2	目視	令42条2項
		指摘	推奨	アンカーボルト等の設置状況	2	目視 書類	令42条2項

項目	確認内容・検査方法
4.1 土台の基礎	<p>〈設置方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土台が柱の下部に設けられていること、又は柱が基礎に緊結されていることを目視により確認する。足固め設置などその他の方法による場合は、その方法を記入する。 <p>推奨 土台の幅は、柱の小径以上であることが望ましいことを説明する。</p> <p>推奨 土台の継手位置について、柱の直下や換気口等の基礎開口の直上部を避けた位置が望ましいことを説明する。 火打ち土台を設置している場合は、土台の継手位置は、土台と火打ち土台の接合箇所を避けた位置が望ましい位置であることを説明する。</p>
4.2 基礎への緊結	<p>〈緊結方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土台がアンカーボルト等を用いて基礎に緊結されていることを目視により確認する。アンカーボルト以外の場合は、その方法を記入する。 <p>〈アンカーボルト等の設置状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アンカーボルトの設置位置に明らかな不適切箇所がないことを目視により設計図書と照合し、確認する。（*1） <p>推奨 アンカーボルトの種類（規格、表面処理等）、基礎への埋込み長さ（*2）等について説明する。</p>
備考	<p>（*1） アンカーボルトの設置位置について、住宅金融支援機構「木造住宅工事仕様書」に次のように記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐力壁の部分は、その両端の柱の下部に近接した位置とする。 ② 土台の継手、仕口付近のアンカーボルトは、継手部分を避けた位置とし、上木側に設ける。 ③ 上記以外の部分においては、2階以下の場合、間隔 2.7m以内、3階の場合、2m以内とする。 <p>（*2） Z マーク表示のアンカーボルトの種類・寸法及び埋込み長さは次の通りである。（（財）日本住宅・木材技術センター）</p> <p>M12（φ12mm）；400, 450, 500 mm 埋込み長さ 250 mm以上</p> <p>M16（φ16mm）；600, 700, 800, 900, 1000 mm 埋込み長さ 360 mm以上</p>

現場検査要領

5	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
柱	5.1 小径	指摘	1 階柱径	2	目視 計測	令 43 条 1 項
	5.2 欠き込み	指摘	柱の欠き込み	2	目視	令 43 条 4 項
	5.3 すみ柱	指摘	すみ柱の形状	2	目視	令 43 条 5 項
	5.4 柱脚・柱頭の 接合方法	指摘	選択根拠	2		書類
指摘		金物等の設置状況	2	目視		H12 告 1460

項目	確認内容・検査方法												
5.1 小径	<p>〈1 階柱径〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1 階部分の柱の小径について、全体を目視した上、計測により確認する。不適切な柱の小径の場合は口答確認する（*1）。柱の小径を 3 箇所（最低 1 箇所以上のすみ柱を含める）計測し、寸法をチェックシートに記入する。 												
5.2 欠き込み	<p>〈欠き込み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱に著しい（所要断面積の 1/3 以上）欠き込みがないことを、目視により確認する。著しい欠き込みがある場合は、補強等の措置が講じられていることを、目視により確認し、補強方法を記入する。 												
5.3 すみ柱	<p>〈すみ柱の形状〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 階数が 2 以上の場合、すみ柱又はこれに準ずる柱が通し柱となっていることを、目視により確認する。ただし、これらの柱が通し柱となっていない場合（管柱など）は、接合部が通し柱と同等以上の耐力を有するように補強されていることを、目視により確認し、補強方法を記入する。 												
5.4 柱脚・柱頭の接合方法	<p>〈選択根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 柱脚・柱頭の接合金物の選択根拠が、告示の仕様規定によるか、N 値計算又は構造計算によることを設計図書等により確認し、記入する。 <p>〈金物等の設置状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金物接合を行っている場合、金物の種類及び金物の留め付け方法・締め付け状態などに明らかな不具合がないことを、目視により確認する。（最低 1 箇所以上のすみ柱を確認する） 												
備考	<p>（*1） 柱の小径は、柱に接合する主要な横架材の相互間距離に対して、次に掲げる割合以上とすることが規定されている。（建築基準法施行令第 43 条第 1 項）</p> <table border="0"> <tr> <td>金属板葺き等の場合</td> <td>最上階又は階数 1；1/33 以上、その他の階；1/30 以上</td> </tr> <tr> <td>瓦葺き等の場合</td> <td>最上階又は階数 1；1/30 以上、その他の階；1/28 以上</td> </tr> </table> <p>これにより、柱の必要小径の目安は、横架材間距離が 2600 mm の場合では、以下のようになる。</p> <table border="0"> <tr> <td>金属板葺き等の場合</td> <td>最上階又は階数 1；柱小径 ≧ 80 mm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の階；柱小径 ≧ 87 mm 以上</td> </tr> <tr> <td>瓦葺き等の場合</td> <td>最上階又は階数 1；柱小径 ≧ 87 mm 以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の階；柱小径 ≧ 93 mm 以上</td> </tr> </table>	金属板葺き等の場合	最上階又は階数 1；1/33 以上、その他の階；1/30 以上	瓦葺き等の場合	最上階又は階数 1；1/30 以上、その他の階；1/28 以上	金属板葺き等の場合	最上階又は階数 1；柱小径 ≧ 80 mm 以上		その他の階；柱小径 ≧ 87 mm 以上	瓦葺き等の場合	最上階又は階数 1；柱小径 ≧ 87 mm 以上		その他の階；柱小径 ≧ 93 mm 以上
金属板葺き等の場合	最上階又は階数 1；1/33 以上、その他の階；1/30 以上												
瓦葺き等の場合	最上階又は階数 1；1/30 以上、その他の階；1/28 以上												
金属板葺き等の場合	最上階又は階数 1；柱小径 ≧ 80 mm 以上												
	その他の階；柱小径 ≧ 87 mm 以上												
瓦葺き等の場合	最上階又は階数 1；柱小径 ≧ 87 mm 以上												
	その他の階；柱小径 ≧ 93 mm 以上												

現場検査要領

6	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
耐力壁	6.1 壁量・壁配置	指摘	壁量、壁配置の状況	2	目視 書類	令46条4項 H12告1352
	6.2 筋かい耐力壁	指摘	筋かいの欠き込み	2	目視	令45条4項
		指摘	端部金物の設置状況	2	目視 書類	令45条3項 H12告1460

確認内容・検査方法	
6.1 壁量・壁配置	<p>〈壁量、壁配置の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各階の軸組全体を見渡して、各階のX方向Y方向それぞれについて、<u>耐力壁が偏りなく配置されていることを確認する</u>。なお、耐力壁の位置が設計図書に明記されている場合には、設計図書と照合する。明らかに、耐力壁が偏って配置されている場合は、ヒアリング又は計算書の提示により確認する。（＊1）
6.2 筋かい耐力壁	<p>〈筋かいの欠き込み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1階の筋かい耐力壁全体を目視し、筋かいに欠き込みがないことを確認する。90mm×90mm以上のたすき掛け筋かいを用いている場合で、筋かいに欠き込みがあるものについては、その交差部に補強金物等が設置されていることを目視により確認し、補強方法を記入する。 <p>〈端部金物の設置状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 筋かい端部が接合されていることを全体目視し、金物の種類、留め付け方法を1箇所以上抽出して設計図書等と照合の上、確認する。（＊2）
備考	<p>（＊1）耐力壁の量・配置のチェックは、建築基準法施行令第46条第1項及び第4項、平成12年告示第1352号の規定を根拠に行う。（構造計算によることもできる。）</p> <p>（＊2）筋かい端部の仕口に用いる金物は、平成12年告示第1460号により規定されており、マーク金物等では以下のとおりである。 筋かい断面 3cm×9cm（倍率1.5）；筋かいプレートBP 筋かい断面 4.5cm×9cm（倍率2）；筋かいプレートBP-2</p> <p>上記の他、1.5cm×9cm(倍率1)についても規定されているが、筋かいの断面寸法は、建築基準法施行令第45条第2項で圧縮力を負担する場合は3cm×9cm以上とされ、住宅金融支援機構「木造住宅工事仕様書」にも、筋かいは3cm×9cm以上とすると記載されている。</p>

現場検査要領

6	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
耐力壁	6.3 面材耐力壁	指摘	面材の種類と厚さ	2	目視 書類	令46条4項 S56告1100
		指摘 推奨	釘打ち間隔	2	目視 計測	S56告1100

項目	確認内容・検査方法																																																
6.3 面材耐力壁	<p>〈面材の種類と厚さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 使用されている面材の種類及び厚さ等について、JASマークその他の認定マーク等を目視により確認し、記入する。目視できない場合は、自主管理書類等により確認し、記入する。 <p>〈釘打ち間隔〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 釘の種類と釘打ち間隔について、全体を目視した上で1箇所以上計測して、明らかな間違いがないことを確認し、外周部の釘打ち間隔を記入する（*1）。 <p>推奨 釘の打込みにあたり、面材の厚みを確保（打込み過ぎないこと）するように説明する。</p>																																																
備考	<p>（*1）昭和56年告示第1100号に規定されている主な面材の釘の種類と間隔は以下のとおりである。（大臣認定による面材については、認定条件を参照されたい。）</p> <p>（1）大壁の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面材の種類</th> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JAS 構造用合板（厚7.5mm以上）</td> <td>N50</td> <td>15cm以下</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード（厚12mm以上） 又は構造用パネル</td> <td>N50</td> <td>15cm以下</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>ハードボード（厚5mm以上）</td> <td>N50</td> <td>15cm以下</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>硬質木片セメント板（厚12mm以上）</td> <td>N50</td> <td>15cm以下</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>石こうボード（厚12mm以上）</td> <td>GNF（又はGNC）40</td> <td>15cm以下</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>シーリングボード（厚12mm以上）</td> <td>SN40</td> <td>外周部 10cm以下 その他 20cm以下</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）真壁の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①. 受材タイプ（3cm×4cm以上の受材を30cm以下の間隔にN75以上の釘で打ち付け、柱等の軸組に設けたもの） ②. 貫タイプ（1.5cm×9cm以上の貫を61cm以下の間隔で5本以上設けたもの） <table border="1"> <thead> <tr> <th>面材の種類</th> <th>釘の種類</th> <th>釘の間隔</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JAS 構造用合板（厚7.5mm以上）</td> <td>N50</td> <td>15cm以下</td> <td>①2.5、②1.5</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード（厚12mm以上） 又は構造用パネル</td> <td>N50</td> <td>15cm以下</td> <td>①2.5、②1.5</td> </tr> <tr> <td>石こうラスボード（厚9mm以上）</td> <td>GNF（又はGNC）32</td> <td>15cm以下</td> <td>①1.5、②1.0</td> </tr> <tr> <td>石こうボード（厚12mm以上）</td> <td>GNF（又はGNC）40 ・GNF（又はGNC）32</td> <td>15cm以下</td> <td>①1.0、②0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 N；鉄丸釘（釘頭の色 黒50、だいたい65、黄緑75、紫90） GNF、GNC；石こうボード用釘 SN；シーリングインシュレーションボード用釘</p>	面材の種類	釘の種類	釘の間隔	倍率	JAS 構造用合板（厚7.5mm以上）	N50	15cm以下	2.5	パーティクルボード（厚12mm以上） 又は構造用パネル	N50	15cm以下	2.5	ハードボード（厚5mm以上）	N50	15cm以下	2.0	硬質木片セメント板（厚12mm以上）	N50	15cm以下	2.0	石こうボード（厚12mm以上）	GNF（又はGNC）40	15cm以下	1.0	シーリングボード（厚12mm以上）	SN40	外周部 10cm以下 その他 20cm以下	1.0	面材の種類	釘の種類	釘の間隔	倍率	JAS 構造用合板（厚7.5mm以上）	N50	15cm以下	①2.5、②1.5	パーティクルボード（厚12mm以上） 又は構造用パネル	N50	15cm以下	①2.5、②1.5	石こうラスボード（厚9mm以上）	GNF（又はGNC）32	15cm以下	①1.5、②1.0	石こうボード（厚12mm以上）	GNF（又はGNC）40 ・GNF（又はGNC）32	15cm以下	①1.0、②0.5
面材の種類	釘の種類	釘の間隔	倍率																																														
JAS 構造用合板（厚7.5mm以上）	N50	15cm以下	2.5																																														
パーティクルボード（厚12mm以上） 又は構造用パネル	N50	15cm以下	2.5																																														
ハードボード（厚5mm以上）	N50	15cm以下	2.0																																														
硬質木片セメント板（厚12mm以上）	N50	15cm以下	2.0																																														
石こうボード（厚12mm以上）	GNF（又はGNC）40	15cm以下	1.0																																														
シーリングボード（厚12mm以上）	SN40	外周部 10cm以下 その他 20cm以下	1.0																																														
面材の種類	釘の種類	釘の間隔	倍率																																														
JAS 構造用合板（厚7.5mm以上）	N50	15cm以下	①2.5、②1.5																																														
パーティクルボード（厚12mm以上） 又は構造用パネル	N50	15cm以下	①2.5、②1.5																																														
石こうラスボード（厚9mm以上）	GNF（又はGNC）32	15cm以下	①1.5、②1.0																																														
石こうボード（厚12mm以上）	GNF（又はGNC）40 ・GNF（又はGNC）32	15cm以下	①1.0、②0.5																																														

現場検査要領

7	現場検査項目	区分		確認項目	時期	検査方法	準拠基準
横架材	7.1 欠き込み	指摘	推奨	中央下端部の欠き込み	2	目視	令44条

項目	確認内容・検査方法
7.1 横架材	<p>〈中央下端部の欠き込み〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 構造上主要な横架材について、その中央部附近の下端に構造耐力上支障となるような欠き込みがないことを、目視により確認する。 <p>推奨 構造上主要な横架材の継手の位置は、上部荷重の集中する部分を避けた位置に設けることとなっている。継手が荷重を支持する位置にある場合は、補強材による補強について説明する。</p>

現場検査要領

8	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
床組	8.1 火打ちばり	指摘	種類	2	目視	令46条3項
		指摘 推奨	設置位置	2	目視 書類	令46条3項

項目	確認内容・検査方法
8.1 火 打 ち ば り	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2階以上の床組の火打ちばりの種類を目視により確認し、記入する。 <p>〈設置位置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火打ちばりが、適正に設置されていることを設計図書と照合し、目視により確認の上、設置位置を記入する。 <p>推奨 吹抜けなどについては、火打ちばりの設置が望ましいことを説明する。</p> <p>推奨 火打ちばりと横架材、根太との取合い部等について、望ましい設置位置について説明する。（*1）</p>
備考	<p>（*1） 火打ちばりと横架材、根太との取合い部における構造耐力上支障があるとみられる施工事例としては、火打ちばりと横架材の接合部位置に横架材の継手位置が一致していることなどがあげられる。</p> <p>参考</p> <p>1階の床組について</p> <p>1階床組全体を目視し、以下の内容について適切な方法を説明する。</p> <p>イ 床束について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床束が大引の直下に配置されており、設置間隔が適切（90 cm程度）。 ・床束と大引が緊結されている（木製床束の場合、平金物、かすがい等）。 ・金属製又は樹脂製の床束の場合、接着材等により足固めが行なわれている。 ・木製床束の場合、根がらみが設置されており、また根がらみ材の断面寸法が適切。 <p>ロ 大引について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大引の断面及び設置間隔について、構造耐力上明らかな支障がない。 ・床束を用いないことなどにより、土台より大引の高さが上回る場合、土台と大引との納まりが適切である。 <p>ハ 根太について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根太の断面及び設置間隔について、構造耐力上明らかに支障がない。

現場検査要領

8	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
床組	8.2 面材床	指摘	面材の種類と厚さ	2	目視 書類	令46条3項
		指摘 推奨	釘打ち間隔	2	目視 計測 書類	令46条3項

項目	確認内容・検査方法
8.2 面材床	<p>〈面材の種類と厚さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2階以上の床組に構造用合板等の面材を用いている場合、使用されている面材の種類及び厚さについて設計図書等と照合し、JASマークその他の認定マークを確認の上、記入する。
	<p>〈釘打ち間隔〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 釘打ち間隔について、外周部の間隔を計測し、記入する。 <p>推奨 面材の留め付け状態について、望ましい方法について説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面材の長手方向を根太に直交させ、千鳥張りとしている。 ・釘打ちの間隔が全体としてほぼ均等で、150 mm以下である。

現場検査要領

9	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
小屋組	9.1 振れ止め等	指摘	振れ止め等の設置状況	2	目視	令46条3項
	9.2 たる木	指摘	軒先の接合方法	2	目視 書類	
	9.3 火打ちばり	指摘 推奨	種類	2	目視 書類	令46条3項
	9.4 面材張り	指摘	面材の種類と厚さ	2	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
9.1 振れ止め等	<p>〈振れ止め等の設置状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小屋組全体を目視し、振れ止めが設置されていることを確認する。又は小屋筋かい及びけた行筋かい等が設置されている場合も確認する。
9.2 たる木	<p>〈軒先の接合方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● たる木軒先部と横架材の軒先の接合方法について、目視又は自主管理書類等により確認し、接合方法を記入する。（*1）
9.3 火打ちばり	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小屋組みに火打ちばりを用いている場合、その種類を目視又は自主管理書類等により確認し、記入する。 <p>推奨 火打ちばりが設置されていることを目視により確認し、それ以外の部分にも設置が望ましい場合は説明を行う</p> <p>推奨 横架材同士の接合部と火打ちばりとの取合い部等について、望ましい接合位置および補強方法について説明を行う。</p>
9.4 面材張り	<p>〈面材の種類と厚さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火打ちばりに代えて、小屋床面に構造用合板等の面材を用いている場合、使用されている面材等について、設計図書、自主管理書類等により確認し、種類及び厚さを記入する。
備考	<p>（*1）軒先部の留め付けは、桁へひねり金物、折曲げ金物又はくら金物を当て釘打ちとし全てのたる木を留めつける。（住宅支援機構「木造住宅工事仕様書」参照）</p>

現場検査要領

10	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
屋根防水	10.1 屋根形状	指摘	勾配・種類	2	目視 書類	機7条-1
	10.2 下ぶき材	指摘	種類	2	書類	機7条-2
		指摘	重ね幅	2	書類	機7条-2
		指摘	壁面立上げ部	2	目視 計測 書類	機7条-2
	10.3 天窓	指摘	防水方法	2	目視 書類	機7条-3

項目	確認内容・検査方法
10.1 屋根形状	<p>〈勾配・種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根勾配が、屋根ふき材製造者の仕様に従っていることを聴取等で確認し、勾配及び屋根ふき材の種類を目視及び設計図書、自主管理書類等により確認し、記入する。 勾配が複数ある場合は、2つまで記入する。
10.2 下ぶき材	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下ぶき材の種類が、JIS A 6005 に適合するアスファルトルーフィング 940 (22kg 品) 又は同等品 (*1) であることを、自主管理書類等により確認し記入する。 * 太陽電池モジュールを設置している場合は、現場検査項目 13.その他 (13-1) 及び「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」(参考) 参照のこと。 <p>〈重ね幅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下ぶき材の重ね幅が、次の寸法以上であることを、自主管理書類等により確認し、それらの寸法を記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・標準部について、上下 (流れ方向) は 100 mm 以上、左右は 200 mm 以上である。 ・谷部がある場合、谷部の重ね幅について谷底より両方向へそれぞれ 250 mm 以上である。 ・棟部の重ね幅について、棟頂部より両方向へそれぞれ 250 mm 以上である。 <p>※ふき材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は、当該基準によることができる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>棟部下ぶき増し張り 谷部下ぶき増し張り 立ち上がり部下ぶき増し張り</p> </div> <p>参考図：下ぶきの重ね幅の例</p> <p>〈壁面立上げ部〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下屋等がある場合、屋根面との壁面立上げ部の巻き返し長さについて、250 mm 以上かつ雨押え上端より 50 mm 以上であることを、目視・計測又は自主管理書類等により確認し、その長さを記入する。

項目	確認内容・検査方法
10.3 天窓	<p>＜防水方法＞</p> <p>● 天窓がある場合、天窓の周囲の防水方法が各製造所の指定する施工方法であること、防水上の納まりに問題がないことを、目視又は書類で確認し、記入する。</p>
備考	<p>(*1) アスファルトルーフィング 940 (22kg 品) の同等品 (防水性能・引張強さ・釘穴止水性等を比較したものである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改質アスファルトルーフィング…アスファルトルーフィング工業会規格「ARK-04」と同等品質以上のもの ・ アスファルトルーフィング1500 ・ 合成ゴムルーフィング ・ 透湿ルーフィング <p>参考</p> <p>合成高分子系ルーフィング；合成ゴムや合成樹脂を主原料として成型シートあるいはこれに異種材料を塗布または積層したもので、長さや幅はアスファルトルーフィングに似たものが多く例えば加硫ゴム系シートや塩化ビニール樹脂系シートがある。(住宅金融支援機構「木造住宅工事仕様書」)</p>

現場検査要領

11	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
バルコニー・陸屋根防水	11.1 防水工法	指摘	防水材の種類	2	目視 書類	機8条-2
	11.2 バルコニー床	指摘	勾配	2	目視 計測 書類	機8条-1
	11.3 陸屋根	指摘	勾配	2	目視 計測 書類	機8条-1
	11.4 壁取合い部	指摘	防水層の立上り高さ	2	目視 計測 書類	機8条-3
	11.5 手すり壁 ・パラペット	指摘	防水紙の種類	2	目視 書類	機8条-5
指摘		上端部及び笠木等の防水措置の状況	2	目視	機8条-5	

項目	確認内容・検査方法
11.1 防水工法	<p>・バルコニーがある場合、以下の方法により確認を行う 〈防水材の種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目視又は設計図書等により、防水材の種類を確認し、記入する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金属板（鋼板）ふき (2) 塩化ビニール樹脂系シート防水工法 (3) アスファルト防水工法 (4) 改質アスファルト防水工法 (5) FRP系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層（ツープライ）以上とすること。なお、防水材製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切である場合は1層以上とすることができる。 (6) FRP系塗膜防水と改質アスファルト防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法
11.2 バルコニー床 ・ 11.3 陸屋根	<p>〈勾配〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バルコニー床・陸屋根の勾配が1/50以上であることを設計図書と照合し、計測又は自主管理書類等により確認の上、その勾配を記入する。なお、「防水材製造者の施工基準」に基づき施工されている場合には、これを確認し、記入する。 また、全体を目視し、明らかな施工不良がないことを確認する。

項目	確認内容・検査方法
11.4 壁 取 合 い 部	<p>〈防水層の立上り高さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「バルコニー床面と外壁・手すり壁」及び「屋根面とパラペット」の取合い部分の防水層の立上り高さについて、下記の寸法以上であること、端部にシーリング又は防水テープが施されていることを目視・計測又は自主管理書類等により確認し、記入する。 ● 開口部（掃出し窓等）の下端において、防水層の立上り高さが120mm以上である。 ● 開口部の下端以外の部分において、防水層の高さが250mm以上である。 <p>参考図：バルコニーの外壁取合い部分</p>
11.5 手 す り 壁 ・ パ ラ ペ ット	<p>〈防水紙の種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すり壁の防水紙の種類について、構造方法（通気構法/非通気構法）に応じて JIS A 6111 に適合する透湿防水シート、JIS A 6005 に適合するアスファルトフェルト 430（1巻 20kg 品）又は同等品であることを、目視又は自主管理書類等により確認し、記入する。目視が可能な場合に、防水紙の品質マーク表示等を確認する。 <p>〈上端部及びの防水措置の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すり壁の上端部の防水措置の状況について、防水紙を下端から張り上げ、手すり壁の上端部で重ね合わせ、防水テープを用いて防水紙の端部を密着させていることを目視又は自主管理書類等により確認する。 <p>参考図：バルコニー手すり上部の防水納まり例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すり壁上端部は、金属製笠木等による防水措置が実施されていることを目視又は自主管理書類等により確認する。 ● 手すりに使用する釘・ビス等が防水紙を貫通する部分への止水措置として、あらかじめ弾力性のある防水テープやシーリングなどの措置を施していることを目視又は自主管理書類等により確認する。 ● 手すり壁等を乾式の仕上げとする場合には、外壁と同様に通気が確保されていることを目視又は自主管理書類等により確認する。

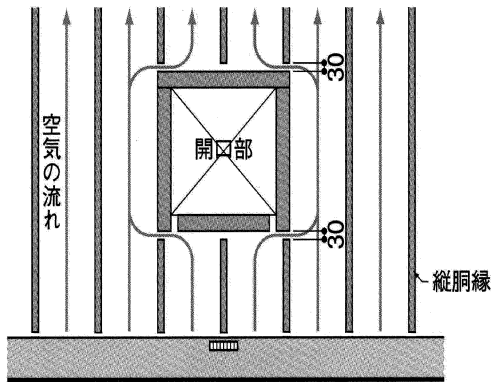
現場検査要領

12	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
外 壁 防 水	12.1 乾式仕上げ	指摘	種類	2	目視 書類	機9条-1,2 機10条
	12.2 湿式仕上げ	指摘	下地・種類	2	目視 書類	機9条-1,2 機11条
	12.3 通気構法	指摘	通気措置	2	目視 書類	機9条-2 機10条-1,2
	12.4 防水紙	指摘	種類	2	目視 書類	機9条-2
		指摘	重ね幅	2	目視 計測 書類	機9条-2
	12.5 開口部廻り	指摘	防水テープの施工状況	2	目視	機9条-2
指摘		シーリング材の種類	2	目視 書類	機10条-2	

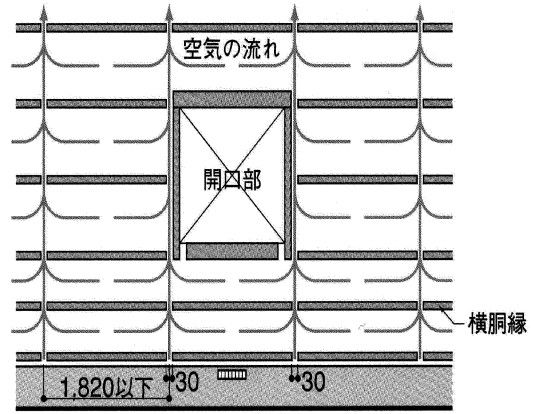
項目	確認内容・検査方法
12.1 乾 式 仕 上 げ	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仕上げの種類として、サイディング仕上（窯業系サイディング、複合金属サイディング）、ALCパネル、押出し成形セメント板（厚さ25mm超）、下見板張り等であることを目視又は設計図書等により確認し、記入する。 ● ALCパネル、押出し成形セメント板（厚さ25mm超）については、各製造所が指定する施工方法に基いて取り付けることを確認する。 ● サイディング材に用いるシーリング材及びプライマーについては、各サイディング製造所指定（推奨含む）の製品を使用する。 ● ALCパネルの場合、外壁の表面には雨水の浸透を防止する仕上げ等の防水措置が実施されていることを設計図書等により確認する。（弾性リシン等は基準に適合していないため3条確認が必要である）
12.2 湿 式 仕 上 げ	<p>〈下地・種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下地に使用するラスは平ラス以外であること、また、ラス網を必要としないモルタル下地専用ボードを使用する場合は、大臣認定又は指定を取得した製品であることを目視又は書類等により確認し、記入する。 ● モルタル工法で、普通モルタルを用いる場合は防水上有効な仕上げ、ひび割れ防止措置を施していること、既調合軽量セメントモルタルを使用する場合は JASS15M-102（既調合セメントモルタルの品質基準）に基づく各製造所の仕様によるものであることを書類等により確認し、記入する。 <div style="text-align: center;"> <p>参考図：外壁ラスモルタル塗りの構成例</p> </div>

〈通気措置〉

- 乾式仕上げ（ALCパネル等を除く）の場合、通気措置が講じられていることを、目視・計測又は自主管理書類等により確認し、通気胴縁の寸法等（一般部 W15 mm以上×H45 mm以上、サイディング専用の通気金具等）について記入する。
※ジョイント部はW90mm以上（45mm以上を2枚合わせを含む）であること。



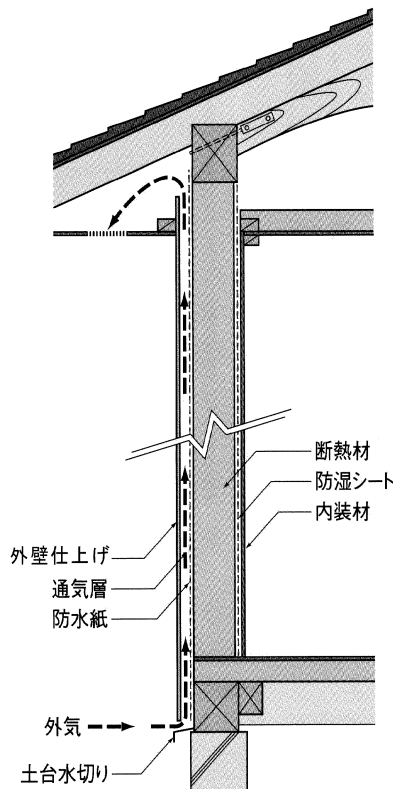
縦胴縁の場合



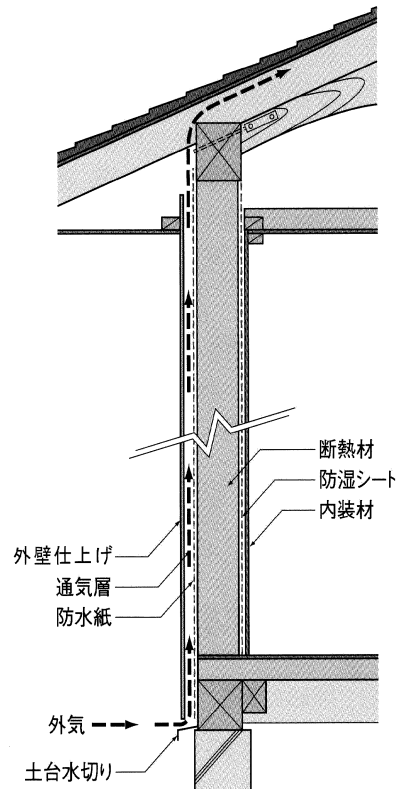
横胴縁の場合

参考図：通気層内の空気のながれの例

12.3
通気
構法



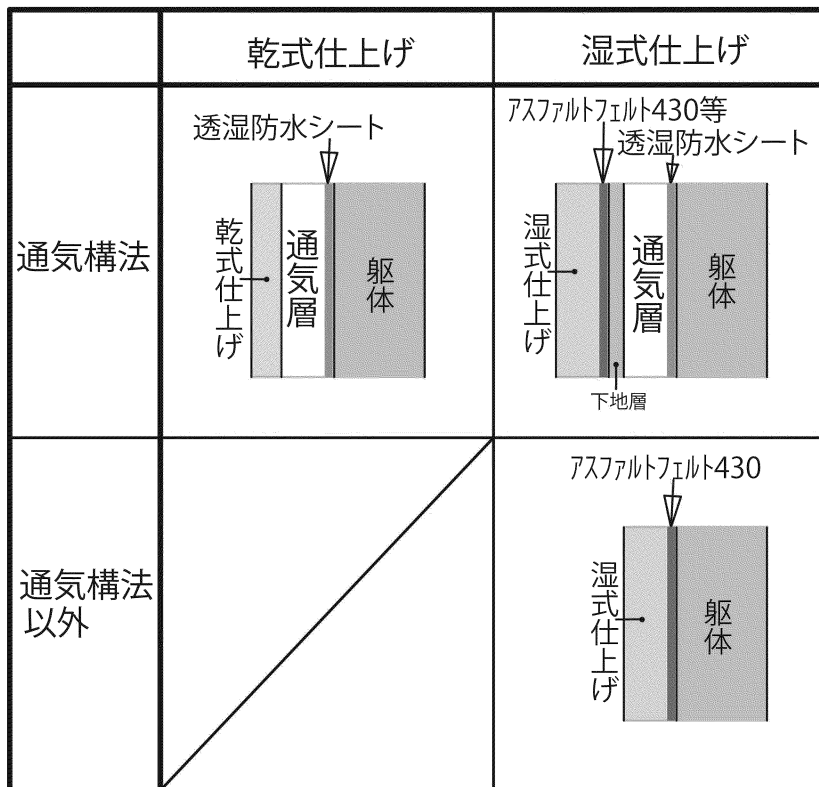
軒天井（軒裏）有孔板からの湿気などの排出



小屋裏からの湿気などの排出

参考図：通気構法のしくみの例

項目	確認内容・検査方法
12.4 防水紙	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防水紙の種類について、<u>通気構法の場合は JIS A 6111 に適合する透湿防水シートとする。また、通気構法以外の場合は、JIS A 6005 に適合するアスファルトフェルト 430（1 巻 20kg 品）であることを自主管理書類等により確認し、記入する（通気構法以外には透湿防水シートは用いてはならない）。</u>目視が可能な場合には、防水紙の品質マーク表示等を確認する。 <p>〈重ね幅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>重ね幅が、縦（上下）方向は 90 mm 以上、横（左右）方向は 90 mm 以上（ただし、窯業系サイディング仕上げ又は金属系サイディング仕上げでは 150 mm 以上）であることを、目視、計測又は自主管理書類等により確認し、記入する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u>

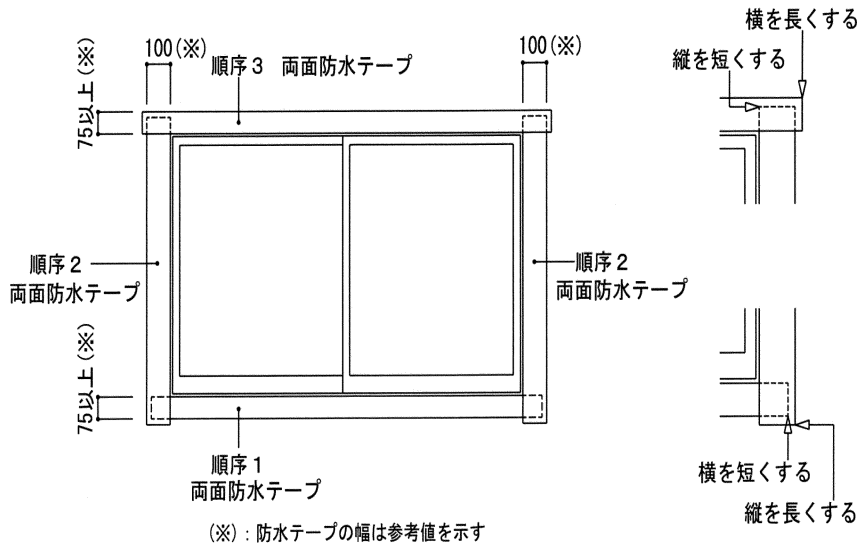


参考図：防水紙の使い分け

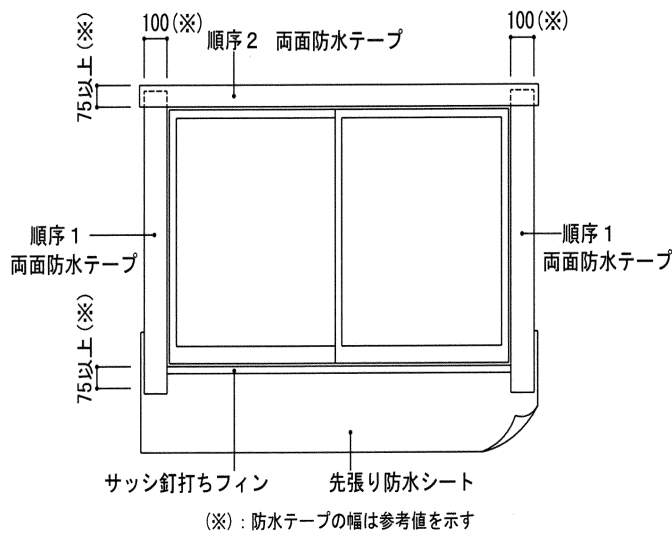
〈防水テープの施工状況〉

- 外壁開口部廻りの防水施工状況について、防水テープを使用し、防水紙が密着する納まりとしていることを、目視又は現場立会者への聴取により確認する。

ただし、サッシの取り付け前に、窓台に「先張り防水シート」を用いる場合は、開口部下部の防水テープを省略することができるので注意する。



参考図：開口部周囲の防水テープの貼り方の例



参考図：開口部周囲の防水テープの貼り方の例
(先張り防水シートがある場合)

〈シーリング材の種類〉

- 開口部廻りのシーリング材の種類について、使用材料が JIS A 5758 の耐久性区分 8020 に適合するもの又は同等以上の性能を有するものであることを、自主管理書類等により確認し、記入する。目視が可能な場合には、シーリング材が充填されていることを確認する。

現場検査要領

13	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
その他	13.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	指摘	設置方法	2	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
13.1 太陽電池モジュール	<p>〈設置方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽電池モジュール（太陽光パネル）等の取付が、各製造所の指定する施工方法及び支持部材等により適正に施工されているかを書類等で確認し、記入する。 ● 支持部材の設置に際しては、下ぶき材の損傷など防水性能に支障が生じない取付方法であることを、書類又は聴取で確認する。 <p>(参考資料) リフォーム保険、大規模修繕かし保険「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」を参照。</p>

記入例

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）木造軸組工法用

松 木 邸

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-			
届出事業者名	(株)住宅工務店											
現場検査員番号	01234											
現場検査員名	保証 太郎											

現場検査立会者名	住宅 次郎		
現場検査日時	H24年4月2日 10時00分 ~ 10時30分		
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済） <input checked="" type="checkbox"/> 無		

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査の要否	・判定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査実施 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシートにより調査不要（戸建木造2階建て以下に限る）	○		レ	
	1.2 地盤調査の内容	・調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査 <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・測定箇所（ 4 箇所）≥4箇所 3箇所以下の場合（判定の根拠： ）	○		レ	
2 地業	2.1 地業	・種別 <input checked="" type="checkbox"/> 砕石地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ		
	2.2 地盤補強	・工法の選択根拠 考察 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 <input checked="" type="checkbox"/> 表層改良工法 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○		レ	
3 基礎	3.1 基礎の構造	・形式 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input checked="" type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 免震基礎 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ	レ	
		・形式の選択根拠 考察 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 基礎設計のためのチェックシート（木造2階建て以下に限る）	○		レ	
	・根入れ深さ 布基礎（ mm）≥240mm べた基礎（ 250 mm）≥120mm	○	レ	レ		
3.2 底盤	布基礎	・幅・厚さ寸法 ベース幅（ mm） 厚さ（ mm）≥150mm ・配筋方法 ベース筋 径（ D ）≥D10、間隔（ mm）≤300mm ・底盤かぶり厚さ	/			
	べた基礎	・厚さ寸法 厚さ（ 150 mm）≥120mm ・配筋方法 根拠 <input checked="" type="checkbox"/> べた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 工学的判断 <input checked="" type="checkbox"/> シングル配筋 <input type="checkbox"/> ダブル配筋 鉄筋 径（ D 13 ）≥D10、間隔（ 150 mm）≤300mm ・底盤かぶり厚さ	○	レ	レ	
3.4 立上り部分		・厚さ寸法 厚さ（ 150 mm）≥120mm	○	レ	レ	
		・配筋方法 主筋 径（ D 13 ）≥D13 縦筋 径（ D 10 ）≥D10、間隔（ 250 mm）≤300mm	○	レ	レ	
		・鉄筋の継手 <input checked="" type="checkbox"/> 重ね継手（重ね長さ： 600 mm） <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ		
		・床下換気措置 <input type="checkbox"/> 換気口 <input checked="" type="checkbox"/> ねこ土台（基礎バックン） <input type="checkbox"/> 基礎断熱工法による省略 <input type="checkbox"/> その他（ ）	未		レ	レ
結 果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備 考	3条確認 [<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：検査項目 11.1
-----	--

凡例 該当項目欄[]は必須、有は：判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
 ・3.3基礎高さは、第2回検査項目

記入例

現場検査チェックシート第2回検査（構造）木造軸組工法用

松 木 邸

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-		
届出事業者名	(株)住宅工務店										
現場検査員番号	01234										
現場検査員名	保証 太郎										

現場検査立会者名	住宅 次郎							
現場検査日時	H24年4月26日 10時00分 ~ 10時50分							
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済） <input checked="" type="checkbox"/> 無							

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
3基礎	3.3 基礎高さ	・高さ（地盤面から 350 mm） \geq 300mm（特定住宅は、400mm以上）	○	レ		
4土台	4.1 土台の設置	・設置方法 <input checked="" type="checkbox"/> 柱の下部に設置 <input type="checkbox"/> 柱を基礎に緊結 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ		
	4.2 基礎への緊結	・緊結方法 <input checked="" type="checkbox"/> アンカーボルト <input type="checkbox"/> その他（ ） ・アンカーボルト等の設置状況	○	レ	レ	
5柱	5.1 小径	・1階柱径 ①すみ柱（ 120 mm） ②柱（ 120 mm） ③柱（ 105 mm）	○	レ		
	5.2 欠き込み	・欠き込み <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（補強方法： ）	○	レ		
	5.3 すみ柱	<input checked="" type="checkbox"/> すみ柱の形状 <input checked="" type="checkbox"/> 通し柱 <input type="checkbox"/> 管柱（補強方法： ）	○	レ		
	5.4 柱脚・柱頭の接合方法	・選択根拠 <input type="checkbox"/> 告示の仕様規定 <input checked="" type="checkbox"/> N値計算 <input type="checkbox"/> 構造計算 ・金物等の設置状況（金物の種類・留め付け方法・締め付け状態等）	○		レ	
6耐力壁	6.1 壁量・壁配置	・壁量、壁配置の状況	○	レ	レ	
	6.2 筋かい耐力壁	<input checked="" type="checkbox"/> 筋かいの欠き込み <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（補強方法： ） ・端部金物の設置状況（金物の種類、留め付け方法）	○	レ	レ	
	6.3 面材耐力壁	<input type="checkbox"/> 面材の種類と厚さ <input type="checkbox"/> 構造用合板（ mm） <input type="checkbox"/> せっこうボード（ mm） <input type="checkbox"/> その他（ , mm） ・釘打ち間隔 外周部（ mm）	/			
7構架材	7.1 欠き込み	・中央下端部の欠き込み	○	レ		
8床組	8.1 火打ちばり	・種類 <input type="checkbox"/> 木製 <input type="checkbox"/> 鋼製 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・設置位置 <input type="checkbox"/> 隅角部 <input type="checkbox"/> 吹抜け部 <input type="checkbox"/> その他（ ）	/			
	8.2 面材床	<input checked="" type="checkbox"/> 面材の種類と厚さ <input checked="" type="checkbox"/> 構造用合板（ 24 mm） <input type="checkbox"/> その他（ , mm） ・釘打ち間隔 外周部（ 150 mm）	○	レ	レ	
9小屋組	9.1 振れ止め等	・振れ止め等の設置状況	○	レ		
	9.2 たる木	・軒先の接合方法 <input checked="" type="checkbox"/> ひねり金物 <input type="checkbox"/> くら金物 <input type="checkbox"/> 釘 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ		
	9.3 火打ちばり	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input checked="" type="checkbox"/> 木製 <input type="checkbox"/> 鋼製 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ	レ	
	9.4 面材張り	<input type="checkbox"/> 面材の種類と厚さ <input type="checkbox"/> 構造用合板（ mm） <input type="checkbox"/> その他（ , mm）	/			
結果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考	3条確認 [<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容: 検査項目 11.1
----	--

凡例 該当項目欄 [は必須、有は] : 判定欄 [適合 : ○、不適合 : ×、未施工部分 : 「未」と記入、該当なし : 「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄 : 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

記入例

現場検査チェックシート第(2)・(3)回検査(防水)木造軸組工法用(最終回)

注: 3階建以下の住宅の場合は第2回検査チェックシートと併せて検査を行う。

松 木 邸

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-			
届出事業者名	(株)住宅工務店											
現場検査員番号	01234											
現場検査員名	保証 太郎											

現場検査立会者名	住宅 次郎							
現場検査日時	H24年4月26日 10時00分 ~ 10時50分							
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 無							

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
10 屋根 防水	10.1 屋根形状	・勾配・種類 ①(4/10) 屋根ふき材 [口粘土瓦 <input type="checkbox"/> 口セト瓦 <input type="checkbox"/> 口金属板 <input checked="" type="checkbox"/> ルート <input type="checkbox"/> その他()] ②(/) 屋根ふき材 [口粘土瓦 <input type="checkbox"/> 口セト瓦 <input type="checkbox"/> 口金属板 <input type="checkbox"/> ルート <input type="checkbox"/> その他()]	○	レ	レ	
	10.2 下ぶき材	・種類 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940 (22kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他()	○		レ	
		・重ね幅 上下(120 mm) ≥ 100mm 左右(250 mm) ≥ 200mm 谷部(- mm) ≥ 250mm 棟部(300 mm) ≥ 250mm 口ぶき材製造者の基準による(製造者名:)	○		レ	
		<input checked="" type="checkbox"/> 壁面立上げ部 巻き返し長さ (250 mm) ≥ 250mm 雨押え上端からの距離 (50 mm) ≥ 50mm	○	レ		
10.3 天窓	<input type="checkbox"/>	・防水方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法	/			
11 バルコニー・ 陸屋根 防水	11.1 防水工法	<input checked="" type="checkbox"/> 防水材の種類 <input type="checkbox"/> FRP防水(1層の場合は防水製造者が指定する施工基準による) <input type="checkbox"/> 塩ビシート防水 <input checked="" type="checkbox"/> その他(水性塗膜防水)	○	レ	レ	
	11.2 バルコニー床	<input checked="" type="checkbox"/> 勾配 (1/50) ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)	○		レ	
	11.3 陸屋根	<input type="checkbox"/> 勾配 (/) ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)	/			
	11.4 壁取合い部	<input checked="" type="checkbox"/> 防水立上り 開口部下 (150 mm) ≥ 120mm 開口部以外 (150 mm) ≥ 250mm	×	レ		
	11.5 手すり壁・パラベット	<input checked="" type="checkbox"/> 防水紙の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430 (20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他() ・上端部及び笠木等の防水措置の状況	未		レ	
12 外壁	12.1 乾式仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input checked="" type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input checked="" type="checkbox"/> 金属系サイディング <input type="checkbox"/> ALCパネル(防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板(厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ()	未		レ	
	12.2 湿式仕上げ	<input type="checkbox"/> 下地 <input type="checkbox"/> ラス(平ラス除く) <input type="checkbox"/> 下地専用ボード <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 普通モルタル(防水有効な仕上げ、ひび割れ防止措置必要) <input type="checkbox"/> 既調合軽量セメントモルタル(JASS15M-102に基づく調合・施工による)	/			
	12.3 通気構法	<input checked="" type="checkbox"/> 通気措置 <input checked="" type="checkbox"/> 通気胴縁(厚15 mm×幅45 mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金具 <input type="checkbox"/> その他()	○	レ		
	12.4 防水紙	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input checked="" type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430 (20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他()	○	レ		
		<input type="checkbox"/> 重ね幅 縦(上下)(100 mm) ≥ 90mm 横(左右)(150 mm) ≥ 90mm(窯業系・金属系サイディングは150mm以上)	○	レ		
12.5 開口部廻り	<input type="checkbox"/> 防水テープの施工状況 <input checked="" type="checkbox"/> シーリング材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> JIS耐久性区分8020の品質を有するもの <input type="checkbox"/> その他()	未		レ		
13 その他	13.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)	<input checked="" type="checkbox"/> 設置方法 <input checked="" type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(屋根材に応じた支持金物、防水措置) <input type="checkbox"/> その他()	未		レ	
結果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

備考	3条確認 [<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容: 検査項目 11.1、設計施工基準 8条 2項 (バルコニー及び陸屋根の防水)
----	--

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は : 判定欄 [適合: ○、不適合: ×、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

指摘内容通知書

(全ての保険の現場検査共通)

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
届出事業者 (登録事業者)	(株)住宅工務店							
現場検査立会者	住宅 次郎							
住宅取得者(予定) (リフォーム発注者)	松木 様							

現場検査実施日	平成 24 年 4 月 26 日
---------	------------------

現場検査員番号	0	1	2	3	4	
現場検査員名	保証 太郎					

届出事業者 様

現場検査の結果、以下のような指摘内容がありましたので、是正を行ってください。

本日は是正完了日が確定しない場合は、7日以内に完了予定日を現場検査員に連絡してください。

是正の結果は、是正前、是正後の写真等を添えて現場検査員まで報告してください。

なお、是正が完了しない場合は、現場検査は合格とならず、保険証券は発行できない場合があります。

NO.	検査項目 番号	指摘内容		是正内容 (要資料添付)	是正 完了日	現場検査員 確認日
		準拠基準	現場検査時の状況			
1	11.4	基準 8条3項	バルコニー防水立上り高さ不足 (開口部下端以外で250mm以上必要な 箇所が150mmで施工されている)	立上り高さ不足部分につい て、同じ材料で重ね貼りを 行い、250mm以上を確保 した (写真添付有り)	4月27日	5月1日
備 考						

是正完了予定日 平成 24 年 4 月 27 日

是正完了確認日 平成 24 年 5 月 1 日

 全ての是正完了(事務機関報告用)
20120402改訂

第3章
枠組壁工法
現場検査要領

3章 枠組壁工法現場検査要領

3.1 現場検査項目

枠組壁工法による住宅の現場検査は、それぞれの回ごとに、次表に掲げる項目を対象に行う。
ただし、工事の進捗状況に応じて施工された部分を目視等で検査し、未施工部分は聴取等で確認する。

表 3.1.1 現場検査項目（枠組壁工法）

第 1 回 検 査 の 項 目		第 2 回 検 査 の 項 目		第 3 回 検 査 の 項 目	
基礎配筋工事完了時 団体検査員検査項目		○3 階建以下の住宅 屋根工事完了時から内装下地張り直前の 工事完了時までの間 ○4 階建以上の住宅 躯体工事完了時から屋根防水工事直前 の工事完了時までの間		○4 階建以上の住宅 屋根防水工事完了時	
A. 地盤・基礎に関する項目	1.地盤	1.1 地盤調査の要否 1.2 地盤調査の内容			
	2.地業	2.1 地業 2.2 地盤補強			
	3.基礎	3.1 基礎の構造 3.2 底盤 3.4 立上り部分	3. 基礎 3.3 基礎高さ		
B. 上部躯体に関する項目			4. 材料 4.1 枠組材 4.2 面材	※1 中間回現場検査 対象項目 4 階建以上の住宅	
			5. 土台 5.1 土台の設置 5.2 アンカーボルト		
			6. 床版 6.1 床根太の設置 6.2 床根太・床材の接合		
			7. 壁等 7.1 耐力壁の量・配置 7.2 耐力壁の構造 7.3 開口部の構造 7.4 壁枠組材・壁材の接合		
			8. 横架材 8.1 床根太等の欠き込み等		
			9. 小屋組 9.1 たる木等 9.2 小屋組の緊結 9.3 開口部の構造		
C. 防水に関する項目		10. 屋根防水	10.1 屋根形状 10.2 下ぶき材 10.3 天窓	10. 屋根防水	10.1 屋根形状 10.2 下ぶき材 10.3 天窓
		11. バルコニー・陸屋根防水	11.1 防水工法 11.2 バルコニー床 11.3 陸屋根防水 11.4 壁取合い部 11.5 手すり壁・バラベット	11. バルコニー・陸屋根防水	11.1 防水工法 11.2 バルコニー床 11.3 陸屋根防水 11.4 壁取合い部 11.5 手すり壁・バラベット
		12. 外壁防水	12.1 乾式仕上げ 12.2 湿式仕上げ 12.3 通気構法 12.4 防水下地材 12.5 開口部廻り	12. 外壁防水	12.1 乾式仕上げ 12.2 湿式仕上げ 12.3 通気構法 12.4 防水下地材 12.5 開口部廻り
		13. その他	13.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	13. その他	13.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)

※1 網掛け部は 4 階建以上の住宅の 2 回目（中間回）の現場検査対象項目

3. 2 現場検査要領

枠組壁工法による住宅の現場検査要領を以下に掲げる。

(1) 現場検査要領の位置づけ

現場検査要領は、現場検査の手順や方法について具体的に説明したものである。現場検査員は、現場検査要領に従い施工内容等を確認し「現場検査チェックシート」に指定されている事項を記入する。

現場検査要領に記載されていない確認内容・検査方法については「まもりすまい保険 設計施工基準」を参照すること。

(2) 現場検査要領の記載内容等

①表の各欄

- ・「現場検査項目」：対象の検査項目（大項目と中項目）を示す。
- ・「区分」：「指摘事項」又は「推奨事項」の分類を示す。
- ・「確認項目」：確認対象の具体的な項目を示す。
- ・「時期」：現場検査の時期を示す。
凡例 「1」：第1回検査、
「2」：第2回検査
(4階建以上の場合は第3回検査の場合を含む)
- ・「検査方法」：検査方法の目視、計測又は書類確認の区別を示す。
- ・「準拠基準」：適否の判定の根拠となる基準等の該当条文を示す。
凡例 「機6条-1」：まもりすまい保険設計施工基準 第6条 1項
「令42条1項」：建築基準法施行令 第42条第1項
「H12告1347」：平成12年建設省告示第1347号

現場検査要領の例

2	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地業	2.1 地業	指摘	種別	1	目視	書類 機5条-3
	2.2 地盤補強	指摘 推奨	工法の選択根拠 工法	1		書類 機5条-1 -2

②「確認内容・検査方法」欄

- ・現場検査項目及び確認項目ごとに、確認する内容と具体的な検査方法等について説明している。
- ・●は「指摘事項」を表す。
- ・推奨は「推奨事項」を表す。
推奨事項とは、住宅の品質向上のために薦める事項であり、届出事業者が主旨を十分に理解した上で自主的に行う項目であるために、適合、不適合の判断の対象とはしない。
- ・説明文中の「記入(する)」とは、「現場検査チェックシート」の「施工内容等の記録」欄に記入(チェックボックスに「レ」も含む)することである。

③ 現場検査要領の「備考」欄

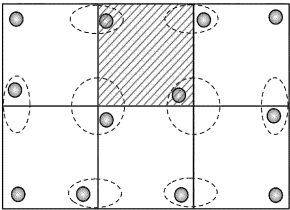
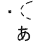
- ・用語の解説、関連する基準などの参考となる技術情報を記している。

(3) 「参考図」について

この現場検査要領には、「参考図」を掲載している。これは、現場検査をする上で参考となるように掲載したものであり、直接指摘事項とはならない内容(遵守事項でない内容)も含まれているので取り扱いに注意する。

現場検査要領

1	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地盤	1.1 地盤調査の要否	指摘	判定方法	1	目視 書類	機4条-1
		指摘	調査方法	1	書類	機4条-2
	1.2 地盤調査の内容	指摘	測定箇所	1	書類	機4条-2

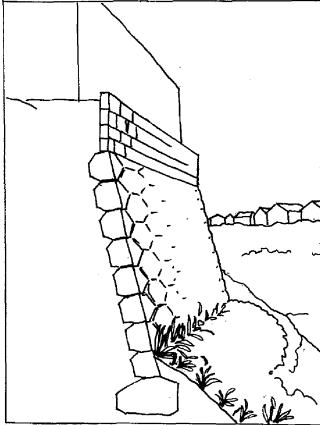
項目	確認内容・検査方法
1.1 地盤調査の要否	<p>〈判定方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地盤調査が実施されていることを書類で確認し、記入する。 ● 地盤調査が実施されていない場合、提出された「現地調査チェックシート」が全てA項目となっていることを確認し、記入する。 3階建て以上の住宅及び共同住宅の場合は、必ず地盤調査が行われていることを確認する（「現地調査チェックシート」は使用できない）。 ● 「現地調査チェックシート」でBが一項目以上あるにも関わらず地盤調査を実施していない場合は指摘する。 ● 「現地調査チェックシート」でBが一項目もない場合は、<u>すべてA項目とした判定が適切かどうかを確認する。</u> ※「現地調査チェックシート」と「地盤調査報告書」が両方提出されている場合は、「地盤調査報告書」を優先する。 ※ 不適合とする場合は、事前に所属機関の総括現場検査員を通じて機構と協議する。（以下、不合格とする場合は同様とする。）
1.2 地盤調査の内容	<p>地盤調査を実施している場合、<u>地盤調査報告書</u>により以下の内容を確認する。</p> <p>〈調査方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 調査方法が適正（地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる方法）かどうかを確認し、記入する。 <p>〈測定箇所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 測定箇所が適正かどうかを確認し、箇所数を記入する。敷地内の計測点が3箇所以下である場合（*1）は、均質な地盤であると判定した根拠を書類又は聴取で確認し、記入する。
備考	<p>（*1）敷地内で3箇所以下とすることができる計測点のとり方の例（宅地分譲のケース）</p>  <p>●：計測点</p> <p>（注）・敷地間で大きな高低差がなく、均質な地盤であることが前提です。 ・ の範囲内には少なくとも1点以上計測点がある必要があります。</p>

現場検査要領

2	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地業	2.1 地業	指摘	種別	1	目視 書類	機5条-3
	2.2 地盤補強	指摘 推奨	工法の選択根拠 工法	1	書類	機5条-1 -2

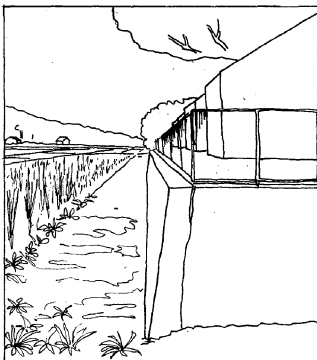
項目	確認内容・検査方法
2.1 地業	<p>〈種別〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地業が実施されていることを、目視又は自主管理書類等により確認し、その種別を記入する。なお、表層改良や柱状改良などの地盤補強が行われ、かつ、その補強体（改良体）に基礎が直接載る場合は省略することができる。ただし、改良体間の地盤は適切な地業を行う。
2.2 地盤補強	<p>〈工法の選択根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地盤補強工法の選択根拠について、地盤調査会社、設計者及び施工者、地盤補強施工会社等による考察であることを確認し、記入する。なお、考察は地盤調査結果を工学的に分析することが必要であり、考察として認められない場合があるので注意すること。 <p>〈工法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地盤補強を行っている場合は、地盤補強工事報告書等により工法を確認し、記入する。その際、地盤調査結果に基づいて地盤補強工法が適切に選択されているか、小口径杭工法（鋼管・木杭等）、柱状改良の場合はその補強体、改良体の径、長さ及び配置が適切かどうか、表層改良の場合は、その改良体厚さが適切かどうかを確認する。また、以下のような場合には特に注意（地盤補強工法の選択根拠など）して判定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・水田や沼地等の軟弱地盤の上に盛土造成した場合（例：次ページ参照） ・擁壁の上にブロックを積んでいる場合 ・傾斜地における切盛造成地（擁壁が高いほど注意が必要） ・クレーク（灌漑水路など）周辺の敷地 ・浄化槽や大きな木の根などを掘り返した跡地 ・建て替えであっても建物が従前の配置と異なる場合や階数（荷重）が増える場合 ・谷地等を埋め立ててテニスコートや駐車場として利用していた造成地（産廃などが埋め立てられている場合がある。） <p>※ 以下のような間違った地盤補強が行われていた場合は指摘する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面地の軟弱地盤における安易な表層改良：表層改良体下部の不均一な軟弱層が圧密沈下を起こし、表層改良体自体不同沈下してしまう。改良体下部に軟弱層（特に強度にバラツキがあるものや傾斜しているもの）がないこと、転圧不足部分がないことの確認が必要である。 ・摩擦力を過大に評価した柱状改良：改良体の先端を支持地盤まで達することなく軟弱層でとめた場合に、改良体の周面摩擦力が計算通りに発揮されずに改良体自体沈下してしまうケースがある。改良体先端を軟弱層で留める場合には「土質が把握できる調査、試験等」により、改良体の「先端支持力」と改良体周面の「摩擦力」を計算する必要がある。 <p>推奨 地盤補強を行っているにも関わらず、地盤補強工事報告書が作成されていない場合は、作成するように説明する。</p> <p>推奨 必要に応じて「地盤情報サービス（*1）」で、建設予定地の地盤データを閲覧することができることを紹介する。</p>
備考	<p>（*1）地盤情報サービスについて 地盤情報サービスとは、届出事業者に建設予定地周辺の地盤状況を把握していただくもので、建設予定地付近の地盤データ等を閲覧することができる。 （住宅保証機構ホームページの中の届出事業者様専用ページの地盤情報サービス：地盤情報サービス会員限定） ※所属機関や届出事業者ごとに配布しているID・パスワードが必要になる。</p>

注意が必要な敷地・地盤の例



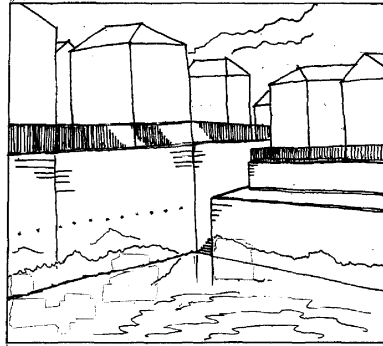
②ブロック積みの擁壁

擁壁の上にブロックを積んだもの、特に石積みや間知ブロックの場合は注意が必要。



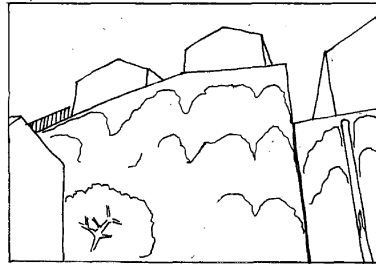
④水田を盛土造成した敷地

造成宅地全体が不同沈下を起こすおそれがある。また、隣接地で盛土造成を行うとヒービング現象による不同沈下が生じるおそれもある。



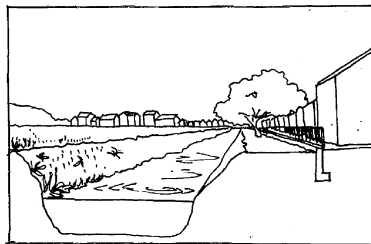
①沼地周辺の埋め立て敷地

不同沈下の発生確率が非常に高く、長期にわたって沈下が続く傾向がある。



③高い擁壁

擁壁内の埋め戻し土の補強・転圧不足により不同沈下が生じやすい。



⑤クレーク周辺の敷地

クレークの脇の造成地、あるいはクレークを埋め立てた造成地は軟弱層の見極めが必要。

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	3.1 基礎の構造	指摘	形式	1	目視	機6条-1
		指摘	形式の選択根拠	1	書類	機6条-1
		指摘	根入れ深さ	1	目視 計測 書類	H12告1347

項目	確認内容・検査方法
3.1 基礎の 構造	<p>〈形式〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎の形式（布基礎、べた基礎、免震基礎、その他）を、目視等により確認し記入する。 <p>参考図：布基礎配筋例 参考図：べた基礎配筋例 (注) 布基礎の寸法は告示 1347 号による</p>
	<p>〈形式の選択根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎の形式の選択根拠が次のいずれかであることを書類等により確認し記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地盤調査報告書に記載された地盤調査会社の考察に基づく基礎形式。 ・地盤調査報告書の地盤データから、設計者、施工者又は地盤補強施工会社等が作成した考察に基づく基礎形式。 ・「基礎設計のためのチェックシート」(*1) で選択された基礎形式（木造2階建以下の住宅に限る）。 ※地盤調査の考察と「基礎設計のためのチェックシート」の判断が異なる場合は、判断根拠を確認の上、保険事故のおそれがない基礎形式であることを確認する。 ● 現地調査チェックシートを利用し地盤調査を省略した場合については、特記なき限り基礎形式の選択は設計者とし、記入する。（布基礎とした場合、平成12年告示1347号では地盤の長期許容応力度は30kN/m²以上と規定されている）
	<p>〈根入れ深さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎の底部全体を目視した上、根入れ深さが告示1347号(*2)に適合していることを目視又は計測により確認し、その寸法を記入する。 ● 寒冷地等において、その地域の凍結深度が明らかになっている場合は、基礎形式に関わらず根入れ深さが凍結深度以上であることを確認する。ただし、スカート断熱工法等により有効な措置が講じられている場合はこの限りでない。
備考	<p>(*1) 「基礎設計のためのチェックシート」は、スウェーデン式サウンディング試験（SWS試験）による計測以外は使用することができない。</p> <p>(*2) 平成12年告示1347号では、根入れ深さは基礎の底部と雨水等の影響を受けるおそれのない密実で良好な地盤に達したものとした場合を除き、べた基礎では12cm以上、布基礎では24cm以上とし、かつ凍結深度よりも深いものとする。その他凍上を防止するための有効な措置を講ずることと規定されている。</p>

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準	
基礎	3.2 底盤	布基礎	指摘	幅・厚さ寸法	1	目視 計測 書類	H12告1347
			指摘	配筋方法	1	目視 計測 書類	H12告1347
		べた基礎	指摘	厚さ寸法	1	目視 計測 書類	H12告1347
			指摘	配筋方法	1	目視 計測 書類	機6条-2

項目	確認内容・検査方法																						
3.2	<p>《布基礎》 布基礎を採用している場合、以下の内容を確認する。</p> <p>《幅・厚さ寸法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 布基礎の底盤部全体を目視し、底盤の幅及び厚さが告示1347号（*1,2）に適合していることを、目視及び計測等により確認し、その寸法を記入する。なお、寸法は鉄筋位置・型枠等からの計測で確認する。 <p>また、基礎配筋の種類（現場配筋、組立鉄筋又は既製品）を確認し、既製品の基礎を採用している場合は、製造者の仕様とおり施工されていることを確認する。</p> <p>《配筋方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 布基礎底盤部の配筋方法について、全体を目視して告示1347号（*3）に適合する配置及び緊結方法であることを確認し、鉄筋（補強筋）の径及び設置間隔を1箇所以上計測し、各寸法を記入する。また、土に接する部分の鉄筋かぶり厚さ（目安6cm）を確認する。 																						
底盤	<p>《べた基礎》 べた基礎を採用している場合、以下の内容を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● べた基礎設計の根拠が、2012年版設計施工基準第6条第2項により、「構造計算」「べた基礎配筋表」又は「設計者の工学的判断」であることを確認し、「配筋方法」欄に記入する。 <p>《厚さ寸法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● べた基礎の底盤部全体を目視し、底盤厚さが基礎設計の根拠に適合していることを、計測及び目視等により確認し、その寸法等を記入する。なお、寸法は鉄筋位置・型枠等からの計測で確認する。 <p>《配筋方法》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● べた基礎の配筋方法について、全体を目視して基礎設計の根拠のとおり配筋されていることを確認し、鉄筋の径及び設置間隔を1箇所以上計測し、各寸法を記入する。 <p>また、明らかに不適切な配筋の場合は、ヒアリング又は構造計算書等の提示により、判断根拠を確認する。また、土に接する部分の鉄筋かぶり厚さ（目安6cm）を確認する。</p>																						
備考	<p>（*1）底盤の厚さはべた基礎では15cm以上（平成12年告示1347号では「12cm以上」と規定されているが、かぶり厚さ（土に接する部分$\geq 60\text{mm}$）等を考慮して、「15cm以上」とするように推奨事項としている。）布基礎では15cm以上とする。</p> <p>（*2）平成12年告示1347号では、布基礎の底盤の幅は、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度及び建築物の種類に応じて、次の表に定める数値以上の数値とすること（ただし、基礎ぐいを用いた構造とする場合にあっては、この限りでない）と規定されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m²)</th> <th colspan="3">建築物の種類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">底盤の幅 (単位 cm)</th> <th rowspan="2">その他の建築物</th> </tr> <tr> <th>木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物</th> <th>平屋建て</th> <th>2階建て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30以上50未満の場合</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>50以上70未満の場合</td> <td>24</td> <td>36</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>70以上の場合</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>（*3）平成12年告示1347号では、布基礎の底盤部鉄筋の配置・緊結について、（*2）の表により、底盤の幅が24cmを超えるものとした場合には、底盤に補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置し、底盤の両端部に配置した径9mm以上の鉄筋と緊結することと規定されている。</p>	地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m ²)	建築物の種類			底盤の幅 (単位 cm)		その他の建築物	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物	平屋建て	2階建て	30以上50未満の場合	30	45	60	50以上70未満の場合	24	36	45	70以上の場合	18	24	30
地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度 (単位 kN/m ²)	建築物の種類																						
	底盤の幅 (単位 cm)		その他の建築物																				
	木造又は鉄骨造その他これに類する重量の小さな建築物	平屋建て		2階建て																			
30以上50未満の場合	30	45	60																				
50以上70未満の場合	24	36	45																				
70以上の場合	18	24	30																				

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	3.3 基礎高さ	指摘	高さ	2	目視 計測	H12告1347 機6条-3
	3.4 立上り部分	指摘	厚さ寸法	1	目視 計測 書類	H12告1347
		指摘	配筋方法	1	目視 計測 書類	H12告1347 機6条-2
		指摘	鉄筋の継手	1	目視 計測	令73条2項

項目	確認内容・検査方法
3.3 基礎高さ	<p>〈高さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外周部の基礎全体を目視し、基礎天端の高さが均一であることを確認する。また、数箇所の高さを計測し、地上部分で300mm以上（特定住宅は400mm以上）あることを確認し、そのうちの最小寸法を記入する。 基礎高さについては、コンクリートの打設前に高さをチェックするよう現場立会者に説明し、2回目の検査時に計測を行い記入する。 <p>（注）免震工法の「基礎の高さ」は地上部分の土台下端までの高さを指す。</p>
3.4 立上り部分	<p>〈厚さ寸法〉</p> <p>〈配筋方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立上り部分の型枠が組まれている場合、全体を目視した上、立上り部分の厚さ、上下の主筋の径及び立上り部分の縦筋（補強筋）の径、設置間隔をそれぞれ1箇所以上計測し、告示1347号（*1）に適合していることを確認し、各寸法を記入する。また、主筋と縦筋とが緊結されていることを確認する。 なお、立上り部分の型枠が組まれていない場合は、立上り部分の厚さを確保するよう現場検査立会者に説明し、設計図書等で確認した「厚さ」を記入する。この場合、2回目の検査時に「厚さ」を1箇所以上計測し、その寸法を確認する。 <p>〈鉄筋の継手〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立上り部分の主筋が重ね継手の場合、継手長さが確保されていることを目視又は計測により確認し、その長さを記入する。
備考	<p>（*1）平成12年告示1347号では、立上り部分の厚さ・主筋の径・縦筋（補強筋）の径・設置間隔について、次のように規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 立上り部分の厚さは12cm以上とすること。 ② 立上り部分の主筋として径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結したものとすること。 ③ 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で縦に配置したものとすること。

現場検査要領

3	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	3.4 立上り部分 (つづき)	指摘	床下換気措置	1	目視 計測	令 22 条

項目	確認内容・検査方法
3.4 立上り 部分 (つづき)	<p>〈床下換気措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床下換気措置の方法を確認し、記入する。また、基礎断熱工法等により、換気口が省略される場合も記入する。 換気口を設置している場合、立上り部分全体を目視した上、計測又は目視により、換気口が適切な大きさ及び位置に設けられていることを確認する(*1)。 目視等が不可能な場合には、コンクリートの打設前に換気口の大きさ及び位置をチェックするよう現場立会者等に説明し、第2回検査時に目視及び計測により確認する。 ねこ土台(基礎パッキン)による場合は1回目検査は「未施工」で判定する。 また、換気口及びねこ土台以外の措置による場合は、その方法を記入する。
備考	(*1) 耐久性の観点から、現場検査事項としているが、建築基準法施行令第22条では、床下をコンクリート等で覆う場合は、壁の長さ5m以下ごとに面積300c㎡以上の換気口を設けなくてもよいと解釈される。

現場検査要領

4	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
材 料	4.1 枠組材	指摘	断面寸法	2	目視 計測 書類	告1540第3-3他
		指摘	床材の種類、厚さ	2	目視 書類	告1540第2-2他
	4.2 面材	指摘	壁材の種類、厚さ	2	目視 書類	告1540第2-2他
		指摘	屋根下地材の種類、厚さ	2	目視 書類	告1540第2-2他

項目	確認内容・検査方法																																								
4.1 枠 組 材	<p>〈断面寸法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 枠組材は、告示第1540号第2第一号（*1）に定める種類及び規格であること。 ● 土台の断面寸法が、38mm×89mm（寸法型式204）相当以上であることを1箇所以上の計測又はJASマークその他の認定マーク等の目視により確認し、その寸法を記入する。 ● 床枠組材（床根太・端根太・側根太）の断面寸法が、38mm×140mm（寸法型式206）相当以上であることを1箇所以上の計測又はJASマークその他の認定マーク等の目視により確認し、床根太の寸法を記入する。 ● 壁枠組材（下枠・たて枠・上枠）の断面寸法が、38mm×89mm（寸法型式204）相当以上であることを目視又は自主管理書類等により確認する。 ● たる木・天井根太の断面寸法が、38mm×89mm（寸法型式204）相当以上であることを、目視又は自主管理書類等により確認する。 																																								
4.2 面 材	<p>〈床材の種類、厚さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床材が、告示第1540号第2第二号（*2）に定める種類及び規格であり、その厚さが告示第1540号第4第六号（*3）に基づいていることを、JASマークその他の認定マーク等の目視又は自主管理書類等により確認し、種類及び厚さを記入する。 <p>〈壁材の種類、厚さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁材が、告示第1540号第2第二号（*2）に定める種類及び規格であり、その厚さが告示第1541号第1第五号（*4）に基づいていることを、JASマークその他の認定マーク等の目視又は自主管理書類等により確認し、種類及び厚さを記入する。 <p>〈屋根下地材の種類、厚さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根下地材が、告示第1540号第2第二号（*2）に定める種類及び規格であり、その厚さが告示第1540号第7第八号（*5）に基づいていることを、JASマークその他の認定マーク等の目視又は自主管理書類等により確認し、種類及び厚さを記入する。 																																								
備 考	<p>（*1）（*2）告示第1540号第2第一号、第二号の内容については、法令を参照のこと。</p> <p>（*3）告示第1540号第4第六号に、床材の種類・厚さが、床根太間隔に応じて定められている。その概要は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床根太間隔</th> <th>50cm超65cm以下</th> <th>31cm超50cm以下</th> <th>31cm以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>厚さ15mm以上</td> <td>厚さ12mm以上</td> <td>厚さ12mm以上</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード</td> <td>厚さ18mm以上</td> <td>厚さ15mm以上</td> <td>厚さ15mm以上</td> </tr> <tr> <td>構造用パネル</td> <td>1級</td> <td>2級以上</td> <td>3級以上</td> </tr> <tr> <td>硬質木片セメント板</td> <td>不可</td> <td>不可</td> <td>厚さ18mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（*4）告示第1541号第1第五号の内容については、法令を参照のこと。</p> <p>（*5）告示第1540号第7第八号に、屋根下地材の種類・厚さが、たる木間隔に応じて定められている。その概要は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>たるき間隔</th> <th>50cm超65cm以下</th> <th>31cm超50cm以下</th> <th>31cm以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板</td> <td>厚さ12mm以上</td> <td>厚さ9mm以上</td> <td>厚さ9mm以上</td> </tr> <tr> <td>パーティクルボード</td> <td>厚さ15mm以上</td> <td>厚さ12mm以上</td> <td>厚さ12mm以上</td> </tr> <tr> <td>構造用パネル</td> <td>2級以上</td> <td>3級以上</td> <td>4級以上</td> </tr> <tr> <td>硬質木片セメント板</td> <td>不可</td> <td>厚さ18mm以上</td> <td>厚さ15mm以上</td> </tr> </tbody> </table>	床根太間隔	50cm超65cm以下	31cm超50cm以下	31cm以下	構造用合板	厚さ15mm以上	厚さ12mm以上	厚さ12mm以上	パーティクルボード	厚さ18mm以上	厚さ15mm以上	厚さ15mm以上	構造用パネル	1級	2級以上	3級以上	硬質木片セメント板	不可	不可	厚さ18mm以上	たるき間隔	50cm超65cm以下	31cm超50cm以下	31cm以下	構造用合板	厚さ12mm以上	厚さ9mm以上	厚さ9mm以上	パーティクルボード	厚さ15mm以上	厚さ12mm以上	厚さ12mm以上	構造用パネル	2級以上	3級以上	4級以上	硬質木片セメント板	不可	厚さ18mm以上	厚さ15mm以上
床根太間隔	50cm超65cm以下	31cm超50cm以下	31cm以下																																						
構造用合板	厚さ15mm以上	厚さ12mm以上	厚さ12mm以上																																						
パーティクルボード	厚さ18mm以上	厚さ15mm以上	厚さ15mm以上																																						
構造用パネル	1級	2級以上	3級以上																																						
硬質木片セメント板	不可	不可	厚さ18mm以上																																						
たるき間隔	50cm超65cm以下	31cm超50cm以下	31cm以下																																						
構造用合板	厚さ12mm以上	厚さ9mm以上	厚さ9mm以上																																						
パーティクルボード	厚さ15mm以上	厚さ12mm以上	厚さ12mm以上																																						
構造用パネル	2級以上	3級以上	4級以上																																						
硬質木片セメント板	不可	厚さ18mm以上	厚さ15mm以上																																						

現場検査要領

5	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
土台	5.1 土台の設置	指摘	設置方法	2	目視	告1540第3-1
	5.2 アンカーボルト	指摘	配置状況	2	目視 計測 書類	告1540第3-2

項目	確認内容・検査方法																																	
5.1 土台の 設置	<p>〈設置方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土台が1階耐力壁の下部に設置されており、土台の下部に基礎が敷設されていることを、目視により確認する。 ● 地階が設けられた場合で、1階内壁の耐力壁の下部に鉄筋コンクリート造の壁が設けられていないときには、耐力壁直下の床根太等に補強等の措置が講じられていることを、目視により確認する(*1)。 																																	
5.2 アンカー ボルト	<p>〈配置状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アンカーボルトの種類・規格(径・長さ、表面処理等)、埋込み長さ(*2)について、自主管理書類等により確認する。 ● 隅角部及び土台の継手部分にアンカーボルトが配置されていること、かつ、アンカーボルトの間隔が2m以下であることを、目視又は図面(基礎伏図)等により確認する。 ● 地階を除く階数が3の建築物の場合は、1階床版に達する開口部両端のたて枠から150mm以内にアンカーボルトが設置されていることを、目視又は計測により確認する。 																																	
備考	<p>(*1) 1階耐力壁直下に土台が設けられていない場合には、床根太を2枚合わせとするなどの補強方法が考えられる。</p> <p>(*2) アンカーボルトは、径12mm以上かつ長さ35cm以上のものを使用することが規定されている。Zマーク表示のアンカーボルトの種類・寸法及び埋込み長さは次のとおりである。</p> <p>M12(φ12mm)：400, 450, 500mm 埋込み長さ250mm以上</p> <p>M16(φ16mm)：600, 700, 800, 900, 1000mm 埋込み長さ360mm以上</p> <p>(参考資料)</p> <p>枠組材の寸法型式と寸法(mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>寸法型式</th> <th>厚さ</th> <th>幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>204</td><td>38</td><td>89</td></tr> <tr><td>205</td><td>38</td><td>114</td></tr> <tr><td>206</td><td>38</td><td>140</td></tr> <tr><td>208</td><td>38</td><td>184</td></tr> <tr><td>210</td><td>38</td><td>235</td></tr> <tr><td>212</td><td>38</td><td>286</td></tr> <tr><td>304</td><td>64</td><td>89</td></tr> <tr><td>306</td><td>64</td><td>140</td></tr> <tr><td>404</td><td>89</td><td>89</td></tr> <tr><td>406</td><td>89</td><td>140</td></tr> </tbody> </table>	寸法型式	厚さ	幅	204	38	89	205	38	114	206	38	140	208	38	184	210	38	235	212	38	286	304	64	89	306	64	140	404	89	89	406	89	140
寸法型式	厚さ	幅																																
204	38	89																																
205	38	114																																
206	38	140																																
208	38	184																																
210	38	235																																
212	38	286																																
304	64	89																																
306	64	140																																
404	89	89																																
406	89	140																																

現場検査要領

6	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
床版	6.1 床根太の設置	指摘	支点間距離、転び止めの設置	2	目視 書類	告1540第4-2
		指摘	間隔	2	目視 書類	告1540第4-3
		指摘	開口部の補強	2	目視	告1540第4-4

項目	確認内容・検査方法
6.1 床根太の設置	<p>〈支点間距離、転び止め設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床根太の支点間距離（スパン）が8m以下であることを、目視又は設計図書等により確認する。 ● 床根太の支点間距離が大きく、かつ、部材の辺長比が大きい箇所に、床根太が転倒しないように3m以下ごとに転び止めが設けられていることを、目視により確認する（*1）。 <p>〈間隔〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床根太相互及び床根太と側根太との間隔が 650 mm以下であることを、目視又は自主管理書類等により確認し、その間隔を確認する。ただし、構造計算により安全が確認できれば床根太間隔は1m以下とすることができる。その場合は計測し、記入する。 <p>〈開口部の補強〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床版に、階段や吹抜け等の開口部が設けられている場合、開口部周囲の床根太に、合わせ根太等の補強措置が講じられていることを、目視により確認する。この場合、開口部を補強する床根太（開口部端根太・開口部側根太）は、開口部を構成する床根太と同寸法以上の断面の部材が用いられていることを確認する（*2）。
備考	<p>（*1） 告示第 1540 号第 4 第二において転び止めの設置を必要とする条件が定められており、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 床根太のスパン（支点間距離）が 4.5m 以上である。 ② 床根太の辺長比（部材の幅と高さの比）が寸法型式 212（38 mm×286 mm）より大きい。 <p>（*2） 床版開口部の補強措置については、住宅金融支援機構、「枠組壁工法住宅工事仕様書」に、次のように記載されている。（参考資料）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開口部の幅及び長さは 2.73m 以下とし、それによらない場合は構造計算により安全を確認する。 ② 開口部端根太は、開口部の幅により、以下の寸法型式以上のものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 開口部幅 1.20m 以下 → 寸法型式 206 開口部幅 1.82m 以下 → 寸法型式 2-208 開口部幅 2.73m 以下 → 寸法型式 2-210 ③ 開口部側根太は、開口部の幅及び耐力壁支点間距離により、以下の寸法型式以上のものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 開口部幅 0.50m 以下 → 寸法型式 206 開口部幅 0.91m 以下 → 寸法型式 2-208（支点間距離 2.73m 以下）、2-210（同 3.64） 開口部幅 1.82m 以下 → 寸法型式 2-208（支点間距離 1.82m 以下）、3-208（同 2.73）、2-210（同 3.64） 開口部幅 2.44m 以下 → 寸法型式 2-208（支点間距離 1.82m 以下）、2-210（同 2.73）、3-210（同 3.64） 開口部幅 2.73m 以下 → 寸法型式 206（開口部端根太の端部が耐力壁等で支えられている） ④ 合わせ床根太のくぎ打ち方法 <ul style="list-style-type: none"> 2 枚合わせ；CN90、両端部 2 本、中間部@200 mm 以内千鳥平打ち 3 枚合わせ；CN90、両端部 2 本、中間部@400 mm 以内千鳥平打ち

現場検査要領

6	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
床版	6.2 床根太・床材の緊結	指摘	床根太と土台	2	目視	告1540第4-7
		指摘	端根太(側根太)と土台	2	目視 計測	告1540第4-7
		指摘	床材と床枠組材	2	目視 計測	告1540第4-7

項目	確認内容・検査方法																																																																																																				
6.2 床根太・床材の緊結	<p>＜床根太と土台＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床根太と土台が、適正な種類・本数のくぎ（*1）により緊結されていることを、目視により確認し、床根太と土台を留め付けているくぎの種類と本数を記入する（*2）。 <p>＜端根太(側根太)と土台＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 端根太・側根太と土台が、適正な種類・間隔のくぎ（*1）により緊結されていることを、目視又は計測により確認し、くぎの種類と間隔を記入する（*2）。 <p>＜床材と床枠組材＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床材と床枠組材（床根太、受け材等）が、適正な種類・間隔のくぎ（*1）により緊結されていることを、目視又は計測により確認し、床材外周部のくぎの種類と間隔を記入する（*2）（*3）。 																																																																																																				
備考	<p>（*1）当該接合部に使用可能なくぎは、JIS A 5508 の規格によるCNくぎ（太め鉄丸くぎ）CNZくぎ（めっき太め）鉄丸くぎ又はBNくぎ（細め鉄丸くぎ）であり、種類ごとに業界で統一された着色がなされている。なお、「7.4 壁枠組材・壁材の接合」、「9.2 屋根下地材の接合」、その他の緊結に用いるくぎも、これと同一である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">CNくぎ(CNZくぎ) (単位 mm)</th> <th colspan="4">BNくぎ (単位 mm)</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長さ</th> <th>胴部径</th> <th>色</th> <th>種類</th> <th>長さ</th> <th>胴部径</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CN50 (CNZ50)</td> <td>50.8</td> <td>2.87</td> <td>緑</td> <td>BN50</td> <td>50.8</td> <td>2.51</td> <td>赤</td> </tr> <tr> <td>CN65 (CNZ65)</td> <td>63.5</td> <td>3.33</td> <td>黄</td> <td>BN65</td> <td>63.5</td> <td>2.87</td> <td>クリア</td> </tr> <tr> <td>CN75 (CNZ75)</td> <td>76.2</td> <td>3.76</td> <td>青</td> <td>BN75</td> <td>76.2</td> <td>3.27</td> <td>茶</td> </tr> <tr> <td>CN90 (CNZ90)</td> <td>88.9</td> <td>4.11</td> <td>赤</td> <td>BN90</td> <td>88.9</td> <td>3.43</td> <td>緑</td> </tr> </tbody> </table> <p>JIS によらない釘又はねじも構造上の安全性が確認できれば使用することができる。</p> <p>（*2）告示第 1540 号第 4 第七号の概要は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">緊結する部分</th> <th colspan="3">緊結の方法</th> </tr> <tr> <th>くぎの種類</th> <th>くぎの本数</th> <th>くぎの間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(1)</td> <td rowspan="4">床根太と土台又は頭つなぎ</td> <td>CN75 (CNZ75)</td> <td>2本</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>CN65 (CNZ65)</td> <td rowspan="2">3本</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>BN75</td> </tr> <tr> <td>BN65</td> <td>4本</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2)</td> <td rowspan="4">端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ</td> <td>地階を除く階数が三の建築物の一階</td> <td>CN75 (CNZ75)</td> <td>—</td> <td>25cm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の階</td> <td>BN75</td> <td>—</td> <td>18cm以下</td> </tr> <tr> <td>CN75 (CNZ75)</td> <td>—</td> <td>50cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN75</td> <td>—</td> <td>36cm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3)</td> <td rowspan="4">床版の床材と枠組材</td> <td rowspan="2">床材の外周部分</td> <td>CN50 (CNZ50)</td> <td>—</td> <td>15cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN50</td> <td>—</td> <td>10cm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の部分</td> <td>CN50 (CNZ50)</td> <td>—</td> <td>20cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN50</td> <td>—</td> <td>15cm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>（*3）住宅金融支援機構、「枠組壁工法住宅工事仕様書」では、床下張材の厚さが 15 mm 以上の場合はCN65を使用することになっている。</p>	CNくぎ(CNZくぎ) (単位 mm)				BNくぎ (単位 mm)				種類	長さ	胴部径	色	種類	長さ	胴部径	色	CN50 (CNZ50)	50.8	2.87	緑	BN50	50.8	2.51	赤	CN65 (CNZ65)	63.5	3.33	黄	BN65	63.5	2.87	クリア	CN75 (CNZ75)	76.2	3.76	青	BN75	76.2	3.27	茶	CN90 (CNZ90)	88.9	4.11	赤	BN90	88.9	3.43	緑		緊結する部分	緊結の方法			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	(1)	床根太と土台又は頭つなぎ	CN75 (CNZ75)	2本	—	CN65 (CNZ65)	3本	—	BN75	BN65	4本	—	(2)	端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	地階を除く階数が三の建築物の一階	CN75 (CNZ75)	—	25cm以下	その他の階	BN75	—	18cm以下	CN75 (CNZ75)	—	50cm以下	BN75	—	36cm以下	(3)	床版の床材と枠組材	床材の外周部分	CN50 (CNZ50)	—	15cm以下	BN50	—	10cm以下	その他の部分	CN50 (CNZ50)	—	20cm以下	BN50	—	15cm以下
CNくぎ(CNZくぎ) (単位 mm)				BNくぎ (単位 mm)																																																																																																	
種類	長さ	胴部径	色	種類	長さ	胴部径	色																																																																																														
CN50 (CNZ50)	50.8	2.87	緑	BN50	50.8	2.51	赤																																																																																														
CN65 (CNZ65)	63.5	3.33	黄	BN65	63.5	2.87	クリア																																																																																														
CN75 (CNZ75)	76.2	3.76	青	BN75	76.2	3.27	茶																																																																																														
CN90 (CNZ90)	88.9	4.11	赤	BN90	88.9	3.43	緑																																																																																														
	緊結する部分	緊結の方法																																																																																																			
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔																																																																																																	
(1)	床根太と土台又は頭つなぎ	CN75 (CNZ75)	2本	—																																																																																																	
		CN65 (CNZ65)	3本	—																																																																																																	
		BN75																																																																																																			
		BN65	4本	—																																																																																																	
(2)	端根太又は側根太と土台又は頭つなぎ	地階を除く階数が三の建築物の一階	CN75 (CNZ75)	—	25cm以下																																																																																																
		その他の階	BN75	—	18cm以下																																																																																																
			CN75 (CNZ75)	—	50cm以下																																																																																																
			BN75	—	36cm以下																																																																																																
(3)	床版の床材と枠組材	床材の外周部分	CN50 (CNZ50)	—	15cm以下																																																																																																
			BN50	—	10cm以下																																																																																																
		その他の部分	CN50 (CNZ50)	—	20cm以下																																																																																																
			BN50	—	15cm以下																																																																																																

現場検査要領

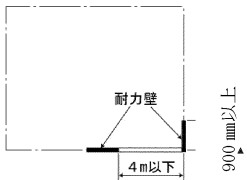
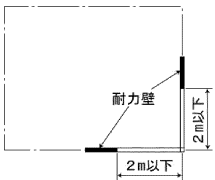
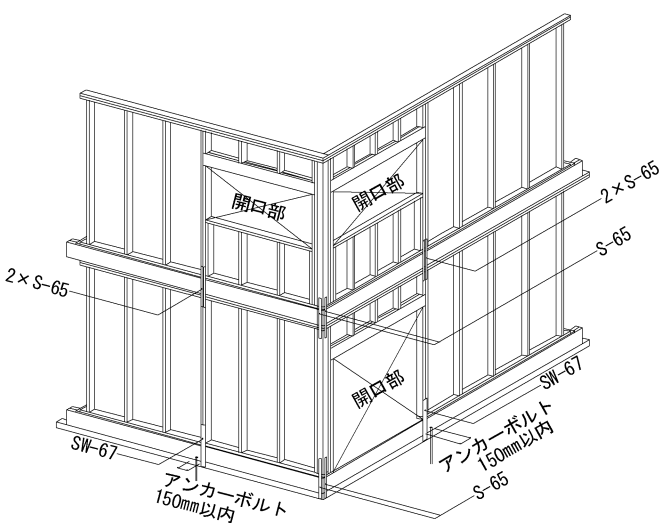
7	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
壁等	7.1 耐力壁の量・配置	指摘	壁量、壁配置の状況	2	目視 書類	告1540第5-2 告1540第5-5 告1541第1-5
		指摘	耐力壁線間距離	2	目視 書類	告1540第5-6
		指摘	耐力壁線に囲われた部分の面積	2	目視 書類	告1540第5-6

項目	確認内容・検査方法
7.1 耐力壁の量・配置	<p>〈壁量、壁配置の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各階のX方向Y方向それぞれについて、存在壁量が地震力及び風圧力に対する必要壁量以上であることを、設計図書等により確認する(*1)(*2)。記載に疑義がある場合、算定の方法等について確認する。 ● 耐力壁が著しい偏りなく配置されていることを、各階の耐力壁を目視し確認する。 <p>〈耐力壁線間距離〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐力壁線（耐力壁の中心線を結んだ直線）相互の距離が、12m以下であることを、目視又は設計図書等により確認する。 <p>〈耐力壁線に囲われた部分の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐力壁線により囲まれた部分の面積が40㎡以下であることを確認し、記入する。 ● 40㎡を超え60㎡以下の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ・60㎡を超え7.2m以下でかつ短辺と長辺の比が1/2を超えない場合 については、床版の枠組材と床材を緊結する部分を構造耐力上有効な補強等の措置が講じられていることを、目視・書類等より確認し、記入する(*3)。
備考	<p>(*1) 耐力壁の壁倍率は、告示第1541号第1第五号の表1及び表1-2に、耐力壁の種類に応じ規定されている。規定の内容については、法令を参照のこと。</p> <p>(*2) 必要壁量の算定に際し、小屋裏収納等の物置等がある場合に加算する面積については、平成12年告示第1351号により、以下のとおり定められている。 $a = (h / 2.1) \times A$ a ; 加算する面積(㎡) h ; 物置等の内法高さ(m) A ; 当該物置等の水平投影面積(㎡) なお、当該物置等の水平投影面積が、その存する階の床面積の1/8以下の場合は0とする。</p> <p>(*3) 耐力壁線に囲まれた部分の面積が40㎡を超える場合の補強方法は、住宅金融支援機構、「枠組壁工法住宅工事仕様書」に例示されているので、参照されたい。概要は以下のとおりである。 ・上階の床枠組と床材を緊結するくぎ本数を増やして、床剛性を高める。(耐力壁線上のくぎ打ち間隔を、100mm以下とする。) ・当該壁枠組とその上下階の床枠組との緊結を強化する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>参考図：「40㎡を超える区画」の床下張り</p>

書式変更：フォント：(英) MS ゴシック、(日) MS ゴシック、9 pt

現場検査要領

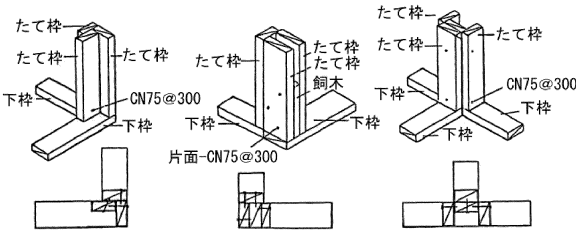
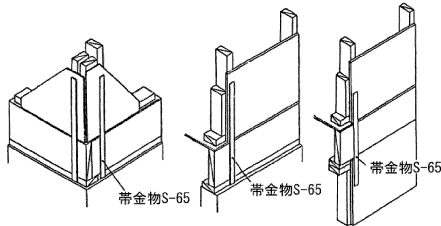
7	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
壁等	7.1 耐力壁の量・配置	指摘	外壁交さ部の耐力壁の配置状況	2	目視	告1540第5-7

項目	確認内容・検査方法
7.1 耐力壁の量・配置	<p>(つづき) 〈外壁交さ部の耐力壁の配置状況〉 ● 外壁の耐力壁線相互の交さ部をすべて目視し、次のいずれかの構造方法であることを確認する。 ・長さ 900 mm以上の耐力壁が交さ部に接して一以上設けられている。 ・交さ部に接するか又は交さ部からの距離が 900 mm未満の位置に開口部がある場合に、開口部の幅の合計が4m以下であり、かつ、交さ部が構造耐力上有効に補強されている(*1)。</p>
備考	<p>(*1) 外壁交さ部の補強方法については、(社)日本ツーバイフォー建築協会、「枠組壁工法建築物の設計の手引き」、住宅金融支援機構、「枠組壁工法住宅工事仕様書」に例示されているので、参照されたい。概要は以下のとおりである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(1) 一般の場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(2) 構造耐力上有効に補強した場合</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>参考図：外壁交さ部の耐力壁の補強例</p> </div>

書式変更: フォント: 9 pt

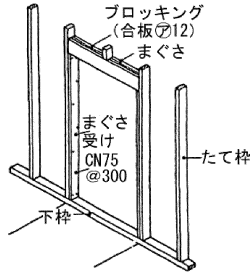
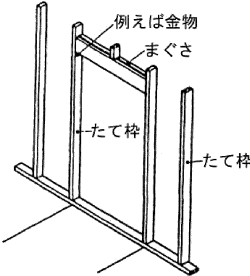
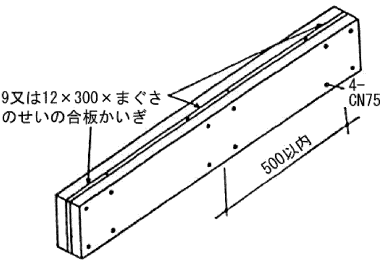
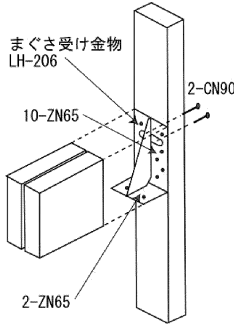
現場検査要領

7	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
壁等	7.2 耐力壁の構造	指摘	たて枠の間隔	2	目視 計測 書類	告1540第5-8
		指摘	隅角部・交さ部のたて枠補強	2	目視	告1540第5-9 告1540第5-10

項目	確認内容・検査方法
7.2 耐力壁の構造	<p>〈たて枠の間隔〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐力壁のたて枠の間隔が、地域、階数及びたて枠の寸法に応じて定められた数値以下であることを、目視、計測又は自主管理書類等により確認する（*1）。 <p>〈隅角部・交さ部のたて枠補強〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐力壁の隅角部及び交さ部においては、3本以上のたて枠（*2）が緊結されて構成されていることを、各階2箇所以上の目視により確認する（*3）。 ● 屋外に面する隅角部又は開口部の両端にある耐力壁のたて枠が、直下の床枠組に（引き抜き防止のために）金物で緊結されていることを、各階2箇所以上の目視により確認する（*4）。
備考	<p>（*1）多雪区域外における2階建ての場合に、たて枠の間隔は以下のように定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たて枠寸法が206、306又は406のとき 1階：500mm以下、2階：650mm以下 ・たて枠寸法が208又は408のとき 1階：650mm以下、2階：650mm以下 <p>なお、多雪区域や3階建て等の建築物については、法令を参照のこと。（告示第1540号第5第八号）</p> <p>（*2）たて枠を寸法型式206以上とし、その間隔を一般地で50cm以下、多雪区域垂直積雪量1.0m以下の区域で45cm以下、垂直積雪量1.0mを超え2.0m以下の区域で35cm以下とする場合、隅柱のたて枠を2本以上とすることができる。</p> <p>（*3）隅角部・交さ部におけるたて枠の本数は、たて枠寸法・間隔に応じて定められている。（告示第1540号第5第九号）</p> <p>緊結方法については、（社）日本ツーバイフォー建築協会、「枠組壁工法建築物の設計の手引き」に、下図の例が示されている。</p>  <p>参考図：隅角部・交さ部におけるたて枠の緊結方法の例</p> <p>（*4）たて枠と直下の床枠組との緊結方法については、（社）日本ツーバイフォー建築協会、「枠組壁工法建築物の設計の手引き」に、次の例が示されている。</p>  <p>参考図：たて枠と直下の床枠組との緊結方法の例</p>

現場検査要領

7	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
壁等	7.3 開口部の構造	指摘	耐力壁線上の開口部幅	2	目視 計測 書類	省1540第5-12
		指摘	まぐさの設置	2	目視	省1540第5-13

項目	確認内容・検査方法
7.3 開口部の構造	<p>〈耐力壁線上の開口部幅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐力壁線に設けられた開口部の幅が4m以下であることを、目視又は計測により確認し、記入する。 ● 一つの耐力壁線に設けられた開口部の幅の合計が、当該耐力壁線の長さの4分の3を超えていないことを、目視または自主管理書類等により確認し、記入する。 <p>〈まぐさの設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幅90cm以上の開口部の上部について、まぐさ（通常2枚合わせ）とそれを支えるまぐさ受け（又はまぐさ受け金物）が設置されていることを、目視により確認し、記入する（*1）。
備考	<p>（*1）まぐさの設置例。（社）日本ツーバイフォー建築協会、「枠組壁工法建築物の設計の手引き」、住宅金融支援機構、「枠組壁工法住宅工事仕様書」による。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>まぐさ受けを設ける場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>まぐさ受けを設けない場合</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">参考図：開口部の補強</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>参考図：2枚合わせのまぐさ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>参考図：金物の取り付け方</p> </div> </div>

現場検査要領

7	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
壁等	7.4 壁枠組材・壁材の緊結	指摘	壁の各部材相互の緊結	2	目視 計測	告1540第5-15
		指摘	壁材と壁枠組材	2	目視 計測	告1541第1-16

項目	確認内容・検査方法																																						
7.4 壁枠組材・壁材の緊結	<p>〈壁の各部材相互の緊結〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁の下枠と床枠組材（床根太、転び根太等） <ul style="list-style-type: none"> ・たて枠と上枠又は下枠 ・上枠と頭つなぎ、 ・たて枠とたて枠又はまぐさ受けが、適正な種類・間隔のくぎ（*1）により緊結されていることを、目視又は計測により確認し、壁の下枠と床枠組材の緊結状況のみを記入する。（*2） <p>〈壁材と壁枠組材〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁材と壁枠組材が、適正な種類・間隔のくぎ等（*1）により緊結されていることを、目視又は計測により確認し、くぎ等の種類及び壁材の外周部と中間部（その他の部分）の間隔を記入する。（*3） 																																						
備考	<p>（*1）くぎの規格については、「6.2 床根太・床材の緊結」の備考欄を参照のこと。</p> <p>（*2）告示第1540号第5第十五号の概要は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊結する部分</th> <th>場所</th> <th colspan="2">適正な釘の種類・間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">（1）壁の下枠と床枠組材</td> <td rowspan="2">三階建ての建築物の一階</td> <td>CN90（CNZ90）</td> <td>25cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN90</td> <td>17cm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の階</td> <td>CN90（CNZ90）</td> <td>50cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN90</td> <td>34cm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">（2）たて枠と上枠又は下枠</td> <td rowspan="5"></td> <td>CN90（CNZ90）</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>CN75（CNZ75）</td> <td rowspan="3">3本</td> </tr> <tr> <td>BN90</td> </tr> <tr> <td>CN65（CNZ65）</td> </tr> <tr> <td>BN75</td> </tr> <tr> <td>BN65</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（3）上枠と頭つなぎ</td> <td rowspan="2"></td> <td>CN90（CNZ90）</td> <td>50cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN90</td> <td>34cm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（4）たて枠とたて枠又はまぐさ受け</td> <td rowspan="2"></td> <td>CN75（CNZ75）</td> <td>30cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN75</td> <td>20cm以下</td> </tr> </tbody> </table>	緊結する部分	場所	適正な釘の種類・間隔		（1）壁の下枠と床枠組材	三階建ての建築物の一階	CN90（CNZ90）	25cm以下	BN90	17cm以下	その他の階	CN90（CNZ90）	50cm以下	BN90	34cm以下	（2）たて枠と上枠又は下枠		CN90（CNZ90）	2本	CN75（CNZ75）	3本	BN90	CN65（CNZ65）	BN75	BN65	4本	（3）上枠と頭つなぎ		CN90（CNZ90）	50cm以下	BN90	34cm以下	（4）たて枠とたて枠又はまぐさ受け		CN75（CNZ75）	30cm以下	BN75	20cm以下
	緊結する部分	場所	適正な釘の種類・間隔																																				
	（1）壁の下枠と床枠組材	三階建ての建築物の一階	CN90（CNZ90）	25cm以下																																			
			BN90	17cm以下																																			
		その他の階	CN90（CNZ90）	50cm以下																																			
			BN90	34cm以下																																			
	（2）たて枠と上枠又は下枠		CN90（CNZ90）	2本																																			
			CN75（CNZ75）	3本																																			
			BN90																																				
			CN65（CNZ65）																																				
BN75																																							
BN65	4本																																						
（3）上枠と頭つなぎ		CN90（CNZ90）	50cm以下																																				
		BN90	34cm以下																																				
（4）たて枠とたて枠又はまぐさ受け		CN75（CNZ75）	30cm以下																																				
		BN75	20cm以下																																				
<p>（*3）告示第1541号第1第十六号の概要は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>壁材の種類</th> <th>くぎ又はねじの種類</th> <th>くぎ又はねじの間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造用合板 パーティクルボード ハードボード 構造用パネル 硬質木片セメント板 ラスシート</td> <td>CN50 CNZ50 BN50</td> <td rowspan="2">壁材外周部分は10cm以下、 その他の部分は20cm以下</td> </tr> <tr> <td>せっこうボード</td> <td>GNF40 SFN45 WSN DTSN</td> </tr> <tr> <td>シーリングボード</td> <td>SN40</td> <td rowspan="2">壁材外周部分は15cm以下、 その他の部分は30cm以下</td> </tr> <tr> <td>フレキシブル板</td> <td>GNF40 SFN45</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 GNF：せっこうボード用鉄くぎ（平頭） SFN：ステンレス鋼くぎ WSN：十文穴付き木ねじ DTSN：ドリリングタッピングねじ SN：シーリングインシュレーションファイバーボード用くぎ</p>	壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの間隔	構造用合板 パーティクルボード ハードボード 構造用パネル 硬質木片セメント板 ラスシート	CN50 CNZ50 BN50	壁材外周部分は10cm以下、 その他の部分は20cm以下	せっこうボード	GNF40 SFN45 WSN DTSN	シーリングボード	SN40	壁材外周部分は15cm以下、 その他の部分は30cm以下	フレキシブル板	GNF40 SFN45																										
壁材の種類	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの間隔																																					
構造用合板 パーティクルボード ハードボード 構造用パネル 硬質木片セメント板 ラスシート	CN50 CNZ50 BN50	壁材外周部分は10cm以下、 その他の部分は20cm以下																																					
せっこうボード	GNF40 SFN45 WSN DTSN																																						
シーリングボード	SN40	壁材外周部分は15cm以下、 その他の部分は30cm以下																																					
フレキシブル板	GNF40 SFN45																																						

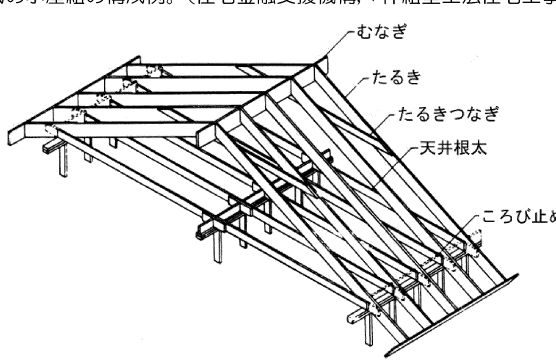
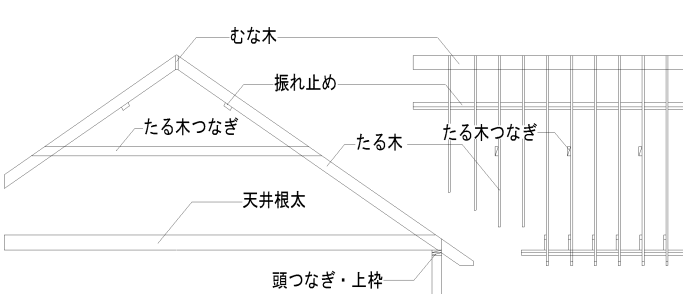
現場検査要領

8	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
横架材	8.1 床根太等の欠き込み等	指摘	欠き込み、穴あけ	2	目視	省1540第6

項目	確認内容・検査方法
8.1 床根太等の欠き込み等	<p>＜欠き込み、穴あけ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 床根太・天井根太等の横架材について、その中央部付近の下端に構造耐力上支障となるような欠き込みがないことを、目視により確認し、記入する。 ● 床根太・天井根太等の横架材にその他欠き込み又は穴あけがないか、又は、許容範囲内に設けられていることを、目視により確認し、記入する。（*1）
備考	<p>(*1) 床根太等の欠き込み及び穴あけの制限。(社)日本ツーバイフォー建築協会,「枠組壁工法建築物の設計の手引き」,住宅金融支援機構,「枠組壁工法住宅工事仕様書」による。</p> <p>連続した穴あけ 穴あけと欠き込みは D以上はなす</p> <p>欠き込みのできない部分 D以下</p> <p>上端と下端の欠き込みは D以上はなす</p> <p>参考図：横架材の欠き込み及び穴あけの制限</p>

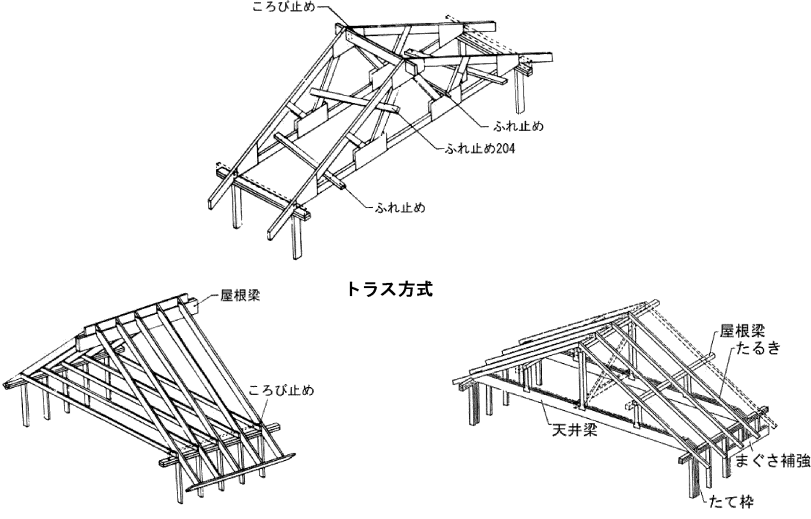
現場検査要領

9	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
小屋組	9.1 たる木等	指摘	たる木の間隔	2	目視 書類	告1540第7-2
		指摘	たる木つなぎ、振れ止めの設置状況	2	目視	告1540第7-3 告1540第7-6

項目	確認内容・検査方法
9.1 たる木等	<p>＜たる木の間隔＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● たる木相互の間隔が650mm以下であることを、目視又は自主管理書類等により確認する（*1）。 <p>＜たる木つなぎ、振れ止めの設置状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小屋組全体を目視し、たる木つなぎが構造耐力上有効に設けてあること、及び振れ止め等が設置され、水平力に対して安全なものとなっていることを確認する（*2）。
備考	<p>（*1） たる木方式の小屋組の構成例。（住宅金融支援機構、「枠組壁工法住宅工事仕様書」による）</p>  <p>参考図：たる木方式の小屋組の構成例</p> <p>（*2） たる木小屋組の場合のたる木つなぎ、振れ止めの設置例。</p>  <p>参考図：たる木つなぎ、振れ止めの設置例</p>

現場検査要領

9	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
小屋組	9.2 小屋組の緊結	指摘	たる木と頭つなぎ等の緊結	2	目視	告1540第7-5 告1540第7-9

項目	確認内容・検査方法																																																		
9.2 小屋組の緊結	<p>〈たる木と頭つなぎ等の緊結〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● たる木又はトラスが、頭つなぎ及び上桢にあおり止め金物で緊結されていることを、目視により確認する（*1）。 ● たる木と天井根太、たる木とむな木、たる木、天井根太又はトラスと頭つなぎが適正な種類・本数の釘により緊結されていることを確認する。（*2） 																																																		
備考	<p>（*1）トラス方式その他の小屋組の構成例。（住宅金融支援機構、「桢組壁工法住宅工事仕様書」）</p>  <p style="text-align: center;">トラス方式</p> <p style="text-align: center;">屋根梁方式</p> <p style="text-align: center;">東建て方式</p>																																																		
	<p>参考図：トラス方式その他の小屋組の構成例</p> <p>（*2）告示第1540号第7第九号の概要は、以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">緊結する部分</th> <th colspan="3">緊結の方法</th> </tr> <tr> <th>くぎの種類</th> <th>くぎの本数</th> <th>くぎの間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)</td> <td rowspan="3">たる木と天井根太</td> <td>CN90 (CN Z 90)</td> <td>3本</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>CN75 (CN Z 75)</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td>BN90、BN75</td> <td>5本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2)</td> <td rowspan="2">たる木とむな木</td> <td>CN75 (CN Z 75)</td> <td>3本</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>BN75</td> <td>4本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3)</td> <td rowspan="3">たる木、天井根太又はトラスと頭つなぎ</td> <td>CN75 (CN Z 75)</td> <td>2本</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>CN65 (CN Z 65)</td> <td rowspan="2">3本</td> </tr> <tr> <td>BN75、BN65</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(4)</td> <td rowspan="2">たる木又はトラスと屋根下地材</td> <td>屋根下地材の外周部分</td> <td>CN50 (CN Z 50)</td> <td>—</td> <td>15cm以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>BN50</td> <td>—</td> <td>10cm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の部分</td> <td>CN50 (CN Z 50)</td> <td>—</td> <td>30cm以下</td> </tr> <tr> <td>BN50</td> <td>—</td> <td>20cm以下</td> </tr> </tbody> </table>				緊結する部分	緊結の方法			くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	(1)	たる木と天井根太	CN90 (CN Z 90)	3本	—	CN75 (CN Z 75)	4本	BN90、BN75	5本	(2)	たる木とむな木	CN75 (CN Z 75)	3本	—	BN75	4本	(3)	たる木、天井根太又はトラスと頭つなぎ	CN75 (CN Z 75)	2本	—	CN65 (CN Z 65)	3本	BN75、BN65	(4)	たる木又はトラスと屋根下地材	屋根下地材の外周部分	CN50 (CN Z 50)	—	15cm以下		BN50	—	10cm以下	その他の部分	CN50 (CN Z 50)	—	30cm以下	BN50	—
	緊結する部分	緊結の方法																																																	
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔																																															
(1)	たる木と天井根太	CN90 (CN Z 90)	3本	—																																															
		CN75 (CN Z 75)	4本																																																
		BN90、BN75	5本																																																
(2)	たる木とむな木	CN75 (CN Z 75)	3本	—																																															
		BN75	4本																																																
(3)	たる木、天井根太又はトラスと頭つなぎ	CN75 (CN Z 75)	2本	—																																															
		CN65 (CN Z 65)	3本																																																
		BN75、BN65																																																	
(4)	たる木又はトラスと屋根下地材	屋根下地材の外周部分	CN50 (CN Z 50)	—	15cm以下																																														
			BN50	—	10cm以下																																														
	その他の部分	CN50 (CN Z 50)	—	30cm以下																																															
		BN50	—	20cm以下																																															

現場検査要領

9	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
小屋組	9.3 開口部の構造	指摘	開口部幅	2	目視	書類 告1540第7-10
		指摘	まぐさの設置	2	目視	書類 告1540第7-11

項目	確認内容・検査方法
9.3 開口部の構造	<p>〈開口部幅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小屋組等の妻面及び屋根面に開口部が設けられている場合、1箇所あたりの開口部幅が2m以下であること、又は、開口部幅が2mを超え3m以下の場合に次のイからハに該当しかつ補強等の措置が講じられていることを、自主管理書類等又は目視により確認し、記入する（*1）。 <ul style="list-style-type: none"> イ. 小屋の屋根に設けられている。 ロ. 屋根の端部からの距離が1m以上である。 ハ. 他の開口部からの距離が2m以上である。 ● 開口部の幅の合計が、当該妻面及び屋根面のそれぞれの幅の2分の1を超えていないことを自主管理書類等又は目視により確認し、記入する。 <p>〈まぐさの設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幅90cm以上の開口部に、まぐさとまぐさ受け（又はまぐさ受け金物）が設置されていることを、目視又は自主管理書類等により確認し、記入する（*2）。
備考	<p>（*1）小屋組等に設ける開口部の制限。（（社）日本ツーバイフォー建築協会、「枠組壁工法建築物の設計の手引き」より）</p> <p>まぐさ受けによる場合</p> <p>金物で補強した場合</p> <p>妻面の開口</p> <p>屋根面の開口</p> <p> $l_1 \leq 2m$ $l_2 \leq 2m$ $l_1 + l_2 \leq l/2$ </p> <p> $l_1 \leq 2m$ $l_2 \leq 2m$ $l_3 \leq 2m$ $l_1 + l_2 + l_3 \leq l/2$ </p> <p>参考図：屋根等に設ける開口部の制限</p> <p>（*2）まぐさの設置方法については、「7 壁等 7.3 開口部の構造」に準ずる。</p>

現場検査要領

10	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
屋根防水	10.1 屋根形状	指摘	勾配・種類	2	目視 書類	機7条-1
	10.2 下ぶき材	指摘	種類	2	書類	機7条-2
		指摘	重ね幅	2	書類	機7条-2
		指摘	壁面立上げ部	2	目視 計測 書類	機7条-2
	10.3 天窓	指摘	防水方法	2	目視 書類	機7条-3

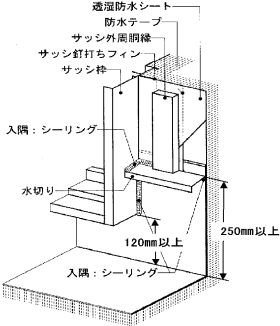
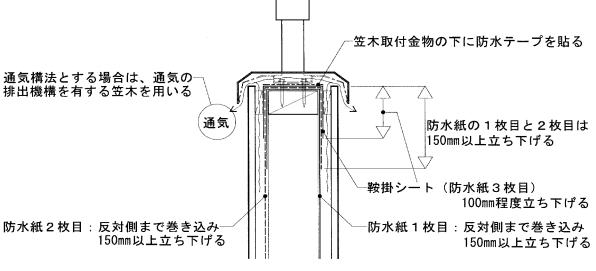
項目	確認内容・検査方法
10.1 屋根形状	<p>〈勾配・種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根勾配が、屋根ふき材製造者の仕様に従っていることを聴取等で確認し、勾配及び屋根葺き材の種類を目視及び設計図書、自主管理書類等により確認し、記入する。 勾配が複数ある場合は、2つまで記入する。
10.2 下ぶき材	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下ぶき材の種類が、JIS A 6005 に適合するアスファルトルーフィング 940 (22kg 品) 又は同等品 (*1) であることを、自主管理書類等により確認し記入する。 * 太陽電池モジュールを設置している場合は、現場検査項目 13.その他 (13-1) 及び「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」(参考) 参照のこと。 <p>〈重ね幅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下ぶき材の重ね幅が、次の寸法以上であることを、自主管理書類等により確認し、それらの寸法を記入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・標準部について、上下(流れ方向)は 100 mm以上、左右は 200 mm以上である。 ・谷部がある場合、谷部の重ね幅について谷底より両方向へそれぞれ 250 mm以上である。 ・棟部の重ね幅について、棟頂部より両方向へそれぞれ 250 mm以上である。 <p>※ふき材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は、当該基準によることができる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>棟部下ぶき増し張り 谷部下ぶき増し張り 立ち上がり部下ぶき増し張り</p> </div> <p>参考図：下ぶきの重ね幅の例</p> <p>〈壁面立上げ部〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下屋等がある場合、屋根面との壁面立上げ部の巻き返し長さについて、250 mm以上かつ雨押え上端より 50 mm以上であることを、目視・計測又は自主管理書類等により確認し、その長さを記入する。

項目	確認内容・検査方法
10.3 天窓	<p>＜防水方法＞</p> <p>● 天窓がある場合、天窓の周囲の防水方法が各製造所の指定する施工方法であること、防水上の納まりに問題がないことを、目視又は書類で確認し、記入する。</p>
備考	<p>(※1) アスファルトルーフィング 940 (22kg 品) の同等品 (防水性能・引張強さ・釘穴止水性等を比較したものである)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改質アスファルトルーフィング…アスファルトルーフィング工業会規格「ARK-04」と同等品質以上のもの ・ アスファルトルーフィング1500 ・ 合成ゴムルーフィング ・ 透湿ルーフィング <p>参考 合成高分子系ルーフィング；合成ゴムや合成樹脂を主原料として成型シートあるいはこれに異種材料を塗布または積層したもので、長さや幅はアスファルトルーフィングに似たものが多く例えば加硫ゴム系シートや塩化ビニール樹脂系シートがある。(住宅金融支援機構「木造住宅工事仕様書」)</p>

現場検査要領

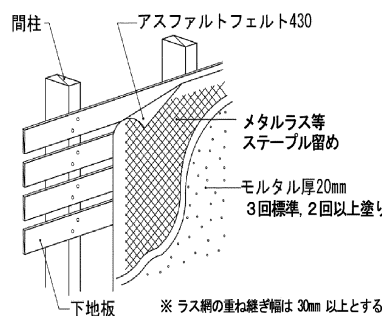
11	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
バルコニー・陸屋根防水	11.1 防水工法	指摘	防水材の種類	2	目視 書類	機8条-2
	11.2 バルコニー床	指摘	勾配	2	目視 計測 書類	機8条-1
	11.3 陸屋根	指摘	勾配	2	目視 計測 書類	機8条-1
	11.4 壁取合い部	指摘	防水層の立上り高さ	2	目視 計測 書類	機8条-3
	11.5 手すり壁・パラペット	指摘	防水紙の種類	2	目視 書類	機8条-5
		指摘	上端部及び笠木等の防水措置の状況	2	目視	機8条-5

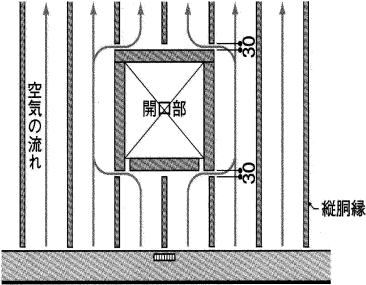
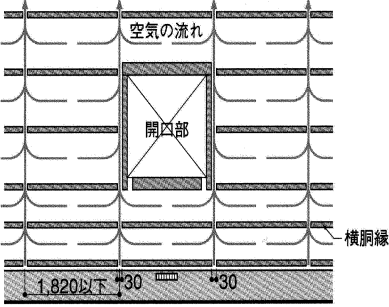
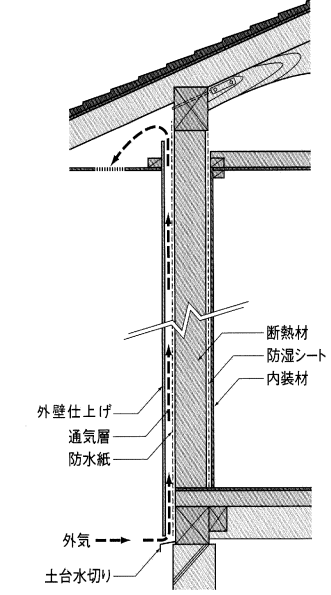
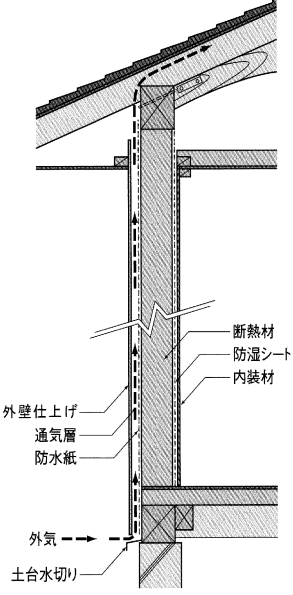
項目	確認内容・検査方法
11.1 防水工法	<p>・バルコニーがある場合、以下の方法により確認を行う</p> <p>〈防水材の種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目視又は設計図書等により、防水材の種類を確認し、記入する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金属板（鋼板）ふき (2) 塩化ビニール樹脂系シート防水工法 (3) アスファルト防水工法 (4) 改質アスファルト防水工法 (5) FRP 系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層（ツープライ）以上とすること。なお、防水材製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切である場合は1層以上とすることができる。 (6) FRP 系塗膜防水と改質アスファルト防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法
11.2 バルコニー床・11.3 陸屋根	<p>〈勾配〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バルコニー床・陸屋根の勾配が1/50以上であることを設計図書と照合し、計測又は自主管理書類等により確認の上、その勾配を記入する。なお、届出事業者から提出された「防水材製造者の施工基準」に基づき施工されている場合には、これを確認し、記入する。 <p>また、全体を目視し、明らかな施工不良がないことを確認する。</p>

項目	確認内容・検査方法
11.4 壁 取 合 い 部	<p>〈防水層の立上り高さ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「バルコニー床面と外壁・手すり壁」及び「屋根面とパラペット」の取合い部分の防水層の立上り高さについて、下記の寸法以上であること、端部にシーリング又は防水テープが施されていることを目視・計測又は自主管理書類等により確認し、記入する。 ・ 開口部（掃出し窓等）の下端において、防水層の立上り高さが120mm以上である。 ・ 開口部の下端以外の部分において、防水層の高さが250mm以上である。  <p>参考図：バルコニーの外壁取合い部分</p>
11.5 手 す り 壁 ・ パ ラ ペ ット	<p>〈防水紙の種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すり壁の防水紙の種類について、構造方法（通気構法/非通気構法）に応じて JIS A 6111 に適合する透湿防水シート、JIS A 6005 に適合するアスファルトフェルト430（1巻20kg品）又は同等品であることを、目視又は自主管理書類等により確認し、記入する。目視が可能な場合に、防水紙の品質マーク表示等を確認する。 <p>〈上端部及びの防水措置の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すり壁の上端部の防水措置の状況について、防水紙を下端から張り上げ、手すり壁の上端部で重ね合わせ、防水テープを用いて防水紙の端部を密着させていることを目視又は自主管理書類等により確認する。  <p>参考図：バルコニー手すり上部の防水納まり例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 手すり壁上端部は、金属製笠木等による防水措置が実施されていることを目視又は自主管理書類等により確認する。 ● 手すりに使用する釘・ビス等が防水紙を貫通する部分への止水措置として、あらかじめ弾力性のある防水テープやシーリングなどの措置を施していることを目視又は自主管理書類等により確認する。 ● 手すり壁等を乾式の仕上げとする場合には、外壁と同様に通気が確保されていることを目視又は自主管理書類等により確認する。

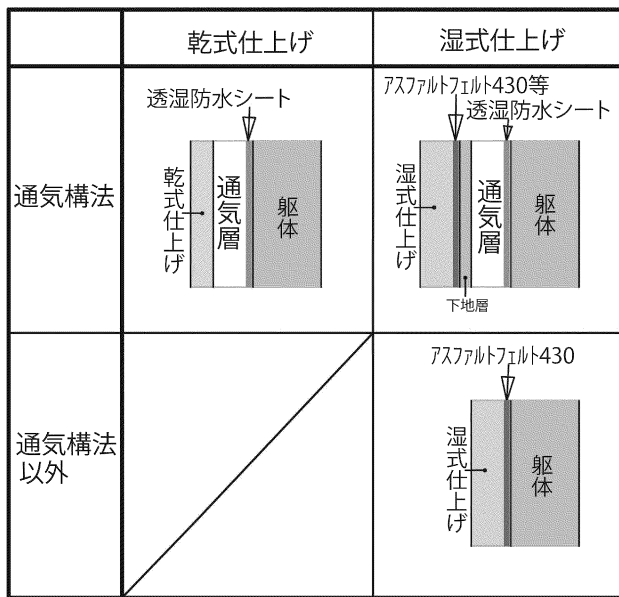
現場検査要領

12	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
外壁 防水	12.1 乾式仕上げ	指摘	種類	2	目視 書類	機9条-1.2 機10条
	12.2 湿式仕上げ	指摘	下地・種類	2	目視 書類	機9条-1.2 機11条
	12.3 通気構法	指摘	通気措置	2	目視 書類	機9条-2 機10条-1.2
	12.4 防水紙	指摘	種類	2	目視 書類	機9条-2
		指摘	重ね幅	2	目視 計測 書類	機9条-2
	12.5 開口部廻り	指摘	防水テープの施工状況	2	目視	
指摘		シーリング材の種類	2	目視 書類		機10条-2

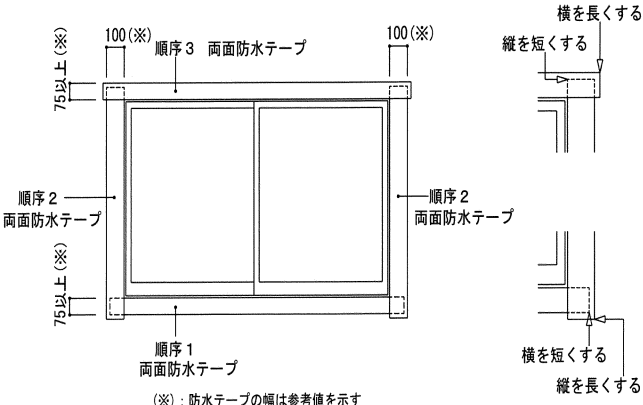
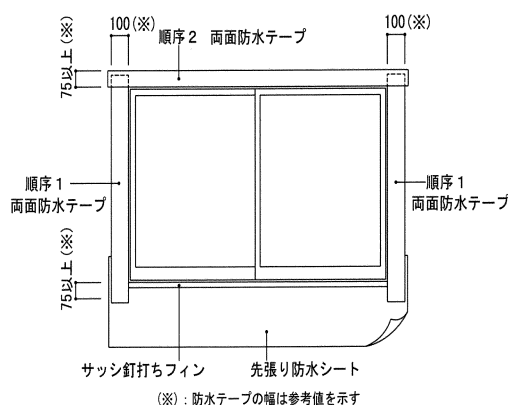
項目	確認内容・検査方法
12.1 乾式 仕上げ	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仕上げの種類として、サイディング仕上（窯業系サイディング、複合金属サイディング）、ALCパネル、押出し成形セメント板（厚さ25mm超）、下見板張り等であることを目視又は設計図書等により確認し、記入する。 ● ALCパネル、押出し成形セメント板（厚さ25mm超）については、各製造所が指定する施工方法に基いて取り付けることを確認する。 ● サイディングに用いるシーリング材及びプライマーについては、各サイディング製造所指定（推奨含む）の製品を使用する。 ● ALCパネルの場合、外壁の表面には雨水の浸透を防止する仕上げ等の防水措置が実施されていることを設計図書等により確認する。（弾性リシン等は基準に適合していないため3条確認が必要である）
12.2 湿式 仕上げ	<p>〈下地・種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 下地に使用するラスは平ラス以外であること、また、ラス網を必要としないモルタル下地専用ボードを使用する場合は、大臣認定又は指定を取得した製品であることを目視又は書類等により確認し、記入する。 ● モルタル工法で、普通モルタルを用いる場合は防水上有効な仕上げ、ひび割れ防止措置を施していること、既調合軽量セメントモルタルを使用する場合は JASS15M-102（既調合セメントモルタルの品質基準）に基づく各製造所の仕様によるものであることを書類等により確認し、記入する。  <p>参考図：外壁ラスモルタル塗りの構成例</p>

項目	確認内容・検査方法
12.3 通気 構法	<p>〈通気措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 乾式仕上げ（ALCパネル等を除く）の場合、通気措置が講じられていることを、目視・計測又は自主管理書類等により確認し、<u>通気胴縁の寸法等（一般部 W15 mm以上×H45 mm以上、サイディング専用の通気金具等）</u>について記入する。 ※ジョイント部はW90mm以上（45mm以上を2枚合わせを含む）であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>縦胴縁の場合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>横胴縁の場合</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">参考図：通気層内の空気のながれの例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>軒天井（軒裏）有孔板からの湿気などの排出</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小屋裏からの湿気などの排出</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">参考図：通気構法のしくみの例</p>

項目	確認内容・検査方法
12.4 防水紙	<p>〈種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防水紙の種類について、<u>通気構法の場合は JIS A 6111 に適合する透湿防水シートとする。また、通気構法以外の場合は、JIS A 6005 に適合するアスファルトフェルト 430 (1 巻 20kg 品) であることを自主管理書類等により確認し、記入する (通気構法以外には透湿防水シートは用いてはならない)</u>。目視が可能な場合には、防水紙の品質マーク表示等を確認する。 <p>〈重ね幅〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>重ね幅が、縦 (上下) 方向は 90 mm 以上、横 (左右) 方向は 90 mm 以上 (ただし、窯業系サイディング仕上げ又は金属系サイディング仕上げでは 150 mm 以上) であることを、目視、計測又は自主管理書類等により確認し、記入する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</u>



参考図：防水紙の使い分け

項目	確認内容・検査方法
12.5 開口部 廻り	<p>〈防水テープの施工状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外壁開口部廻りの防水施工状況について、防水テープを使用し、防水紙が密着する納まりとしていることを、目視又は現場立会者への聴取により確認する。 ただし、サッシの取り付け前に、窓台に「先張り防水シート」を用いる場合は、開口部下部の防水テープを省略することができるので注意する。 <div style="text-align: center;">  <p>順序3 両面防水テープ</p> <p>順序2 両面防水テープ</p> <p>順序1 両面防水テープ</p> <p>(※)：防水テープの幅は参考値を示す</p> <p>横を長くする 縦を短くする</p> <p>横を短くする 縦を長くする</p> </div> <p>参考図：開口部周囲の防水テープの張り方の例</p> <div style="text-align: center;">  <p>順序2 両面防水テープ</p> <p>順序1 両面防水テープ</p> <p>サッシ釘打ちフィン 先張り防水シート</p> <p>(※)：防水テープの幅は参考値を示す</p> </div> <p>参考図：開口部周囲の防水テープの張り方の例 (先張り防水シートがある場合)</p> <p>〈シーリング材の種類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開口部廻りのシーリング材の種類について、使用材料がJIS A 5758の耐久性区分8020に適合するもの又は同等以上の性能を有するものであることを、自主管理書類等により確認し、記入する。目視が可能な場合には、シーリング材が充填されていることを確認する。

現場検査要領

13	現場検査項目	区分	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
その他	13.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	指摘	設置方法	2	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
13.1 太陽電池モジュール	<p>〈設置方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽電池モジュール（太陽光パネル）等の取付が、各製造所の指定する施工方法及び支持部材等により適正に施工されているかを書類等で確認し、記入する。 ● 支持部材の設置に際しては、下ぶき材の損傷など防水性能に支障が生じない取付方法であることを、書類又は聴取で確認する。 <p>(参考資料) リフォーム保険、大規模修繕かし保険「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」を参照。</p>

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）枠組壁工法用

小林 邸

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-	3	2	1
現場検査員番号	0	1	2	3	4							
現場検査日時	H24年4月2日											
	10時00分～10時40分											

届出事業者名	株式会社 住宅工務店
現場検査員名	保証太郎
現場検査立会者名	住宅次郎
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 併用、 <input type="checkbox"/> 別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済） <input checked="" type="checkbox"/> 無

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法			
				目視計測	書類	聴取	
1 地盤	1.1 地盤調査の要否	・判定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査実施 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシートにより調査不要（戸建木造2階建て以下に限る）	○		レ		
	1.2 地盤調査の内容	・調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査 <input type="checkbox"/> ロラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・測定箇所（ 5 箇所）≥4箇所 3箇所以下の場合（判定の根拠： ）	○		レ		
2 地業	2.1 地業	・種別 <input checked="" type="checkbox"/> 砕石地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ			
	2.2 地盤補強	・工法の選択根拠 考察 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 <input checked="" type="checkbox"/> 表層改良工法 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭工法 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭工法 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○		レ		
3 基礎	3.1 基礎の構造	・形式 <input checked="" type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 免震基礎 <input type="checkbox"/> その他（ ）	○	レ	レ		
		・形式の選択根拠 考察 <input checked="" type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 基礎設計のためのチェックシート（木造2階建て以下に限る）	○		レ		
		・根入れ深さ 布基礎（ 250 mm）≥240mm べた基礎（ mm）≥120mm	○	レ	レ		
	3.2 底盤	布基礎	・幅・厚さ寸法 ベース幅（ 450 mm） 厚さ（ 150 mm）≥150mm ・配筋方法 ベース筋 径（D13）≥D10、間隔（ 250 mm）≤300mm ・底盤かぶり厚さ	○	レ	レ	
		べた基礎	・厚さ寸法 厚さ（ mm）≥120mm ・配筋方法 根拠 <input type="checkbox"/> べた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 工学的判断 配筋 <input type="checkbox"/> シングル配筋 <input type="checkbox"/> ダブル配筋 鉄筋 径（D）≥D10、間隔（ mm）≤300mm ・底盤かぶり厚さ				
	3.4 立上り部分	・厚さ寸法 厚さ（ 150 mm）≥120mm	○	レ	レ		
・配筋方法 主筋 径（D13）≥D13 縦筋 径（D10）≥D10、間隔（ 250 mm）≤300mm		○	レ	レ			
・鉄筋の継手 <input checked="" type="checkbox"/> 重ね継手（重ね長さ：550 mm） <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> その他（ ）		○	レ				
結果		<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					
備考	3条確認[<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無] 内容：						

凡例 該当項目欄[は必須、有は]：判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
 ・3.3基礎高さは、第2回検査項目

現場検査チェックシート第2回検査（構造）枠組壁工法用

小林 邸

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-	3	2	1
現場検査員番号	0	1	2	3	4							
現場検査日時	H24年5月10日											
	13時00分～13時50分											

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
届出事業者名	(株)住宅工務店							
現場検査員名	保証太郎							
現場検査立会者名	住宅次郎							
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(□併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 無							

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視	計測	書類
3.3 基礎高さ		・高さ (地盤面から 400 mm) ≥ 300mm (特定住宅は、400mm以上)	○	○	○	
4.1 枠組材		・断面寸法 土台 (89 mm) × (89 mm) 床根太 (38 mm) × (235 mm)	○	○	○	
		・床材の種類、厚さ <input checked="" type="checkbox"/> 構造用合板 <input type="checkbox"/> パーティクルボード <input type="checkbox"/> 構造用パネル <input type="checkbox"/> その他 () 厚さ (12 mm)	○	○	○	
4.2 面材		・壁材の種類、厚さ <input checked="" type="checkbox"/> 構造用合板 <input type="checkbox"/> パーティクルボード <input type="checkbox"/> 構造用パネル <input type="checkbox"/> その他 () 厚さ (9 mm)	○	○	○	
		・屋根下地材の種類、厚さ <input checked="" type="checkbox"/> 構造用合板 <input type="checkbox"/> パーティクルボード <input type="checkbox"/> 構造用パネル <input type="checkbox"/> その他 () 厚さ (12 mm)	○	○	○	
5.1 土台の設置		・設置方法 耐力壁の下部に設置 (地盤ありで耐力壁の下部に非設置の場合の床根太等の補強)	○		○	
5.2 アンカーボルト		・配置状況 配置 (隅角部、土台縁手付近に設置) 間隔 ≤ 2m	○	○	○	
6.1 床根太の設置		・支点間距離、転び止めの設置 支点間距離 ≤ 8m	○	○	○	
		・間隔 間隔 ≤ 650mm 構造計算による場合 (mm)	○	○	○	
6.2 床根太・床材の繋結	<input checked="" type="checkbox"/>	・開口部の補強	○	○	○	
		・床根太と土台 釘の種類と本数 <input checked="" type="checkbox"/> CN75×2本 <input type="checkbox"/> CN65×3本 <input type="checkbox"/> BN75×3本 <input type="checkbox"/> BN65×4本	○	○	○	
7.1 耐力壁の量・配置		・耐力壁線間距離 距離 ≤ 12m	○	○	○	
		・耐力壁線に囲われた部分の面積 <input type="checkbox"/> 40㎡以下 <input checked="" type="checkbox"/> 40㎡超60㎡以下 (補強措置有り) <input type="checkbox"/> 60㎡超72㎡以下 長辺/短辺 ≤ 2 (補強措置有り)	○		○	
7.2 耐力壁の構造		・外壁交さ部の耐力壁の配置状況	○	○	○	
		・たて枠の間隔	○	○	○	
7.3 開口部の構造	<input checked="" type="checkbox"/>	・隅角部・交さ部のたて枠補強 たて枠相互を繋結 たて枠と床根太を繋結 (外壁隅角部、開口部両端)	○	○	○	
		・耐力壁線上の開口部幅 <input checked="" type="checkbox"/> 幅 ≤ 4m <input checked="" type="checkbox"/> 幅の合計/耐力壁線長さ ≤ 3/4	○		○	
7.4 壁枠組材・壁材の繋結	<input checked="" type="checkbox"/>	・まぐさの設置 <input checked="" type="checkbox"/> まぐさ受け <input type="checkbox"/> まぐさ受け金物	○	○	○	
		・壁の各部材相互の繋結 壁下枠と床枠組材の釘間隔 <input checked="" type="checkbox"/> CN90 (500mm以下) <input type="checkbox"/> BN90 (340mm以下) ※3階建の1階は、上記間隔の1/2以下	○	○	○	
8.1 床根太等の欠き込み等		・壁材と壁枠組材の繋結 釘等の種類 (CN50) 釘等の間隔 (外周部 100 mm、中間部 200 mm)	○	○	○	
		・欠き込み、穴あけ 中央部付近の欠き込み <input checked="" type="checkbox"/> なし その他欠き込み・穴あけ <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(許容範囲)	○	○	○	
9.1 たる木等		・たる木の間隔 間隔 ≤ 650mm	○	○	○	
		・たる木つなぎ、振れ止めの設置状況	○	○	○	
9.2 小屋組の繋結		・たる木と頭つなぎ等の繋結	○	○	○	
		・開口部幅 <input type="checkbox"/> 1箇所あたりの開口部幅が2m超3m以下の場合の補強措置 <input type="checkbox"/> 開口部幅の合計/当該表面の下端幅、当該屋根面の幅 ≤ 1/2	○	○	○	
9.3 開口部の構造	<input type="checkbox"/>	・まぐさの設置 <input type="checkbox"/> まぐさ受け <input type="checkbox"/> まぐさ受け金物	○	○	○	
			○	○	○	
結果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					
備考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無] 内容:					

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は:判定欄 [適合:○、不適合:×、未施工部分:「未」と記入、該当なし:「/」(斜線)を記入]
確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。
・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
・3.3基礎高さは、第2回検査項目

記入例

現場検査チェックシート第(2)・3)回検査(防水)枠組壁工法用(最終回)

注: 3階建以下の住宅の場合は第2回検査チェックシートと併せて検査を行う。

小林 邸

申込受付番号 1 2 3 4 5 6 7 8

事業者 届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-	3	2	1
現場検査 員番号	0	1	2	3	4							
現場検査 日時	H24年5月10日											
	13時00分 ~ 13時50分											

届出事業者名	株式会社 住宅工務店	
現場検査員名	保証太郎	
現場検査立会者名	住宅次郎	
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視 計測	書類	聴取
10 屋根 防水	10.1 屋根形状	・勾配・種類 ①(35/10) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> 外瓦 <input checked="" type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ル-ト <input type="checkbox"/> その他()] ②() 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> 外瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ル-ト <input type="checkbox"/> その他()]	○	レ	レ	
	10.2 下ぶき材	・種類 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940(22kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他()	○		レ	
		・重ね幅 上下(120mm) ≥ 100mm 左右(210mm) ≥ 200mm 谷部() mm ≥ 250mm 横部(260mm) ≥ 250mm <input type="checkbox"/> ふき材製造者の基準による(製造者名:) <input checked="" type="checkbox"/> 壁面立上げ部 巻き返し長さ (255mm) ≥ 250mm 雨押え上端からの距離 (60mm) ≥ 50mm	○		レ	
10.3 天窓	<input checked="" type="checkbox"/> 防水方法 <input checked="" type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法	○	レ	レ		
11 バルコニー 陸屋根 防水	11.1 防水工法	<input checked="" type="checkbox"/> 防水材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> FRP防水(1層の場合は防水材製造者が指定する施工基準による) <input type="checkbox"/> 塩ビシート防水 <input type="checkbox"/> その他()	未		レ	
	11.2 バルコニー床	<input checked="" type="checkbox"/> 勾配 (1/50) ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)	未		レ	
	11.3 陸屋根	<input type="checkbox"/> 勾配 () ≥ 1/50 <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)	/			
	11.4 壁取合い部	<input checked="" type="checkbox"/> 防水立上り高さ 開口部下 (125mm) ≥ 120mm 開口部以外 (255mm) ≥ 250mm	未		レ	
	11.5 手すり壁・パラベット	<input checked="" type="checkbox"/> 防水紙の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430(20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他() ・上端部及び笠木等の防水措置の状況	未		レ	レ
12 外壁	12.1 乾式仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input checked="" type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input type="checkbox"/> 金属系サイディング <input type="checkbox"/> ALCパネル(防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板(厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ()	未		レ	
	12.2 湿式仕上げ	<input type="checkbox"/> 下地 <input type="checkbox"/> ラス(平ラス除く) <input type="checkbox"/> 下地専用ボード <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 普通モルタル(防水上有効な仕上げ、ひび割れ防止措置必要) <input type="checkbox"/> 既調合軽集セメントモルタル(JASS15M-102に基づく調合・施工による)	/			
	12.3 通気構法	<input checked="" type="checkbox"/> 通気措置 <input checked="" type="checkbox"/> 通気胴縁(厚18mm×幅45mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金具 <input type="checkbox"/> その他()	未		レ	
	12.4 防水紙	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input checked="" type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430(20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他()	○	レ	レ	
		・重ね幅 縦(上下) (100mm) ≥ 90mm 横(左右) (150mm) ≥ 90mm (窯業系・金属系サイディングは150mm以上)	○	レ		
12.5 開口部廻り	<input checked="" type="checkbox"/> 防水テープの施工状況 <input checked="" type="checkbox"/> シーリング材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> JIS耐久性区分8020の品質を有するもの <input type="checkbox"/> その他()	未		レ		
13 その他	13.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)	<input checked="" type="checkbox"/> 設置方法 <input checked="" type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(屋根材に応じた支持金物、防水措置) <input type="checkbox"/> その他()	未		レ	
結果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					
備考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無] 内容:					

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は:判定欄 [適合:○、不適合:×、未施工部分:「未」と記入、該当なし:「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

第4章

鉄筋コンクリート（RC）造
鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造
補強コンクリートブロック（CB）造

現場検査要領

4章 鉄筋コンクリート（RC）造・鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造

・補強コンクリートブロック（CB）造 現場検査要領

4.1 現場検査項目

鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）・鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「SRC造」という。）・補強コンクリートブロック造（以下「CB造」という。）による住宅の現場検査は、それぞれの現場検査時に、次表に掲げる項目を対象に行う。

表 4.1.1 3階建以下の住宅の現場検査項目（RC造・SRC造・CB造）

	第1回検査の項目 基礎配筋工事完了時 団体検査員検査項目		第2回検査の項目 屋根版配筋工事完了時 ※1	
	A. 地盤・材料・基礎に関する項目	1. 地盤	1.1 地盤調査	
2. 杭・地業		2.1 基礎		
		2.2 杭基礎		
		2.3 地盤補強		
3. 鉄筋		3.1 鉄筋の品質	3. 鉄筋	3.1 鉄筋の品質
4. コンクリート	4.1 材料の品質	4. コンクリート	4.3 打上りの状態	
	4.2 調合計画		4.4 圧縮強度	
5. 基礎	5.1 鉄筋のかぶり			
	5.2 配筋方法			
	5.3 主筋の継手			
	5.4 基礎梁の開口補強			
	5.5 免震装置			
B. 上部躯体に関する項目		6. 鋼材	6.1 鋼材等の品質 6.2 鉄骨の製作・品質管理	
	※2	7. 鉄骨の柱脚部	7.1 柱脚部の形式 7.2 アンカーボルト 7.3 非埋込み柱脚 7.4 埋込み柱脚	
		8. 鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質 8.2 建入れ精度 8.3 高力ボルト接合	
		9. 柱	9.1 鉄筋のかぶり 9.2 配筋方法 9.3 主筋の継手	
		10. 梁 (壁梁・臥梁)	10.1 鉄筋のかぶり 10.2 配筋方法 10.3 鉄筋の定着 10.4 主筋の継手 10.5 梁の開口補強	
	11. 壁	11.1 耐力壁の厚さ	11.2 鉄筋のかぶり 11.3 配筋方法 11.4 配筋補強	
		11.2 鉄筋のかぶり		
	12. 床版	12.1 鉄筋のかぶり	12.2 配筋方法	
		12.2 配筋方法		
	C. 防水に関する項目		13. 屋根防水	13.1 陸屋根 13.2 勾配屋根 13.3 排水ドレイン 13.4 各部の雨水浸入防止措置
14. 外壁			14.1 CB造の外壁	
15. シーリング			15.1 シーリング材	
			15.2 各部の雨水浸入防止措置	
		16. その他	16.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)	

※1 PC工法の場合は、屋根版の組立完了時。

※2 SRC造では、第1回検査項目に該当する場合がある。

表 4.1.2 4 階建以上の住宅の現場検査項目（RC造・SRC造・CB造）

	第1回検査の項目 基礎配筋工事完了時 特定団体検査員検査項目		第2回・中間回検査の項目 中間階床版配筋工事完了時 ※1		最終回現場検査の項目 屋根防水工事完了時		
A. 地盤・材料・基礎に関する項目	1. 地盤	1.1 地盤調査					
	2. 杭・地業	2.1 基礎					
		2.2 杭基礎					
		2.3 地盤補強					
	3. 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	3. 鉄筋	3.1 鉄筋の品質			
4. コンクリート	4.1 材料の品質	4. コンクリート	4.3 打上りの状態	4.2 調合計画	4.4 圧縮強度		
	5. 基礎			5.1 鉄筋のかぶり			
B. 上部躯体に関する項目		5.2 配筋方法					
		5.3 主筋の継手					
		5.4 基礎梁の開口補強					
		5.5 免震装置					
		※2	6. 鋼材	6.1 鋼材等の品質			
			6.2 鉄骨の製作・品質管理				
			7. 鉄骨の柱脚部	7.1 柱脚部の形式			
	7.2 アンカーボルト						
	7.3 非埋込み柱脚						
	7.4 埋込み柱脚						
	8. 鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質					
		8.2 建入れ精度					
		8.3 高力ボルト接合					
	9. 柱	9.1 鉄筋のかぶり					
		9.2 主筋方法					
		9.3 鉄筋の継手					
	10. 梁（壁梁）	10.1 鉄筋のかぶり					
		10.2 配筋方法					
		10.3 鉄筋の定着					
		10.4 主筋の継手					
		10.5 梁の開口補強					
	11. 壁	11.1 耐力壁の厚さ					
		11.2 鉄筋のかぶり					
		11.3 配筋方法					
		11.4 配筋補強					
	12. 床版	12.1 鉄筋のかぶり					
		12.2 配筋方法					
C. 防水に関する項目			13. 屋根防水	13.1 陸屋根			
				13.2 勾配屋根			
				13.3 排水ドレイン			
			13.4 各部の雨水浸入防止措置				
			14. 外壁	14.1 CB造の外壁			
			15. シーリング	15.1 シーリング材			
			グ	15.2 各部の雨水浸入防止措置			
			16. その他	16.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)			

※1 中間回検査は地階が無い場合の2回目の検査は2階の床、3回目以降は10階、17階・・・と7階毎に検査を行う。なお、第1章「1.2.2 現場検査の回数、時期 ※3」により建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程の時期に、同時に行うことができる。

※2 SRC造では、第1回検査項目に該当する場合がある

4.2 現場検査要領

RC造・SRC造及びCB造による住宅の現場検査要領を次頁以降に掲げる。

(1) 現場検査要領の位置づけ

現場検査要領は、現場検査の方法や要点について、具体的に説明したものである。

現場検査員は、現場検査要領に従って検査を行い、「現場検査チェックシート」にその結果を記入する。

(2) 現場検査要領の記載内容について

①表の各項目欄

・「現場検査項目」：対象の検査項目（大項目と中項目）を示す。

・「確認項目」：確認対象の具体的項目を示す。

・「時期」：現場検査の時期を示す。

凡例 「1」：第1回目検査

「2」：第2回目検査（中間回検査の場合を含む）

「最終」：最終回検査

・「検査方法」：検査方法の目視、計測又は書類確認の区別を示す。

・「準拠基準」：適否の判定の根拠となる基準等の該当条文を示す。

凡例 「機14条」：まもりすまい保険設計施工基準 第14条

「法37条」：建築基準法 第37条

「令74条3項」：建築基準法施行令 第74条第3項

「H12告1446」：平成12年国土交通省告示第1446号

※木造住宅と異なり、すべての検査項目を「指摘事項」に位置づけている。

②表「確認内容・検査方法」欄

・現場検査項目及び確認項目ごとに、確認する内容と具体的な検査方法等について説明している。

・説明文中の「記入(する)」とは、「現場検査チェックシート」の「施工内容等の記録」欄に記入（チェックボックスに「レ」も含む）することである。

③表「備考」欄

・用語の解説、関連する基準などの現場検査時に参考となる技術情報を記している。

現場検査要領

	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地盤	1.1 地盤調査	調査方法	1	書類	機12条-2
		測定箇所	1	書類	機12条-2

項目	確認内容・検査方法
1.1 地盤 調査	<p>〈調査方法〉</p> <p>地盤調査は、<u>地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査方法が採用されていることが重要である。</u></p> <p><u>地盤調査報告書等</u>により、実施している地盤調査方法を確認し、記入する。</p> <p>調査方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準貫入試験（ボーリング調査）等が一般的である。 スウェーデン式サウンディング試験（以下「SWS」試験という）、ラムサウンディング試験、物理探査法（表面波探査法含む）などがある。 平板載荷試験は、使用する載荷板の径（通常 30 cm 程度）の 1.5～2.0 倍程度までの深さ（45 cm～60 cm 程度）の地層を対象とする試験であり、軟弱層の有無・厚さを判別することが困難であるため、SWS 試験等の調査と組み合わせて実施し、総合的に判断することとなる。 <p>〈測定箇所〉</p> <p>実施している地盤調査の測定箇所が適正かどうかを確認し、箇所数を記入する。</p> <p>測定箇所は、原則として建物の 4 隅付近を含め 4 点以上であるが、敷地条件及び建物の規模・構造に応じて、次の①～④の場合は計測点を 1 点以上（傾斜地等では必要に応じて 2 点以上）とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 近隣で行われた地盤調査データや地形図により、当該敷地の地層が平行層であると推定できる場合 ② 基礎（杭基礎、ラップルコンクリート含む）又は地盤補強体（杭状地盤補強等）が支持層まで到達する設計であり、施工時に支持層確認（土質の目視確認）を行う場合 ③ 既製コンクリート杭又は鋼管杭等を用いる場合は、プレボーリング時、杭打設時又は打設後に、杭ごとの許容支持力又は許容応力度を測定・確認（オーガーのトルク管理、杭打設時のリバウンド量を測定、杭の載荷試験など）を実施する場合 ④ 大臣認定を取得している杭・地盤補強工法を用いる場合 （国交大臣認定の性能評価、建設技術審査証明（BCJ）、建築技術性能証明（GBRC）等）

現場検査要領

2	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
杭 ・ 地 業	2.1 基礎	形式の選定	1	目視 書類	機13条
	2.2 杭基礎	工法	1	目視 書類	機13条
		杭の規格・寸法	1	書類	機13条 H12告1347
		杭の施工精度の確認	1	書類	H12告1347
	2.3 地盤補強	工法	1	書類	機5条 機12条

項目	確認内容・検査方法
2.1 基礎	<p>〈形式の選定〉 基礎形式の選定にあたり、構造計算に基づくものであるか、設計施工基準第6条（壁式RC造で2階建以下の戸建住宅に限る）によるものであるかを設計図書等により確認し、記入する。</p>
2.2 杭 基 礎	<p>〈工法〉 杭基礎を採用している場合、施工状況の目視又は自主管理書類等により、杭基礎の工法を確認し、記入する。</p> <p>〈杭の規格・寸法〉 杭の直径、長さ、本数及び鋼管杭肉厚（鋼管杭を使用している場合のみ）を自主管理書類等により確認し、記入する。</p> <p>〈杭の施工精度の確認〉 杭の最大方向の芯ずれの数値を自主管理書類等により確認し、記入する。 構造計算の許容誤差範囲であることを確認する。また、補強を行っている場合はその適合性について確認する。</p>
2.3 地 盤 補 強	<p>〈工法〉 地盤補強を行っている場合、<u>地盤補強工事報告書</u>、自主管理書類等により、地盤補強の工法（*1）及び補強の長さ、本数、深さ等を確認し、記入する。</p>
備 考	<p>（*1）地盤補強の工法には、一般に次の種類がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 柱状改良工法：セメント系の固化材を現地土と攪拌混合する工法（固結工法）のうち、掘削攪拌翼を用いて柱状や壁状に改良を行うもので、深層混合処理工法ともいう。 ② 表層改良工法：①の固結工法のうち、支持層が浅い場合にバックホウ（ドラグショベル）などにより攪拌して改良を行うもので、浅層混合処理工法ともいう。 ③ 小口径鋼管杭工法：杭径 50～200 mm程度で肉厚6mm未満の一般構造用炭素鋼管を地盤に圧密貫入し支持力を得る工法。 ④ その他の工法として、次のような種類がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・締め固め工法：砂質地盤に振動や衝撃を加えて密度の大きい安定した地盤をつくる工法。 ・強制圧密脱水工法：粘性土地盤を強制的に圧密し、地中の間隙水を排除して事前に沈下を生じさせるとともに強度を増加させる工法。 ・置換工法：悪質の土を良質の土や特殊ブロックなどに置き換える工法。 <p>（特記）擁壁がある敷地の場合、状況に応じて次の点を確認し、備考に記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の形式、支持層及び支持方法、排水処理法などの確認。 ・擁壁際の裏込め部は不同沈下のおそれがあるため、とくに擁壁際に計画建物が接近している場合、擁壁際の地盤調査、基礎構造の検討及び擁壁の底盤との取合いが十分に行われていることの確認。 <p>（参考） 基礎構造設計指針 日本建築学会編（以下「学会設計指針」という）、 小規模建築物基礎設計指針 日本建築学会編集 建築工事監理指針 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（以下「営繕部監理指針」という）</p>

現場検査要領

3	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鉄筋	3.1 鉄筋の品質	規格品	1	書類	法37条 H12告1446

項目	確認内容・審査方法
3.1 鉄筋の品質	<p>〈JIS規格品〉</p> <p>使用している鉄筋がJIS規格品（※1）又は国土交通大臣認定品であることを、納入書やミルシート等の書類により確認する。</p> <p>（※1）JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定されている。</p>

現場検査要領

4	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
コンクリート	4.1 材料の品質	規格品	1	書類	法37条 H12告1446
	4.2 調合計画	配合計画書	1	書類	令72条 令74条3項
	4.3 打上りの状態	打込み欠陥 (第2回(中間)および最終回に該当)	2 最終	目視 書類	令74条3項 令75条
	4.4 圧縮強度	試験報告書 (第2回(中間)および最終回に該当)	2 最終	書類	令74条2項

項目	確認内容・検査方法
4.1 材料の品質	<p>〈規格品〉 コンクリートがJIS規格品(※1)又は国土交通大臣認定品であることを、納入書又は認定書等の書類により確認する。 (※1) JIS A 5308 (レディミクストコンクリート) に規定されている。</p>
4.2 調合計画	<p>〈配合計画書〉 コンクリートの調合計画について配合計画書の記載事項を確認し、基礎及び上部躯体それぞれの調合管理強度(呼び強度)(※1)及びスランプの値を記入する。</p>
4.3 打上りの状態	<p>〈打込み欠陥〉(第2回(中間回)検査時及び最終回に該当) コンクリートの打ち上り面を目視し、均質・密実な状態であり、じゃんか、打継ぎ欠陥、ひび割れなどの打込み欠陥が発生していないことを確認する。欠陥が生じていた場合、その状況を記入し、コンクリートの養生方法、型枠や支柱の存置期間、打込み時の気象条件・温度補正等の対策について確認する。</p>
4.4 圧縮強度	<p>〈試験報告書〉(第2回(中間回)検査時及び最終回に該当) コンクリートの圧縮強度について、試験報告書などにより品質基準強度(※1)(※2)以上の強度が得られているかどうかを確認(検査時に強度試験報告書等(自主管理書類等で可)が提示されない場合は、確認事項として次回検査時に確認する。)し、圧縮強度の数値及び材令を記入する。また、第2回検査対象の躯体コンクリートの調合管理強度(呼び強度)及びスランプの値を記入する。</p>
備考	<p>(※1) コンクリートの強度の表し方(参考:注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質基準強度: 設計基準強度及び耐久設計基準強度の大きい方の値(単位: N/mm^2)。 調合管理強度(呼び強度): 品質基準強度に構造体温度補正值を加えた値(単位: N/mm^2)。 <p>(※2) 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準養生した供試体(材齢28日)の平均値が調合管理強度以上であれば合格。 構造体から採取したコア供試体(材齢91日)の平均値が品質基準強度以上であれば合格。 現場水中養生供試体(材齢28日までの平均気温が$20^{\circ}C$以上の場合)の平均値が調合管理強度以上であれば合格。 現場水中養生供試体(材齢28日までの平均気温が$20^{\circ}C$未満の場合)の平均値から$3N/mm^2$を減じた値が品質基準強度以上であれば合格。 <p>注1: 日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説、JASS5 鉄筋コンクリート工事 2009.2 改訂</p>

現場検査要領

5	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	5.1 鉄筋のかぶり	かぶり厚さ	1	目視 計測	令79条1項
	5.2 配筋方法	基礎ばり主筋の径・本数等	1	目視 計測 書類	令78条
		基礎スラブ（耐圧盤） 鉄筋径及び間隔	1	目視 計測 書類	令77条の2

項目	確認内容・検査方法
5.1 鉄筋のかぶり	<p>〈かぶり厚さ〉</p> <p>鉄筋のかぶりを全体目視した上で、<u>土に接する部分の基礎鉄筋のかぶり厚さが6 cm以上であること</u>を、計測により確認し、その寸法を記入する。また、スペーサーの設置状態についても確認する。なお、型枠組立前で目視できない場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場立会者に対し次回検査時に確認を行うことを伝える。）</p>
5.2 配筋方法	<p>〈基礎ばり主筋の径・本数等〉</p> <p>基礎の配筋状態を全体目視した上で、X方向、Y方向各1箇所以上、主筋の径・本数、あばら筋の径・間隔等について図面との整合性等を確認する。</p> <p>〈基礎スラブ（耐圧盤）鉄筋径及び間隔〉</p> <p>基礎スラブの鉄筋径及び鉄筋相互の間隔について、図面との整合性等を確認する。</p>

現場検査要領

5	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	5.3 主筋の継手	継手の種類	1	目視 書類	
		継手の位置	1	目視 計測 書類	
		継手の品質検査	1	目視 書類	令73条2項 H12告1463
	5.4 基礎梁の開口補強	補強鉄筋の径・本数等	1	目視 書類	
	5.5 免震装置	免震装置の種別	1	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法												
5.3 主筋の 継手	<p>〈継手の種類〉 圧接継手、溶接継手、機械式継手、重ね継手等の種類を目視により確認し、記入する。</p> <p>〈継手の位置〉 継手位置について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p> <p>〈継手の品質検査〉 継手部の品質検査が実施されていることを、試験報告書等の書類により確認し、試験方法の種類について記入する。重ね継手の場合はその長さを確認する。（*1）（*2）</p>												
5.4 開口 補強	<p>〈補強鉄筋の径・本数等〉 人通口、配管用開口等の補強鉄筋の径・本数等について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p>												
5.5 免震 装置	<p>〈免震装置の種別〉 免震装置を採用している場合、免震装置の種別について目視又は書類により、設計図書（図面）との整合性等を確認し、その種別等を記入する。ただし、適合・不適合の判断対象とはしない。</p>												
備考	<p>（*1）鉄筋の重ね継手の長さについて、図面がない場合は次表を目安とする。（参考：JASS 5）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">SD295A SD295B SD345</td> <td>18</td> <td>45d 直線 又は 35d フック付き</td> </tr> <tr> <td>21~27</td> <td>40d 直線 又は 30d フック付き</td> </tr> <tr> <td>30~45</td> <td>35d 直線 又は 25d フック付き</td> </tr> <tr> <td>48~60</td> <td>30d 直線 又は 20d フック付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>（*2）圧接継手の外観試験による判定基準は次の通り。（平成12年建設省告示第1463号に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧接部のふくらみの直径は鉄筋径の1.4倍以上。 ・圧接部のふくらみの長さは鉄筋径の1.1倍以上で、その形状はなだらかであること。 ・圧接面のずれは鉄筋径の1/4以下。 ・圧接部における鉄筋中心軸の偏心量は鉄筋径の1/5以下。 ・圧接部に折れ曲がり等の欠陥がないこと。 	種類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	長さ	SD295A SD295B SD345	18	45d 直線 又は 35d フック付き	21~27	40d 直線 又は 30d フック付き	30~45	35d 直線 又は 25d フック付き	48~60	30d 直線 又は 20d フック付き
種類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	長さ											
SD295A SD295B SD345	18	45d 直線 又は 35d フック付き											
	21~27	40d 直線 又は 30d フック付き											
	30~45	35d 直線 又は 25d フック付き											
	48~60	30d 直線 又は 20d フック付き											

現場検査要領（SRC造の場合）

6	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鋼材	6.1 鋼材等の品質	規格品	1 2	書類	法37条 H12告1446
	6.2 鉄骨の製作・品質管理	製作・品質管理体制	1 2	書類	

項目	確認内容・検査方法											
6.1 鋼材等の品質	<p>〈規格品〉</p> <p>鋼材等の規格がJIS規格品又は国土交通大臣の認定品であることを、納入書（ミルシート）及び工場製作要領書（工場製作範囲の品質管理要領）（*1）等の書類により確認する。この鋼材等とは、構造用鋼材、高力ボルト・ボルト・スタッド及びターンバックル、溶接材料（溶接棒など）等の主要構造部その他の重要である部分に使用する材料を指す。</p>											
6.2 鉄骨の製作・品質管理	<p>〈製作・品質管理体制〉</p> <p>鉄骨の製作・品質管理体制について、工場製作要領書等の書類の有無を確認する。また、溶接技能者の資格等（*2）についても書類（自主管理書類等）、現場立会者への聴取等により確認し、記入する。ただし、適合、不適合の判断の対象とはしない。</p>											
備考	<p>（*1）工場製作要領書の記載事項は、おおむね次のとおりである。（（注1）による）</p> <table border="0"> <tr> <td>① 総則及び工事概要、</td> <td>② 鉄骨製作者の管理組織、工事担当</td> </tr> <tr> <td>③ 溶接技能者の氏名、所持資格等、</td> <td>④ 製造設備の能力、</td> <td>⑤ 工程表</td> </tr> <tr> <td>⑥ 使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所、</td> <td>⑦ 工作・溶接手順、工法等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 品質管理・検査項目、</td> <td>⑨ 塗装計画、</td> <td>⑩ 製品の輸送計画</td> </tr> </table> <p>（*2）おもな溶接技能者の資格要件は、次のとおりである。（（注2）による）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アーク手溶接及び半自動溶接：JIS Z3801、JIS Z3841 の溶接技術検定試験に合格した者。 ② 自動溶接：JIS Z3801、JIS Z3841 の「基本となる級」以上の試験に合格した者。 ③ スタッド溶接：「スタッド溶接工技術検定試験」に合格した者。 <p>（注1）国土交通大臣官房官庁営繕部監修、建築工事監理指針</p> <p>（注2）日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説、JASS 6 鉄骨工事,2009.2</p>	① 総則及び工事概要、	② 鉄骨製作者の管理組織、工事担当	③ 溶接技能者の氏名、所持資格等、	④ 製造設備の能力、	⑤ 工程表	⑥ 使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所、	⑦ 工作・溶接手順、工法等		⑧ 品質管理・検査項目、	⑨ 塗装計画、	⑩ 製品の輸送計画
① 総則及び工事概要、	② 鉄骨製作者の管理組織、工事担当											
③ 溶接技能者の氏名、所持資格等、	④ 製造設備の能力、	⑤ 工程表										
⑥ 使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所、	⑦ 工作・溶接手順、工法等											
⑧ 品質管理・検査項目、	⑨ 塗装計画、	⑩ 製品の輸送計画										

現場検査要領（SRC造の場合）

7	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鉄骨の柱脚部	7.1 柱脚部の形式	形式	1 2	目視 書類	令66条
	7.2 アンカーボルト	設置状況	1 2	目視 書類	令66条 H12告1456
	7.3 非埋込み柱脚	柱主筋の基礎への定着	1 2	目視 書類	令66条 H12告1456
		柱型の寸法	2	目視 計測 書類	令66条 H12告1456
	7.4 埋込み柱脚	埋込み部分の寸法・かぶり	1 2	目視 計測 書類	令66条 H12告1456

項目	確認内容・検査方法
7.1 形式	<p>〈形式〉</p> <p>柱脚部を目視し、その形式が設計図書（図面）通りであることを確認する。</p>
7.2 アンカーボルト	<p>〈設置状況〉</p> <p>アンカーボルトの設置状況を全体目視し、アンカーボルトが基礎に定着されていること、著しいずれ等不具合がないことを第1回検査時に目視により確認する。</p> <p>未施工の場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場立会者に対しその旨を伝達すること。）</p>
7.3 非埋込み柱脚	<p>〈柱主筋の基礎への定着・柱型の寸法〉</p> <p>柱脚部が基礎梁上にある場合、柱主筋が基礎配筋に定着されていることを、第1回検査時に目視等により確認する。未施工の場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場立会者に対しその旨を伝達すること。）</p> <p>柱型の寸法について、構造設計図との整合性を確認する。</p>
7.4 埋込み柱脚	<p>〈埋込み部分の寸法・かぶり〉</p> <p>柱脚部が基礎梁内にある場合、埋込み部分の深さが柱幅（*1）の2倍以上であること、埋込み部分の鉄骨かぶり厚さが鉄筋の通り、コンクリートの打設性を考慮した寸法であることを、第1回検査時に目視・計測又は図面等により確認する。</p>
備考	<p>（*1）柱幅は、張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。</p>

現場検査要領（SRC造の場合）

8	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質	品質検査	2	書類	
		溶接部の検査	2	書類	令67条2項 H12告1464
	8.2 建入れ精度	建入れ検査の実施	2	書類	

項目	確認内容・検査方法
8.1 鉄骨部材の品質	<p>〈品質検査〉 製品の検査方法について、工事施工者による受入れ検査又は鉄骨製作者による社内検査等の実施の有無を<u>検査報告書等の書類</u>により確認し、検査方法の種類を記入する。</p> <p>〈溶接部の検査〉 溶接部の検査について、<u>試験報告書等の書類</u>により、検査方法（外観検査、超音波探傷試験など）を確認し、記入する。施工者又は鉄骨製作者以外の第三者による検査が実施されている場合は、その旨を特記する。</p>
8.2 建入れ精度	<p>〈建入れ検査の実施〉 工事施工者による建入れ検査の実施の有無を、自主管理書類等により確認する。ただし、適合、不適合の判断の対象とはしない。</p>

現場検査要領（SRC造の場合）

8	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鉄骨の施工	8.3 高力ボルト接合	摩擦面の錆びの発生状態	2	目視 書類	令67条2項 H12告1464
		締付け状態	2	目視	令67条2項 H12告1464

項目	確認内容・検査方法
8.3 高力ボルト接合	<p>〈摩擦面の錆びの発生状態〉 高力ボルト摩擦面に適度の錆びが発生し、ボルトの締付け力に明らかな支障がないことを、目視又は自主管理書類等により確認する。（*1）</p> <p>〈締付け状態〉 ボルトの締忘れや締付け不足、ナットと座金の共回りやボルトの軸回りなどの明らかな不良がないことを、目視等により確認する。（*2）</p>
備考	<p>（*1） 営繕部監理指針（注1）では、高力ボルト摩擦面のすべり係数値を0.45以上確保することを標準としている。これは、錆びの発生状態が鋼材の表面が一様に赤く見える程度のことであり、少ないのも、浮き錆びに近いのも不適當であるとしている。</p> <p>（*2） 高力ボルトの締付けは、標準的に、一次締め、マーキング、本締めの3段階で行われる。本締め後の締付け状態の確認は、以下のように外観の目視により行うことができる。 （参考：（注1）、（注2））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピンテールが破断されていることを確認する。 ・一次締付け後、ボルト・ナット・座金及び部材にわたり付されたマークのずれ位置を確認する。 <p>（注1） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修、建築工事監理指針 （注2） 日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説、JASS 6 鉄骨工事 2009.2 改訂</p>

現場検査要領

9	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
柱	9.1 鉄筋のかぶり	かぶり厚さ	2	目視 計測 書類	令79条1項
	9.2 配筋方法	主筋の径・本数、帯筋の間隔等	2	目視 計測 書類	令77条1項
	9.3 主筋の継手	継手の種類	2	目視 計測 書類	
		継手の位置	2	目視 計測 書類	令73条2項
		継手の品質検査	2	目視 書類	令73条2項 H12告1463

項目	確認内容・検査方法
9.1 鉄筋のかぶり	<p>〈かぶり厚さ〉 鉄筋のかぶり厚さが3 cm以上であることを目視、計測により確認し、その寸法を記入する。また、スペーサーの設置状態についても確認を行う。</p>
9.2 配筋方法	<p>〈主筋の径・本数、帯筋の間隔等〉 柱の配筋状態を全体目視した上で、異なる柱リストから2箇所以上、主筋の径・本数、帯筋の径・間隔等について、図面との整合性等を確認する。 型枠スラブ上から目視できない場合は、工事写真又は自主管理書類等で確認する。</p>
9.3 鉄筋の継手	<p>〈継手の種類〉 圧接継手、溶接継手、機械式継手、重ね継手等の種類を目視により確認し、記入する。</p> <p>〈継手の位置〉 継手位置について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p> <p>〈継手の品質検査〉 継手部の品質検査が実施されていることを、試験報告書等の書類により確認し、試験方法の種類を記入する。（*1）（*2） 重ね継手の場合はその長さを確認する。</p>
備考	（*1）（*2）5.4 備考を参照のこと。

現場検査要領

10	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法			準拠基準
梁 (壁梁・臥梁)	10.1 鉄筋のかぶり	かぶり厚さ	2	目視	計測	書類	令79条1項
	10.2 配筋方法	梁主筋の径・本数、あばら筋の間隔等	2	目視	計測	書類	令78条
	10.3 鉄筋の定着	主筋の定着長さ	2	目視	計測	書類	令73条3項
	10.4 主筋の継手	継手の種類	2	目視	計測	書類	
		継手の位置	2	目視	計測	書類	令73条2項
		継手の品質検査	2	目視		書類	令73条2項 H12告1463
10.5 梁の開口補強	補強鉄筋の径・本数等	2	目視	計測	書類		

項目	確認内容・検査方法												
10.1 かぶり	<p>〈かぶり厚さ〉 鉄筋のかぶり厚さが3 cm以上であることを目視、計測により確認し、その寸法を記入する。 また、バーサポート又はスペーサー等の設置状態についても確認する。</p>												
10.2 配筋方法	<p>〈梁主筋の径・本数、あばら筋の間隔等〉 梁の配筋状態を全体目視した上で、X方向、Y方向各1箇所以上、主筋の径・本数、あばら筋の径・間隔等について図面との整合性等を確認する。</p>												
10.3 鉄筋の定着	<p>〈主筋の定着長さ〉 梁(又は壁梁)の主筋が柱筋及び壁筋に定着されていることを目視又は計測により確認する。(*1)</p>												
10.4 鉄筋の継手	<p>〈継手の種類〉 圧接継手、溶接継手、機械式継手、重ね継手等の種類を目視により確認し、記入する。 〈継手の位置〉 継手位置について、目視により構造設計図との整合性を確認する。 〈継手の品質検査〉 継手部の品質検査が実施されていることを、試験報告書等の書類により確認し、試験方法の種類を記入する。(*1)(*2) 重ね継手の場合はその長さを確認する。</p>												
10.5 開口補強	<p>〈補強鉄筋の径、本数等〉 配管用開口等の補強鉄筋の径・本数等について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p>												
備考	<p>(*1) 鉄筋の定着長さについて、図面がない場合は次表を目安とする。(参考：JASS 5)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">SD295A SD295B SD345</td> <td>18</td> <td>40d 直線 又は 30d フック付き</td> </tr> <tr> <td>21~27</td> <td>35d 直線 又は 25d フック付き</td> </tr> <tr> <td>30~45</td> <td>30d 直線 又は 20d フック付き</td> </tr> <tr> <td>48~60</td> <td>25d 直線 又は 15d フック付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>(*2) 重ね継手の長さ、圧接継手の外観検査については第4章 5.4 備考を参照のこと。</p>	種類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	長さ	SD295A SD295B SD345	18	40d 直線 又は 30d フック付き	21~27	35d 直線 又は 25d フック付き	30~45	30d 直線 又は 20d フック付き	48~60	25d 直線 又は 15d フック付き
種類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	長さ											
SD295A SD295B SD345	18	40d 直線 又は 30d フック付き											
	21~27	35d 直線 又は 25d フック付き											
	30~45	30d 直線 又は 20d フック付き											
	48~60	25d 直線 又は 15d フック付き											

現場検査要領

1 1	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
壁	11.1 耐力壁の厚さ	耐力壁厚さ	2	目視 計測 書類	令78条の2、1項 令62条の4
	11.2 鉄筋のかぶり	かぶり厚さ	2	目視 計測 書類	令79条1項
	11.3 配筋方法	壁筋の径・本数、間隔等	2	目視 計測 書類	
	11.4 配筋補強	開口部周囲の補強	2	目視	書類
壁式構造の隅角部、端部の補強		2	目視	書類	令78条の2、2項

項目	確認内容・検査方法
11.1 耐力壁の厚さ	<p>〈耐力壁の厚さ〉</p> <p>耐力壁の厚さが 12 cm以上であることを目視又は計測（困難な場合は設計図書等）により確認する。</p> <p>CB造の場合、耐力壁の厚さが 15cm 以上、かつ「耐力壁の水平力に対する支点間の距離」の 1 / 50 以上であることを目視又は計測（困難な場合は設計図書等）確認する。（令62条の4）</p>
11.2 鉄筋のかぶり	<p>〈かぶり厚さ〉</p> <p>鉄筋のかぶり厚さが耐力壁にあっては 3 cm以上、非耐力壁にあっては 2 cm以上であることを目視又は計測により確認し、その寸法を記入する。また、スペーサーの設置状態についても確認を行う。</p>
11.3 配筋方法	<p>〈壁筋の径・本数、間隔等〉</p> <p>壁筋の径・本数・間隔等について、目視又は計測により図面との整合性を確認する。</p>
11.4 配筋補強	<p>〈開口部周囲の補強〉</p> <p>開口部周囲の補強（スリーブを含む）が適切に行われていることを目視により確認する。</p> <p>〈壁式構造の隅角部、端部の補強〉</p> <p>壁式構造の耐力壁について、隅角部、端部の補強が適切に行われていることを目視により確認する。</p>
備考	<p>（特記）ラーメン構造等の場合、構造スリットの配置及びスリット材の仕様等について、次の諸点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非耐力壁と接する柱際及び梁の上端部などに構造スリットが設けられていること。 ・構造スリット材に、耐火性や止水性のある適切な品質の製品が使用されていること。

現場検査要領

12	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
床版	12.1 鉄筋のかぶり	かぶり厚さ	2	目視 計測 書類	令79条1項
	12.2 配筋方法	床板鉄筋の径・本数、間隔等	2	目視 計測 書類	
		片持ちスラブの配筋状況	2	目視 書類	
		プレキャスト版相互の緊結状況	2	目視 書類	令77条の2

項目	確認内容・検査方法
12.1 鉄筋のかぶり	<p>〈かぶり厚さ〉 鉄筋のかぶり厚さが2 cm以上であることを目視又は計測により確認し、その寸法を記入する。また、バーサポート又はスペーサー等の設置状態（特に下端筋の保持）やCD管の配置及び鉄筋相互の結束の状態に支障がないことを確認する。</p>
12.2 配筋方法	<p>〈床板鉄筋の径・本数、間隔等〉 床板の配筋状態を全体目視した上で、異なるスラブリストから2箇所以上、径・本数・間隔等について、図面との整合性等を確認する。</p> <p>〈片持ちスラブの配筋状況〉 片持ちスラブがある場合、スラブ上端筋（とくにその根元部分）がバーサポート又はスペーサー等により十分に保持され、コンクリート打込み時に鉄筋が下がることのないよう配慮していることを、目視により確認する。 また、型枠内に木片、ゴミなどが残存していないか確認する。コンクリートの打設前の型枠の散水等についても注意を促す。</p> <p>〈プレキャスト版相互の緊結状況〉 プレキャスト部材による床版を採用している場合、床版相互の緊結方法等について、目視により図面との整合性等を確認する。</p>
備考	<p>（特記） 設備配管・器具を床版コンクリートに打込む場合、コンクリートに空洞等の欠陥が発生しないように、事前に次の諸点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 複数の配管を束ねすぎないこと。 • 異なる配管相互の間隔を保持すること。 • 配管・器具周囲の補強の状態。

現場検査要領

13	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
屋根防水	13.1 陸屋根・ルー フバルコニー	防水工法の種類	2 最終	目視 書類	機14条 - 2 機19条 - 1
		勾配	2 最終	目視 計測 書類	機17条 - 1 機19条 - 1
		パラペット上端部の防水	2 最終	目視	機15条 - 1 機16条 機19条 - 2
		壁面立上り部の防水納まり状況	2 最終	目視 計測	機14条 - 4 機19条 - 1
		屋根面の防水仕上げの状況	2 最終	目視	

項目	確認内容・検査方法																										
13.1 陸屋根・ルー フバルコニー	<p>〈防水工法の種類〉 防水工法の種類が、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、シート防水又は塗膜防水で、設計施工基準第14条2項に適合する工法であることを、設計図書等により確認し、記入する。ただし、設計施工基準第14条2項に関連した3条確認工法・仕様が多くあることに留意すること。 露出防水の場合の陸屋根型太陽電池モジュール設置については、現場検査項目15.その他(15-1)及び「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」(参考)を参照のこと。</p> <p>〈勾配〉 陸屋根面の勾配が1/50以上であること、又は保護コンクリート等の措置、包括3条確認の工法・仕様等により1/100以上であることを設計図書と照合し、計測又は自主管理書類等により確認し、記入する。</p> <p>参考表 下地(平場)の勾配の目安(JASS8より)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">防水種類(*1)</th> <th>JASS8該当記号</th> <th>下地の勾配(*2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスファルト防水</td> <td>保護防水</td> <td>AN-PF、AK-PF、AK-PS</td> <td>1/100~1/50</td> </tr> <tr> <td>露出防水</td> <td>AK-MS、AK-MT</td> <td>1/50~1/20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改質アスファルト防水(トーチ工法)</td> <td>保護防水</td> <td>AT-PF</td> <td>1/100~1/50</td> </tr> <tr> <td>露出防水</td> <td>AT-MF、AT-MT AJ-MS、AJ-MT</td> <td>1/50~1/20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合成高分子系シート防水</td> <td>S-RF、S-RFT、S-RM、S-RMT S-PF、S-PFT、S-PM、S-PMT S-PC</td> <td>1/50~1/20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塗膜防水</td> <td>L-US</td> <td>1/50~1/20</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈パラペット上端部の防水〉 パラペットの上端部において、金属製の笠木又は防水材料などにより雨水の浸入を防止する措置が講じられていることを、目視等により確認し、措置の方法を記入する。なお、防水モルタルや撥水材は防水措置として取り扱わないので注意する。</p> <p>〈壁面立上り部の防水納まり状況〉 壁やパラペットなどとの取合い部分において、防水層の立上り高さを十分に確保していることを目視等により確認する。また、立上り端部における押え金物やシール材の措置などについて確認し、記入する。</p> <p>〈屋根面の防水仕上げの状況〉 陸屋根面に、屋内への雨水の浸入が懸念される極端な水たまり、防水層の膨れ上がりなどの不具合事象がないことを、目視等により確認する。</p>	防水種類(*1)		JASS8該当記号	下地の勾配(*2)	アスファルト防水	保護防水	AN-PF、AK-PF、AK-PS	1/100~1/50	露出防水	AK-MS、AK-MT	1/50~1/20	改質アスファルト防水(トーチ工法)	保護防水	AT-PF	1/100~1/50	露出防水	AT-MF、AT-MT AJ-MS、AJ-MT	1/50~1/20	合成高分子系シート防水		S-RF、S-RFT、S-RM、S-RMT S-PF、S-PFT、S-PM、S-PMT S-PC	1/50~1/20	塗膜防水		L-US	1/50~1/20
防水種類(*1)		JASS8該当記号	下地の勾配(*2)																								
アスファルト防水	保護防水	AN-PF、AK-PF、AK-PS	1/100~1/50																								
	露出防水	AK-MS、AK-MT	1/50~1/20																								
改質アスファルト防水(トーチ工法)	保護防水	AT-PF	1/100~1/50																								
	露出防水	AT-MF、AT-MT AJ-MS、AJ-MT	1/50~1/20																								
合成高分子系シート防水		S-RF、S-RFT、S-RM、S-RMT S-PF、S-PFT、S-PM、S-PMT S-PC	1/50~1/20																								
塗膜防水		L-US	1/50~1/20																								
備考	(*1) FRP・塗膜防水の密着工法等は、設計施工基準第3条に係る「包括3条確認」の有無を確認のこと。 (*2) 包括3条確認が行われている防水工法については、防水材料製造者の仕様に従った防水勾配とすることができる。																										

現場検査要領

13	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法		準拠基準
屋根 防水	13.2 勾配屋根	勾配・種類	2 最終	目視	書類	機19条-1
		下ぶき材の種類	2 最終		書類	機19条-2
		下ぶき材の重ね幅	2 最終		書類	機19条-2
		壁面立上げ部の下ぶき	2 最終	目視 計測	書類	機19条-2

項目	確認内容・検査方法
13.2 勾配 屋根	<p>〈勾配・種類〉 屋根勾配及び屋根葺き材の種類を、目視及び設計図書等により確認し、記入する。勾配が複数ある場合は、2箇所を記入する。 勾配屋根の防水にメンブレン防水を用いる場合は、陸屋根に対する仕様による。傾斜した外壁（斜壁）については、傾斜角度によっては屋根と同様の防水措置を施すことが望ましい。</p> <p>〈下ぶき材の種類〉 下ぶき材の種類が JIS A 6005 に適合するアスファルトルーフィング 940 又は同等品であることを、施工報告書等により確認し、その種類を記入する。</p> <p>〈下ぶき材の重ね幅〉 下ぶき材の重ね幅が次の寸法以上であることを、自主管理書類等により確認し、それらの寸法を記入する。ただし、ふき材製造者の施工基準が定められている場合は、その基準によることができることとなっている。この場合、届出事業者よりふき材製造者の施工基準の写しの提出が必要である。 ・上下（流れ方向）は 100 mm 以上、左右は 200 mm 以上。 ・谷部がある場合、谷底より両方向へ 250 mm 以上。 ・棟部について、棟頂部より両方向へ 250 mm 以上。</p> <p>〈壁面立上げ部の下ぶき〉 壁面立上げ部がある場合、屋根面と壁面立上げ部の下ぶき材の巻き返し長さが 250 mm 以上であることを、目視・計測又は自主管理書類等により確認し、その高さを記入する。</p>

現場検査要領

13	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
屋根 防水	13.3 排水ドレイン	設置数、設置位置、排水管	2 最終	目視 書類	機18条
	13.4 各部の雨水浸入 防止措置	配管等貫通部	2 最終	目視	機16条
		天窓の周囲	2 最終	目視 書類	機19条-3

項目	確認内容・検査方法										
13.3 排水 ドレ イン	<p>〈設置数、設置位置、排水管〉 排水ドレインの設置数、設置位置に明らかな不足や偏りなどがなく、排水処理に支障が生じるおそれが少ないことを、目視等により確認する。（*1） 雨水排水管の室内貫通の有無を確認し、記入する。</p>										
13.4 各部 の雨 水浸 入防 止措 置	<p>〈配管等貫通部〉 パラペットや屋根躯体と一体の架台等に、設備配管等の貫通部分及び手摺金物等の埋込み部分がある場合、目視又は書類等によりその周囲にシーリング材（※）の処理等が行われていることを確認する。</p> <p>〈天窓の周囲〉 勾配屋根に天窓（トップライト）がある場合、<u>天窓の周囲の防水納まりが各製造所の指定する施工方法に基づき適切に行われていることを目視又は書類で確認し、記入する。その他の方法による場合はその方法を記入する。</u> 陸屋根に天窓（トップライト）がある場合、端部にシーリング材（※）の処理等が行われていることを目視又は書類で確認する。</p> <p>（※）シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）の<u>耐久性区分 8020 に適合するもの又は同等以上の性能を有するものであること。</u></p>										
備 考	<p>（*1） 雨水たて管径に対する屋根の許容面積（たて管1本あたり）が示されている。一般的な地域においては次のとおりである。（設計施工基準・第18条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管径（mm）</th> <th>許容屋根面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>65</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>425</td> </tr> </tbody> </table>	管径（mm）	許容屋根面積（㎡）	50	67	65	135	75	197	100	425
管径（mm）	許容屋根面積（㎡）										
50	67										
65	135										
75	197										
100	425										

現場検査要領

14	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
外壁	14.1 C B 造の外壁	防水上有効な仕上げ	2	目視 書類	機23条

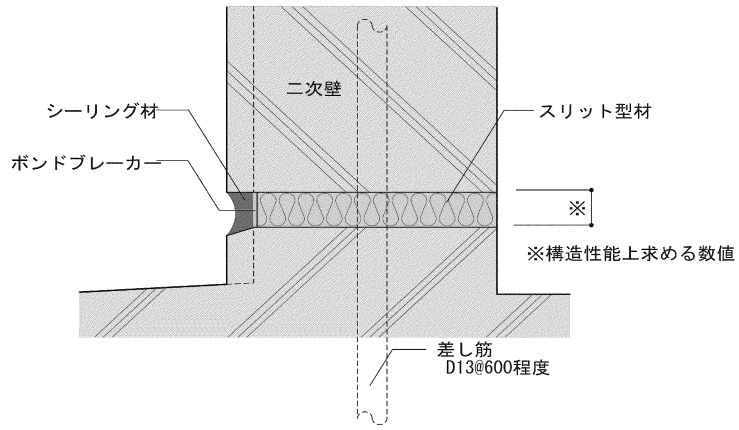
項目	確認内容・審査方法
14.1 C B 造の 外壁	<p>〈防水上有効な仕上げ〉</p> <p>C B 造（補強コンクリートブロック造）の外壁は、雨水の浸入を防止する仕上げ材等の防水措置（※1）を施していることを目視又は設計図書等で確認する。</p> <p>（※1） ALC パネル等の防水措置（機9条一3）を参考として下さい。</p>

現場検査要領

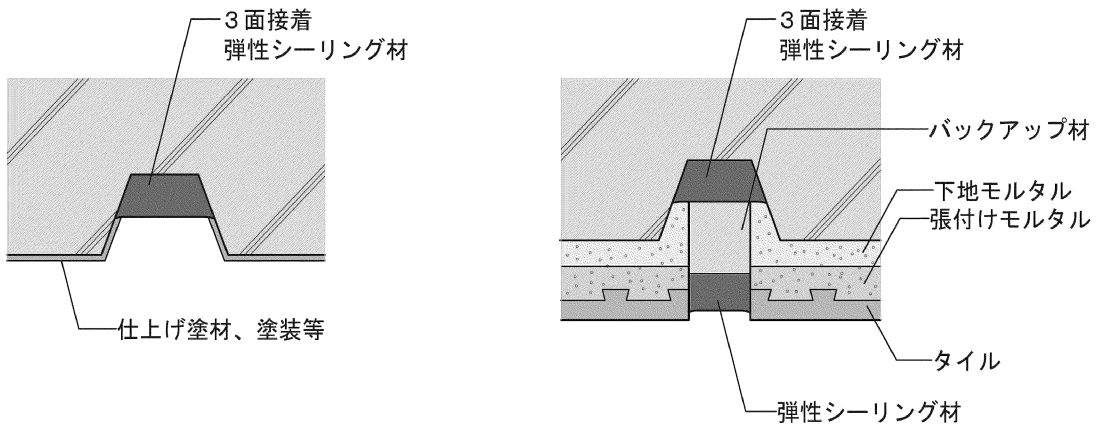
15	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
シーリング	15.1 シーリング材	シーリング材の品質	2 最終	目視 書類	機21条
	15.2 各部の雨水浸入 防止措置	外壁コンクリート打継ぎ目地	2 最終	目視	機21条-2
		耐震スリット目地	2 最終	目視	機21条-2
		外壁開口部の周囲、貫通配管	2 最終	目視	機21条-2
		その他雨水侵入のおそれのある部分	2 最終	目視	機21条-2

項目	確認内容・検査方法
15.1 シーリング材	<p>〈シーリング材の品質〉 シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）の耐久性区分8020に適合するもの又は同等以上の性能を有するものを使用していることを自主管理書類等により確認する。</p>
15.2 各部の雨水浸入防止措置	<p>次に掲げる外壁廻りの各部位について、目視等により、雨水の浸入防止措置を確認する。 構法、部位、構成材に対し、適切なシーリングが選択され、施工されていることを確認する。</p> <p>〈外壁コンクリート打継ぎ目地〉 〈耐震スリット目地〉 〈外壁開口部の周囲、貫通配管〉 〈その他雨水侵入のおそれのある部分〉 ひび割れ誘発目地、庇上面の入隅、取付金物等の埋込周囲、その他の部位がシーリング処理されていることを目視により確認し、記入する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <p style="text-align: center;">参考図：外壁コンクリート打継ぎ目地</p>

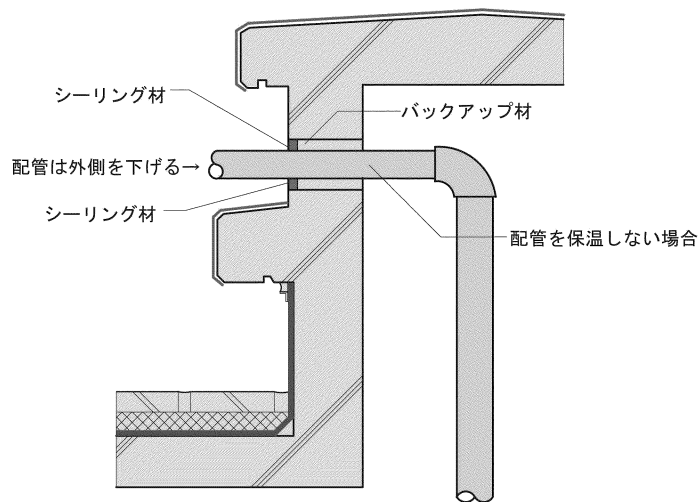
15.2 各部の雨水浸入防止措置



参考図：耐震スリット目地



参考図：ひびわれ誘発目地



参考図：配管貫通部

現場検査要領

16	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
その他	16.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	設置方法	2	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
16.1 太陽電池モジュール	<p>〈設置方法〉</p> <p>太陽電池モジュール（太陽光パネル）等の取付が、<u>各製造所の指定する施工方法及び支持部材等により適正に施工されているか</u>を書類等で確認し、記入する。</p> <p>基礎等及び架台の設置に際しては、防水層の損傷など、防水性能に支障が生じない取付方法であることを、書類又は聴取で確認する。</p> <p>(参考資料)</p> <p>リフォーム保険、大規模修繕かし保険「住宅用太陽電池モジュール設置工事編」を参照。</p>

現場検査チェックシート第1回検査（基礎） **RC**・SRC*・CB 適用

*SRC造の場合SRC造<補充版>と併用

芝 共 同 住 宅 郵

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-		
届出事業者名	(株)住宅工務店										
現場検査員番号	01234										
現場検査員名	保証太郎										

現場検査立会者名	住宅次郎							
現場検査日時	H24年4月2日 13時00分 ~ 14時30分							
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 無							

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定欄	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査	・調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> 標準貫入試験(ボーリング調査) <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査法(物理探査法) <input type="checkbox"/> その他()	○		レ	
		・測定箇所 (2 箇所) 3箇所以下の場合(判定根拠:場所打ち杭工法のため)	○		レ	
2 杭・地業	2.1 基礎	・形式の選定 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第6条による	○		レ	
		<input checked="" type="checkbox"/> 工法 <input checked="" type="checkbox"/> 場所打ち杭 <input type="checkbox"/> 既製コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 鋼管杭 <input type="checkbox"/> その他()	○		レ	
	2.2 杭基礎	<input checked="" type="checkbox"/> 杭の規格・寸法 径(1.200 mm) 鋼管杭肉厚(mm) 長さ(25 m) 本数(32 本)	○		レ	
		<input checked="" type="checkbox"/> 杭の施工精度の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 杭の芯スレ量(最大: 70 mm) <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算の許容誤差範囲 <input type="checkbox"/> 補強工事実施	○		レ	
2.3 地盤補強	<input type="checkbox"/> 工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 長さ(m) 本数(本) <input type="checkbox"/> 表層改良工法 改良深さ(m) <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 長さ(m) 本数(本) <input type="checkbox"/> その他()	/				
3 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	・規格品 JIS規格品(JIS G 3112)又は大臣認定品	○		レ	
4 コンクリート	4.1 材料の品質	・規格品 JIS規格品(JIS A 5308)又は大臣認定品	○		レ	
	4.2 調合計画	・配合計画書 基礎 (調合管理強度: 27 N/mm ² 、スランプ: 18 cm) 上部躯体 (調合管理強度: 27 N/mm ² 、スランプ: 18 cm)	○		レ	
5 基礎	5.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 土に接する部分(6 cm) ≥ 6cm	○	レ		
		・基礎ばり主筋の径・本数等(図面との整合性等)	○	レ	レ	
	5.2 配筋方法	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎スラブ(耐圧盤)鉄筋径及び間隔(図面との整合性等)	○	レ	レ	
		・継手の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他	○	レ	レ	
		・継手の位置 (図面との整合性等)	○	レ	レ	
	5.3 主筋の継手	・継手の品質検査 <input checked="" type="checkbox"/> 外観試験 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input checked="" type="checkbox"/> 引張試験 <input type="checkbox"/> 重ね継手の長さ <input type="checkbox"/> その他()	○	レ	レ	
<input checked="" type="checkbox"/> 補強鉄筋の径・本数等(図面との整合性等)		○	レ	レ		
5.4 基礎梁の開口補強	<input checked="" type="checkbox"/> 補強鉄筋の径・本数等(図面との整合性等)	○	レ	レ		
5.5 免震装置	<input type="checkbox"/> 種別 <input type="checkbox"/> 積層ゴム <input type="checkbox"/> その他()	/				
結 果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					
備 考	3条確認(<input checked="" type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無) 内容: 検査項目 13.1					

凡例 該当項目欄[]は必須、有は:判定欄[適合:○、不適合:×、未施工部分:「未」と記入、該当なし:「/」(斜線)を記入] 確認方法欄: 確認の振り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート (第2)・中間) 回検査 (構造) (RC)・SRC*・CB 造用

*SRC造の場合SRC造(補充版)と併用

芝 共 同 住 宅

邸

申込受付番号 1 2 3 4 5 6 7 8

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-					現場検査立会者名	住宅次郎			
届出事業者名	(株)住宅工務店												現場検査日時	H24年6月15日				
現場検査員番号	01234												建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
現場検査員名	保証太郎																	

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定欄	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
4 コンクリート	4.3 打上りの状態	・打込み欠陥 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(凹み、打継ぎ欠陥、その他)	○	レ		
	4.4 圧縮強度	・試験報告書 基礎 (圧縮強度 30N/mm ² 、材令 28 日) ・配合計画書 当該の躯体 (調合管理強度 27N/mm ² 、スランプ 18 cm)	○		レ	
9 柱	9.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ (4 cm) ≥ 3cm	○	レ		
	9.2 配筋方法	・主筋の径・本数、帯筋の間隔等(図面との整合性等)	○	レ	レ	
	9.3 主筋の継手	・継手の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他	○		レ	
・継手の位置 (図面との整合性等)		○	レ	レ		
10 梁(壁梁・臥梁)	10.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ (4 cm) ≥ 3cm	○	レ		
	10.2 配筋方法	・梁主筋の径・本数、あばら筋の間隔等(図面との整合性等)	○	レ	レ	
	10.3 鉄筋の定着	・主筋の定着長さの確認	○	レ		
	10.4 主筋の継手	・継手の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他	○		レ	
		・継手の位置 (図面との整合性等)	○	レ	レ	
10.5 梁・壁梁の開口補強	・補強鉄筋の径・本数等(図面との整合性等)	○	レ	レ		
11 壁	11.1 耐力壁の厚さ	<input checked="" type="checkbox"/> 耐力壁厚さ 120mm以上 (CB造 150mm以上)	○	レ		
	11.2 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 耐力壁 (4 cm) ≥ 3cm 非耐力壁 (3 cm) ≥ 2cm	○	レ		
		・壁筋の径・本数、間隔等(図面との整合性等)	○	レ	レ	
	11.4 配筋補強	・開口部周囲の補強	○		レ	
<input type="checkbox"/> 壁式構造の隅角部、端部の補強		/				
12 床版	12.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ (3 cm) ≥ 2cm	○	レ		
	12.2 配筋方法	・床板鉄筋の径・本数、間隔等(図面との整合性等)	○	レ	レ	
		<input checked="" type="checkbox"/> 片持ちスラブの配筋状況	×	レ		
	<input type="checkbox"/> プレキャスト版相互の緊結状況(図面との整合性等)	/				
結果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					
備考	3条確認(有、無) 内容: 検査項目 13.1					

凡例 該当項目欄[] は必須、有は[]:判定欄[適合:○、不適合:×、未施工部分:「未」と記入、該当なし:「/」(斜線)を記入] 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する項目名を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート最終回検査（防水） RC・SRC*・CB 造用

注：3階建以下の住宅の場合は第2回検査チェックシートと合わせて検査を行う。

芝 共 同 住 宅 邸

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-				
届出事業者名	(株)住宅工務店												
現場検査員番号	01234												
現場検査員名	保証太郎												

現場検査立会者名	住宅次郎		
現場検査日時	H25年12月14日 10時00分 ~ 12時00分		
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済） <input checked="" type="checkbox"/> 無		

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定欄	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
13.1 陸屋根・ルーフバルコニー	<input checked="" type="checkbox"/>	・防水工法の種類 <input type="checkbox"/> アスファルト防水 <input type="checkbox"/> 改質アスファルトシート防水 <input type="checkbox"/> シート防水 <input type="checkbox"/> 塗膜防水 <input checked="" type="checkbox"/> その他（改質アスファルトシート防水 常温粘着工法）	○	レ	レ	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・勾配 <input type="checkbox"/> 1/50以上 <input checked="" type="checkbox"/> 1/100以上（保護シート等又は包括3条確認がある場合） <input type="checkbox"/> その他（ / ）	○	レ	レ	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・パラペット上部部の防水 <input checked="" type="checkbox"/> 金属製笠木 <input type="checkbox"/> 防水材料（種類： / ） <input type="checkbox"/> その他（ / ）	未		レ	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・壁面立上げ部の防水納まり状況 <input checked="" type="checkbox"/> 押さえ金物 <input type="checkbox"/> シール状況	未		レ	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・屋根面の防水仕上げの状況（庇、バルコニーの下部が一部でも室内になるもの含む）	○	レ		
13.2 勾配屋根	<input type="checkbox"/>	・勾配・種類 ①（ / ） 屋根ふき材 <input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セメント瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> その他（ / ） ②（ / ） 屋根ふき材 <input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セメント瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> その他（ / ）	/			
	<input type="checkbox"/>	・下ぶき材の種類 <input type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940 <input type="checkbox"/> その他（ / ）	/			
	<input type="checkbox"/>	・下ぶき材の重ね幅 上下（ mm） ≥ 100mm 左右（ mm） ≥ 200mm 谷部（ mm） ≥ 250mm 棟部（ mm） ≥ 250mm <input type="checkbox"/> ふき材製造者の基準による（製造者名： / ）	/			
	<input type="checkbox"/>	・壁面立上げ部の下ぶき 巻き返し長さ（ mm） ≥ 250mm	/			
13.3 排水ドレイン	<input checked="" type="checkbox"/>	・設置数、設置位置、排水管の室内貫通配管（ <input checked="" type="checkbox"/> 有り、 <input type="checkbox"/> 無し）	○	レ	レ	
13.4 各部の雨水浸入防止措置	<input checked="" type="checkbox"/>	・配管等貫通部	未			レ
	<input type="checkbox"/>	・天窓の周囲 <input type="checkbox"/> 製造所の指定する施工方法 <input type="checkbox"/> その他（ / ） <input type="checkbox"/> シーリング処理	/			
14.1 CB造の外壁	<input type="checkbox"/>	・防水上有効な仕上げ	/			
15 シーリング	15.1	<input checked="" type="checkbox"/>	・シーリング材の品質 JIS耐久性区分8020の品質を有するもの	未	レ	
	15.2 各部の雨水浸入防止措置	<input checked="" type="checkbox"/>	・外壁コンクリート打継ぎ目地	未		レ
		<input checked="" type="checkbox"/>	・耐震スリット目地	未	レ	
		<input checked="" type="checkbox"/>	・外壁開口部周囲、貫通配管部	未	レ	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・その他雨水浸入のおそれのある部分 <input checked="" type="checkbox"/> ひび割れ誘発目地 <input type="checkbox"/> 庇上面入隅 <input checked="" type="checkbox"/> その他（バンドキャップ）	未		レ	
16 その他	16.1	<input type="checkbox"/>	・設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法（防水性能を確保した基礎、架台） <input type="checkbox"/> その他（ / ）	/		
結果		<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				
備考	3条確認（ <input checked="" type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無） 内容： 13.1 設計施工基準第14条2項（防水工法）、17条（排水勾配） 包括3条確認NO. △△△					

凡例 該当項目欄[] は必須、有は：判定欄[適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入] 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

第5章

鉄骨（S）造

現場検査要領

5章 鉄骨（S）造現場検査要領

5.1 現場検査項目

鉄骨(S)造による住宅の現場検査は、現場検査時に、次表に掲げる項目を対象に行う。

表 5.1.1 3階建以下の住宅の現場検査項目（S造）

	第1回検査の項目 基礎配筋工事完了時 団体検査員検査項目		第2回検査の項目 屋根工事完了時から鉄骨耐火被覆 直前の工事完了時 ※1	
A 地盤・ 材料・ 基礎に 関する 項目	1. 地盤	1.1 地盤調査		
	2. 杭・地業	2.1 基礎 2.2 杭基礎 2.3 地盤補強		
	3. 鉄筋	3.1 鉄筋の品質		
	4. コンクリート	4.1 材料の品質 4.2 調合計画	4. コンクリート	4.3 打上りの状態 4.4 圧縮強度
	5. 基礎	5.1 鉄筋のかぶり 5.2 配筋方法 5.3 主筋の継手 5.4 基礎梁の開口補強 5.5 免震装置		
B 上部 躯体に 関する 項目	6. 鋼材	6.1 鋼材等の品質 6.2 鉄骨の製作・品質管理	} ※2	
	7. 柱脚部	7.1 柱脚部の形式 7.2 露出柱脚 7.3 根巻き柱脚 7.4 埋込み柱脚		
			8.鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質 8.2 防錆塗装 8.3 建入れ精度 8.4 高力ボルト接合 8.5 筋かい
C 防水に 関する 項目			9.屋根防水	9.1 陸屋根 9.2 勾配屋根 9.3 排水ドレイン 9.4 各部の雨水浸入防止措置 9.5 バルコニー
			10.外壁防水	10.1 乾式仕上げ 10.2 防水紙 10.3 シーリング材 10.4 開口部廻り 10.5 各部の雨水侵入 防止措置
			11.その他	11.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)

※1 耐火被覆の無い場合は外壁の断熱工事直前の工事完了時までの間

※2 柱脚部の形式によっては第2回検査項目に該当

表 5.1.2 4階建以上の住宅の現場検査項目（S造）

	第1回検査の項目 基礎配筋工事完了時 特定団体検査員検査項目		第2回・中間回検査の項目 中間階床躯体工事完了時 ※1		最終回現場検査の項目 屋根防水工事完了時	
A 地盤・材料・基礎に関する項目	1. 地盤	1.1 地盤調査				
	2. 杭・地業	2.1 基礎				
		2.2 杭基礎				
		2.3 地盤補強				
	3. 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	3. 鉄筋	3.1 鉄筋の品質		
4. コンクリート	4.1 材料の品質	4. コンクリート	4.3 打上りの状態 4.4 圧縮強度			
	4.2 調合計画					
5. 基礎	5.1 鉄筋のかぶり					
	5.2 配筋方法 5.3 主筋の継手 5.4 基礎梁の開口補強 5.5 免震装置					
B 上部躯体に関する項目	6. 鋼材	6.1 鋼材等の品質	} ※2			
		6.2 鉄骨の製作・品質管理				
	7. 柱脚部	7.1 柱脚部の形式		8. 鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質	
		7.2 露出柱脚 7.3 根巻き柱脚 7.4 埋込み柱脚			8.2 防錆塗装 8.3 建入れ精度 8.4 高力ボルト接合 8.5 筋かい	
C 防水に関する項目				9. 屋根防水	9.1 陸屋根 9.2 勾配屋根 9.3 排水ドレイン 9.4 各部の雨水浸入防止措置 9.5 バルコニー	
				10. 外壁防水	10.1 乾式仕上げ 10.2 防水紙 10.3 シーリング材 10.4 開口部廻り 10.5 各部の雨水浸入防止措置	
				11. その他	11.1 太陽電池モジュール（太陽光パネル）	

※1 中間階床躯体工事完了時とは、該当する各中間階の床コンクリート打設後又はPC版、ALC版等の床版設置工事完了時。（かつ、耐火被覆工事等で鉄骨部分を覆う工事の直前とする）

※2 柱脚部の形式によっては第2回検査項目に該当

5.2 現場検査要領

S造による住宅の現場検査要領を次頁以降に掲げる。

(1) 現場検査要領の位置づけ

現場検査要領は、現場検査の方法や要点について、具体的に説明したものである。

現場検査員は、現場検査要領に従って検査を行い、「現場検査チェックシート」にその結果を記入する。

(2) 現場検査要領の記載内容について

①表の各項目欄

- ・「現場検査項目」：対象の検査項目（大項目と中項目）を示す。
- ・「確認項目」：確認対象の具体的項目を示す。
- ・「時期」：現場検査の時期を示す。
凡例 「1」：第1回目検査
「2」：第2回目検査（中間回の場合を含む）
「最終」：最終回検査
- ・「検査方法」：検査方法（目視、計測及び書類確認）を示す。
- ・「準拠基準」：適否の判定の根拠となる基準等の該当番号を示す。
凡例 「機 13 条」：まもりすまい保険設計施工基準 第 13 条
「法 37 条」：建築基準法 第 37 条
「令 74 条 3 項」：建築基準法施行令 第 74 条第 3 項
「H12 告 1446」：平成 12 年国土交通省告示第 1446 号

※木造住宅と異なり、すべての検査項目を「指摘事項」に位置づけている。

②表「確認内容・検査方法」欄

- ・現場検査項目及び確認項目ごとに、確認する内容と具体的な検査方法等について説明している。
- ・説明文中の「記入(する)」とは、「現場検査チェックシート」の「施工内容等の記録」欄に記入（チェックボックスに「レ」も含む）することをいう。

③「備考」欄

- ・用語の解説、関連する基準などの現場検査時に参考となる技術情報を記している。

現場検査要領

1	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
地盤	1.1 地盤調査	調査方法	1	書類	機12条-2
		測定箇所	1	書類	機12条-2

項目	確認内容・検査方法
1.1 地盤 調査	<p>〈調査方法〉 地盤調査は、<u>地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査方法</u>が採用されていることが重要である。 地盤調査報告書等により、実施している地盤調査方法を確認し、記入する。 調査方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準貫入試験（ボーリング調査）等が一般的である。 ・スウェーデン式サウンディング試験（以下「SWS」試験という）、ラムサウンディング試験、物理探査法（表面波探査法含む）などがある。 ・平板載荷試験は、使用する載荷板の径（通常 30 cm程度）の 1.5～2.0 倍程度までの深さ（45cm～60cm程度）の地層を対象とする試験であり、軟弱層の有無・厚さを判別することが困難であるため、SWS試験等の調査と組み合わせて実施し、総合的に判断することとなる。 <p>〈測定箇所〉 実施している地盤調査の測定箇所が適正かどうかを確認し、箇所数を記入する。 測定箇所は、原則として建物の4隅付近を含め4点以上であるが、敷地条件及び建物の規模・構造に応じて、次の①～④の場合は計測点を1点以上（傾斜地等では必要に応じて2点以上）とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 近隣で行われた地盤調査データや地形図により、当該敷地の地層が平行層であると推定できる場合 ② 基礎（杭基礎、ラップルコンクリート含む）又は地盤補強体（杭状地盤補強等）が支持層まで到達する設計であり、施工時に支持層確認（土質の目視確認）を行う場合 ③ 既製コンクリート杭又は鋼管杭等を用いる場合は、プレボーリング時、杭打設時又は打設後に、杭ごとの許容支持力又は許容応力度を測定・確認（オーガーのトルク管理、杭打設時のリバウンド量を測定、杭の載荷試験など）を実施する場合 ④ 大臣認定を取得している杭・地盤補強工法を用いる場合 （国交大臣認定の性能評価、建設技術審査証明（BCJ）、建築技術性能証明（GBRC）等）

現場検査要領

2	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
杭・地業	2.1 基礎	形式の選定	1	目視 書類	機13条
	2.2 杭基礎	工法	1	目視 書類	機13条
		杭の規格・寸法	1	書類	機13条 H12告1347
		杭の施工精度の確認	1	書類	H12告1347
	2.3 地盤補強	工法	1	目視 書類	機5条 機12条

項目	確認内容・検査方法
2.1 基礎	<p>〈形式の選定〉</p> <p>基礎形式の選定にあたり、構造計算に基づくものであるか、設計施工基準第6条（S造2階建以下の住宅に限る）によるものであるかを設計図書等により確認し、記入する。</p>
2.2 杭基礎	<p>〈工法〉</p> <p>杭基礎を採用している場合、施工状況の目視又は自主管理書類等により、杭基礎の工法を確認し、記入する。</p> <p>〈杭の規格・寸法〉</p> <p>杭の直径、長さ、本数及び鋼管杭肉厚（鋼管杭を使用している場合のみ）を施工報告書等により確認し、記入する。</p> <p>〈杭の施工精度の確認〉</p> <p>杭の最大方向の芯ずれの数値を施工報告書等により確認し、記入する。</p> <p>構造計算の許容誤差範囲であることを確認する。また、補強を行っている場合はその適合性について確認する。</p>
2.3 地盤補強	<p>〈工法〉</p> <p>地盤補強を行っている場合、<u>地盤補強工事報告書</u>、自主管理書類等により、地盤補強の工法（*1）及び補強の長さ、本数、深さ等を確認し、記入する。</p>
備考	<p>（*1）地盤補強工法には、一般に次の種類がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 柱状改良工法：セメント系の固化材を現地土と攪拌混合する工法（固結工法）のうち、掘削攪拌翼を用いて柱状や壁状に改良を行うもので、深層混合処理工法ともいう。 ② 表層改良工法：①の固結工法のうち、支持層が浅い場合にバックホウ（ドラグショベル）などにより攪拌して改良を行うもので、浅層混合処理工法ともいう。 ③ 小口径鋼管杭工法として杭径 50～200 mm程度で肉厚6mm未満の一般構造用炭素鋼管を地盤に圧密貫入し支持力を得る工法がある。 ④ その他の工法として、次のような種類がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・締め固め工法：砂質地盤に振動や衝撃を加えて密度の大きい安定した地盤をつくる工法。 ・強制圧密脱水工法：粘性土地盤を強制的に圧密し、地中の間隙水を排除して事前に沈下を生じさせるとともに強度を増加させる工法。 ・置換工法：悪質の土を良質の土や特殊ブロックなどに置き換える工法。 <p>（特記）擁壁がある敷地の場合、状況に応じて次の点を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の形式、支持層及び支持方法、排水処理法などの確認。 ・擁壁際の裏込め部は不同沈下のおそれがあるため、とくに擁壁際に計画建物が接近している場合、擁壁際の地盤調査、基礎構造の検討及び擁壁の底盤との取合いが十分に行われていることの確認。 <p>（参考） 基礎構造設計指針 日本建築学会編（以下「学会設計指針」という）、 小規模建築物基礎設計指針 日本建築学会編集 建築工事監理指針 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（以下「営繕部監理指針」という）</p>

現場検査要領

3	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鉄筋	3.1 鉄筋の品質	規格品	1	書類	法37条 H12告1446

項目	確認内容・審査方法
3.1 鉄筋の品質	<p>〈JIS規格品〉 使用している鉄筋がJIS規格適合品（※1）又は国土交通大臣認定品であることを、納入書やミルシート等の書類により確認する。</p> <p>（※1）JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定されている。</p>

現場検査要領

4	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
コンクリート	4.1 材料の品質	規格品	1	書類	法37条 H12告1446
	4.2 調合計画	配合計画書	1	書類	令72条 令74条3項
	4.3 打上りの状態	打込み欠陥 (第2回(中間)及び最終回に該当)	2 最終	目視 書類	令74条3項 令75条
	4.4 圧縮強度	試験報告書 (第2回(中間)及び最終回に該当)	2 最終	書類	令74条2項

項目	確認内容・検査方法
4.1 材料の品質	<p>〈規格品〉 コンクリートがJIS規格適合品(※1)又は国土交通大臣認定品であることを、納入書又は認定書等の書類により確認する。 (※1) JIS A 5308 (レディミクストコンクリート) に規定されている。</p>
4.2 調合計画	<p>〈配合計画書〉 コンクリートの調合計画について配合計画書の記載事項を確認し、基礎の調合管理強度(呼び強度)(※1)及びスランプの値を記入する。</p>
4.3 打上りの状態	<p>〈打込み欠陥〉(第2回(中間回)検査時及び最終回に該当) コンクリートの打ち上り面を目視し、均質・密実な状態であり、じゃんか、打継ぎ欠陥、ひび割れなどの打込み欠陥が発生していないことを確認する。欠陥が生じていた場合、その状況を記入し、コンクリートの養生方法、型枠や支柱の存置期間、打込み時の気象条件・温度補正等の対策について確認する。</p>
4.4 圧縮強度	<p>〈試験報告書〉(第2回(中間回)検査時及び最終回に該当) コンクリートの圧縮強度について、試験報告書などにより品質基準強度(※1)(※2)以上の強度が得られているかどうかを基礎について確認(検査時に強度試験報告書等(自主管理書類等で可)が提示されない場合は、確認事項として次回検査時に確認する。)し、圧縮強度の値及び材令を記入する。</p>
備考	<p>(※1) コンクリートの強度の表し方(参考:注1) <ul style="list-style-type: none"> 品質基準強度: 設計基準強度及び耐久設計基準強度の大きい方の値(単位: N/mm^2)。 調合管理強度(呼び強度): 品質基準強度に構造体温度補正を加えた値(単位: N/mm^2)。 </p> <p>(※2) 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準(注1) <ul style="list-style-type: none"> 標準養生した供試体(材齢28日)の平均値が調合管理強度以上であれば合格。 構造体から採取したコア供試体(材齢91日)の平均値が品質基準強度以上であれば合格。 現場水中養生供試体(材齢28日までの平均気温が$20^{\circ}C$以上の場合)の平均値が調合管理強度以上であれば合格。 現場水中養生供試体(材齢28日までの平均気温が$20^{\circ}C$以上の場合)の平均値から$3N/mm^2$を減じた値が品質基準強度以上であれば合格。 </p> <p>(注1) 日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 2009.2改訂</p>

現場検査要領

5	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
	5.1 鉄筋のかぶり	かぶり厚さ	1	目視 計測 書類	令79条1項
	5.2 配筋方法	基礎ばり主筋の径・本数等	1	目視 計測 書類	令78条
		基礎スラブ（耐圧盤）の鉄筋径及び間隔	1	目視 計測 書類	令77条の2

項目	確認内容・検査方法
5.1 鉄筋のかぶり	<p>〈かぶり厚さ〉 鉄筋のかぶりを全体目視した上で、<u>土に接する部分の基礎の鉄筋のかぶり厚さが6cm以上であることを</u>、計測により確認し、その寸法を記入する。また、スペーサーの設置状態についても確認する。なお、型枠組立前で目視できない場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場立会者に対し次回検査時に確認を行うことを伝える。）</p>
5.2 配筋方法	<p>〈基礎ばり主筋の径・本数等〉 基礎の配筋状態を全体目視した上で、X方向、Y方向各1箇所以上主筋の径・本数、あばら筋の径・間隔等について図面との整合性等を確認する。</p> <p>〈基礎スラブ（耐圧盤）の鉄筋径及び間隔〉 基礎スラブの鉄筋径及び鉄筋相互の間隔について、図面との整合性等を確認する。</p>

現場検査要領

5	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
基礎	5.3 鉄筋の継手	継手の種類	1	目視 計測 書類	
		継手の位置	1	目視 計測 書類	
		継手の品質検査	1	目視 書類	令 73 条 2 項 H12 告 1463
	5.4 基礎梁の開口補強	補強鉄筋の径・本数等	1	目視 書類	
	5.5 免震装置	免震装置の種別	1	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法												
5.3 鉄筋の 継手	<p>〈継手の種類〉 圧接継ぎ手、溶接継手、機械式継手、重ね継手等の種類を目視により確認し、記入する。</p> <p>〈継手の位置〉 継手位置について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p> <p>〈継手の品質検査〉 継手部の品質検査が実施されていることを、試験報告書等の書類により確認し、試験方法の種類について記入する。重ね継手の場合はその長さを確認する。（*1）（*2）</p>												
5.4 開口 補強	<p>〈補強鉄筋の径・本数等〉 人通口、配管用開口等の補強鉄筋の径・本数等について、目視により構造設計図との整合性を確認する。</p>												
5.5 免震 装置	<p>〈免震装置の種別〉 免震装置を採用している場合、免震装置の種別について、目視又は書類により設計図書（図面）との整合性を確認し、その種別等を記入する。ただし、適合・不適合の判断対象とはしない。</p>												
備考	<p>（*1）鉄筋の重ね継手の長さについて、図面がない場合は次表を目安とする。（参考：JASS 5）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)</th> <th>長 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">SD295A SD295B SD345</td> <td>18</td> <td>45d 直線 又は 35d フック付き</td> </tr> <tr> <td>21~27</td> <td>40d 直線 又は 30d フック付き</td> </tr> <tr> <td>30~45</td> <td>35d 直線 又は 25d フック付き</td> </tr> <tr> <td>48~60</td> <td>30d 直線 又は 20d フック付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>（*2）圧接継手の外観試験による判定基準は次の通り。（平成 12 年建設省告示第 1463 号に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧接部のふくらみの直径は鉄筋径の 1.4 倍以上。 ・圧接部のふくらみの長さは鉄筋径の 1.1 倍以上で、その形状はなだらかであること。 ・圧接面のずれは鉄筋径の 1/4 以下。 ・圧接部における鉄筋中心軸の偏心量は鉄筋径の 1/5 以下。 ・圧接部に折れ曲がり等の欠陥がないこと。 	種 類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	長 さ	SD295A SD295B SD345	18	45d 直線 又は 35d フック付き	21~27	40d 直線 又は 30d フック付き	30~45	35d 直線 又は 25d フック付き	48~60	30d 直線 又は 20d フック付き
種 類	コンクリートの設計基準強度 (N/mm ²)	長 さ											
SD295A SD295B SD345	18	45d 直線 又は 35d フック付き											
	21~27	40d 直線 又は 30d フック付き											
	30~45	35d 直線 又は 25d フック付き											
	48~60	30d 直線 又は 20d フック付き											

現場検査要領

6	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鋼材	6.1 鋼材等の品質	規格品	1	書類	法37条 H12 告 1446
	6.2 鉄骨の製作・品質管理	製作・品質管理体制	1	書類	

項目	確認内容・検査方法
6.1 鋼材等の品質	<p>〈規格品〉</p> <p>鋼材等の規格が J I S 規格品又は国土交通大臣の認定品であることを、納入書（ミルシート）及び工場製作要領書（工場製作範囲の品質管理要領）（*1）等の書類により確認する。この鋼材等とは、構造用鋼材、高力ボルト・ボルト・スタッド及びターンバックル、溶接材料（溶接棒など）等の主要構造部その他の重要である部分に使用する材料を指す。</p>
6.2 鉄骨の製作・品質管理	<p>〈製作・品質管理体制〉</p> <p>鉄骨の製作・品質管理体制について、工場製作要領書等の書類の有無を確認し、記入する。また、溶接技能者の資格等（*2）についても書類（自主管理書類等）、現場立会者への聴取等により確認し、記入する。ただし、適合、不適合の判断対象とはしない。</p>
備考	<p>（*1）工場製作要領書の記載事項は、おおむね次のとおりである。（（注1）による）</p> <p>①総則及び工事概要 ②鉄骨製作者の管理組織、工事担当 ③溶接技能者の氏名、所持資格等 ④製造設備の能力 ⑤工程表 ⑥使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所 ⑦工作・溶接手順、工法等 ⑧品質管理・検査項目 ⑨塗装計画 ⑩製品の輸送計画</p> <p>（*2）おもな溶接技能者の資格要件は、次のとおりである。（（注2）による）</p> <p>①アーク手溶接及び半自動溶接：JIS Z3801、JIS Z3841 の溶接技術検定試験に合格した者。 ②自動溶接：JIS Z3801、JIS Z3841 の「基本となる級」以上の試験に合格した者。 ③スタッド溶接：「スタッド溶接工技術検定試験」に合格した者。</p> <p>（注1）国土交通大臣官房官庁営繕部監修、建築工事監理指針 （注2）日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説 JASS 6 鉄骨工事</p>

現場検査要領

7	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
柱脚部	7.1 柱脚部の形式	形式	1 2	目視 書類	令 66 条
	7.2 露出柱脚	アンカーボルトの状況	1 2	目視 計測 書類	令 66 条 H12 告 1456
	7.3 根巻き柱脚	根巻き主筋の基礎への定着 ・根巻き部分の高さ	1 2	目視 計測 書類	令 66 条 H12 告 1456
	7.4 埋込み柱脚	埋込み部分の寸法・かぶり	1 2	目視 計測 書類	令 66 条 H12 告 1456

項目	確認内容・検査方法
7.1 柱脚部の形式	<p>〈形式〉 柱脚部を目視し、その形式が設計図書（図面）通りであることを確認し、記入する。</p>
7.2 露出柱脚	<p>〈アンカーボルトの状況〉 アンカーボルトの設置状況を全体目視し、アンカーボルトが基礎に定着（※1）されていること、著しいずれ等不具合がないことを第1回検査時に目視等により確認する。未施工の場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場立会者に対しその旨を伝達すること。）また、次に掲げるような不具合がないことを第2回検査時に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボルトの締忘れ、明らかな締付け不足。 ・戻り止め（ナット部分の溶接、ナットの二重使用など）の未措置。
7.3 根巻き柱脚	<p>〈根巻き主筋の基礎への定着・根巻き部分の高さ〉 根巻き部分の高さが鉄骨柱幅（※2）の2.5倍以上であることを、目視・計測又は図面等により確認する。 根巻き部分の立上り主筋が基礎配筋に定着されていることを、第1回検査時に目視等により確認する。未施工の場合は、次回検査時に書類（工事写真、自主管理書類等）により確認を行う。（現場検査立会者に対しその旨を伝達すること。）</p>
7.4 埋込み柱脚	<p>〈埋込み部分の寸法・かぶり〉 埋込み部分の深さが鉄骨柱幅の2倍以上であること、埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であることを、第1回検査時に目視・計測又は図面等により確認する。</p>
備考	<p>（※1）アンカーボルトの基礎に対する定着長さはアンカーボルトの径の20倍以上。 （※2）柱幅は、張り間方向及び桁行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。</p>

現場検査要領

8	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質	品質検査	2	書類	
		溶接部の検査	2	書類	令67条2項 H12告1464
	8.2 防錆塗装	塗装面の状態	2	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
8.1 鉄骨部材の品質	<p>〈品質検査〉 製品の品質検査について、工事施工者による受入れ検査又は鉄骨製作者による社内検査実施の有無を、<u>検査報告書等の書類</u>により確認し、検査の種類を記入する。</p> <p>〈溶接部の検査〉 溶接部の検査について、試験報告書等の書類により、検査方法（外観検査、超音波探傷試験など）を確認し、記入する。施工者又は鉄骨製作者以外の第三者による検査が実施されている場合は、その旨を特記する。</p>
8.2 防錆塗装	<p>〈塗装面の状態〉 塗装面の状態を目視し、膨れ・割れ・孔などの明らかな不良箇所がないことを確認する。又、適切な錆止め塗料を使用しているかを書類等で確認する。 ただし、適合、不適合の判断対象とはしない。</p>

現場検査要領

8	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
鉄骨の施工	8.3 建入れ精度	建入れ検査の実施	2	書類	
	8.4 高力ボルト接合	摩擦面の錆びの発生状態	2	目視 書類	令 67 条 2 項 H12 告 1464
		締付け状態	2	目視	令 67 条 2 項 H12 告 1464
	8.5 筋かい	構成部材及び接合状況	2	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
8.3 建入れ精度	<p>〈建入れ検査の実施〉 工事施工者による建入れ検査の実施の有無を、自主管理書類等により確認する。 ただし、適合、不適合の判断対象とはしない。</p>
8.4 高力ボルト接合	<p>〈摩擦面の錆びの発生状態〉 高力ボルト摩擦面が塗装されていないこと、また適度の錆びが発生し、ボルトの締付け力に明らかな支障がないことを、目視及び自主管理書類等により確認する。（*1）</p> <p>〈締付け状態〉 ボルトの締忘れや締付け不足、ナットと座金の共回りやボルトの軸回りなどの明らかな不良がないことを、目視等により確認する。（*2）</p>
8.5 筋かい	<p>〈構成部材及び接合状況〉 筋かいを構成するターンバックル、羽子板及びガセットプレートなどの部材や取合い部の施工状態について明らかな不具合がないことを、目視及び自主管理書類等により確認する。</p>
備考	<p>（*1）営繕部監理指針では、高力ボルト摩擦面のすべり係数値を 0.45 以上確保することを標準としている。これは、錆びの発生状態が鋼材の表面が一様に赤く見える程度のことであり、少ないのも、浮き錆びに近いのも不相当であるとしている。</p> <p>（*2）高力ボルトの締付けは、標準的に、一次締め、マーキング、本締めの 3 段階で行われる。本締め後の締付け状態の確認は、以下のように外観の目視により行うことができる。（参考：注1、注2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピンテールが破断されていることを確認する。 ・一次締付け後、ボルト・ナット・座金及び部材にわたり付されたマークのずれ位置を確認する。 <p>注1）国土交通大臣官房官庁営繕部監修、建築工事監理指針 注2）日本建築学会編、建築工事標準仕様書・同解説 JASS 6 鉄骨工事 2009.2 改訂</p>

現場検査要領

9	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
屋根防水	9.1 陸屋根・ルー フバルコニー	防水工法の種類	2 最終	目視 書類	機14条 -2 機19条 -1
		勾配	2 最終	目視 計測	機17条 -1 機19条 -1
		パラペット上端部の防水	2 最終	目視	機15条 -1 機16条 -1 機19条 -2
		壁面立上り部の防水納まり状況	2 最終	目視 計測	機14条 -4 機19条 -1
		屋根面の防水仕上げの状況	2 最終	目視	

項目	確認内容・検査方法																										
9.1 陸屋根・ルー フバルコニー	<p>〈防水工法の種類〉 防水工法の種類が、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、シート防水又は塗膜防水で、設計施工基準第14条2項に適合する工法であることを、設計図書等により確認し、記入する。ただし、設計施工基準第14条2項に関連した3条確認工法・仕様が多くあることに留意すること。</p> <p>〈勾配〉 陸屋根面の勾配が1/50以上であること、又は保護コンクリート等の措置、包括3条確認の工法・仕様等により、1/100以上であることを計測又は自主管理書類等により確認し、記入する。 参考表 下地（平場）の勾配の目安（JASS8より）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">防水種類（*1）</th> <th>JASS8該当記号</th> <th>下地の勾配（*2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アスファルト防水</td> <td>保護防水</td> <td>AN-PF、AK-PF、AK-PS</td> <td>1/100～1/50</td> </tr> <tr> <td>露出防水</td> <td>AK-MS、AK-MT</td> <td>1/50～1/20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改質アスファルト防水（トーチ工法）</td> <td>保護防水</td> <td>AT-PF</td> <td>1/100～1/50</td> </tr> <tr> <td>露出防水</td> <td>AT-MF、AT-MT AJ-MS、AJ-MT</td> <td>1/50～1/20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合成高分子系シート防水</td> <td>S-RF、S-RFT、S-RM、S-RMT S-PF、S-PFT、S-PM、S-PMT S-PC</td> <td>1/50～1/20</td> </tr> <tr> <td colspan="2">塗膜防水</td> <td>L-US</td> <td>1/50～1/20</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈パラペットの上端部の防水〉 パラペットの上端部において、金属製の笠木又は防水材料などにより雨水の浸入を防止する措置が講じられていることを、目視等により確認し、措置の方法を記入する。なお、防水モルタルや撥水材は防水措置として取り扱わないので注意する。</p> <p>〈壁面立上り部の防水納まり状況〉 壁やパラペットなどとの取合い部分において、防水層の立上り高さを十分に確保していることを、目視等により確認する。また、立上り端部における押え金物やシール材の措置などについて確認し、記入する。</p> <p>〈屋根面の防水仕上げの状況〉 陸屋根面に、屋内への雨水の浸入が懸念される極端な水たまり、防水層の膨れ上がりなどの不具合事象がないことを、目視等により確認する。</p>	防水種類（*1）		JASS8該当記号	下地の勾配（*2）	アスファルト防水	保護防水	AN-PF、AK-PF、AK-PS	1/100～1/50	露出防水	AK-MS、AK-MT	1/50～1/20	改質アスファルト防水（トーチ工法）	保護防水	AT-PF	1/100～1/50	露出防水	AT-MF、AT-MT AJ-MS、AJ-MT	1/50～1/20	合成高分子系シート防水		S-RF、S-RFT、S-RM、S-RMT S-PF、S-PFT、S-PM、S-PMT S-PC	1/50～1/20	塗膜防水		L-US	1/50～1/20
防水種類（*1）		JASS8該当記号	下地の勾配（*2）																								
アスファルト防水	保護防水	AN-PF、AK-PF、AK-PS	1/100～1/50																								
	露出防水	AK-MS、AK-MT	1/50～1/20																								
改質アスファルト防水（トーチ工法）	保護防水	AT-PF	1/100～1/50																								
	露出防水	AT-MF、AT-MT AJ-MS、AJ-MT	1/50～1/20																								
合成高分子系シート防水		S-RF、S-RFT、S-RM、S-RMT S-PF、S-PFT、S-PM、S-PMT S-PC	1/50～1/20																								
塗膜防水		L-US	1/50～1/20																								
備考	<p>（*1） FRP・塗膜防水の密着工法等は設計施工基準第3条に係わる「包括3条確認」の有無を確認のこと。</p> <p>（*2） 「包括3条確認」が行われている防水工法については、防水材製造者の仕様に従った防水勾配とすることができる。</p>																										

現場検査要領

	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法			準拠基準
屋根 防水	9.2 勾配屋根	勾配・種類	2 最終	目視	書類		機 19 条-1
		下ぶき材の種類	2 最終		書類		機 19 条-2
		下ぶきの重ね幅	2 最終		書類		機 19 条-2
		壁面立上げ部の下ぶき	2 最終	目視 計測	書類		機 19 条-2

項目	確認内容・検査方法
9.2 勾 配 屋 根	<p>〈勾配・種類〉 屋根勾配及び屋根葺き材の種類を、目視及び設計図書等により確認し、記入する。勾配が複数ある場合は、2箇所を記入する。 勾配屋根の防水にメンブレン防水を用いる場合は、陸屋根に対する仕様による。傾斜した外壁（斜壁）については、傾斜角度によっては屋根と同様の防水措置を施すことが望ましい。</p> <p>〈下ぶき材の種類〉 下ぶき材の種類が JIS A 6005 に適合するアスファルトルーフィング 940 又は同等品であることを、施工報告書等により確認し、その種類を記入する。</p> <p>〈下ぶき材の重ね幅〉 下ぶき材の重ね幅が次の寸法以上であることを、自主管理書類等により確認し、それらの寸法を記入する。ただし、ふき材製造者の施工基準が定められている場合は、その基準によることができることとなっている。この場合、届出事業者よりふき材製造者の施工基準の写しの提出が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下（流れ方向）は 100 mm 以上、左右は 200 mm 以上。 ・谷部がある場合、谷底より両方向へ 250 mm 以上。 ・棟部について、棟頂部より両方向へ 250 mm 以上。 <p>〈壁面立上げ部の下ぶき〉 壁面立上げ部がある場合、屋根面と壁面立上げ部の下ぶき材の巻き返し長さが 250 mm 以上であることを、目視・計測又は自主管理書類等により確認し、その高さを記入する。</p>

現場検査要領

9	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
屋根 防水	9.3 排水ドレイン	設置数、設置位置、排水管	2 最終	目視 書類	機 18 条
	9.4 各部の雨水浸入 防止措置	配管等貫通部	2 最終	目視	機 16 条
		手すり脚部	2 最終	目視	機 21 条-1、 -2
		天窓の周囲	2 最終	目視 書類	機 19 条-3 機 21 条-2

項目	確認内容・検査方法															
9.3 排水 ドレ イン	<p>〈設置数、設置位置、排水管〉</p> <p>排水ドレインの設置数、設置位置に明らかな不足や偏りなどがなく、排水処理に支障が生じるおそれが少ないことを、目視等により確認する。（*1）</p> <p>雨水排水管の室内貫通の有無を確認し、記入する。</p>															
9.4 各 部 の 雨 水 浸 入 防 止 措 置	<p>〈配管等貫通部〉</p> <p>パラペットや屋根躯体と一体の架台等に、設備配管等の貫通部分又は金物等の埋込み部分がある場合、目視又は書類等により、その周囲にシーリング材（※）の処理等が行われていることを確認する。</p> <p>〈手すり脚部〉</p> <p>パラペットや壁立上り部の上端面に、手すりが設けられている場合、目視又は書類等により、手すり脚部にシーリング材（※）の処理等が行われていることを確認する。</p> <p>〈天窓の周囲〉</p> <p>勾配屋根に天窓（トップライト）がある場合、<u>天窓の周囲の防水納まりが各製造所の指定する施工方法に基づき適切に行われていることを目視又は書類で確認し、記入する。その他の方法による場合は、その方法を記入する。</u></p> <p>陸屋根に天窓（トップライト）がある場合、端部にシーリング材（※）の処理等が行われていることを目視又は書類で確認し、記入する。</p> <p>（※）シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）の<u>耐久性区分 8020 に適合するもの又は同等以上の性能を有するものであること。</u></p>															
備考	<table border="1"> <tr> <td>（*1）雨水たて管径に対する屋根の許容面積</td> <td>管径（mm）</td> <td>許容屋根面積(m2)</td> </tr> <tr> <td>一般的な地域においては右表のとおり</td> <td>50</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>である。（設計施工基準・第18条）</td> <td>65</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td></td> <td>75</td> <td>197</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>425</td> </tr> </table>	（*1）雨水たて管径に対する屋根の許容面積	管径（mm）	許容屋根面積(m2)	一般的な地域においては右表のとおり	50	67	である。（設計施工基準・第18条）	65	135		75	197		100	425
（*1）雨水たて管径に対する屋根の許容面積	管径（mm）	許容屋根面積(m2)														
一般的な地域においては右表のとおり	50	67														
である。（設計施工基準・第18条）	65	135														
	75	197														
	100	425														

現場検査要領

10	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法		準拠基準
外壁 防水	10.1 乾式仕上げ	種類	2 最終	目視	書類	機9条-1,2 機10条
		通気構法	2 最終	目視	書類	機9条-2 機10条-1,2
	10.2 防水紙	種類	2 最終	目視	書類	機9条-2
		重ね幅	2 最終	目視 計測	書類	機9条-2

項目	確認内容・検査方法
10.1 乾式 仕 上 げ	<p>〈種類〉 仕上げの種類として、サイディング仕上(窯業系サイディング、複合金属サイディング)、ALCパネル、押し成形セメント板(厚さ25mm超)、下見板張り等であることを目視又は設計図書等により確認し、記入する。 通気構法であることを確認する。なお、ALCパネル、押し成形セメント板(厚さ25mm超)については、各製造所が指定する施工方法による場合は通気措置は不要である。 シーリング材及びプライマーの品質については、各サイディング製造所指定(推奨含む)の製品を使用する。 ALCパネルの場合、外壁の表面には雨水の浸透を防止する仕上げ等の防水措置が実施されていることを、設計図書等により確認する。(弾性リシン等は基準に適合していないため3条確認が必要である)</p> <p>〈通気構法〉 乾式工法(ALCパネル等を除く)の場合、通気措置が講じられていることを、目視又は自主管理書類等により確認し、通気胴縁の寸法等(一般W15×H45、ジョイント部W15×H90、サイディング専用の通気金具等)について記入する。</p>
10.2 防 水 紙	<p>〈種類〉 防水下地の種類について、<u>通気構法の場合は JIS A 6111 に適合する透湿防水シートとする。また、通気構法以外の場合は、JIS A 6005 に適合するアスファルトフェルト430(1巻20kg品)であることを自主管理書類等により確認し、記入する(通気構法以外には透湿防水シートは用いてはならない)</u>。目視が可能な場合には、防水紙の品質マーク表示等を確認する。</p> <p>〈重ね幅〉 <u>重ね幅が、縦(上下)方向は90mm以上、横(左右)方向は90mm以上(ただし、窯業系サイディング仕上げ又は金属系サイディング仕上げでは150mm以上)</u>であることを、目視、計測又は自主管理書類等により確認し、記入する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p>

現場検査要領

10	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
外壁防水	10.3 シーリング材	シーリング材の品質	2 最終	目視 書類	機21条-1
	10.4 開口部廻り	シーリングの施工	2 最終	目視 書類	機21条-2
		防水テープの施工状況	2 最終	目視	機9条-2
	10.5 各部の雨水侵入防止措置	貫通配管等	2 最終	目視	機21条-2
		その他雨水侵入のおそれのある部分	2 最終	目視	機21条-2

項目	確認内容・検査方法
10.3 シーリング材	<p>〈シーリング材の品質〉 シーリング材は、JIS A5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性区分の8020の品質と同等以上の材料を使用していることを自主管理書類等により確認する。</p>
10.4 開口部廻り	<p>〈シーリングの施工〉 開口部廻りにシーリング材が適切に充填されていることを目視により確認する。未施工の場合は、自主管理書類等により確認する。</p> <p>〈防水テープの施工状況〉 外壁開口部廻りの防水納まりの状況について、防水テープを使用し、防水紙が密着する納まりとしていることを、目視又は現場立会者へのヒアリングにより確認し、記入する。 ただし、サッシの取り付け前に、窓台に「先張り防水シート」を用いる場合は、開口部下部の防水テープを省略することができるので注意する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>参考図：開口部周囲の防水テープの貼り方の例</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>参考図：開口部周囲の防水テープの貼り方の例 (先張り防水シートがある場合)</p> </div> </div> <p>(※)：防水テープの幅は参考値を示す</p>
10.5 各部	<p>〈貫通配管等〉 外壁を貫通する配管等について、適切なシーリングが選択され、施工されていることを目視により確認する。</p> <p>〈その他雨水侵入のおそれのある部分〉 庇上面の入隅、取付金物等の埋込周囲、その他の部位がシーリング処理されていることを目視により確認し、記入する。</p>

現場検査要領

11	現場検査項目	確認項目	時期	検査方法	準拠基準
その他	11.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	設置方式	2 最終	目視 書類	

項目	確認内容・検査方法
11.1 太陽電池モジュール	<p>〈設置方法〉 太陽電池モジュール（太陽光パネル）等の取付が、各製造所の指定する施工方法及び支持部材等により適正に施工されているかを書類等で確認し、記入する。 基礎等及び架台の設置に際しては、防水層の損傷など、防水性能に支障が生じない取付方法であることを、書類又は聴取で確認する。</p>

現場検査チェックシート第1回検査（基礎） S造用

佐々木 邸

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-			
届出事業者名	(株)住宅工務店											
現場検査員番号	01234											
現場検査員名	保証太郎											

現場検査立会者名	住宅次郎							
現場検査日時	H24年4月2日							
	11時00分 ~ 11時40分							
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 無							

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定欄	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査	・調査方法 <input checked="" type="checkbox"/> 標準貫入試験(ボーリング調査) <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査法(物理探査法) <input type="checkbox"/> その他()	○		レ	
		・測定箇所 (2 箇所) 3箇所以下の場合(判定根拠: 地形図により、地層が平行層と推定)	○		レ	
2 杭・地業	2.1 基礎	・形式の選定 <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第6条による	○		レ	
	2.2 杭基礎	<input checked="" type="checkbox"/> 工法 <input type="checkbox"/> 場所打ち杭 <input type="checkbox"/> 既製コンクリート杭 <input checked="" type="checkbox"/> 鋼管杭 <input type="checkbox"/> その他()	○		レ	
		<input checked="" type="checkbox"/> 杭の規格・寸法 径 (139.8 mm) 鋼管杭肉厚 (4.5 mm) 長さ (6.5 m) 本数 (25 本)	○		レ	
		<input checked="" type="checkbox"/> 杭の施工精度の確認 杭の芯ズレ量(最大: 60 mm) <input checked="" type="checkbox"/> 構造計算の許容誤差範囲 <input type="checkbox"/> 補強工事実施	○		レ	
2.3 地盤補強	<input type="checkbox"/> 工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 長さ() m 本数() 本 <input type="checkbox"/> 表層改良工法 改良深さ() m <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 長さ() m 本数() 本 <input type="checkbox"/> その他()	/				
3 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	・規格品 JIS規格品(JIS G 3112)又は大臣認定品	○		レ	
4 コンクリート	4.1 材料の品質	・規格品 JIS規格品(JIS A 5308)又は大臣認定品	○		レ	
	4.2 調合計画	・配合計画書 基礎(調合管理強度: 24 N/mm ² 、スランプ: 18 cm)	○		レ	
5 基礎	5.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 土に接する部分(6 cm) ≥ 6cm	○	レ	レ	
	5.2 配筋方法	・基礎ばり主筋の径・本数等(図面との整合性等)	○			
		<input checked="" type="checkbox"/> 基礎スラブ(耐圧盤)の鉄筋径及び間隔(図面との整合性等)	○	レ	レ	
	5.3 主筋の継手	・継手の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> その他()	○	レ	レ	
		・継手の位置 (図面との整合性)	○	レ	レ	
	5.4 基礎梁の開口補強	・継手の品質検査 <input type="checkbox"/> 外観試験 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input checked="" type="checkbox"/> 引張試験 <input type="checkbox"/> 重ね継手の長さ <input type="checkbox"/> その他()	○	レ	レ	
5.5 免震装置	<input type="checkbox"/> 補強鉄筋の径・本数等(図面との整合性等) ・種別 <input type="checkbox"/> 積層ゴム <input type="checkbox"/> その他()	/				
6 鋼材	6.1 鋼材等の品質	・規格品 JIS規格品又は大臣認定品	○		レ	
	6.2 鉄骨の製作・品質管理	<input checked="" type="checkbox"/> 製作・品質 工場製作要領書 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> その他() 管理体制 溶接技能者 <input checked="" type="checkbox"/> 有資格者 <input type="checkbox"/> その他()	/		レ	
7 柱脚部	7.1 柱脚部の形式	・形式 <input checked="" type="checkbox"/> 露出形式 <input type="checkbox"/> 根巻き形式 <input type="checkbox"/> 埋込み形式	○		レ	
	7.2 露出柱脚	<input checked="" type="checkbox"/> アンカーボルトの状況 (基礎への定着及び設置位置)	○	レ	レ	
	7.3 根巻き柱脚	<input type="checkbox"/> 根巻き部分の高さ、根巻き主筋の基礎への定着	/			
	7.4 埋込み柱脚	<input type="checkbox"/> 埋込み部分の寸法・かぶり (埋込み深さ及び鉄骨かぶり厚さ)	/			
結果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考	3条確認(口有、 <input checked="" type="checkbox"/> 無) 内容:
----	---

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は: 判定欄 [適合: ○、不適合: ×、未施工部分: 「未」と記入]、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート (第2)・中間) 回検査 (構造) S造用
佐々木 邸

申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8
--------	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-			
届出事業者名	(株) 住宅工務店											
現場検査員番号	01234											
現場検査員名	保証太郎											

現場検査立会者名	住宅次郎		
現場検査日時	H24年5月25日		
	13時30分 ~ 14時30分		
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input checked="" type="checkbox"/> 無		

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定欄	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
4 コンクリート	4.3 基礎打上りの状態	・打込み欠陥 <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり [<input type="checkbox"/> シヤカ <input type="checkbox"/> 打継欠陥 <input type="checkbox"/> その他()]	○	ⓧ		
	4.4 圧縮強度	・試験報告書 基礎 (圧縮強度 32 N/mm ² 、材令 28 日)	○		ⓧ	
8 鉄骨の施工	8.1 鉄骨部材の品質	<input checked="" type="checkbox"/> 品質検査 <input checked="" type="checkbox"/> 工事施工者の受入れ検査 <input type="checkbox"/> 鉄骨業者の社内検査	/		ⓧ	
		・溶接部の検査 <input type="checkbox"/> 外観検査 <input checked="" type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> その他() (第三者検査 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)	○		ⓧ	
	8.2 防錆塗装	<input checked="" type="checkbox"/> 塗装面の状態	/		ⓧ	
	8.3 建入れ精度	<input checked="" type="checkbox"/> 建入れ検査の実施	/		ⓧ	
	8.4 高力ボルト接合	<input checked="" type="checkbox"/> 摩擦面の錆びの発生状態	○		ⓧ	
<input checked="" type="checkbox"/> 締付け状態		○	ⓧ			
8.5 筋かい	<input checked="" type="checkbox"/> 構成部材及び接合状況	○		ⓧ		
結果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考	3条確認 (<input type="checkbox"/> 有、 <input checked="" type="checkbox"/> 無) 内容:
----	--

凡例 該当項目欄 [は必須、有は] : 判定欄 [適合 : ○、不適合 : ×、未施工部分 : 「未」と記入、該当なし : 「/」 (斜線) を記入]
 確認方法欄 : 確認の拠る所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「ⓧ」を記入。

- ・ 3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート最終回検査（防水） S造用

注：3階建以下の場合は第2回検査シートと合わせて検査を行う

佐々木 邸

事業者届出番号	1	2	3	4	5	6	7	8	-						
届出事業者名	(株)住宅工務店														
現場検査員番号	01234														
現場検査員名	保証太郎														
申込受付番号	1	2	3	4	5	6	7	8							
現場検査立会者名	住宅次郎														
現場検査日時	H24年7月20日														
	11時30分 ~ 12時30分														
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input checked="" type="checkbox"/> 無														

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
9 屋根防水	9.1 陸屋根・ルーフバルコニー	<input checked="" type="checkbox"/> 防水工法の種類 <input type="checkbox"/> アスファルト防水 <input type="checkbox"/> 改質アスファルト防水 <input checked="" type="checkbox"/> シート防水 <input type="checkbox"/> 塗膜防水 <input type="checkbox"/> その他()	○	○	○	
		<input checked="" type="checkbox"/> 勾配 <input checked="" type="checkbox"/> 1/50以上 <input type="checkbox"/> 1/100以上(保護ネット等がある場合) <input type="checkbox"/> その他(/)	○	○	○	
		<input checked="" type="checkbox"/> パラペット 上端部の防水 <input checked="" type="checkbox"/> 金属製笠木 <input type="checkbox"/> 防水材料(種類:) <input type="checkbox"/> その他()	○	○	○	
		<input checked="" type="checkbox"/> 壁面立上げ部の防水納まり状況 <input checked="" type="checkbox"/> 押さえ金物 <input type="checkbox"/> シール状況	○	○	○	
		<input checked="" type="checkbox"/> 屋根面の防水仕上げの状況 (庇、バルコニーの下部が一部でも室内になるもの含む)	○	○	○	
	9.2 勾配屋根	<input type="checkbox"/> 勾配・種類 ①(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ル-ト <input type="checkbox"/> その他()] ②(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ル-ト <input type="checkbox"/> その他()]	/	/	/	/
		<input type="checkbox"/> 下ふき材の種類 <input type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940 <input type="checkbox"/> その他()	/	/	/	/
		<input type="checkbox"/> 下ふき材の重ね幅 上下(mm) ≥100mm 左右(mm) ≥200mm 谷部(mm) ≥250mm 棟部(mm) ≥250mm <input type="checkbox"/> ふき材製造者の基準による(製造者名:)	/	/	/	/
		<input type="checkbox"/> 壁面立上げ部の下ふき 巻き返し長さ(mm) ≥250mm	/	/	/	/
	9.3 排水ドレイン	<input checked="" type="checkbox"/> 設置数、設置位置 ・排水管の室内貫通配管 (<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし)	○	○	○	
9.4 各部の雨水浸入防止措置	<input checked="" type="checkbox"/> 配管等貫通部	○	○	○		
	<input checked="" type="checkbox"/> 手すり脚部	○	○	○		
	<input checked="" type="checkbox"/> 天窓の周囲 <input checked="" type="checkbox"/> 製造所の指定する施工方法 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> シーリング処理	○	○	○	○	
10 外壁防水	10.1 乾式仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input type="checkbox"/> 金属系サイディング <input checked="" type="checkbox"/> ALCパネル(防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板(厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ()	○	○	○	
		<input type="checkbox"/> 通気構法 <input type="checkbox"/> 通気胴縁(厚 mm×幅 mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金物 <input type="checkbox"/> その他()	/	/	/	/
	10.2 防水紙	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430 <input type="checkbox"/> その他()	/	/	/	/
		<input type="checkbox"/> 重ね幅 縦(上下)(mm) ≥90mm 横(左右)(mm) ≥90mm(窯業系・金属系サイディングは150mm以上)	/	/	/	/
	10.3 シーリング材	<input checked="" type="checkbox"/> シーリング材の品質 JIS耐久性区分8020の品質を有するもの	○	○	○	
	10.4 開口部廻り	<input checked="" type="checkbox"/> シーリングの施工	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 防水テープの施工状況		/	/	/	/	
10.5 各部の雨水浸入防止措置	<input checked="" type="checkbox"/> 貫通配管等	未	未	未		
	<input checked="" type="checkbox"/> その他雨水浸入のおそれのある部分 <input checked="" type="checkbox"/> 底面の入隅 <input checked="" type="checkbox"/> 取付金物等の埋込周囲 <input type="checkbox"/> その他()	未	未	未	未	
11 その他	11.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)	<input type="checkbox"/> 設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(防水性能を確保した基礎、架台) <input type="checkbox"/> その他()	/	/	/	/

結果	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する
備考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無] 内容:

凡例 該当目欄 [は必須、有は]: 判定欄 [適合: ○、不適合: ×、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

参 考

- 1) 現場検査チェックシート（特定住宅版）
- 2) 住宅用太陽電池モジュール設置工事編
- 3) 現場施工状況写真の撮影箇所・要領
- 4) 現場施工状況写真 事例
- 5) 建設性能評価に係る「検査報告書」
- 6) 防水オプション検査チェックシート

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）／特定住宅版 木造軸組工法用

(重要：現場検査立会者は第2回検査を行う現場検査員に責任を持ってこのチェックシートを渡してください)

郵便番号 〒	申込受付番号
事業者届出番号	現場検査立会者名
届出事業者名	年 月 日
団体検査員番号	現場検査日時
団体検査員名	時 分 ~ 時 分
	建設住宅性能評価
	<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査の要否	・判定方法 <input type="checkbox"/> 地盤調査実施 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシートにより調査不要(戸建木造2階建て以下に限る)				
	1.2 地盤調査の内容	・調査方法 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査 <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験 <input type="checkbox"/> その他() ・測定箇所 (箇所) ≥ 4箇所 3箇所以下の場合(判定の根拠:)				
2 地業	2.1 地業	・種別 <input type="checkbox"/> 砕石地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業 <input type="checkbox"/> その他()				
	2.2 地盤補強	・工法の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他() ・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 <input type="checkbox"/> 表層改良工法 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭工法 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭工法 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> その他()				
3 基礎	3.1 基礎の構造	・形式 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 免震基礎 <input type="checkbox"/> その他()				
		・形式の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 基礎設計のためのチェックシート(木造2階建て以下に限る)				
	3.2 底盤	・根入れ深さ 布基礎 (mm) ≥ 240mm べた基礎 (mm) ≥ 120mm				
		・幅・厚さ寸法 布基礎 幅 (mm) ≥ 150mm 厚さ (mm) ≥ 150mm ・配筋方法 布基礎 径(D) ≥ D10、間隔(mm) ≤ 300mm ・底盤かぶり厚さ				
3.4 立上り部分	3.2 底盤	・厚さ寸法 べた基礎 厚さ (mm) ≥ 120mm				
		・配筋方法 根拠 <input type="checkbox"/> べた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 工学的判断 配筋 <input type="checkbox"/> シングル配筋 <input type="checkbox"/> ダブル配筋 鉄筋径(D) ≥ D10、間隔(mm) ≤ 300mm ・底盤かぶり厚さ				
	3.4 立上り部分	・厚さ寸法 厚さ (mm) ≥ 120mm				
		・配筋方法 主筋 径(D) ≥ D13 縦筋 径(D) ≥ D10、間隔(mm) ≤ 300mm ・鉄筋の継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手(重ね長さ: mm) <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> その他()				
		・床下換気措置 <input type="checkbox"/> 換気口 <input type="checkbox"/> ねこ土台(基礎パッキン) <input type="checkbox"/> 基礎断熱工法による省略 <input type="checkbox"/> その他()				
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ	<input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する			

備 考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：
-----	--

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

- ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
- ・3.3基礎高さは、第2回検査項目

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）／特定住宅版 枠組壁工法用

（重要：現場検査立会者は第2回検査を行う現場検査員に責任を持ってこのチェックシートを渡してください）

邸

申込受付番号

事業者届出番号
届出事業者名
団体検査員番号
団体検査員名

現場検査立会者名
現場検査日時
建設住宅性能評価

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査の要否	・判定方法 <input type="checkbox"/> 地盤調査実施 <input type="checkbox"/> 現地調査チェックシートにより調査不要（戸建木造2階建て以下に限る）				
	1.2 地盤調査の内容	・調査方法 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査 <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・測定箇所（ 箇所）≥4箇所 3箇所以下の場合（判定の根拠： ）				
2 地業	2.1 地業	・種別 <input type="checkbox"/> 砕石地業 <input type="checkbox"/> 割栗地業 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
	2.2 地盤補強	・工法の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 <input type="checkbox"/> 表層改良工法 <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭工法 <input type="checkbox"/> 小口径コンクリート杭工法 <input type="checkbox"/> 木杭 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
3 基礎	3.1 基礎の構造	・形式 <input type="checkbox"/> 布基礎 <input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> 免震基礎 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		・形式の選択根拠 考察 <input type="checkbox"/> 地盤調査会社 <input type="checkbox"/> 設計者 <input type="checkbox"/> 施工者 <input type="checkbox"/> 地盤補強会社 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 基礎設計のためのチェックシート（木造2階建て以下に限る）				
	3.2 底盤	・根入れ深さ 布基礎（ mm）≥240mm べた基礎（ mm）≥120mm				
		・幅・厚さ寸法 ベース幅（ mm） 厚さ（ mm）≥150mm ・配筋方法 ベース筋 径（D）≥D10、間隔（ mm）≤300mm ・底盤かぶり厚さ				
3.3 底盤	・厚さ寸法 厚さ（ mm）≥120mm					
	・配筋方法 根拠 <input type="checkbox"/> べた基礎配筋表 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 工学的判断 配筋 <input type="checkbox"/> シングル配筋 <input type="checkbox"/> ダブル配筋 鉄筋径（D）≥D10、間隔（ mm）≤300mm ・底盤かぶり厚さ					
3.4 立上り部分	・厚さ寸法 厚さ（ mm）≥120mm					
	・配筋方法 主筋 径（D）≥D13 縦筋 径（D）≥D10、間隔（ mm）≤300mm					
	・鉄筋の継手 <input type="checkbox"/> 重ね継手（重ね長さ mm） <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> その他（ ） ・床下換気措置 <input type="checkbox"/> 換気 <input type="checkbox"/> ねこ土台（基礎パッキン） <input type="checkbox"/> 基礎断熱工法による省略 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
結 果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考 3条確認 [有 無] 内容：

- 凡例 該当項目欄 [は必須、有は]：判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。
- 3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。
 - 3.3基礎高さは、第2回検査項目

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）／特定住宅版 RC・SRC*・CB造用
*SRC造の場合SRC造（補充版）と併用

（重要：現場検査立会者は第2回検査を行う現場検査員に責任を持ってこのチェックシートを渡してください。）

郵 事業 者 届出 番号 届出 事業 者 名 団 体 検 査 員 番 号 団 体 検 査 員 名	申込受付番号 現場検査立会者名 現場検査日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分 建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済） <input type="checkbox"/> 無
---	--

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査	・調査方法 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験（ボーリング調査） <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査法（物理探査法） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		・測定箇所（ 箇所） 3箇所以下の場合（判定根拠： ）				
2 杭・地業	2.1 基礎	・形式の選定 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第6条による				
	2.2 杭基礎	<input type="checkbox"/> ・工法 <input type="checkbox"/> 場所打ち杭 <input type="checkbox"/> 既製コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 鋼管杭 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		<input type="checkbox"/> ・杭の規格・寸法 径（ mm） 鋼管杭肉厚（ mm） 長さ（ m） 本数（ 本）				
	2.3 地盤補強	<input type="checkbox"/> ・杭の施工精度の確認 杭の芯ズレ量（最大： mm） <input type="checkbox"/> 構造計算の許容誤差範囲 <input type="checkbox"/> 補強工事実施				
3 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	・規格品 <input type="checkbox"/> J I S規格品（JIS G 3112）又は大臣認定品				
4 コンクリート	4.1 材料の品質	・規格品 <input type="checkbox"/> J I S規格品（JIS A 5308）又は大臣認定品				
	4.2 調合計画	・配合計画書 基礎（調合管理強度： N/mm ² 、スランプ： cm） 上部躯体（調合管理強度： N/mm ² 、スランプ： cm）				
5 鉄筋のかぶり	5.1 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 土に接する部分（ cm）≥6cm				
	5.2 配筋方法	・基礎ばり主筋の径・本数等（図面との整合性等）				
		<input type="checkbox"/> ・基礎スラブ（耐圧盤）鉄筋径及び間隔（図面との整合性等）				
	5.3 主筋の継手	・継手の種類 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> その他				
		・継手の位置（図面との整合性等）				
	5.4 基礎梁の開口補強	<input type="checkbox"/> ・継手の品質検査 <input type="checkbox"/> 外観試験 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> 引張試験 <input type="checkbox"/> 重ね継手の長さ <input type="checkbox"/> その他（ ）				
5.5 免震装置	<input type="checkbox"/> ・種別 <input type="checkbox"/> 積層ゴム <input type="checkbox"/> その他（ ）					
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

備 考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：
-----	--

凡例 該当項目欄 [] は必須、有は ; 判定欄 [適合：O、不適合：X、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「レ」を記入。
 ・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート第1回検査（基礎）/特定住宅版（補充版）SRC造用

（重要：現場検査立会者は第2回検査を行う現場検査員に責任を持ってこのチェックシートを渡してください。）

〒

申込受付番号									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者 届出番号										-			
届出事業者名													
団体検査 員番号													
団体検査 員名													

現場検査立会者名			
現場検査日時	年	月	日
	時	分	～ 時 分
建設住宅性能評価	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 併用、別機関 <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input type="checkbox"/> 無		

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視 計測	書類	聴取
6 鋼材	6.1 鋼材等の品質	・規格品 JIS規格品又は大臣認定品	/			
	6.2 鉄骨の製作・品質管理	・製作・品質管理 工場製作要領書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> その他 () 溶接技能者 <input type="checkbox"/> 有資格者 <input type="checkbox"/> その他 ()				
7 柱脚部	7.1 柱脚部の形式	・形式 (図面との整合性等)				
	7.2 アンカーボルト	・設置状況 (基礎への定着及び設置位置)				
	7.3 非埋込み柱脚	・柱主筋の基礎への定着・柱型の寸法 (図面との整合性)				
	7.4 埋込み柱脚	・埋込み部分の寸法・かぶり (図面との整合性)				
8 鉄骨の 施工	8.1 鉄骨部材の品質	・品質検査 <input type="checkbox"/> 工事施工者の受入れ検査 <input type="checkbox"/> 鉄骨業者の社内検査	/			
		・溶接部の検査 <input type="checkbox"/> 外観検査 <input type="checkbox"/> 超音波探傷試験 <input type="checkbox"/> その他 () (第三者検査 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)				
	8.2 建入れ精度	・建入れ検査の実施				
8.3 高力ボルト 接合	・摩擦面の錆びの発生状態					
	・締付け状態					
結果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はありません <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					

備考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容：
----	--

凡例 該当項目欄 [は必須、有は]：判定欄 [適合：○、不適合：×、未施工部分：「未」と記入、該当なし：「/」（斜線）を記入]
 確認方法欄：確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。判定欄に斜線を記入済み項目：確認は実施する。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

現場検査チェックシート第1回検査(基礎) / 特定住宅版 S適用

(重要:現場検査立会者は第2回検査を行う現場検査員に責任を持ってこのチェックシートを渡してください。)

郵便番号										申込受付番号				
事業者届出番号										現場検査立会者名				
届出事業者名										年 月 日				
団体検査員番号										時 分 ~ 時 分				
団体検査員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input type="checkbox"/> 無				

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視計測	書類	聴取
1 地盤	1.1 地盤調査	・調査方法 <input type="checkbox"/> 標準貫入試験(ボーリング調査) <input type="checkbox"/> ラムサウンディング試験 <input type="checkbox"/> SWS試験 <input type="checkbox"/> 表面波探査法(物理探査法) <input type="checkbox"/> その他()				
		・測定箇所 (箇所) 3箇所以下の場合(判定根拠:)				
2 杭・地業	2.1 基礎	・形式の選定 <input type="checkbox"/> 構造計算 <input type="checkbox"/> 設計施工基準第6条による				
	2.2 杭基礎	<input type="checkbox"/> ・工法 <input type="checkbox"/> 場所打ち杭 <input type="checkbox"/> 既製コンクリート杭 <input type="checkbox"/> 鋼管杭 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> ・杭の規格 径(mm) 鋼管杭肉厚(mm) 寸法 長さ(m) 本数(本)				
		<input type="checkbox"/> ・杭の施工精度の確認 <input type="checkbox"/> 杭の芯ズレ量(最大: mm) ≤ 構造計算の誤差範囲 <input type="checkbox"/> その他()				
2.3 地盤補強	<input type="checkbox"/> ・工法 <input type="checkbox"/> 柱状改良工法 長さ(m) 本数(本) <input type="checkbox"/> 表層改良工法 改良深さ(m) <input type="checkbox"/> 小口径鋼管杭 長さ(m) 本数(本) <input type="checkbox"/> その他()					
3 鉄筋	3.1 鉄筋の品質	・製造工場 J I S 認証工場				
4 リンク	4.1 材料の品質	・製造工場 <input type="checkbox"/> J I S 認証工場 <input type="checkbox"/> その他()				
	4.2 調合計画	・配合計画書 基礎(調合管理強度: N/mm ² , スランプ: cm)				
5 基礎	5.1 基礎の形式等	・形式、配置、寸法等(図面との整合性等)				
	5.2 鉄筋のかぶり	・かぶり厚さ 土に接する部分(cm) ≥ 6cm				
	5.3 配筋方法	・基礎ばり主筋の径・本数等(図面との整合性等)				
		<input type="checkbox"/> ・基礎スラブ(耐圧盤)の鉄筋径及び間隔(図面との整合性等)				
	5.4 鉄筋の継手	・継手の種類 <input type="checkbox"/> 重ね継手 <input type="checkbox"/> 圧接継手 <input type="checkbox"/> 溶接継手 <input type="checkbox"/> 機械式継手 <input type="checkbox"/> その他				
		・継手の位置 (図面との整合性)				
	5.5 基礎梁の開口補強	<input type="checkbox"/> ・補強鉄筋の径・本数等(図面との整合性等)				
5.6 免震装置	<input type="checkbox"/> ・種別 <input type="checkbox"/> 積層ゴム <input type="checkbox"/> その他()					
6 鋼材	6.1 鋼材等の品質	・鋼材等の規格 <input type="checkbox"/> J I S 規格品 <input type="checkbox"/> その他()				
	6.2 鉄骨の製作・品質管理	<input type="checkbox"/> ・製作・品質 工場製作要領書 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> その他() 管理体制 溶接技能者 <input type="checkbox"/> 有資格者 <input type="checkbox"/> その他()				
7 柱脚部	7.1 柱脚部の形式	・形式 <input type="checkbox"/> 露出形式 <input type="checkbox"/> 根巻き形式 <input type="checkbox"/> 埋込み形式				
	7.2 露出柱脚	<input type="checkbox"/> ・アンカーボルトの状況(基礎への定着及び設置位置)				
	7.3 根巻き柱脚	<input type="checkbox"/> ・根巻き主筋の基礎への定着、根巻き部分の高さ				
	7.4 埋込み柱脚	<input type="checkbox"/> ・埋込み部分の寸法・かぶり(埋込み深さ及び鉄骨かぶり厚さ)				
結果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					
備考	3条確認[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:					

凡例 該当項目欄[]は必須、有は[]: 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の抛り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。判定欄に斜線を記入済み項目: 確認は実施する。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

住宅用太陽電池モジュール設置工事編

I. 総則

1. 主旨

本基準は既存住宅の屋根への太陽電池モジュール設置・施工に係る住宅性能に影響を与える建築工事について、瑕疵担保責任保険加入に際して行う設置・施工のための技術的な基準を定めるものである。

2. 適用範囲

本基準は、屋根置き型太陽電池モジュール設置工事、陸屋根型太陽電池モジュール設置工事、屋根建材型太陽電池モジュール設置工事を対象とする。ただし、本基準により難しいものであって、当法人が本基準と同等以上の性能が確保されていると認めた場合は、本基準によらないことができる。

3. 用語の説明

3-1 太陽電池モジュール関連

- a. 太陽光発電システム：太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成された装置及びこれらに附属する装置の総体。
- b. 太陽電池モジュール：光発電素子（太陽電池セル）を、耐環境性のため外囲器に封入し、かつ、規定の出力をもたせた最小単位の発電ユニット。本文中では「モジュール」と略す場合がある。
- c. 太陽電池モジュール用架台：太陽電池モジュールを取付けるための支持物。太陽電池モジュールと架台が一体となっている場合の当該架台部分を含む。本文中では「架台」と略す場合がある。
- d. 屋根置き型太陽電池モジュール：勾配屋根の住宅の屋根材の上に設置される太陽電池モジュール。
- e. 陸屋根型太陽電池モジュール：陸屋根の住宅の屋上に設置される太陽電池モジュール。
- f. 屋根建材型太陽電池モジュール：太陽電池モジュールのうち、防火性能など屋根材としての機能を有するもの。屋根材に太陽電池モジュールが組込まれた屋根材一体型、太陽電池モジュール自体が屋根材として機能する屋根材型が使用される。

3-2 建築関連

- a. 屋根構造：屋根面を構成する部材の総称。屋根材、屋根下地、垂木、母屋等を指す。
- b. 屋根材：雨じまい（一次防水）と防火のために屋根面に敷く、瓦、スレート、金属板等の屋根葺材の総称。
- c. 瓦屋根：粘土瓦、プレスセメント瓦で葺いた屋根。
- d. スレート屋根：住宅屋根用化粧スレート等で葺いた屋根。

- e. 金属屋根：金属板や金属瓦で葺いた屋根。
- f. 屋根下地：屋根材及びその納まり部分の材料を支持し、留め付けるための面材、部材の総称。
- g. 下葺き材：屋根材の施工に先立ち、主として防水性の向上を目的として下地の全面に敷設される材料。
- h. 野地板：屋根材及び下葺き材の施工のため屋根面全体に連続的に設ける下地板。
- i. 垂木：野地板を支えるため、棟から軒に渡す角材。
- j. 防水層：アスファルト防水、シート防水、塗膜防水、FRP防水等のメンブレン防水を指す。
- k. 支持部材：太陽電池モジュールを固定する架台を屋根に取付けるための支持金具、調整板、補強板等の部材。予め架台を固定する形状に製造された瓦（支持瓦）を含む。

4. 設置・施工に関わる関連法規

関連する法規及び技術基準に適合していること。

II. 設置・施工に関する一般事項

太陽電池モジュールの設置・施工に当たっては、本基準によるほか、住宅用太陽光発電システム施工品質向上委員会編「住宅用太陽光発電システム設計・施工指針」及び「住宅用太陽光発電システム設計・施工指針 補足」によること。

1. 事前調査

施工者は、設置・施工に先立ち事前調査を行い、工事箇所について雨漏りや屋根材・構造躯体に著しい劣化がないことを確認すること。

2. 設置・施工計画の策定

事前調査の結果に基づき、設計内容の当該建物への適用に当たっての適合性を確認し、太陽光発電システムメーカーや施工部品メーカー等のマニュアル（以下「マニュアル」という。）を参照した上で、太陽電池モジュールの設置・施工計画（以下「計画」という。）を策定すること。事前調査の結果により、工事箇所について雨漏りや屋根材・構造躯体の著しい劣化がみられた場合は、計画に補修内容を含むこととし、モジュール設置工事終了までの間に補修を行うこと。

3. 設置・施工

設置・施工は、計画に基づき適正に行うとともに、当該工事以外の部分においても、歩行等による屋根材の変形・破損、防水層の破断などにより既存建物の性能（特に屋根構造における防水性能等）に有害な損傷を与えないよう留意し、万一損傷を与えた場合は、適切な補修等の対策を講じること。

Ⅲ. 太陽電池モジュールの設置・施工方法

屋根材は大きさや形状が設置環境、産地等によって異なることから、太陽電池モジュールを設置する屋根材に適合した支持部材を選択し、支持部材の取付けが原因で雨漏り等の不具合が起らないよう、太陽電池モジュール及び屋根材の種類に応じて以下の方法により屋根に取付ける。

1. 共通事項

- a. 太陽電池モジュール、支持部材のレイアウトは、確実にモジュールを固定できる適切な位置に配置すること。
- b. 支持部材、架台、支持部材と架台の接合部及び屋根下地と支持部材の取付け部などに用いる部材は屋外で長期間の使用に耐える材料を用いること。

2. 屋根置き型太陽電池モジュールの設置

勾配屋根への屋根置き型太陽電池モジュールの設置・施工方法は、屋根の主要な構造を構成する垂木、母屋等に支持部材を取付け、この支持部材に架台を固定する。

2-1. 屋根材共通

- a. 支持部材の周辺及びねじ等の貫通部は、接着面の清掃及びプライマー処理等を行った上でパッキンやシーリング材等を用いて止水処理を行う等、適正に防水措置を施すこと。
- b. 支持部材の設置に際しては、下葺材の損傷など防水性能に支障が生じないように留意し、支障が生じた場合は、修復、増張りなどにより防水性能を確保すること。
- c. 支持部材の設置に際しては、屋根材や屋根下地等に変形や損傷が生じないように留意し、変形や損傷が生じた場合は交換等の補修を行うこと。

2-2. 屋根材別の設置・施工方法

①瓦屋根

- a. 支持部材を垂木等に取付ける場合は、確実に支持部材を固定できる種類、長さ、本数のねじ等で取付けること。
- b. 支持部材を穴あき瓦（架台を固定する支持ボルトを通すために穴が明けられた瓦）を介して固定する場合は、貫通部分及びその周辺をパッキンやシーリング材等を用いて止水処理を行う等、適正に防水措置を施すこと。
- c. 支持部材の取付けに補強板を使用する場合は、複数の垂木にかかるように配置し、確実に支持部材を固定できるねじ等でそれぞれの垂木に確実に取付けること。なお、複数の垂木にかかるよう配置できない場合は、支持部材の間隔を密にし、一の支持部材への荷重を小さくする等の措置を講じること。
- d. 支持金具の高さは、下の瓦や水返しとの隙間を適切な間隔に調整板等で調整して取付けること。
- e. 支持部材の上になる瓦は、瓦と支持部材が干渉する部分を加工等して浮きがないことを確認して元の位置に戻すこと。
- f. 瓦に穴をあける場合や、支持部材との干渉部分の加工を行う場合は、瓦に変形や損傷が生

じないよう留意し、変形や損傷が生じた場合は交換等の補修を行うこと。

②スレート屋根（住宅屋根用化粧スレート）

- a. 支持部材の取付けは、垂木に直接ねじを締め付けることを原則とし、強度が確認された方法で取付けること。
- b. 防水処理にプチルテープ等の防水テープを用いる場合は、接着面の剥離材の剥がし残しがないことを確認した上で確実に張り付けること。

③金属屋根（瓦棒葺き（心木あり）又は横葺き）

- a. 瓦棒葺き（心木あり）の場合は、支持部材の取付けは、心木に直接ねじを締め付けることを原則とし、確実に支持部材を固定できる種類、長さ、本数のねじ等で確実に取付けること。
- b. 横葺きの場合は、支持部材の取付けは、支持部材が横葺き屋根材接合部のはげ等の段差にかからない位置に設置することを原則とし、確実に支持部材を固定できる種類、長さ、本数のねじ等で取付けること。

3. 陸屋根型太陽電池モジュールの設置（RCもしくはSRC造の露出防水の場合）

陸屋根型太陽電池モジュールの設置・施工方法は、屋根の上に基礎等及び架台を作り、モジュールを固定する。

- a. 構造躯体の上に重量基礎を設置する場合は、緩衝用ゴムシートを敷くなどして直接防水層の上に基礎を置かないこと。
- b. あと施工アンカーを用いて基礎を設置する場合は、接着系あと施工アンカーを用いるとともに、アンカーの種類に応じて適切に施工を行うこと。
- c. 躯体に防水層を貫通して基礎を固定する場合は、防水層に適したアスファルト防水、シート防水等で基礎を覆い、防水層の種類に応じた端部処理を行うなど、住宅屋根に必要な防水性能を確保した防水措置を施すこと。
- d. その他、基礎を設置するために元の屋根に備えられている防水機能を損なう加工を行う場合は、防水層の修復を行うなど必要な防水措置を施すこと。

4. 屋根建材型太陽電池モジュールの設置（屋根の全面改修の場合）

屋根建材型太陽電池モジュールは、それ自体が屋根材としての機能を備え、屋根の野地板の上に直接設置されるものであるため、使用するモジュールが設置する住宅の屋根構造、勾配、下地処理等に適合したものであることを事前に確認する。

屋根建材型太陽電池モジュールの取付け及び防水処理は、強度及び防水性能が確認された方法で取付けること。

5. 外壁貫通部の配線工事

屋外側から屋内側への入線工事など、建物を貫通する部分の施工については防水性能の低下等を防止するため、以下のとおり施工すること。

- a. 外壁を貫通するケーブルは、ケーブルを下向きにわん曲させる等、屋内に雨水が浸入しな

いようにすること。


- b. 壁貫通パイプ等は、屋外側に下り勾配をとり、管端はエントランスキャップ等を使用するか、管端を下向きに曲げる等、雨水が浸入しないようにすること。
- c. 壁面等の穴あけ加工部は、穴と壁貫通パイプ等の間に隙間が生じないようにシーリング材等を用いて止水処理を行う等、適正に防水措置を施すこと。
- d. 屋根面に野地板を貫通する箇所を設けてケーブル工事等を行う場合は、マニュアルで指定された止水処理を行う等、適正に防水措置を施すこと。

参考1 現場施工状況写真の撮影箇所・要領（木造軸組 3階以下）

検査回	検査時期	優先順位	木造軸組（例 2階建ての場合）			
			撮影箇所	枚数	コメント（例）	撮影要領
第1回検査	基礎配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する
		①	底盤の配筋状況	1	・ベタ基礎 底盤厚150mm 鉄筋D13 @200シングル	短辺が最大のスパンを選び、スラブ配筋のピッチが確認できるように撮影する
		①	立上がりの配筋状況	1	・主筋D13、 縦筋D10@200	上下の主筋、縦筋のピッチが確認できるように撮影する
第2回検査	屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時までの間	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する
		②	バルコニー（防水）	1	・防水層立上がり一般部 H=260	壁取合い部の防水層立上がり高さ ^さ がわかるように撮影する（未施工の場合は必要ありません）
		③	外壁（防水）	1	・開口部廻りの防水テープ張り	防水下地材又は開口部廻りの防水テープがわかるように撮影する
		④	柱の柱脚部の状況	1	・1階隅柱 C1 ホールダウン金物設置	柱と土台の取合い部がわかるように撮影する
		⑤	柱の柱頭部の状況	1	・1階隅柱 C1 ホールダウン金物設置	柱と梁の取合い部がわかるように撮影する
		⑥	小屋組の状況	1	・振れ止め、たる木、火打ちばり全景	小屋組の振れ止め、たる木、火打ちばりの設置又は面材張りがわかるように撮影する
		⑦	土台の基礎への緊結状況	1	・アンカーボルト M12	アンカーボルトの設置が確認できるように撮影する

第1回検査時3枚撮影

第2回検査時3枚撮影（全景は必須、他2枚は②～⑦の内選択）


- ・ 各検査毎に3枚撮影する。〔  の撮影箇所は必須とする。 〕
- ・ 4階以上の場合、第3回検査は屋根防水工事完了時

参考2 現場施工状況写真の撮影箇所・要領（枠組壁 3階以下）

検査回	検査時期	優先順位	枠組壁（例 2階建ての場合）			
			撮影箇所	枚数	コメント（例）	撮影要領
第1回検査	基礎配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する
		①	底盤の配筋状況	1	・ベタ基礎 底盤厚150mm 鉄筋D13 @200シングル	短辺が最大のスパンを選び、スラブ配筋のピッチが確認できるように撮影する
		①	立上りの配筋状況	1	・主筋D13、 縦筋D10@250	上下の主筋、縦筋のピッチが確認できるように撮影する
第2回検査	屋根工事完了時から内装下地張り直前の工事完了時までの間	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する
		②	バルコニー（防水）	1	・防水層立上がり 一般部 H=260	壁取合い部の防水層立上がり高さがわかるように撮影する（未施工の場合は必要ありません）
		③	外壁（防水）	1	・開口部廻りの 防水テープ張り	防水下地材又は開口部廻りの防水テープがわかるように撮影する
		④	床根太の設置状況	1	・2階床 床根太の設置@450	床根太の間隔がわかるように撮影する
		⑤	床材と床枠組材の接合状況	1	・1階床 釘打ち間隔 (CN50)@150	床材と床枠組材の釘打ち間隔がわかるように撮影する
		⑥	小屋組の状況	1	・たるきの振れ止め、 頭つなぎの緊結	小屋組のたるき、振れ止め等、及び小屋組の緊結がわかるように撮影する（全景で良いです）
		⑦	土台の基礎への緊結状況	1	・アンカーボルト M12	アンカーボルトの設置が確認できるように撮影する

第1回検査時3枚撮影

第2回検査時3枚撮影（全景は必須、他2枚は②～⑦の内選択）

- ・ 各検査毎に3枚撮影する。 [ の撮影箇所は必須とする。]
- ・ 4階以上の場合、第3回検査は屋根防水工事完了時

参考3 現場施工状況写真の撮影箇所・要領（RC造 3階以下）

検査回	検査時期	優先順位	RC造（例 地下なし、3階建の場合）			
			撮影箇所	枚数	コメント（例）	撮影要領
第1回検査	基礎配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する
		①	地中梁の配筋状況	1	・地中梁記号 FG1 大梁主筋 D25 スタラップ D13@150	主要な大梁を選び、主筋及びスタラップの ピッチ が確認できるように撮影する
		①	柱の配筋状況	1	・柱記号 C1 主筋 D25 帯筋 D13@100	主要な柱を選び、主筋及び帯筋の ピッチ が確認できるように撮影する
第2回検査	屋根版配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」又は「屋根版配筋全景」	建物全体又は屋根版がわかるように撮影する
		②	柱の配筋状況	1	・柱記号 3C1 主筋 D25 帯筋 D13@100	主要な柱を選び、主筋及び帯筋が確認できるように撮影する（型枠の間からの撮影が良いです）
		③	梁の配筋状況	1	・梁記号 RG1 大梁主筋 D25 スタラップ D13@150	主要な大梁を選び、主筋及びスタラップの ピッチ が確認できるように撮影する
		④	スラブの配筋状況	1	・スラブ記号 S1 上筋 短辺D13@200 長辺D13@200 下筋 短辺・長辺 D13、D10@200	主要なスラブを選び、 ピッチ が確認できるように撮影する

第1回検査時3枚撮影

第2回検査時3枚撮影（全景は必須、他2枚は②④の内選択）

・ 各検査毎に3枚撮影する。 [ の撮影箇所は必須とする。]

参考4 現場施工状況写真の撮影箇所・要領（RC造 4階以上）

検査回	検査時期	優先順位	RC造（例 地下なし、8階建の場合）			
			撮影箇所	枚数	コメント（例）	撮影要領
第1回検査	基礎配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する
		①	地中梁の配筋状況	1	・地中梁記号 FG1 大梁主筋 D32 スタラップ D13 @125	主要な大梁を選び、主筋及びスタラップのピッチが確認できるように撮影する
		①	柱の配筋状況	1	・柱記号 C1 主筋 D29 帯筋 D13@100	主要な柱を選び、主筋及び帯筋のピッチが確認できるように撮影する
第2回検査	2階床配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」又は「2階床配筋全景」	建物全体又は2階床がわかるように撮影する
		②	柱の配筋状況	1	・柱記号 1C1 主筋 D29 帯筋 D13	主要な柱を選び、主筋及び帯筋が確認できるように撮影する（型枠の間からの撮影で可、先組の上階部分でも可）
		③	梁の配筋状況	1	・梁記号 2G1 大梁主筋 D29 スタラップ D13 @150	主要な大梁を選び、主筋及びスタラップのピッチが確認できるように撮影する
		④	スラブの配筋状況	1	・スラブ記号 S1 上筋 短辺・長辺 D13@200 下筋 短辺・長辺 D13、D10@200	主要なスラブを選び、ピッチが確認できるように撮影する
最終回検査	屋根防水工事完了時	①	全景	1	・「外観」又は「屋上防水全景」	建物全体又は屋上（屋根）部分がわかるように撮影する
		①	屋根防水の状況	1	・防水層のジョイント部 ・パラペット上端部	パラペット部やジョイント部などの防水取合い部分を撮影する
		①	外壁の状況	1	・開口部（建具廻り） ・貫通配管部	建具廻り、貫通配管部、打継ぎ目地、スリット目地のいずれかを撮影する

第1回検査時3枚撮影

（全景は必須、他2枚は②③④の内選択）
第2回検査時3枚撮影

第3回検査時3枚撮影


・ 各検査毎に3枚撮影する。 [ の撮影箇所は必須とする。]

参考5 現場施工状況写真の撮影箇所・要領（S造 3階以下）

検査回	検査時期	優先順位	S造（例 地下なし、3階建の場合）			
			撮影箇所	枚数	コメント（例）	撮影要領
第1回検査	基礎配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する
		①	地中梁の配筋状況	1	・地中梁記号 FG1 大梁主筋 D25 スタラップ D13 @125	主要な大梁を選び、主筋及びスタラップのピッチが確認できるように撮影する
		①	柱脚部の状況	1	・露出柱脚部 1C1 アンカーボルト設置	柱脚部の形式がわかるように撮影する
第2回検査	屋根工事完了時から鉄骨耐火被覆直前の工事完了時	①	全景	1	・「外観」又は「屋根防水全景」	建物全体又は屋根（屋上）部分がわかるように撮影する
		②	外壁の状況	1	・ALC版のジョイント部 開口部（建具廻り）	外壁、開口部廻り、バルコニーの防水措置のいずれかを撮影する
		③	屋根防水の状況	1	・防水層のジョイント部 ・パラペット上端部	パラペット部やジョイント部などの防水取合い部分を撮影する
		④	柱脚部の状況	1	・露出柱脚部 1階柱記号 1C1 ベースプレート	柱脚部の納まりがわかるように撮影する
		⑤	鋼材の状況	1	・柱と梁の取り合い 1階柱 1C1 2階梁 2G1	主要な柱と梁を選び、納まりが確認できるように撮影する（近距離にならないように撮影）

第1回検査時3枚撮影

（全景は必須、他2枚は②③⑤の内選択）
第2回検査時3枚撮影

・ 各検査毎に3枚撮影する。〔  の撮影箇所は必須とする。 〕

参考6 現場施工状況写真の撮影箇所・要領（S造 4階以上）

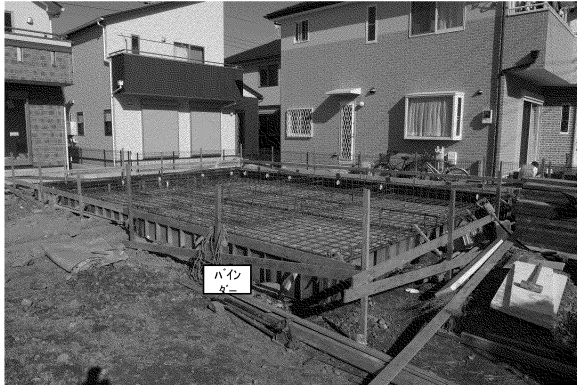
検査回	検査時期	優先順位	S造（例 地下なし、4階建〈外壁ALC〉の場合）				
			撮影箇所	枚数	コメント（例）	撮影要領	
第1回検査	基礎配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」	建物全体がわかるように撮影する	第1回検査時3枚撮影
		①	地中梁の配筋状況	1	・地中梁記号 FG1 大梁主筋 D25 スタラップ D13 @125	主要な大梁を選び、主筋及びスタラップのピッチが確認できるように撮影する	
		①	柱脚部の状況	1	・露出柱脚部 1C1 アンカーボルト設置	柱脚部の形式がわかるように撮影する	
第2回検査	2階床配筋工事完了時	①	全景	1	・「外観」又は「2階床全景」	建物全体又は2階床がわかるように撮影する	第2回検査時3枚撮影
		①	柱脚部の状況	1	・露出柱脚部 1階柱記号 1C1 ベースプレート	柱脚部の納まりがわかるように撮影する	
		①	鋼材の状況	1	・柱と梁の取り合い 1階柱 1C1、 2階梁 2G1	主要な柱と梁を選び、納まりが確認できるように撮影する（近距離にならないように撮影）	
最終回検査	屋根防水工事完了時	①	全景	1	・「外観」又は「屋上防水全景」	建物全体又は屋上（屋根）部分がわかるように撮影する	第3回検査時3枚撮影
		①	屋根防水の状況	1	・防水層のジョイント部 ・パラペット上端部	パラペット部やジョイント部などの防水取合い部分を撮影する	
		①	外壁の状況	1	・ALC版のジョイント部 ・開口部（建具廻り）	外壁、開口部廻り、バルコニーの防水措置のいずれかを撮影する	

・ 各検査毎に3枚撮影する。 [ の撮影箇所は必須とする。]

第1回現場検査 現場施工状況写真

物件名	様邸	撮影日	平成22年2月10日
-----	----	-----	------------

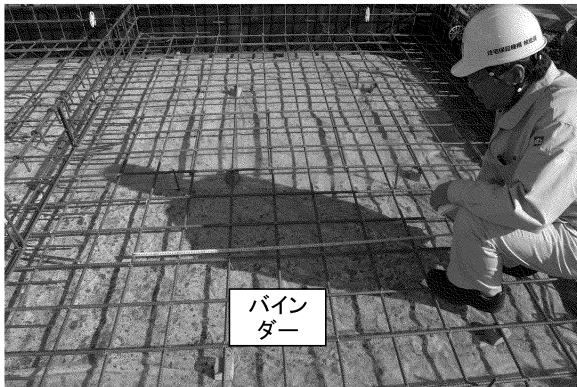
1



全景

「外観」

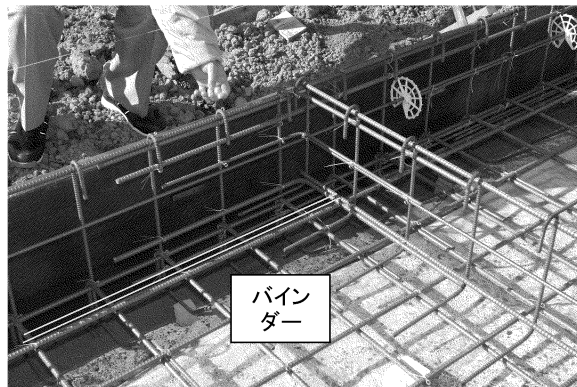
2



底盤の配筋状況

「べた基礎」
底盤厚 150mm
鉄筋 D13@200シングル

3



立上がりの配筋状況

主筋 D13
縦筋D10 @200

第2回現場検査 現場施工状況写真

物件名	様邸	撮影日	平成22年3月4日
-----	----	-----	-----------

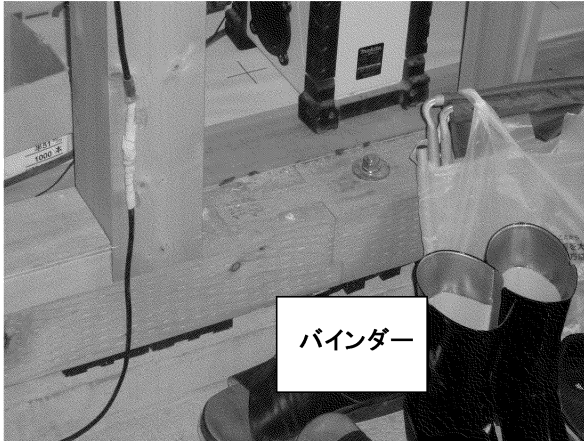
1



全景

「外観」

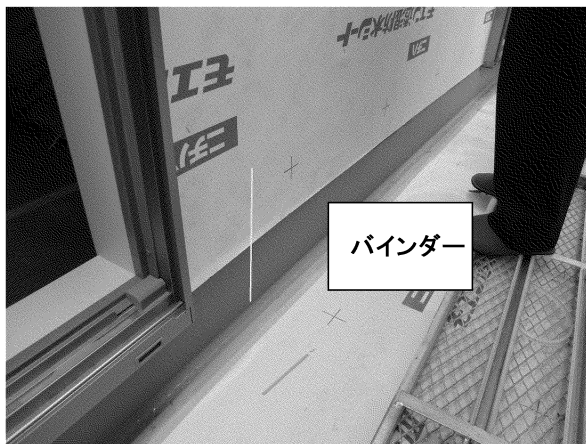
2



土台の基礎への緊結状況

「アンカーボルト」

3



バルコニー

「防水立上がり壁取合い部」

「透湿防水シート」

第2回現場検査 現場施工状況写真

物件名	様邸	撮影日	平成22年3月8日
-----	----	-----	-----------

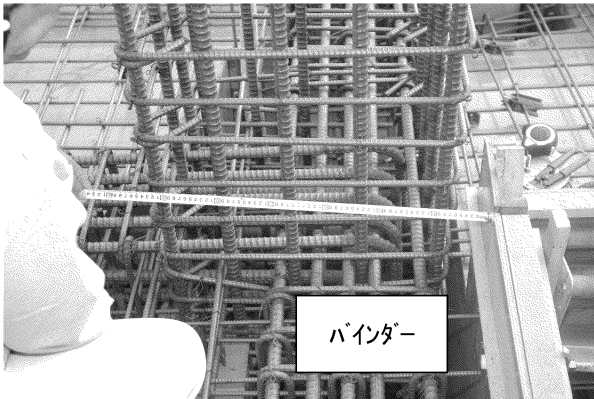
1



全景

「外観」

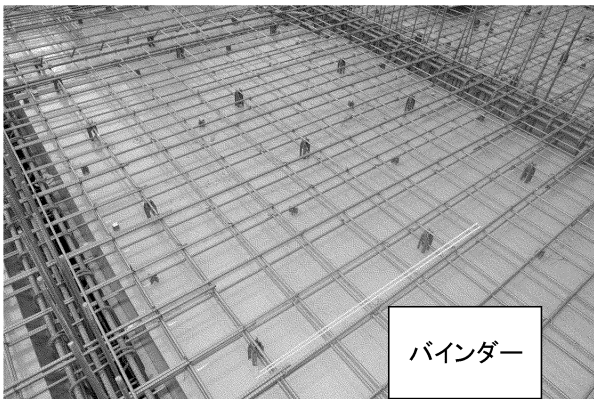
2



柱の配筋状況

「柱記号 2C1」
主筋 D29
帯筋 D13@100

3



スラブの配筋状況

「スラブ記号 S1」
上筋 短辺・長辺
D13@200
下筋 短辺・長辺
D13、D10@200

検査報告書

申請者 様 年 月 日

登録住宅性能評価機関 印

下記の検査対象工程に係る工事について、評価方法基準に基づく検査を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 設計住宅性能評価書交付番号 第 号
2. 設計住宅性能評価書交付年月日 年 月 日
3. 設計住宅性能評価書交付者
4. 建築場所
5. 検査を行った住宅の名称、構造の種別その他概要
6. 検査対象工程に係る工事
7. 検査年月日 年 月 日
8. 検査を行った評価員の氏名
9. 検査結果（不適合の場合は事由を記載）
10. 備考

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 数字は算用数字を用いてください。
3 一の申請者に対し、共同住宅等の複数の住戸に係る報告を行う場合、この報告書を一部とすることができます。

防水オプション検査チェックシート 木造軸組工法用

邸		申込受付番号							
事業者 届出番号									
届出事業者名									
現場検査 員番号									
現場検査 員名									
防水オプション検査 の立会者名									
現場検査日時		年 月 日							
		時 分 ~ 時 分							
建設住宅性能評価		<input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無							
検査項目	該当 項目	施工内容等の記録	判 定	確認方法					
				目視 計測	書類	聴取			
11 バルコニー・ 陸屋根 防水	11.1 防水工法	<input type="checkbox"/> 防水材の種類 <input type="checkbox"/> FRP防水(1層の場合は防水材製造者が指定する施工基準による) <input type="checkbox"/> 塩ビシート防水 <input type="checkbox"/> その他()							
	11.2 バルコニー床	<input type="checkbox"/> 勾配 (/) $\geq 1/50$ <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)							
	11.3 陸屋根	<input type="checkbox"/> 勾配 (/) $\geq 1/50$ <input type="checkbox"/> 防水材製造者の基準による(製造者名:)							
	11.4 壁取合い部	<input type="checkbox"/> 防水立上り 開口部下 (mm) ≥ 120 mm 開口部以外 (mm) ≥ 250 mm							
	11.5 手すり壁・ パラペット	<input type="checkbox"/> 防水紙の種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430(20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 上端部及び笠木等の防水措置の状況							
12 外壁	12.1 乾式仕上げ	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input type="checkbox"/> 金属系サイディング <input type="checkbox"/> ALCパネル(防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板(厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ()							
	12.2 湿式仕上げ	<input type="checkbox"/> 下地 <input type="checkbox"/> ラス(平ラス除く) <input type="checkbox"/> 下地専用ボード <input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 普通モルタル(防水上有効な仕上げ、ひび割れ防止措置必要) <input type="checkbox"/> 既調合軽量セメントモルタル(JASS15M-102に基づく調合・施工による)							
	12.3 通気構法	<input type="checkbox"/> 通気措置 <input type="checkbox"/> 通気胴縁(厚 mm×幅 mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金具 <input type="checkbox"/> その他()							
	12.4 防水紙	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430(20kg/巻品) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 重ね幅 縦(上下)(mm) ≥ 90 mm 横(左右)(mm) ≥ 90 mm(窯業系・金属系サイディングは150mm以上)							
	12.5 開口部廻り	<input type="checkbox"/> 防水テープの施工状況 <input type="checkbox"/> シーリング材の種類 <input type="checkbox"/> JIS耐久性区分8020の品質を有するもの <input type="checkbox"/> その他()							
13 その他	13.1 太陽電池モ ジュール (太陽光パ ネル)	<input type="checkbox"/> 設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(屋根材に応じた支持金物、防水措置) <input type="checkbox"/> その他()							
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する							
備 考		3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:							

凡例 該当項目欄 [は必須、有は] : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
 確認方法欄: 確認の抛り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

防水オプション検査チェックシート 枠組壁工法用

〒

		申込受付番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>						
事業者届出番号 <input style="width: 100%;" type="text"/>		防水オプション検査の立会者名 <input style="width: 100%;" type="text"/>		現場検査日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分				
現場検査員番号 <input style="width: 100%;" type="text"/>		建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(□併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済) <input type="checkbox"/> 無						
現場検査員名 <input style="width: 100%;" type="text"/>								

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視 計測	書類	聴取
11 バルコニー・ 陸屋根防水	11.1 防水工法	<input type="checkbox"/> 防水材の種類 □FRP防水(1層の場合は防水材製造者が指定する施工基準による) □塩ビシート防水 □その他()				
	11.2 バルコニー床	<input type="checkbox"/> 勾配 (/) ≥ 1/50 □防水材製造者の基準による(製造者名:)				
	11.3 陸屋根	<input type="checkbox"/> 勾配 (/) ≥ 1/50 □防水材製造者の基準による(製造者名:)				
	11.4 壁取合い部	<input type="checkbox"/> 防水立上り高さ 開口部下 (mm) ≥ 120mm 開口部以外 (mm) ≥ 250mm				
	11.5 手すり壁・バラベットの状況	<input type="checkbox"/> 防水紙の種類 □透湿防水シート □アスファルトフェルト430(20kg/巻品) □その他() ・上端部及び笠木等の防水措置の状況				
12 外壁	12.1 乾式仕上げ	<input type="checkbox"/> 種類 □窯業系サイディング □金属系サイディング □ALCパネル(防水措置必要) □押出成形セメント板(厚25mm超) □下見板張り □その他仕上げ()				
	12.2 湿式仕上げ	<input type="checkbox"/> 種類 □普通モルタル(防水上有効な仕上げ、ひび割れ防止措置必要) □既調合軽量セメントモルタル(JASS15M-102に基づく調合・施工による)				
	12.3 通気構法	<input type="checkbox"/> 通気措置 □通気胴縁(厚 mm×幅 mm) □サイディング専用通気金具 □その他()				
	12.4 防水紙	<input type="checkbox"/> 種類 □透湿防水シート □アスファルトフェルト430(20kg/巻品) □その他() <input type="checkbox"/> 重ね幅 縦(上下) (mm) ≥ 90mm 横(左右) (mm) ≥ 90mm (窯業系・金属系サイディングは150mm以上)				
	12.5 開口部廻り	<input type="checkbox"/> シーリング材の種類 □JIS耐久性区分8020の品質を有するもの □その他()				
13 その他	13.1 太陽電池モジュール(太陽光パネル)	<input type="checkbox"/> 設置方法 □製造所が指定する施工方法(屋根材に応じた支持金物、防水措置) □その他()				

結 果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はありませぬ <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する
-----	--

備 考	3条確認[<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容: <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>凡例 該当項目欄[<input type="checkbox"/> は必須、有は<input checked="" type="checkbox"/>]: 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入] 確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。</p> </div>
-----	--

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目の番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

防水オプション検査チェックシート RC・SRC*・CB 造用

郵便番号										申込受付番号			
事業者 届出番号										防水オプション 検査の立会者名			
届出事業者名										年 月 日			
現場検査 員番号										時 分 ~ 時 分			
現場検査 員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無			

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視 計測	書類	聴取
13.1 陸屋根・ルーフバルコニー	<input type="checkbox"/>	・防水工法の種類 <input type="checkbox"/> アスファルト防水 <input type="checkbox"/> 改質アスファルトシート防水 <input type="checkbox"/> シート防水 <input type="checkbox"/> 塗膜防水 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	<input type="checkbox"/>	・勾配 <input type="checkbox"/> 1/50以上 <input type="checkbox"/> 1/100以上(保護コンクリート等又は包括3条確認がある場合) <input type="checkbox"/> その他 (/)				
	<input type="checkbox"/>	・パラペット 上端部の防水 <input type="checkbox"/> 金属製笠木 <input type="checkbox"/> 防水材料(種類:) <input type="checkbox"/> その他 ()				
	<input type="checkbox"/>	・壁面立上げ部の防水納まり状況 <input type="checkbox"/> 押さえ金物 <input type="checkbox"/> シール状況				
	<input type="checkbox"/>	・屋根面の防水仕上げの状況(庇、バルコニーの下部が一部でも室内になるもの含む)				
13.2 勾配屋根	<input type="checkbox"/>	・勾配・種類 ①(/) 屋根ふき材[<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> その他()] ②(/) 屋根ふき材[<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> その他()]				
	<input type="checkbox"/>	・下ぶき材の種類 <input type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940 <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/>	・下ぶき材の重ね幅 上下(mm) ≥ 100mm 左右(mm) ≥ 200mm 谷部(mm) ≥ 250mm 棟部(mm) ≥ 250mm <input type="checkbox"/> ふき材製造者の基準による(製造者名:)				
	<input type="checkbox"/>	・壁面立上げ部の下ぶき 立上げ高さ(mm) ≥ 250mm				
13.3 排水ドレイン	<input type="checkbox"/>	・設置数、設置位置、排水管の室内貫通配管(口あり、口なし)				
13.4 各部の雨水 浸入防止措置	<input type="checkbox"/>	・配管等貫通部				
	<input type="checkbox"/>	・天窓の周囲 <input type="checkbox"/> 製造所の指定する施工方法 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> シーリング処理				
14.1 CB造の外壁	<input type="checkbox"/>	・防水上有効な仕上げ				
15.1 シーリング材	<input type="checkbox"/>	・シーリング材の品質 JIS 耐久性区分8020の品質を有するもの				
15.2 各部の雨水 浸入防止措置	<input type="checkbox"/>	・外壁コンクリート打継ぎ目地				
	<input type="checkbox"/>	・耐震スリット目地				
	<input type="checkbox"/>	・外壁開口部周囲、貫通配管部				
	<input type="checkbox"/>	・その他雨水浸入のおそれのある部分 <input type="checkbox"/> ひび割れ誘発目地 <input type="checkbox"/> 庇上面入隅 <input type="checkbox"/> その他()				
16.1 太陽電池モジュール (太陽光パネル)	<input type="checkbox"/>	・設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(防水性能を確保した基礎、架台) <input type="checkbox"/> その他()				
結 果		<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する				

備 考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:
-----	--

凡例 該当目欄 [] は必須、有は [] : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
確認方法欄: 確認の拠り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号を○で囲み、備考欄に内容を記載してください。

防水オプション検査チェックシート S造用

郵便番号										申込受付番号			
事業者 届出番号										防水オプション 検査の立会者名			
届出事業者名										年 月 日			
現場検査 員番号										時 分 ~ 時 分			
現場検査 員名										建設住宅性能評価 <input type="checkbox"/> 有(併用、別機関) <input type="checkbox"/> 評価書取得済 <input type="checkbox"/> 無			

検査項目	該当項目	施工内容等の記録	判定	確認方法		
				目視 計測	書類	聴取
9 屋根防水	9.1 陸屋根	<input type="checkbox"/> 防水工法の種類 <input type="checkbox"/> アスファルト防水 <input type="checkbox"/> 改質アスファルトシート防水 <input type="checkbox"/> シート防水 <input type="checkbox"/> 塗膜防水 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 勾配 <input type="checkbox"/> 1/750以上 <input type="checkbox"/> 1/100以上(保護コンクリート等又は包括3条確認がある場合) <input type="checkbox"/> その他(/)				
		<input type="checkbox"/> バラベット <input type="checkbox"/> 金属製笠木 <input type="checkbox"/> 防水材料 (種類:) 上部部の防水 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 壁面立上げ部の防水納まり状況 <input type="checkbox"/> 押さえ金物 <input type="checkbox"/> シール状況				
		<input type="checkbox"/> 屋根面の防水仕上げの状況 (庇、バルコニーの下部が一部でも室内になるもの含む)				
	9.2 勾配屋根	<input type="checkbox"/> 勾配・種類 ①(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルート <input type="checkbox"/> その他()] ②(/) 屋根ふき材 [<input type="checkbox"/> 粘土瓦 <input type="checkbox"/> セト瓦 <input type="checkbox"/> 金属板 <input type="checkbox"/> ルート <input type="checkbox"/> その他()]				
		<input type="checkbox"/> 下ぶき材の種類 <input type="checkbox"/> アスファルトルーフィング940 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 下ぶき材の重ね幅 上下(mm) ≥100mm 左右(mm) ≥200mm 谷部(mm) ≥250mm 棟部(mm) ≥250mm <input type="checkbox"/> ぶき材製造者の基準による(製造者名:)				
	9.3 排水ドレイン	<input type="checkbox"/> 設置数、設置位置 ・排水管の室内貫通配管(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)				
	9.4 各部の雨水 浸入防止措置	<input type="checkbox"/> 配管等貫通部				
<input type="checkbox"/> 手すり脚部						
<input type="checkbox"/> 天窓の周囲 <input type="checkbox"/> 製造所の指定する施工方法 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> シーリング処理						
10 外壁防水	10.1 乾式仕上げ	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 窯業系サイディング、 <input type="checkbox"/> 金属系サイディング <input type="checkbox"/> ALCパネル(防水措置必要) <input type="checkbox"/> 押出成形セメント板(厚25mm超) <input type="checkbox"/> 下見板張り <input type="checkbox"/> その他仕上げ()				
		<input type="checkbox"/> 通気構法 <input type="checkbox"/> 通気胸縁(厚 mm×幅 mm) <input type="checkbox"/> サイディング専用通気金物 <input type="checkbox"/> その他()				
	10.2 防水下地材	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 透湿防水シート <input type="checkbox"/> アスファルトフェルト430 <input type="checkbox"/> その他()				
		<input type="checkbox"/> 重ね幅 縦(上下)(mm) ≥90mm 横(左右)(mm) ≥90mm(窯業系・金属系サイディングは150mm以上)				
	10.3 シーリング材	<input type="checkbox"/> シーリング材の品質 JIS耐久性区分8020の品質を有するもの				
	10.4 開口部廻り	<input type="checkbox"/> シーリングの施工 <input type="checkbox"/> 防水テープの施工状況				
10.5 各部の雨水 浸入防止措置	<input type="checkbox"/> 貫通配管等 <input type="checkbox"/> その他雨水浸入のおそれのある部分 <input type="checkbox"/> 庇面の入隅 <input type="checkbox"/> 取付金物等の埋込周囲 <input type="checkbox"/> その他()					
11 その他	11.1 太陽電池モ ジュール(太 陽光パネル)	<input type="checkbox"/> 設置方法 <input type="checkbox"/> 製造所が指定する施工方法(防水性能を確保した基礎、架台) <input type="checkbox"/> その他()				
結 果	<input type="checkbox"/> 指摘内容はあります <input type="checkbox"/> 指摘内容通知書を確認する					
備 考	3条確認 [<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無] 内容:					

凡例 該当項目欄 [は必須、有は] : 判定欄 [適合: O、不適合: X、未施工部分: 「未」と記入、該当なし: 「/」(斜線)を記入]
確認方法欄: 確認の振り所を明らかにし、該当する欄にチェックマーク「し」を記入。

・3条確認を受けたものについては、該当する検査項目番号をOで囲み、備考欄に内容を記載してください。

まもりすまい保険 現場検査マニュアル (2012年4月)

住宅保証機構株式会社
東京都港区芝5丁目29番14号 田町日工ビル
ホームページ：<http://www.mamoris.jp>
現場検査マニュアルに関する窓口（技術部技術管理課）
TEL：03-6435-4684 FAX：03-3454-2550

発行月 平成24年4月

※本書の一部または全部を著作権法の定める範囲を超え、無断で複写、複製、転載、あるいはファイルに落とすことを禁じます。
